

平成26年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成26年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成26年12月5日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 委員会調査(行政視察)報告
日程第 5 雇用と企業誘致に関する特別委員会調査報告
日程第 6 報告第6号から議案第109号まで一括上程
(提案理由の説明)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大桃英樹	議員	2番	星光久	議員
3番	湯田良一	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員(1名)

4番 室井嘉吉 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
居倉雅彦	学校教育課長 補佐	湯田順一	生涯学習課長
星善光	館岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は4番、室井嘉吉君です。

ただいまから平成26年第4回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番、湯田良一君及び16番、大竹幸一君を指名します。



◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月12日までの8日間

とし、明6日から7日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの8日間とし、明6日から7日まで休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成26年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告並びに議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から、平成26年度10月分までの例月出納検査の結果及び平成26年度定期監査の報告書が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

平成26年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで諸報告は終わりました。



◎委員会調査（行政視察）報告

○芳賀沼順一議長 日程第4、委員会調査（行政視察）の報告を行います。

総務委員会の行政視察報告を行います。

総務委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それでは、総務常任委員会の行政視察の研修報告を行います。

私ども総務委員会では、重要伝統的建造物群の保存地区の保存対策と観光行政について、そ

れから定住促進サポート事業の取り組みについて、これは人口減対策ということでこの2点を目的といたしまして、視察地を富山県南砺市五箇山相倉集落、それから岐阜県恵那市の恵那市役所において研修をさせていただきました。参加者は総務委員会全員参加でございます。随行者として、事務局長の室井裕さんのほうにお願いをいたしました。

視察地の概要といたしましては、富山県南砺市でございますけれども、こちらも合併市でありまして、8つの町村が合併して中核地を持たないような市でございます。約669平方キロメートル、人口で5万4,000、それから世帯数が1万5,000程度の市でございます。

五箇山については皆さん先般もテレビ等で紹介されましたけれども、合掌造りということで、お隣の白川郷と一緒に平成7年度にユネスコに登録された合掌造りの場所でございます。

五箇山の菅沼、相倉という2つの集落があるわけでございますけれども、相倉集落のほうを研修先とさせていただきました。昭和45年に国指定史跡に指定されまして、平成6年に前沢と同じように重要伝統的建造物群の保存地区に指定されまして、さらに翌年度、隣接する白川郷と一緒にユネスコ世界遺産に登録をされたものでございます。

それから、恵那市ですけれども、こちらも合併市でございます。1市4町1村が合併しまして、これは吸収合併の形であろうというふうに想定されますけれども、面積が504平方キロメートル、人口は先ほどと同じ5万4,000、世帯数も1万9,000程度ということでございます。開業が予定されているリニア中央新幹線の岐阜駅が、隣の市に設置されるということで、そのことでまちづくりを再構築されているようでございます。

研修内容でございますけれども、南砺市の相倉集落でございますけれども、こちらは最終的には資料を見ていただきたいと思っておりますけれども、この保存活用に向かってマスタープランをつくりまして、まず策定に当たりその地域の価値というものの、どういうふうな価値があるのかということと3点あげました。現代に継承された希少な合掌造り集落としての価値、それから人々が生活する「生きた世界遺産」としての価値、それから3番目に合掌造り集落を育んだ五箇山地域全体の価値ということとをまず掲げまして、この価値をもとに柱を3つマスタープランとして構築されました。1つとしては、「生きた世界遺産」としての合掌造り集落の価値を磨き上げる。2つ目に、空間・生活文化・自然環境の総体としての世界遺産の価値を伝える。3番目に、世界遺産の保護と生活・観光が共存し、互いの質を高め合うような地域環境を実現するというので、この3つの柱をマスタープランの中で構築をして、さらにこの3つの下に7つのテーマを設けて保護活用にあっているわけでございます。

なお、入り込み数でございますけれども、菅沼、相倉合わせまして最高が13万程度、これ

は平成13年がピークでございまして、13万程度、入り込みがありました。現在は大体8万人に減っております。

ちなみに白川郷でございますけれども、一緒に世界遺産にユネスコ登録されたわけでございますけれども、こちらは桁違いで、平成20年度で186万1,000人という入り込みでございます。その中で外国人が12万3,000人入っていると、あと宿泊は9万9,000人という、白川郷は群を抜いて入り込み数が多いという状況でございます。同じ世界遺産に登録されているわけでございますけれども、陰に隠れているというような状況でもあります。そういった状況でございました。

それから恵那市でございましてけれども、こちらも人口減少、同じような、今回も一般質問等が出ていますけれども、人口減少は日本全体の問題であるということで、各自治体が自覚をしている内容でございまして、この恵那市においても緩和をし、人口減少緩和、食いとめる、緩和し食いとめるために総合計画の後期基本計画において、人口減少対策プロジェクトというのを主要プロジェクトに位置づけたんですね。市の施策の真ん中においてあるということでした。特徴として、少子化対策や定住・移住対策を初め、全庁的に複合的に施策を構築して、継続的に民間活力と提携し、移住希望者、移住者をサポートしているというところでございます。これは複合的な施策として一つの形にして、市の人口減少対策プロジェクトとして重要施策に位置づけているということでございます。

特に、ご紹介申し上げたいのは、恵那市への移住希望者が平成22年から25年に約90人ほど移住しているわけですが、年々ふえている中、平成25年度に恵那暮らしサポートセンターというのを開設しまして、平成24年までに市が中心になって実施した移住・定住促進支援について専門的な、一層専門的な分野で移住・定住促進が出来るように専門職員を1名常駐させているということでございます。これは民間との共同でやっております。

特徴的なことをご紹介申し上げました。所感としては、先ほど若干申し上げましたけれども、それぞれ我が町の課題の一つになっておりまして、特に前沢地区の暮らしている家と、実際暮らしている方がいてそこを活用するというのはなかなか難しいというところでございますけれども、根気良くまたその価値を共有していくということが大事だろうということでございます。住民もそうですけれども、町民もそうだろうというふうに思います。その価値観の醸成を根気強く啓発していく必要があると、保存をしっかりとやっていくことで、地域での価値観を見出し、活用につなげる。できれば、地域の方々のなりわいまで持っていければ成功かなと、形になればいいなというふうに考えておりました。

また、定住促進事業におきましては、恵那市のほうで、全庁的な一つの大きな課題として捉えているわけでございますけれども、一体として捉えると。各いろんな事業が我が町でもありますけれども、それを定住促進なり人口減少対策につなげていくという、そういった試みを意識的にやっていく必要があるのではないかというふうなことでございます。これは我が委員会としても機会があるごとに町当局のほうにも提案等をしていきたいというふうに考えています。

今回、我が委員会では、行政視察に基づく一般質問をさせていただきますけれども、代表で2名ほどさせていただきます。そういった形をして、行政視察を形にしていきたいというふうに考えて、そういった形にしていく方向でやっていきたいというふうに思って、今回実施させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。以上、報告です。

○芳賀沼順一議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）の報告を終わります。



◎雇用と企業誘致に関する委員会報告

○芳賀沼順一議長 日程第5、雇用と企業誘致に関する特別委員会（調査報告）を議題とします。

雇用と企業誘致に関する特別委員長、星登志一君。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、ただいま議長のほうから発言のありました、雇用と企業誘致に関する特別委員会の最終報告をしたいと思います。

我々、雇用と企業誘致に関する委員会は、平成18年ごろからどうも景気がおかしくなったということで、平成21年6月1日に、議員も構成委員となった、町との南会津町緊急雇用対策協議会が発足いたしました。しかし、それだけでは議員全体の意見が提案できないだろうということで、前雇用対策調査特別委員会の提言を受けて、23年6月に特別委員会が出来ます。それから約3年6カ月の活動をしてまいりました。今回12月議会で最終報告としたのは、も

し今、我々の活動の中で、少しでも行政あるいは議員各位に提案の要素となるべき項目があれば、それを生かした政策、提言を実行していただきたいということで、3月まで委員会はありますけれども、最終報告は12月にしようということで、今回の報告に至りました。

活動経過としては、まず初めてのこういった特殊な委員会ですので、我々委員会のメンバーそれぞれが、まず現状どうなっているんだと、そういうことをまず町内をくまなく見ていこうということで、企業訪問とそれから実際に商工会あるいは政党、学校、企業、こういったものの関係が就職に関してどうなっているのかということで、高校も今回は訪問をいたしました。そのほか、県のほうの方針がどうなっているのかということで、県の状況もお伺いをいたしました。それと、当地方において、ほかの町村地域ではどんな職業をつくろうとしているのかということで、まず町としては磐梯町の住宅関係、雇用住宅関係、それから農業関係では会津加工の新しいICを使った農業関係を視察しました。それと現実に町で働いている農林業、トマト農家の方は、新規の参入者が多けれども、一体どういうふうな思いをもって働いているのか、あるいは林業関係、そういったところも現地の調査をいたしました。

結果的に、24回の委員会を開催し、約26カ所の関係部署、それから企業訪問、それから雇用環境の調査をした結果、それを踏まえて最終的に確認事項として3項目を上げました。

1つは、町に合った、国からいろいろな政策は出ているけれども、当町のように小さな町ではその補助事業等の恩恵を受ける企画が少ないということで、そういったすき間的なところを当町独自の補助制度を上げるべきだと。それから2番目としては、町あるいは議会で一生懸命いろんな企画をつくってやっているけれども、末端までPRが行き届いていないということがよく聞かれました。そこで、2番目には各種制度のPRの徹底を図るべきだと。我々議会も、行政もこういうことをつくったはずだと思っているだけであって、町民に、一番末端の町民までPRが行き届いていない。それから、我々だけの、この町の間人だけと考えるとなかなか思いつかないこともあるので、外部のアドバイザーの意見を少し聞いたらどうだという、この3つの確認事項をいたしました。

これに基づいて、以下、農業部門、それから林業部門、既存の企業に対しての部門、それから企業誘致。実際はこの4本立てで動いておりましたけれども、活動をしている間に、その他の部門で根本的にはこういうようなこともやらなきゃいけないのではないかとというような、その他の部門と、中は後からご質問を受ければまたお答えしたいと思いますけれども、非常にその他の部門も大事な要素だなど。特に、最終的に本拠地は水戸市にあってこちらに二重の生活をしているという方とお話した時には、とにかくこんなに立派な自然があるのに、それを短

期的でなく長期的な計画で景観づくりをしたらどうなんだとか、そういった意見も伺いました。

最終的に総論としては、やはり行政、議会、住民が情報を共有していないと。町はこれをしていくのだという一体化したものが少ないと。この部分で働く場所づくりを継続的にするためには情報の共有化、一本化をして、みんなでそれに向かってやっていかないとなかなか職の創出まではいかないんじゃないかという結論に達しました。

この間、町民から寄せられた声で、実際に議会と町で本当にやっているのかと、あまり期待してないよという声、あるいは要望はありませんかという、即座にありませんと。これはやはり議会、行政両方がもうちょっと企業に対して一生懸命やっているよと、いろんな意見ちょうだいということをしてPRしなきゃいけないというふうに実感をいたしました。

それから、町の方向性、企業誘致に関しても観光でやるのか、それとも本当に企業誘致をやるのか、その方向性が見えてこない。これは、実際は両方一緒にやっていかなければいけないということじゃないかと思えますけれども、そういった声もありました。

最後、サポートを我々に求める、何をしてほしいですかと求めるだけじゃなくて、我々も一緒になって町の活性化について考えたいんだよというような声もありましたので、合わせて町民からの意見として最終的にまとめておきました。

とにかく、息の長い、継続的な企業誘致をやらないとなかなか実際の成果には結びつかないのかなと、こんなふうな感じです。

一応、我々の委員会はこれで閉じますけれども、また次回もし参考資料として我々の資料を使いたいというときには、事務局に22回分、まず一番初めには現状調査の資料、それから委員会が何を目的に調査したかということ、それから結論としてはこういうことをやっていったらいいんじゃないかという資料は事務局のほうに保存してありますので、十分に今後活用していただければと、こんなふうに思います。

以上で、特別委員会の報告を終わります。

○芳賀沼順一議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

以上で、雇用と企業誘致に関する特別委員会（調査報告）を終わります。



◎報告第6号から議案第109号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第6、報告第6号から議案第109号まで一括上程します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成26年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

今定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第6号専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第12号 工事請負契約の一部変更についてであります。本件は平成25年7月30日付で久米工業株式会社との間に契約した林道白桑山線開設工事契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を162万6,480円増額し、6,441万6,480円とするものであります。

次に、専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年9月22日に南会津町高杖原地内の町道高杖スキー場2号線において、相手方の所有するトラックが、工事のため側溝にかかるグレーチングの上を通過した際、グレーチングにぐらつきがあったため跳ね上がり、相手方車両の車体下のエアータンク及び固定具に損傷を与えたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金33万円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は本年10月28日に福島市松川町水原字南沢地内において、町有車から降車しようとしてドアを開けたところ、強風により隣に駐車していた相手方車両に町有車のドアが衝突し、相手方車両に損傷を与えたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金7万5,600円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第96号 専決処分についてをご説明申し上げます。専決第14号 平成26年度南

会津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、去る11月21日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が12月2日公示、12月14日投票に決定したことから、その選挙経費にかかる補正予算を専決処分したものであります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,708万9,000円とするものであります。

次に、議案第97号 南会津町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についてご説明を申し上げます。本案は、いじめ防止対策推進法第14条の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織を設置することを目的に制定するものであります。

次に、議案第98号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本案は、議案第97号の南会津町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定に関し、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題対策調査委員会委員を非常勤特別職に加えるものであります。

次に、議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本案は、福島県人事委員会勧告による平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第100号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年9月30日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第101号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第102号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。本補正予算は歳入歳出それぞれ248万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,957万円とするものであります。主な補正の要因としましては、歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金等の決定または収入見込みによる補正のほか、過疎対策事業債、合併特例事業債等を補正するものであります。歳出では人事院勧告及び職員異動等による人件費の補正、障害者支援事業、福祉灯油緊急支援給付金、機構集積協力金交付事業、各森林組合出資金等の追加のほか、事業費の確定見込みによる経費補正が主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者負担金の減額等により、87万9,000円を減額補正するものであります。

第13款使用料及び手数料は、公立広域入所受託料が、当初の予想を下回る見込みとなったものの、公立保育料、新規就農者就農促進住宅使用料の追加により、5万5,000円の追加補正となりました。

第14款国庫支出金は、障害者関連国庫負担金、かんばる地域交付金を追加する一方、社会資本整備総合交付金等を減額するなど、各種事務事業の確定見込みにより6,561万円の減額補正となりました。

第15款県支出金は、障害者関連県負担金、機構集積協力金交付金、林道現年災害復旧事業費補助金等を追加補正することや、各種事務事業の確定見込みにより7,255万5,000円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、町有建物貸付料等の計上で、104万4,000円の追加補正であります。

第17款寄附金は、一般寄附金22万9,000円を追加補正するものであります。

第20款諸収入は、森林農地整備センター分収造林受託事業収入を事業変更により減額する一方、舘岩村及び伊南村森林組合合併交付金等の追加により6,308万7,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、現年補助災害復旧事業債を計上するほか、事業費の変動等に伴う町債の補正により、6,800万円を減額補正するものであります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款に渡る職員の人件費の補正についてその概要についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事配置の確定に伴う補正のほか、議案第99号でご説明申し上げましたとおり、人事院勧告による給料表及び勤勉手当の改正に伴う追加補正でありまして、これらの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますのであらかじめご了承願います。

第1款議会費は、66万6,000円の追加補正であります。

第2款総務費は、新庁舎建設関連経費を追加する一方、振興公社運営費補助金等を減額するなど、今年度の事務事業の確定見込みにより1,018万7,000円の減額補正であります。

第3款民生費は、4,029万円の追加でありまして、障害福祉サービス費等の障害者関連経費、低所得者支援に係る福祉灯油緊急支援給付金、介護保険特別会計繰出金等を追加補正するもの

であります。

第4款衛生費は、医療施設開設助成金の減額が主な補正で、207万円の減額補正であります。

第5款労働費は、ICT企業等立地促進事業費補助金の追加が主な補正であり、241万9,000円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、3,097万5,000円の追加で、機構集積協力金交付事業、館岩村及び伊南村森林組合への出資金等を追加するほか、各種事業費の確定見込みにより補正するものであります。

第7款商工費は、203万6,000円の減額補正でありまして、主な内容は、がんばる企業・創業支援事業補助金を減額する一方、観光プロモーション事業委託料を追加すると共に、地域の元氣臨時交付金事業の中大屋台格納庫建設事業の組み替え等の補正であります。

第8款土木費は、事業費の確定見込み、社会資本整備総合交付金事業の組み替え等が主な内容で、6,071万1,000円の減額補正であります。

第9款消防費は、159万5,000円の減額補正でありまして、防火水槽設置工事請負費や、消防ポンプ自動車等購入費の事業費確定による減額補正が主な補正であります。

第10款教育費は、1,483万2,000円の減額で、非常勤講師賃金等を減額するほか、事業費や経常的経費の今年度事業費の確定見込みによる補正であります。

第11款災害復旧費は、平成26年災梅雨前線豪雨災による林道施設災害復旧事業工事請負費2,280万9,000円の追加であります。

第12款公債費は、町債の確定した償還利子の補正が主なものでありまして、847万4,000円の減額補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で、522万7,000円を追加するものであります。

なお、債務負担行為は第2表債務負担行為既定の地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第103号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,645万1,000円とするものであります。主な内容は、歳入では人件費繰入金の補正であります。歳出では、人件費を補正するほか、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、高額療養費等を補正するものであります。

次に、議案第104号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,519万6,000円とするものであります。主な内容は、歳入では、人件費繰入金及び繰越金の追加補正であります。歳出では、人件費関係予算を補正するものであります。

次に、議案第105号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,036万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,835万8,000円とするものであります。その主な内容は、歳出では人件費を補正するほか、保険給付費の本年度の給付見込みによりそれぞれサービス費目別に補正するものであります。一方、歳入は今年度の決定通知を受けて、国・県支出金、支払基金交付金等を補正するものであります。また、繰入金は介護給付費、人件費等の見込みにより補正するものであります。

次に、議案第106号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,327万5,000円とするものでありまして、歳入では繰越金の追加補正であり、歳出では施設管理費における維持管理費等を減額する一方、新設改良費の委託料を追加するものであります。

次に、議案第107号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,130万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億669万1,000円とするものであります。その主な内容は、歳入では事業費の確定見込みによる国・県支出金及び町債の減額であります。一方、歳出では人件費を補正するほか、事業費の確定見込みによる工事請負費等の減額補正であります。

なお、既定の町債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第108号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ59万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,209万円とするものであります。その主な内容は、歳入、水道使用料を減額する一方、消費税確定申告還付金を追加補正するものであります。歳出は、人件費を追加補正するほか、簡

易水道再編推進事業の組み替え等の補正をするものであります。

次に、議案第109号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を143万4,000円追加し、収益的収入の予算額を1億5,230万1,000円とし、収益的支出を9万8,000円減額し、収益的支出の予定額を1億4,782万8,000円とするものであります。その主な内容は、収入は共済金収入を追加する一方、公共事業関連繰入金を減額するものであり、支出は人件費を追加する一方、町道関連配水管等移設工事請負費を減額補正するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等15件につきまして、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご議決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

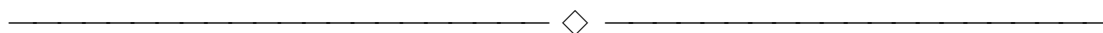
〔発言する者あり〕

提案理由の中で、ただいま説明を申し上げましたが、訂正をお願いしたいと思います。

議案第103号、これにつきまして、平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明の中で、「18万7,000円を減額する」と言うべきところを、「18万7,000円を追加」と申し上げました。逆でありますので訂正させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これにて提案理由の説明を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は12月10日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時47分

平成26年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成26年12月10日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

5番 室井 実 議員
8番 楠 正次 議員
16番 大竹 幸一 議員
2番 星 光久 議員
1番 大桃 英樹 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1番 大桃 英樹 議員	2番 星 光久 議員
3番 湯田 良一 議員	5番 室井 実 議員
6番 湯田 哲 議員	7番 渡部 優 議員
8番 楠 正次 議員	9番 高野 精一 議員
10番 山内 政 議員	11番 渡部 忠雄 議員
12番 湯田 秀春 議員	13番 星 登志一 議員
14番 阿久津 梅夫 議員	15番 五十嵐 司 議員
16番 大竹 幸一 議員	17番 菅家 幸弘 議員
18番 芳賀沼 順一 議員	

欠席議員 (1名)

4番 室井 嘉吉 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は4番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単、明瞭に願います。



◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 皆さん、おはようございます。

きょうは傍聴に荒海小学校のかわいい皆さんが見えております。きょうはよく見学していただきたいと思います。

きょうトップバッターの室井実です。きょうは5点ほど質問します。

まず、1つ目、前沢集落などの観光行政について。

小学校の皆さんは前沢集落に行ったことある人いますか。ありますね。

私たち総務委員会は、去る9月24日から26日にかけて富山県南砺市の五箇山という地名の世界遺産の茅葺き合掌づくりの建造物群の保存と観光行政を視察、研修してまいりました。

我が南会津町においては、五箇山と南会津町西部地区の前沢集落の景観がそっくりでありましたので、これは我が町も世界遺産に早速名乗りを上げるかと思ったほどでした。

特に印象に残ったことは、説明案内をしてくれた観光に携わる行政と地元の方たちのにこやかな出迎えでありました。観光とは何かという熱意を感じるものでした。

伊南小学校、お見えになりました。着席してください。ご苦労さんです。

今、前沢集落の話をしています。伊南小学校の方、前沢集落行ったことありますか。

それは世界遺産を守るため、茅葺きの技術者、職人も町で養成し、また茅を計画的に育成している、その茅を刈り取り、合掌づくりの全てを地元、自前でできるよう努力されておりました。五箇山では、そのためのマスタープラン、基本計画もしっかり作成し、観光と地域住民の共存、それを両立させ、すばらしい世界遺産として見学者が大勢訪れ、引きも切らずという状況でありました。

我が町も前沢この集落の保存とコマーシャルに力を入れるべきと思いますが、町の考えを伺います。

2つ目、野岩、会津両鉄道を核とした観光行政の具体策について。

9月定例会において、観光行政に対するビジョン、グラウンドデザインを伺いましたが、その答えは、11月12日発行の議会だよりに見られるように、現時点では難しい、風評被害、観光資源、地域文化、潜在資源、地域連携といった言葉で理想と理念が述べられておりますが、しかし、今必要なのは理念ばかりではなく、潜在資源、地域文化をどう生かすのかという具体案であります。今具体案に取りかからねばまちづくりの機は逃します。今後どんな案が出てきてもそれが生かされることはないのではないかと心配です。

議会だより最後の行に観光誘客に努めますとありますが、野岩、会津両鉄道を核とした具体案、素材、そうした計画を進める会議は行われるのか、総務委員会においてそのあらましも伺っておりますが、みなみやま観光という町の観光部門もあるわけですから、観光によるまちづくりの具体案を伺います。

次に、3点目、要介護の予防策について。

これから高齢者がふえます。私もそうです。まず、寝たきりの要介護にならないためには、

風邪やインフルエンザにしろ何事も予防が第一です。そのためには、日ごろからの運動やふだんの生活に注意すればある程度予防できます。

しかし、年をとるということは予防できません。高齢になればどうしても人は足腰が弱くなったり、けがをしてしまうことも多々あります。そのときどう対処するかによって要介護になるか、元気を取り戻すか、その2つに分かれます。弱ってきた自分にはたと気づいたとき、1人ではどうしてよいか判断できません。そんなときは、やはり行政が手を差し伸べる必要があると思われれます。

そこに気づいた民間のほぼボランティアといえる団体が幾つか結成されていると聞きます。しかし、民間だけでは大変です。行政だけでも大変だと思います。そうしたグループ、団体と行政が協力し、サポートし合い、南会津町の福祉の充実を図ることはできないでしょうか、伺います。

次に、4点目、用途別色分けなど都市計画の進捗状況について。

つい数日前、田島に全会津で有名なお菓子屋さんが1店進出しました。そのこと自体は歓迎するところですが、南会津町地元のお菓子屋さんほどのようなお気持ちか心配です。こうなると私もそうですが、あらゆる職業、個人営業の経営者は夜もおちおち眠れないという状況になります。

そこで、前回既存の商店の存立を少しでもバックアップできないかとの思いで、昭和61年来の用途別色分け、網掛けの町の制約を伺ったわけですが、大企業の進出に備えて店舗改装などの体力を保てる都市計画、その進捗状況を伺います。

5つ目、近年日本のみならず世界的規模で地震、火山活動、大雨、台風などさまざまな災害が頻発し、加えてマイマイガなど生物の異常発生、それに伴いこれまで日本では見られなかった進化し続けるウイルスなど新しい疾病が人類を襲っています。ここ南会津も例外ではありません。疫学的災害も予想されます。

こうしたさまざまな災害を想定したとき、避難した人々を受け入れる施設としてこのたび編さんされた町の防災計画書の中に130戸の指定避難場所がありました。その中で最も大きな指定避難施設は、御蔵入交流館となっております。あの建物は、歌って踊って楽しむばかりの建物ではなく、いざというとき町民の安全と安心を確保するためにも計画されています。交流館の中には、階段下などの空間に非常食が詰め込まれており、もし避難民多数の場合を考慮して、トイレが72も用意されています。私の記憶では、10年前になりましたので、70はあると思っていたんですが、今回確認したところ、間違いなく72、こういう施設はちょっとほかにはあり

ません。問題は、このことを一般町民がほとんど知らないということです。

災害は忘れたころにやってくる、今後決して絵そらごとではない災害に対し、交流館の活用を考慮し、町民への周知も図っておくべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

以上です。

次は、再質問の席から伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、前沢集落等の観光行政のあり方についてのおただしであります。前沢集落は平成23年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。歴史的、文化的建造物群としての保存だけでなく、南会津町の貴重な観光資源であり、観光誘客の拠点ともなっているところでもあります。

前沢集落も世界遺産となっている五箇山の相倉集落や菅沼集落のように、保存行政だけでなく、観光行政も含めまして地域が自治できる地域住民のなりわいにもつながるよう進めているところであります。

そのために、地区住民で組織している前沢景観保存会の意見をお聞きしながら、保存審議会等の関係機関のご指導を仰ぎながら、適正な保存と観光拠点の整備に努めるとともに、ふくしまデスティネーションキャンペーンの本番に向けまして、なお一層の観光誘客を図って、今努力しているところでございます。

既に観光基盤として確立できている地区、近くでは大内とかあるわけではありますが、その状況からすれば前沢集落はまだ課題が多いし、皆さんの協力といいますか、そういうことも必要なことがございますが、大変貴重な魅力のある地区だと、伝統的建造物群の保存地区だということを認識しているところでございます。

その魅力と保存、それから景観等を十分に考慮して、その活用を最大限に発揮されるように地域住民の皆さん、そして関係者の皆さんの協力をいただいて、町としてもできる限りの努力はしていかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、野岩鉄道、会津鉄道を核とした観光行政の具体案は何かのおただしではありますが、現在鉄道を利用した観光施策として、鉄道会社とスキー場の連携によるスノーパルの運行や鉄道利用者のための二次交通を活用した観光地をめぐるシャトルバスやタクシーの運行を行っているところであります。

本町の素材、言い換えれば地域資源であります。これにつきましては、各種イベントや集落で取り組んでいる活性化事業を含め、その地区特有の自然、歴史、文化などさまざまな資源があると、そのように考えております。

また、根幹は地域の人であります。地域住民の主体的な取り組みは、観光行政を進めるに当たっても重要な役割を担っていると、そのように考えております。

既に両鉄道におきましては、地域と連携し、独自のイベント列車を運行しておりますが、町は今後も観光素材の発掘と磨き上げを継続するとともに、地域の取り組みを支援して、そして地域資源と鉄道を結びつけまして、地域連携を図りながら観光誘客に努めてまいりたいと考えています。

また、一方では、貸し切りバスの料金が本年4月に改定されまして大変高額になっていることを受けまして、観光客は鉄道利用に切りかえるものとそのようにも考えられるのではないかと考えています。

今後も鉄道会社独自の取り組みや地域資源を活用して、そして鉄道利用促進はもとより観光客の誘客の促進についてより効果的な波及するよう、両鉄道会社を初めとする関係機関で構成する協議会等で協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

会津鉄道、野岩鉄道大変厳しい経営状況であります。取締役会といいますか、経営会議の中でも、本当にこれからの課題というもの、非常に重いものがありますが、そういう中で、厳しい中であっても、今後どうするかということをしっかり検討しながら、町としての意見も十分に述べていながら、今後の利活用を含め、そして観光誘客にもつなげてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、病気や寝たきりの要介護にならないための予防策はとのおただしであります。健康でいることは全ての人の願いであり、住みなれた地域で生活できる基盤であると考えております。

町では、寝たきりにならないよう介護予防事業として運動機能や口腔機能向上、認知機能低下の予防等の事業を実施しておりますが、今後も虚弱や要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に把握して、生活機能の向上に向けた支援を実施するとともに、早い段階で介護予防事業の重要性が理解されるよう、元気な高齢者を対象とした予防事業にも取り組んでいきたいと思っております。

南会津この町内の女性の方でありますけれども、昨年87.1歳、福島県内で一番長寿だと言われていますが、本当に元気で長生きが一番いいですから、ただ長寿でなくて本当に健康寿命

これが長くできるように、町としてもしっかり対応していかなければならないと思います。

さらに、健康診査等を通じまして、住民みずからが自分の体の状況を理解していただいて、生活習慣改善の必要性を認識していただけるよう健診事業の充実を図りまして、予防可能な疾患の発症、重症化予防事業にも取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、田島都市計画用途地域の見直しに係る進捗状況についてのおたただしであります。田島都市計画用途地域につきましては、9月の第3回議会定例会でも答弁いたしましたとおり、現在の用途地域の指定から既に20年近くが経過しております。当時とは土地の利用状況等も大きく変化しているほか、国道289田島バイパスの整備もある程度進んできたことから、次年度より見直し作業に着手したいと考えております。

なお、平成26年5月に県が策定した南会津都市計画区域マスタープランや平成16年3月に旧田島町が策定した田島町都市計画マスタープランとの兼ね合い等もあることから、11月25日に県の都市計画課を訪問させていただきまして、事前協議を行うなど次年度からの見直し作業に向けた準備を進めているところであります。

バイパスも今の農協前の交差点から大分南会津病院のほうに工事も伸びてまいりました。全線開通を目指して精いっぱい努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、さまざまな災害とウイルス等疫学的対応と御蔵入交流館の活用についてのおたただしであります。御蔵入交流館は、現在主に教育、文化の振興や健康増進等の分野で重要な役割を果たしております。

さらに、十分な駐車スペースとトイレ機能、さらには多様な収容スペースが整っておりまして、また、高齢者や障害者にも配慮された構造であることから、災害発生時の避難施設としては申し分のない機能を備えていると、そのように考えております。

前回の9月定例会で承認をいただきました地域防災計画では、御蔵入交流館を突発的な災害が差し迫った状況において身の安全を確保する緊急的な避難施設として指定緊急避難場所に指定しております。また、施設内には非常食で700食、飲料水が1.5リットルのペットボトルを248本、2リットルのペットボトルを330本それぞれ備品として備えております

一般災害における御蔵入交流館の活用では、緊急避難的なものも含め、関係機関との連携を図りまして、災害発生時には核となる避難所として効果的な運用をしてまいりたいと思います。

一方、ウイルス等による感染症が発生した際には、感染拡大の抑制が大変重要になってまい

ります。御蔵入交流館は公的な隔離施設としての機能が備わっておりませんので、感染者を収容する施設としては想定しておりません。感染症の発生が医療機関において確認された場合は、まず医師から県保健所に対して届け出を行うこととされておりまして、その連絡を受けて県が国と協議の上、対応を決定することになっております。感染症の種類に応じて隔離が必要な場合には、県立医科大学病院または県立医科大学会津医療センターに搬送することとなりますが、町としましても、万が一に備えて、県、国との緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

今後この御蔵入交流館を多目的複合施設として引き続き多種多様な活動の場として活用するとともに、有事の際には安全で安心に避難できる避難施設として効果的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 ほぼ前向きなお答えいただきました。もう少し再質問で伺いたいと思っております。

1つ目の五箇山での観光対応なんです、あそこでは、五箇山では森林組合が茅葺きの職人を養成するなど景観保存の役目を森林組合が担っており、我が町も合併したばかりの森林組合を通じて、前沢の保存に力を注いでいただければおのずと雇用も創出されて、それをなりわいにもできると思っておりますので、その辺は森林組合ということではいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

前沢地区も含め、館岩地域には茅葺き屋根が残っておりまして、館岩地域としてその保存と活用についてさまざまな検討がされておりまして、当然今議員ご指摘の茅葺き屋根のいわゆる保存システム、誰が茅を刈るのか、誰がその場所に茅をストックするのか、最後に誰が屋根を直すのか、そういった意味で、地域の人たちとの話し合いの中で、一時期館岩森林組合が茅葺きのいわゆるストックする体制をつくりましょうという時代がございました。

その後前沢地区が国の指定を受ける際に、そのベースを含めて前沢周辺の旧ホンゴ電機の箇所であるとか、そういったものも含めて検討をしているところでございますが、現在今議員ご指摘のように、森林組合そのものが全システムを確立できれば一番理想的だというふうに考えてはおりますが、そのほかのNPOであったりボランティア団体であったり、さまざまな

支援をいただいているという経過もございまして、まだそのシステムが確立されているという認識には至っておりません。

しかしながら、前沢、水引その他の箇所もございまして、総合的に今議員がおっしゃったようなシステムが確立できるように町としても努力してまいりたいというふうに認識をいたしておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 森林組合ばかりでなくて、NPOも全てがかかわっていたということで、私も安心です。五箇山では森林組合が中心となって行っているということですので、それを参考にしまして今申し上げました。

あと、南会津町でも茅葺きの技術者を養成できれば、恐らく日本中のあちこちから茅葺きの職人が引っ張りだこになるのではないかと思いますし、あと田島の文化の源である田出宇賀神社、熊野神社など幾つかある神社の屋根も将来茅葺きの屋根を載せるという夢も語れるのではないかと思いますので、これも提案としておきます。

それから、茅葺き屋根が世界遺産になる時代ですから、これから学校の教育対象として生徒さんの遠足など計画はされているとは思いますが、それはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

館岩地区の小学校は、総合学習の時間に前沢集落の見学とかそういう授業は実施しております。ただ、郡内的には、町内の小学校全部についてはまだ実施していないので、その辺については今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 きょうも小学校の皆さんおいでいただいているので、これから郡内も含めて、遠足ですと例えば若松の超有名なところ、ああいうところは親御さんも連れて行かれると思っておりますので、そういう遠足の目的の一つに取り入れていただければと思います。

これで1つ目を了解しました。

2つ目、野岩、会津両鉄道を核とした観光行政というところですが、私が鉄道にこだわっているのは、別に鉄道マニアだからではありません。南会津地域のコマーシャルに成功したとして首都圏の人が振り向いてくれたとしても、マイカーで来られた場合はタクシーもバスも使いませんから、恐らく町内の温泉などの宿にも泊まらないでしょう。そして、鉄道には巨額な補助金も投入されておるわけですから、少しでも鉄道に乗客がふえて、町の二次交通に結びつく

ような企画はありますかとちょっとお聞きしたいんです。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

今南会津では、鉄道を利用して南会津にお越しになった方の二次交通対策としまして、田代山、駒止湿原、ヒメサユリ、あとことしから新たに取り組みました新白河駅からのタクシープランを今事業として実施しているところでございます。26年度の事業実績でございますが、6プラン合わせまして155件の利用がありまして、人数的には400名の利用がありました。

今後、来年ふくしまDCの本番を迎えるわけでございますので、南会津に鉄道を利用してお越しいただいた方の二次交通の対策を重点課題として取り組んでいきたいということで、今現在JRとの協議を進めておりまして、南会津ぶらり旅というものを提供しながら、四季折々の自然、あと味覚が豊富な南会津を広くPRするため、今後それら二次交通対策の万全を期して本町の観光振興につなげていきたいということで今考えておりますので、よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 タクシー155件、400名の方が利用されたんですね。知りませんでした。うれしく思います。

やはり鉄道のことなんですが、以前は野岩、会津両鉄道の乗車率アップ担当という部署がありました。そこはやはりまた復活させ、必要で、専門のそういう担当があったほうがよいのではないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

野岩、会津両鉄道の利用促進の担当部署については、総合政策課になっておりまして、その中で専任というような担当職員はございませんが、一事務分掌の中で現在取り組んでいるところでございます。

町長答弁にもございましたように、全会津沿線の市町村含めた会津鉄道利用促進協議会というような協議会もございますので、それらをこれらの中でも当然乗車率アップというところを議論されておりますから、これまで同様そのような形で担当部署、部局としましても乗車率アップに努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 努力されておられることは承知しております。ただ以前にここに四角

いプレートを下げて、野岩、会津両鉄道の乗車率アップ担当という名前がここに書かれて、もうはっきりと専任の目的がわかる、そういう方がおられたので、そういうのだとやはり話しやすい相談もしやすいということで、今後それも考慮しておいてください。これで了解です、この2点目は。

次に移ります。

次に、3点目の要介護の予防策について。

これはほとんど早い段階から町が高齢者を把握して、ちゃんと健康、健診も早く充実させるというお答えいただきましたので、これも了解です。

次、4点目、用途別色分け等の都市計画の進捗状況についても、次年度よりしっかりと見直すということと、それから県にまで訪問されているいろいろ相談をされたということも今お聞きしました。これ進捗非常に進んでいると思いますので、これも期待してこれも了解です。

最後の5点目ですが、御蔵入交流館の役割ですが、これなかなか意外に皆さん防災としての役割を認識されておられませんでしたのでもう1回伺いますが、もし災害で役場、ここ本庁建て直す前に、例えば震度5ぐらいではここは使えなくなる、使用不能になるということも考えられますので、ここが使用不能になったときは指令基地はどこになりますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

今ほどの中身でございますが、町の災害対策本部の設置に関する中身だと思います。

まず、第1順位としては、この本庁舎の第一、第二会議室が第1順位として位置づけられています。そこが使用不能になった場合に御蔵入交流館の多目的ホール、こちらを第2順位ということで、指揮する場所というふうに位置づけておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 了解しました。

あと、非常食、水、こういうのが248本、330本から700食も入っているということで、非常食、これも非常に安心しました。これ交換時期などはどのぐらいに想定していますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答えに値するちょっと資料が手元にありませんので、後ほど調べた上でお答え申し上げたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 わかりました。新しい、割と御蔵入交流館といえども10年たっていますので、災害時には何かあるかもしれません。どこか大きいメンテナンスなどが必要な箇所は今見つけてあるでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えをいたします。

10年を経過したということですので、全体的にやはり一番特に雨風、それから太陽が当たる屋根、これについてはまだ雨漏りがあるとか、そういうものは全くございませんが、順次計画の中で総合的な計画の中で順次それはさびどめを含めた形でしていく必要があるだろうというふうに考えております。

それから、御蔵入交流館と申し上げても、非常にいろいろな施設がございます。例えば今言ったように多目的ホールが災害対策の本部になれば、避難する人はどこに来るのか、例えば会議室に来るのか、あの通路に来るのか、800席の文化ホールには座ることはできても横になることができるスペースは余りございません。しかしながら、そういう非常事態を考えますと、御蔵入交流館を中心にこれは有効的に活用していかざるを得ないだろうというふうに思います。

それと、御蔵入交流館では、建物いわゆる固定資産の基幹的な部分以外にもさまざまな設備があります。例えば電気関係、それからそういったようなそういうものがだんだん耐用年数といたしますか、そういう時期に近づいてきておりますので、それについては、年間維持管理の中で対応していくということが必要になってくると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 今聞いて了解しましたが、もし交流館の建物が無事だったとしても、上水道、水がとまったとか電気がとまったという外部要因も考えられますので、そのときに交流館の水と電気へどう対処されるか、その辺お伺いできますか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習部長 具体的に今質問がありました、例えば水については、これはとまります。水の施設がやられた場合には、先ほど申し上げました非常的なものしかございません。現実的に水のタンクあるんですが、あれは排水といたしますか、そういうものに使っている水のタンクがございます。

それと、電気関係でございますけれども、非常的な発電そういうものがございますので、最大に付加した場合には約3時間はもちます、完全に停電になった場合であってもフルに、です

から、これ最大付加で3時間でございますので、それ以上はもつという判断の中で何とか対応せざるを得ないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 上水道、水がとまったときは、前のほうに井戸を掘ってあったというふうに聞いていたんですが、それは今わかりませんか。

それから、3時間もつというこの電気のあれは、自家発電ということですか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 井戸の話なんですが、それについてちょっと私認識がなかったので調べさせてください。

それから、完全に停電になった場合、非常用発電機というものとそれから今ソーラーパネルといひますか、あれも防災用のものでバッテリー2種類ござひます。したがひまして、バッテリーがなくなるまでの間、それと非常用発電、これのエンジンが自動的にスタートしますので、その容量が約1,300リットルの重油で動きますが、それがなくなるまでの間は何かもつだろうというふうに、それが3時間以上ということで私はお話をさせていただきました。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 了解しました。井戸のことはちょっと聞いておいてください。

あと絶対ここには来ないとは言い切れないウイルスなども考えておくべきで、ワクチンのないインフルエンザ、例えばSARSとかエボラなどもそうです。その他の伝染病で隔離が必要な疾病発生のとき、保健センターに行く方もいるわけですから、南会津病院ばかりでなくて、そのときにわかつたというとき、そういう危険な病気を持っていたという方がそこにいた場合、発見された場合、交流館の設計時に保健センターにはエアシャッター、それが空気のドアを設置するという話があつたんですが、それは今はどうなつていますか。聞いてなかつたですか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

その件につきましては、確認しましたところ、設定はされていないということになっています。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 そういうものが必要でないことを祈るばかりです。

あと、関連することなので伺ひますが、小学生、中学生が通う学校通りの片側、側溝が水が

流れず雨水のたまり水となって、夏は蚊の発生、デング熱が心配されて、地元住民、それから教育委員長、小学校、中学校の校長先生、地元住民から改善の要望が上がっているはずですが、その進捗状況はいかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

議員おただしの件につきましては、後原の地区の皆さんからもご要望が入っておりますので、次年度に向けて今現地調査をしたり、新年度予算に計上するというような準備作業に入っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 そういうことであればきょうは了解です。

これで終わります。お願いします。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 大変失礼いたしました。先ほど答弁できなかった非常食と水の期限でございますが、一応5年ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 そこで、前向きな返答いただきましたので、了解です。

全てこれで私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、5番、室井実君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 楠 正 次 議員

○芳賀沼順一議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 登壇順序2番、議席番号8番、楠正次、一般質問を始めます。

平成27年度の予算編成について、その後のこともありますけれども、通告に従い質問させていただきます。

国の方針は地方創生という耳ざわりのよい言葉が踊って、各自治体の工夫と努力に対して予算を配分するという声が今選挙の中で聞かれますが、若い人たちが東京に集中することなく地方に住居を構えるためには、仕事をつくり、生み、子育てがしやすい環境が重要ということで

あります。しかし、成熟した社会において子供を産むことも結婚することも個人の自由であり、個人の考えを尊重する必要があるとも考えます。

本町においても、12年国勢調査時は2万1,095人でしたが、平成17年度の国勢調査時は1万9,870人、22年度の国勢調査では1万7,864人であり、12年度に比較すると1割減少しております。

南会津町誕生から8年8カ月になろうとしています。人口減少は日本全体の大きな問題となっています。人口の増加は相当に難しい問題であると考えますが、国も今後の人口減少にある程度容認をしているというようなものもあります。

それは、骨太の方針2014にありますように、50年後1億人程度の安定した人口、今からすると2,730万人ぐらい減るわけですが、この人口推計からたどっていくと60年後には8,700万人になるという推計も出ておりますが、50年後以降は、1億人程度でいけば日本が安定した日本全体の経営ができるという考えに基づくとするか、希望的な話なのかというふうに思います。

町の経済状況ここ8年間見ますと、非常に安定した経済運営というか、できているというふうに考えておりますが、以下について質問をいたします。

①平成18年から25年度までの単年度ごとの普通税収入額、これをお聞きしたいと思います。

②構成比で見ると、町民税は18年度と、24年度というのは総務省で出しておる決算カード、決算統計の中の決算カードはまだ25年度分が出ておりませんので、24年までだったというところで書きましたが、4.2%町民税がアップして固定資産税は4.8%ダウンしています。25年度でも固定資産税のダウンは同じであります。人口減少が進む中で、住民税が増加する要因及び固定資産税が減少することに対する認識と今後の推移に対する認識を伺いたいと思います。

③、④であります。歳出で特徴的な変化と今後の方向性、歳入状況、歳出に対しては歳入も当然つきものありますから、合併10年目を迎える来年度の予算編成において特徴的なものがあるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

⑤点目は、南会津町を愛する子供たちの人材育成と思いついた予算の増額をについてであります。これは中学2年生が対象で事業化されている海外交流事業補助金、細かく書きませんが、参加人数の制限撤廃等で子供たちに夢と希望を持たせるということができないかどうか伺いたいと思います。

2点目の国民健康保険会計及び制度についてであります。市町村国民健康保険会計は、賦課方式など全国均一のものではなく、保険者ごとに2方式、3方式、4方式と独自の制度の研

究をし、独自の経済状況に合わせた運営、収納率のアップ等々を見据えて健全な運営を目指していると考えますが、被保険者の多くは自営業者などの個人事業者であり、比較的低所得の方が多い。

そして、現在の国民健康保険は、それだけでなく毎年定年退職した元会社員や元公務員の方たちの受け皿になります。医療給付費は膨れ上がっているのではないかと、そのため、保険者の財政危機が取り沙汰されています。

我が町も例外ではなく、人口減少に伴い被保険者世帯、被保険者数ともに減少し続けています。被保険者世帯が少なくなると、会計運営が非常に難しくなるんだろうな、困難になるんだろうなと思い、質問させていただきます。

1点目、18年度から25年度までの加入世帯数及び被保険者数の変動、これを伺いたいと思います。

2点目は、国保制度の今後の方向性、県が保険者になるというような話もありますが、可能性等を伺いたいと思います。

3点目、課税方式については、以前3方式を検討するよう固定資産税に賦課する資産割制度の廃止の検討を提案した経緯がありますが、今後の方向性を伺いたいと思います。

4点目は、町の特定健診や総合健診を受診された方で、病気、けが等治療を受ける必要がなかったということは、けがもしなかった、病気もしなかった、そういう方が世帯としてはどのくらい存在するのか、個人として、被保険者としては世帯ではないかもしれないけれども、個人ではあるのかと。それは、先日の特別委員会ですらアンケートの中にも不公平ではないか、かからないのに保険税がかかった人、自分の支払った保険、これは保険ですからそういう論理にはならないかもしれませんが、ここでそれらに対する表彰的なものが必要なのか、できないのかというふうなことでこの部分はお聞きしたいと思います。

5点目は、後期高齢者医療制度支援金、現状では加入者全体でそれぞれが賦課されるという形になっておりますが、社会保障国民会議で総報酬割に移行するよう勧告されたということが出ていましたが、内容等今後の南会津町の方針を伺いたいと思います。

3点目、さきの委員会で質疑の中でたばこ税について質問させていただきましたが、今回はちょっと中身に細かく入りたいという思いがありまして質問させていただきます。

その用途についてであります。たばこは現在そのものが悪のように言われる傾向があります。しかし、他の普通税と同様に町の考えで自由に住民サービスに使い、自主財源としては10%ぐらいになると、経費を考えれば非常に大きなウエートを占めているという事実はし

っかりと認識すべきものと思い、以下について質問します。

南会津町となった平成18年度から25年度までの年度ごとのたばこ税額及び普通税収に占める割合を伺いたいと思います。

2点目、新庁舎に喫煙スペースを設けると聞きましたが、形態どのようなものを考えているのか伺いたいと思います。

3点目、喫煙のデメリットについては、健康被害ということでよく新聞、テレビ等で報道されますが、メリットについては、一般的なメディア等にはほとんど出ることがありません。しかし、メリットもあるというふうなたばこを出している人ではなくて医学者の中でもそういうことをきちんとやっていらっしゃる方もおりますので、町の認識を伺いたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、来年度の予算編成に関する1点目ではありますが、平成18年度から平成25年度までの町税の普通税収入額についてのおただしであります。平成18年度から順に普通税収入の総額を申し上げますので、お願いしたいと思います。

平成18年度は15億4,138万7,000円です。平成19年度は16億6,497万7,000円です。平成20年度は16億1,743万1,000円です。21年度は15億1,839万8,000円、平成22年度これは14億7,325万5,000円です。平成23年度14億7,833万4,000円、それから、平成24年度15億1,293万7,000円、平成25年度15億3,681万9,000円ということになっています。

そういうことで、平成20年度が一番多くて16億1,743万1,000円、低いのが平成22年度14億7,325万5,000円ということでありまして、平成25年度は大体平成18年度とほぼ同額ということでもあります。15億4,138万7,000円が18年度、それから、25年度が15億3,681万9,000円ということで、大体18年度と同じだということでもあります。

次に、2点目ではありますが、構成比で見ますと町民税は4.2%上がりました。固定資産税は4.8%下がった状況に対する認識と今後の想定についてのおただしではありますが、町民税の税収入額は、平成18年度5億5,605万7,000円、構成比で35.5%となります。平成25年度6億876万8,000円、構成比で見ますと39%。税額、構成比とも増加しているところであります。また、固定資産税では、平成18年度8億3,425万2,000円、構成比53.3%、平成25年度7億5,714万1,000円、構成比で48.5%と税額、構成比とも減少しております。

税収入の総額では、震災後の落ち込みから回復傾向にありまして、町民税についても震災前

の数値まで回復してきているところであります。今後は景気の動向に影響は受けますが、大きな変動がないものなのかなど、そのように思われます。しかし、長期的には人口の減少による税収の減収は避けられない状況にあるのではないかとそのようにも考えます。

固定資産税に関しましては、土地、償却資産とも下落傾向にあり、家屋に関しましては、年々新築家屋の建築棟数が減少しているため、増収を見込める環境にないと判断されます。ただ、ご存じのとおり来年度中には田島地内の大型店舗の出店が予想されております。また、今後計画されている舘岩地区の太陽光発電設備の設置事業についても、順調に進めば固定資産税収入も大きな影響が出てくるものではないかというふうに考えておりますし、期待しているところでもございます。

次に、3点目であります。歳出の特徴的な変化と今後の方針についてのおたただしであります。第二次南会津町行政改革大綱に基づく集中改革プランにより定員管理を行っていることから、人件費については着実に減少してきております。公債費についても、平成27年度においては一時的に上昇すると予想しておりますが、公債費負担適正化計画に基づく管理を行っていることから年々減少しております。

一方で、公共施設の老朽化に伴う修繕や除雪に係る費用などの維持、補修費が増加傾向にありまして、平成27年度からは庁舎建設が開始される予定でありますので、普通建設事業費の増加が見込まれます。

今後の方針については、引き続き人件費と公債費の適正な管理を行うとともに、公共施設等総合管理計画を策定することで老朽化した施設の統廃合と計画的な修繕を行い、修繕補修費の抑制に努めまして、さらには平成26年度より着手した行政評価システムの構築を図ることで事務事業の徹底的な見直しと予算の選択と集中を進めながら、平成26年度に引き続き平成27年度の予算編成のスローガンを「少子高齢化・人口減少に歯どめを！～U・Iターンしやすいまちづくり」と定めまして、子育て支援や定住促進、雇用対策等の未来への投資につながる施策について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目であります。平成27年度以降の歳入状況に対する認識についてのおたただしあります。衆議院解散による総選挙の実施で、国の平成27年度地方財政対策の決定がみられる見込みでありまして、地方交付税の見通しが不透明な状況となっております。また、地方創生のための新たな交付金についても、具体的な内容が示されておられません。現在のところ情報収集を行っているところであります。

平成28年度以降については、普通交付税の合併算定替終了の激変緩和期間に入ることとなり

ます。新聞報道等では、普通交付税の算定見直しにより合併特例分の6割程度を維持するとの情報もありましたが、現在のところ具体的な内容は示されておらず、いずれにしても一般財源の減少という厳しい状況になることには変わりないものとそのように考えております。

次に、5点目であります。南会津町を愛する子供たちの人材育成に思い切った予算の増額をとおただしであります。本町においては、中体連等各種大会等出場助成事業を実施するなど積極的に挑戦できる環境づくりを行っており、さらに、平成25年度からは小学生農山漁村交流事業、そして中学生海外交流事業を実施するなど将来を担う子供たちの人材育成に積極的に取り組んでおります。

今後も子供たちが心身ともに健やかな成長が図れるよう人材育成に力を入れて取り組んでまいりたいと考えておりますが、一方で先ほど答弁申し上げましたとおり、普通交付税の合併算定替終了による一般財源減少の時期が目前に迫っております。子供たちの人材育成に関する予算措置については、今後の一般財源の状況を考慮しながら、予算全体のバランスもとる必要があることから、事務事業の実効性を検証し、判断してまいりたいと考えております。

教育や人材育成には大変労力や費用がかかります。さまざまな努力が必要でもあります。また長い時間も必要であります。将来に備えての最重要課題とも捉えておりますので、さまざまな状況を踏まえた中でできる限りのことを施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険会計・制度に関する1点目であります。平成18年度から平成25年度までの加入世帯数及び被保険者数の変化についてのおただしであります。南会津町の世帯数及び人口の減少に伴い、国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数も減少しております。

各年度の加入世帯数、被保険者数を順に申し上げます。

平成18年度4,450世帯、9,162人です。平成19年度4,393世帯、8,926人です。平成20年度3,321世帯、6,307人、平成21年度3,161世帯、5,892人です。平成22年度3,121世帯、5,720人です。平成23年度3,008世帯、5,452人です。平成24年度2,944世帯、5,248人です。平成25年度2,899世帯、5,048人です。

以上のように平成18年から25年までを見ますと、非常に大きな数値で減少しています。

なお、この中に平成18年度、19年度につきましては、老人保健被保険者も含まれた加入世帯数及び被保険者数となっております。

後期高齢者医療保険制度に変わった以降の平成20年度と平成25年度を比較しますと、加入世帯数が422世帯減で、12.7%の減少率となっております。被保険者数では1,259人の減少で、

20%の減少率となっています。

加入世帯数及び被保険者の減少が続いている状況を考えますと、このまま町が保険者として国民健康保険の運営を行っていくことがますます困難になると予想されますことから、保険者の都道府県化につきましては、その動向をしっかりと把握して移行に対応する所存であります。

次に、2点目ではありますが、国保制度の今後の方向性についてのおたただしではありますが、持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が平成25年12月13日に公布され、国民健康保険の保険者、運営等のあり方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取り組みを推進するとともに、さらなる財政基盤の強化を図ることとされました。

国民健康保険については、財政運営を初めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課及び徴収、保険事業の実施等は市町村が役割を果たすよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するための必要な方策を平成27年に法案を提出して、そして平成29年度を目途に国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移行するプログラムとなっております。

次に、3点目ではありますが、課税方式の方向性についてのおたただしではありますが、平成26年8月8日に公表されました国保基盤強化協議会の中間整理の中で、保険者は都道府県となり、市町村は都道府県が定める分賦金を納付するという基本的な考え方が示されております。都道府県では分賦金を納めるために必要な保険料を定め、保険料を賦課徴収する役割となっておりますが、財政運営を行う都道府県は、保険料水準の平準化に向けた仕組みを確立するため、市町村ごとに保険料率の算定方式を示すこととなっており、さらに算定方法のみならず、市町村ごとの標準保険料率を示すことについて引き続き検討をしている段階であります。

また、資産割のない3方式課税は、福島県内では平成25年度時点で6市町村でありましたが、福島県広域化等支援方針では資産割を縮小、廃止、4方式から3方式へ移行する検討も始めているところ です。

このような状況から、各市町村への保険料率の算定方式及び標準保険料率や分賦金を示されるのはまだ先になりますが、今後途中経過や進捗状況の情報が入りましたら示していきたいと考えております。

次に、4点目、町の特定・総合健診受診者で病気及びけが等の治療を受けなかった被保険者または被保険者世帯の状況についてのおたただしではありますが、町の特定・総合健診受診者で医療の機関受診を受けなかった被保険者及び世帯数は、平成24年度が特定健康受診者1,856人のうち医療機関未受診者175人、医療機関未受診世帯169世帯、それから、平成25年度が特定健診受診者1,884人のうち医療機関未受診者158人、医療機関未受診世帯154世帯です。これは町

で実施した特定・総合健診を受診された方の中で、各医療機関から提出されたレセプトを照合して確認した集計状況であります。

次に、5点目、後期高齢者医療制度支援金が加入者割から総報酬割に移行する勧告の内容と今後の方針についてのおたただしであります。後期高齢者医療制度支援金は、後期高齢者医療費の4割を各保険者の現役世代の保険料を拠出している支援金であります。

総報酬割へ移行することについては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会や医療保険部会で、市町村が運営して財政悪化している国民健康保険や財政力の弱い協会けんぽの財政支援等を含め議論が進められておりました。今までの各健康保険の加入者数に応じて負担する加入者割で拠出する方式から、今後は加入者の所得に応じて負担する総報酬割へ移行する方向に進んでおり、厚生労働省は健康保険法改正の関連法案の提出に向けた準備段階に入るとの情報を得ております。国民健康保険の運営移管先の都道府県と市町村との事務分担等の調整に時間を要することから、実施期間、実施時期につきましては、明確にはなっていない状況であります。

厚生労働省の粗い推計値によりますと、総報酬割に移行すれば、所得の高い現役世代の約2,900万人が加入する健康保険組合や約900万人加入している共済組合の両組合の支援金負担割が2,400億円増となり、逆に3,400万人加入している協会けんぽの支援金負担額が2,400億円減と推計されまして、この3保険者の支援金負担額が相殺されることとなります。この総報酬割になれば財政力の弱い協会けんぽに対する国庫負担金が不要となることから、全国知事会では、総報酬割導入に伴う国庫負担金等の財源を国民健康保険の支援に活用することを要望して、国に提言書を提出しております。

国民健康保険は、加入者数が約3,500万人と最多ではありますが、会社を病気や定年等で退職した方や非正規労働者等の受け皿となっており、低所得者の方の加入が多いことから、全体的には負担増はないと考えており、今後も国や県及び国保連合会等から情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、たばこ税と用途についての1点目ではありますが、南会津町8年間のたばこ税合計額及び普通税に占める構成比についてのおたただしであります。平成18年度から25年度までの8年間で計9億2,100万2,050円の収入がありました。町税のうち目的税である入湯税を除いた普通税に占める割合は約7.5%となっております。

次に、2点目ではありますが、新庁舎に喫煙スペースを設置すると聞くが、形態を示せとのおたただしであります。喫煙スペースは屋外の駐車場の一角に1カ所、庁舎屋上に1カ所の計2

カ所を配置する計画であります。健康増進法では、官公庁や公共施設も受動喫煙防止に努めることが努力義務になっていることから、新庁舎を建設するに当たっても庁舎内部への喫煙所は設けないこととします。

次に、3点目であります。喫煙のメリット、デメリットに対する認識についてのおたただしですが、喫煙者本人には、喫煙により精神的な安定感が得られることなどのメリットがあるものの、習慣性があり、喫煙により健康を害すること、また喫煙者の周囲にいる人も受動喫煙により健康被害を受けることなどデメリットとして考えられます。

なお、税収の面から申し上げますと、たばこの消費量が多くなれば、たばこ税の収入も増加するものでありますが、一方では、喫煙の増加により、健康被害も増加することが想定されるなどメリット、デメリットがそれぞれあるものと認識しておるところでございます。

いずれにしましても、たばこを喫煙するにしましてもしないにしましても、やはりモラルといえますか、お互いを思いやる、そしてそれを守ることが私は非常に大事だと思います。健康はいずれにしても自分自身のことです。これもやはりそれぞれが十分注意して愛用、愛好していただければいいのかとそういうところでも考えているところでもございます。

私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「傍聴者に録音を許可しましたか」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 特に許可はしておりません。

暫時休議します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○芳賀沼順一議長 再開いたします。

楠正次君。

○8番 楠 正次議員 先ほど決算状況について一番多かったのが20年度というふうに言われたように聞こえたんですけども、一番多いのは19年度で、さっき20年度と言われたと思うんですけども。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 大変失礼しました。19年度が16億6,497万7,000円でこれが一番多いです。失礼しました。2番目です。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この数字先ほど上げていただきました1点目でありますけれども、19年度、20年度が16億超であったけれども、21年度、25年度等はほとんど18年度と変わらない、22年、23年度と町で大きな支援をしながら生活環境改善工事行った年でありましたけれども、それが14億3,200万とか、どちらも14億台という、少なくなっているように思うんですけれども、結果としては、やはり町の個人事業主であったりそういうところの所得上がらなかった、町民税にも反映しなかったということの理解でよろしいかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

住民税につきましては、確かに今ほど町長からも答弁がありましたとおり、普通税が一番多い19年度が6億8,000万ございました。20年度につきましても6億4,600万ということで、住民税がこの19年、20年については確かに高額になっておりまして、いわゆる震災以降につきましての住民税が5億円台に落ち込んでいるということで、これがトータル、26年、25年との比較の中で額の開きが出ている部分は、この部分がやはり大きなウエートを占めているのかというふうに判断されます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 もう1点この部分でお聞きしたいんですけれども、24年度6億になっております。これと25年度これは復興の特別税、これはかかわっていないんですか。復興特別税というのは、復興税の部分はかかわっていないのかどうか。

○芳賀沼順一議長 もう一度、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 復興税として税を徴収するということがありました。それがここの数字に反映しているのかどうか。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

所得税の中でも、税率プラス50年間にわたって2.1%の復興特別税が加算されてございます。それにつきましては、あくまでも国税の分でございます。この住民税にはその分という形では入っておりません。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。24年、25年度の分にはかかわりはないということですね。それでは、固定資産税の減少については、先ほどの中で世帯数も相当の減少しておるとい部分もありますし、人口も減少していますので、年少者扶養控除がなくなった年というのはすぐわかりますか。町民税だけで6,000万円ふえたと思うんですけれども、この数字はわかりませんか。では後で結構です。

固定資産税の減少について、先ほど町長の答弁で大型店舗の出店もあり、それらが影響するという話がありましたけれども、今後この中で特徴的な変化というところで言いますと、観光施設等への繰り出しというのが繰り出しの中で決算カードには示されておりまして、24年度からはなくなっているんですけれども、その理由というか、それはこれからもなくなっていくのかどうか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

決算カードの中で、過去に多分一般会計から特会に対する繰り出しのご質問だと思いますが、当時観光というか、スキー場特会を持っておりまして、スキー場特会のほうに一般会計から繰り出しを長年旧田島町を含めてやっておりましたが、それが協議の中で、あえて特会をつくらなくても一般会計の中で、観光費の中で処理すべきではないかというふうなことで、それからはそのスキー場の特会を廃止しておりますので、現在は一般会計で全て繰り込まれているということでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次議員。

○8番 楠 正次議員 18年度で3億7,000万、19年度では3億6,700万というふうに徐々に減少しながら推移してきておりました。観光施設への繰り出し、23年度は1億8,100万円ということで、その後は一般会計の中の観光事業ということで、特会という扱いをしなくてもできたということによろしいんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

おただしのとおりでございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 公募により今スキー場の運営等も指定管理が変わって、これからますますその辺も減少していく、割合的には少なくなってくるんだろうなというふうに思っております。

ます。

4点目についてですが、歳入状況先ほど数字がまだ出ていないということで、激変緩和期間に入るが、一般財源の減少は6割は補填するといっても減ることは間違いない、そういう中で、合併の10年これに対する、これという町の予算編成を先ほど編成方針のスローガンのものは大変いい内容だなというふうに聞きましたけれども、27年度以降で、特に10年目の27年度に関する事業等がありましたらお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

特に27年度に限定して申し上げたいと思いますが、ご承知のように大変大きいものであれば庁舎建設がスタートすると、それから、継続的には区画整理事業もかなり規模的には大きいというふうに思っております。

さらに現在やっておりますが、伊南保育所の建設事業も残っておりますし、それから広域のデジタル無線の事業こちら負担金になっておりますが、こちらも26、27との2カ年ということで、27年もやはり町が負担する金額は大きいものがあるだろうというふうに思っております。

それ以外にも例えば町営住宅の寺前の建てかえであったりとか、それから伊南のクロスカントリー、やはり大型なプロジェクトが27、28、特にこの2年間に集中するというふうに財政上はみておまして、その中では当然全体的な財政事情は厳しいというふうには考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 学校耐震化という大きな事業が終了し、今まさに教育環境という大きな点で考えると、先生たちの住んでいる住宅、これらが相当に老朽化をしていて住みにくい、やはりいい環境で生活しないで、いい教育者たちはなかなかそれは難しいのかと思うんですけれども、それらに対する計画、今その前に一番老朽化している、実際使用している教員住宅はどのくらい経過しているか、突然ですけれども、わかりましたら。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 おただしのありました教職員の住宅関係であります、西部地域を中心に点在しております。建設年度等については手持ちの資料はありませんが、今年度におきましても緊急修繕であったり、計画的な修繕を行っています。さらに、平成27年度の中でも学校の、あるいは分室のほうから上がってきました教員住宅の修繕については、教育委員会として要望しながらその改修に努めるということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 西部地域今話されましたけれども、確かに老朽化が進んだからことしも何棟か取り壊した、館岩地域でも2棟取り壊した経緯がありますけれども、壊すのは入居者がいないから壊すのか、老朽化がひどくて壊すのか、同時期に建設された住宅であれば、当然住んでいる方の声等は把握されていると思いますけれども、そこらの工事、これは西部地域全体で考えるのか、その先生の声でありますと、やはり学校、地域そこに皆が住まなくなって遠方から通うことになったのでは、何かあった場合には、学校経営としては非常に困難になるのではということがありますので、西部地域に対して教員住宅を整備するのか、それとも田島地域だと民間の住宅等もあるわけですけれども、館岩地域には民間はなく公営の住宅はありますけれども、それは当然入居基準というか、所得制限があったりして入れない、実際に民宿に移って冬を越そうかというぐらい考えていらっしゃる方もいるということをご含んで次年度の計画に反映していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

教職員の先生方、西部地区につきましては、田島地区のようにアパートがないものですから、昭和40年代のころから教職員住宅の整備を進めてきました。当初整備してきた住宅について館岩地区については、特に老朽化が進んでいるというようなことを伺っております。

そして、あと学校統合等におきまして教職員の数も減ってきているというのも事実なものですから、取り壊すとか、あと南郷の和泉田の教職員住宅のように普通財産に移しがえをしたりしていますけれども、現在教職員住宅につきましては、分室のほうで年次計画を立てながら整備するというようなことで進めておりますので、その辺についてはご理解賜りたいと思います。

また、先ほどから田島地区のアパートからとか、田島地区から通っていらっしゃる先生方が確かにたくさんおられますけれども、それらは家庭の都合とかそういう事情もありますので、やはり子育てとか、あと先ほど話ありました老老介護の部分で、老人の介護とか、そういう問題がいろいろありますので、先生方におかれましては、遠くても家から通いたいというのが実情のようなので、できれば近くに建ててほしいというような要望等もありますけれども、そういう状況も勘案して、教職員住宅の整備については、今後分室のほうと協議しながら教育委員会として進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠正次議員 わかりました。

あと、5点目に移りますけれども、この思い切った予算編成ということで、先ほど町長の答弁にもシドニーへの中学2年生の海外交流、小学生の農山漁村ということがありましたが、シドニーの部分でありますけれども、オーストラリアの部分でありますけれども、そこに参加した親の方から聞きました。

これはよかった部分と大変な部分、これは学校からも伺いましたけれども、やはり大変な部分というのは、向こうが冬です。こちら夏に出発すると、それで向こうで着る10日分の衣類やなんかが成長期の激しい中学生ですと、真夏に冬物を調達するのがなかなか難しい、そして、あとはこちらが夏でありますけれども、冬の物を持参するために、量が多くなるために、スーツケース等がすごく大きいのが必要になって、あとは使い道がないというような声がありました。

あと、メリットというか、本当によかったと思うのは、もう英語を伝えることができた、聞き取ることがちょっと難しかったけれども、伝えることが10日間の中でかなりできるようになった、高校もこの高校に行きたい、大学も英語を生かせる大学に行きたいというようなすごい前向きな希望の声を聞いて、親としては大変だけれどもうれしかったという声がありました。

それで、学校の先生から聞いた話ですと、行ける生徒と行けない生徒、参加しなかった生徒、それがうらやましかったり、自分も行きたいという気持ちがありながら、ことしは私その報告会事情があって参加できませんでしたがけれども、いずれも申しましたけれども、負担金の関係で出せない、行かせられないという方たち、そして人数枠がありますけれども、今志望者全員行くことはないと思いますけれども、全員をその対象としたらどのくらいの予算になりますか、町の負担は。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいま予算については正確な数字今持っておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますけれども、昨年度は17名全員、そして今年度は21名応募ありましたので、引率枠を1つ減らして21名全員にオーストラリアのほうに行っていました。そういう状況でありますので、よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 お金のほう予算幾らになるか。

学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 概算の数字を申し上げます。平成27年度、中学校2年生の数が140名になります。それで大体1人費用が35万ほどかかります。ですから、4,900万ほどの総事業

費が想定されるということでご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 町で負担する分は1人当たり35万ということで、140に掛け算ということですね。わかりました。

わかりました。では結構です。国保会計ができなくなってしまうので、国保会計のほうに移ります。

世帯数、費用、保険者数ともに大きく減少して、25年度、28年度比較すると1,600世帯、約4,000人、4,000人と言っても9,000人の4,000人ですから本当に大きな減少だというふうに思います。

重要なところに移りますけれども、4点目、5点目にちょっと移らせていただきます、時間がないので。

特定健診これらを受けられた方、これらに対する病気、けが等で受診をしなかった、この不公平感という部分あるんですけれども、それらに未受診者の世帯数とあったんですけれども、受診をしていてなおかつ病院にかからなかったというのは把握はできないのかどうか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 国民健康保険加入者のうち医療機関にかかっていない人数は何人ですかということによろしいですか。それについてはちょっと今資料ございませんので、後ほど回答したいと思います。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

後期高齢者の医療費の4割、5番目に移りますけれども、現役世代で負担していたのが2015年度から制度変更、総報酬割というのは、その組合全体の収入、所得というのか、それを総報酬というふうに解釈するんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 後期高齢者医療制度に対する各保険者からの拠出金といいますか、そのお話でございますが、国の制度の中で人数割から総報酬割に変えるという方針が出されております。その報酬割というのは、加入している人たちの総報酬ということで、今までは人数だったんですが、それを支払いの能力に応じた負担割合に変えると、そうしますと、2,400億円が協会けんぽのほうの分が減るので、その分を国では国保財政の運営のために都道府県化の

一元化になったときにはその分を財源として考えますということなのですが、提言はそうなんですけれども、国のほうではそこをはっきりまだ言っていないことから、一元化の話の中で知事会としてはそのものがはっきりしないと積極的な振興にはなりませんと、こういうふうな内容でございます。

○芳賀沼順一議長 楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。国保運営については、その状況になれば非常によくなるということで、高収入者の方たちの会計は負担が大きくなっていくということではないかと思っております。わかりました。

続いて、たばこのほうに移りますけれども、20歳以上の国民の5人に1人が現在もたばこを吸っているという統計が出ております。非喫煙者から見ると、たばこを吸う行為というのが百害あって一利なしというふうに見られるかもしれませんが、先ほど町長の答弁の中にありました本当に精神的にリラックスする、これはある校長先生にお聞きしたら、本当に私は何度も救われたと、救われたというのは、この中にもいらっしゃいますけれども、本当に厳しい選択であったり、決定をしなくてはいけない人たちの中には、やはりたばこの効果というのはいくらでも大きいんだらうというふうには思っています。

ただ、健康増進の部分からいうと受動喫煙これだと思っております。ですから、やたらとその辺で吸っているものではないんだらう、やはりきちっと分煙をすること、それがいいんだというふうには思っています。

学校なんかで、学校敷地外で吸っている行為というのもちょっと見たところがよくないと。喫煙、場所でなくて質、これを充てていただきたいというふうには考えます。

○芳賀沼順一議長 要望ですか。

○8番 楠 正次議員 いや、いかがですか。

○芳賀沼順一議長 時間ですので簡単に、この後まだあります。

町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かにそれぞれ、吸わない人、吸う人お互いにそういった迷惑かからないように、そういうものをやっていただきたい。町としても最低限のことはやっていきたい。ご理解をお願いしたいと思います。

○8番 楠 正次議員 終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。

◇

◎答弁の補足答弁

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 先ほどの5番、室井実さんの一般質問の中で、御蔵入交流館の中に井戸があるはずだというような、それについて調べましたら、御蔵入交流館の中でなくて、外の芝生広場というのがございます。入って右側の芝生、あそこの中に地下水をくみ上げるポンプの設置はございます。ただ、これが今飲料用に使っているのではなくて、あそこに水路がございまして、修景用に今時々流しているというようなものでございますので、非常時の飲料用という形ではございません。ご理解をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 了解願います。

◇

◎議案の訂正

○芳賀沼順一議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してあります平成26年第4回議会定例会議案書の一部に誤りが発見されましたので、この後議長の許可をいただいて、職員のシールの貼付によってご訂正をさせていただきたいと思っております。

4点ございます。

それでは、訂正内容をご説明申し上げます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思っております。

初めに、2ページをごらんいただきたいと思っております。

2ページの専決第12号でございます。工事契約の一部変更についてであります、本文中の「工事契約の一部」となっておりますが、こちらを「工事請負契約の一部」、請負が漏れておりましたので、「工事請負契約の一部」に訂正をさせていただきます。

○芳賀沼順一議長 議長より申し上げますが、休憩中に職員で張り直しますので、皆さん印だ

けしておいて。

○湯田文則総務課長 冒頭に申しあげましたように、この後職員がシールで張りますので、場所だけの確認をお願いいたします。

続きまして、3ページでございます。3ページ、専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解についてでございますが、こちらも本文中「町有車の運行に伴う」というふうになってございますが、こちらを「町道の管理、瑕疵に伴う」に訂正をさせていただきます。町有車の運行となっておりますが、こちらは町有車の運行ではございませんで町道の管理、瑕疵でございますので、このように訂正をさせていただきます。

続きまして、議案の第102号 一般会計補正予算の関係でございます。こちら一般会計補正予算の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2表債務負担行為であります、こちら表の中の事項の欄で、「林道災害復旧事業」と書いてございますが、こちらは「林道白桑山線開設工事」の誤りでございましたので訂正をさせていただきます。「林道災害復旧事業」を「林道白桑山線開設工事」に訂正をさせていただきます。

最後になります。同じく一般会計補正予算の41ページごらんいただきたいと思ひます。

41ページに支出予定額等に関する調書というのがございますが、この中の同じく表の中の事項の欄で、先ほどと同じく訂正になります。この事項の欄に書いてございます「林道災害復旧事業」、こちらを「林道白桑山線開設工事」に訂正をさせていただきますと思ひます。

以上、よろしくお願ひをしたいと思います。この後議長のお許可をいただいて、職員がシールで張らせていただきますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 皆さんお昼の時間にテーブルの上へ議案書を置いていってください。



◎議事日程の訂正

○芳賀沼順一議長 続いて、局長より発言の申し入れがありましたので許可します。

局長。

○室井 裕事務局長 本日お配りしました議事日程でございますが、一番最後に登壇されます1番、大桃英樹議員の英の字に誤りがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○芳賀沼順一議長 了承願います。
暫時休憩します。昼食休憩とします。
なお、再開時間は午後2時とします。
ご苦労さまでした。

休憩 午前11時56分

再開 午後 2時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◎答弁の補足答弁

○芳賀沼順一議長 住民生活課長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可します。

住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 午前中の8番、楠議員の一般質問の中で、国民健康保険の被保険者のうち1年間に医療機関を受診していなかった数について数値の質問がありましたが、これについてお答え申し上げます。

世帯数で199、被保険者数で221でございます。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ご了解願います。

————— ◇ —————

◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 質問に入る前に略図が必要ですので、略図を張ってから質問いたします。

それでは、早速質問に入ります。

まず、1つ目の質問は、集落応援交付金について質問いたします。

10月15日の新聞に前区長が集落応援交付金から横領した疑いがあり、新区長が南会津署へ告訴したと、そして、前区長が区民の知らない2つの通帳をつくり、補助金などを出し入れしていたという記事が掲載されました。この地区では、この事業の24年分と25年分の集落応援交付金の決算報告が26年2月の総会で出され、事業や通帳の存在を初めて区民が知ったというために大きな問題になったとのことでもあります。

この横領の疑いにつきましては、警察で捜査中としていますのでここでは触れませんが、補助金が振り込まれる通帳のあり方、あるいは実施組織の内容、また収支実績報告書、領収書という町と区との間の事務について見直しを求める観点から次の質問と提案を行うものであります。

まず1つは、町の補助金をめぐって告訴という事態になったことをどう受けとめ、今後の対策をどう考えているか伺うものであります。

2つ目は、集落応援交付金の交付要領を見ますと、事業を取り組みやすくする一環として、交付金の請求者の名前で通帳をつくり、請求者が自由に払い戻せる体制になっていましたけれども、これが逆に問題の要因になっていると考えられますが、いかがでしょうか。

そして、実施組織を求めるには、特別メニューを行う場合に実施組織を求められておりますけれども、その場合に組織の代表者は当然必要であるものの、会計や監査などにつきましては必須役員として求めなかったのかどうか、そこを伺いたいと思います。

3つ目には、交付要綱におきまして、完了報告書や実績報告書の様式を見ますと、事業の実施状況を見るため写真などの提出は求めておりますけれども、決算書や領収書を求めると書かれていないが、どのようになっているのか伺いたいと思います。

2つ目の質問は、宮本地区アパートへの進入路についてであります。今張った図面ですが、ちょっと小さいですけれども、宮本地区のアパートなどから車を出入りする場合、次のような不便さがありますので、改善を求めるという質問であります。

まず、雪のない時期につきましては、宮本地区のアパートから直接農協前の道路に出る方法もあれば、また参道を通って、そして鳥居のそばを通って折橋方面から来る町道に出て、そして感応機の下を通ると、そこで信号が変わるのを待つわけです。そういう方法がありますけれども、冬場雪がありますと直接農協前の通りには出られませんから、参道を通る道しかありません。その場合に鳥居の付近に雪がいつも置かれてあるものですから、感応機の下に来るには小

回りせざるを得ない、そうすると、下に青で書いておきましたけれども、小回りをすると感応機の下を通らない、こういうふうになってしまいます。そこで、バックをするしかないとなりますので、交差点のそばでバックをするのは非常に危険であるため、まず雪を鳥居の付近に置かないように、夏場と同じくするように改善を求めるが、いかがでしょうか。

2つ目は、もう一つの改善点は、それは感応機の角度がほぼ北を向いております。これを少しでも西向き、アパートのほう向き、真西がいいのか北西がいいのかその辺ちょっとわかりませんが、少し西向きに感応機をしますと、交差点に近づければバックをしなくとも感応しやすくなるというふうに思うわけであります。

なお、これにつきましては、アパート関係の方も警察に直接交渉をしておりますが、なかなか進まない、私も行ってきましたけれども、検討していると、そういうふうに言いますけれども、なかなか進まない、お金もかかると、こういうことでありますので、しかも公安委員会に言う必要があるんだというふうなことで、警察だけでは解決できないようでありますので、ぜひ町からも要請をしてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問は、新しい眼科の誘致状況について伺うものであります。

医師が亡くなったことに伴いまして、みなみあいづ眼科がやめてからもう1年半以上たちますけれども、多くの町民から不便で困るという声が高まっております。町としても誘致に取り組んでいると思っておりますが、その経過と現状を伺うものであります。

次の4点目の質問は、自衛隊からの個人情報提供依頼について質問いたします。

11月18日の新聞によりますと、自衛隊が陸上自衛隊の高等工科学校へ入学する生徒を募集する目的で、全国の500以上の市町村に対し中学3年生の個人情報を求め、200市町村が提供したということが載っておりましたけれども、本町ではそういう求めがあったのか、また、あった場合にはどう対応したのかについて伺うものであります。

2つ目でありますが、一方、自衛官の募集については情報提供を求められていないのかどうか、求められているとしたらば、個人情報保護との関係で大問題だと思っておりますが、いかがでしょうか。

5点目でありますが、学習サポート事業について伺います。

来年度の学習サポート事業につきまして、11月の中旬に県の教育委員会が郡内の関係者を集めて委託事業を決めるための会議がありました。そこでプレゼンテーションを行ったのは、ベネッセと天栄村にあるブリティッシュヒルズとのことだったので、次の点を伺います。

まず、1つ目は、個人情報の流出事件を起こしたばかりのベネッセが予定業者になってプレ

ゼンテーションを行ったと、こういうこと自体がきわめて不適切と思うが、どう考えているか伺うものであります。

2つ目は、来年度のサポート事業は英語のみと聞きますけれども、それならなおさらインターネット中心の学習サポート事業ではなくて、学校に英語の先生を配置したほうが効果があるのではないかとこういう声が多くありますけれども、どう捉えているか伺うものであります。

演壇での質問は終わりました、答弁によりましては再質問の席から質問いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、集落応援交付金に関する1点目ではありますが、町の補助金をめぐって告訴という事態になったことをどう受けとめ今後の対策をどう考えているかとおたがしであります。町としましては、事業内容や交付金の使途については、集落内でしっかり話し合っただけで決定するよう説明しております。交付対象団体が集落であることから、事業内容や収支決算などは区の総会や役員会等で承認を得ているものと想定しておりましたが、このような事態になったことは非常に残念なこととそのように受けとめております。

今年度は交付金の使途や充当先を把握するため完了報告書を提出する際、集落が応援交付金をどのような形で収入の処理をし、どのように使ったのかを確かめ、確認するため、収支決算書を添付するよう文書で依頼しておるところであります。この収支決算書で支出内容を確認し、再発防止を図っていきたくと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目ではありますが、実施組織に会計や監査などは必須役員として求めなかったのかとおたがしであります。交付要領で定めた実施組織はあくまでも事業を実施するためのいわば実働部隊であり、応援交付金事業終了後も集落内の事業を継続的に実施していただくことを目的として組織化を交付の条件としたものであります。会計や監査などは必須役員として求めておりませんでした。集落が申請主体であり、当然収支報告や決算等は集落で実施されているものと認識しておりましたが、今後は必要に応じて指導、助言等を行ってまいりたいと思います。

次に、3点目ではありますが、交付要領で完了報告時に決算書や領収書を求めていないがどうなっているかとおたがしであります。住民自治活動や集落機能の維持、強化を図るため、多くの集落で事業に取り組んでいただけるよう、区長を初めとする区役員の事務的な負担を軽減するために決算書や領収書の提出までは求めておりませんでした。

しかしながら、今年度から先ほど答弁申し上げましたように、使途や充当先が確認できるよう収支決算書を提出していただくよう依頼したりしているところがございます。

領収書につきましては、集落応援交付金は、各集落が取り組む事業の実施数によって交付金の額が決定し、使途は実施する事業の経費に限定せず各集落が主体的に決定できることや、区一般会計への繰り入れ及び翌年度への繰り越しを認めていることなどから、添付を求めておりませんでした。

実際私も区長もやらせていただきましたし、役員もやらせていただきました。実際にこの補助事業を取り入れる際に、あれを出せ、これを出せというのが物すごく煩わしくて、補助事業をなかなか取り入れられなかった、そういうことも踏まえた中で、できるだけ本当に皆さんが精神誠意今の実情を解決をしようと頑張るその気持ちに応えようと思ってやった事業でございますが、先ほども答弁申し上げましたが、当然これは区の会計を通して、そして会計はきちんとされて、監査もしっかり受けて、そして町のほうに報告されているものと、いわゆる性善説というか、そのような考え方でございましたが、やはりこれは区としての体制の問題も私あると思うんです。ですから、そういうことであるならば、やはり区の地域の、地域住民として、これは区として問題だと思うんです、町ばかりでなくて。ですから、これは区としての体制も改めてほしいし、町もそのようなことであるならば、やはり100%信頼というか、区のほうにはしっかりやってくださいと言わざるを得ません。

ですから、そういう意味でこれからしっかり町のほうもその辺の確認はしたいと思いき、区のほうにも自覚をしていただきたいというのが町の考えであります。ですから、区のほうで、一生懸命頑張っている区もございますので、ぜひ皆さんに迷惑のかからないように、そしてその辺はみんな確認しながらやっていただければ非常にありがたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いき。

次に、宮本区アパート等への進入路についての1点目であります。安全に交差点へ進入するため、鳥居の手前に雪を置かないよう改善を求めるがどうかのおただしであります。ご指摘の道路は、町道中町折橋線と国道289号バイパスの交差点であり、町道側に車両感応式信号が設置されております。アパート側から交差点に進入する際の鳥居付近の除雪につきましては、交差点への進入に支障にならないよう今後対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思いき。

次に、2点目であります。車両感応機を西向きに変更することを警察署に対して町からも要請、執行を求めますがどうかのおただしであります。南会津警察署に確認したところ、現在車両感応機の位置変更について検討中であるとの回答もいただきましたので、ご理解をお願いしたいと思いき。

このご要望を私いただいた後、職員に警察署に行ってこの旨状況を説明してきました。今の
ような回答を得たところであります。町としてもできる限りそのように、安全な対応できるよ
うに求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。新しい眼科の誘致状況についてのおただしであります。現在町
内において眼科診療状況につきましては、福島県立南会津病院が非常勤体制により毎週月曜日
及び金曜日の週2日、またあおい眼科が舘岩保健センターにおいて月2日の診療を実施して
おります。

みなみあいづ眼科が閉院後、町といたしましても、常勤眼科医確保のためあおい眼科の松浦
医師への協力依頼やまた福島県知事を初め南会津病院地域医療協議会への要望活動を行って
まいりました。しかしながら、福島県内はもちろん全国的にも医師の確保が難しい状況から、現
時点では新しい眼科医の誘致には至っておりません。今後も引き続き町の最重要事項として県
立南会津病院の診療体制の拡充について、福島県等に対して要望を行ってまいりたいと
考えております。

実際に、前にも13番議員からこの眼科医に対しての質問をいただきました。その後も県のほ
うにも、それから松浦先生にも直接お会いして、あそこのみなみあいづ眼科の奥さんにもお
会いしました。そうした中でいろいろお話をさせていただきました。今の町内の状況をいろいろ
把握した中で、やはり南会津病院に先生来てもらうのが一番いいのかと、確かに高齢化されて
白内障の手術やったり、そういうことが常勤医がいないとできないんだと、そういうような状
況もありますから、町としてもそれらが解決できるように県のほうにも引き続き要望して
まいりたいと思いますし、先般聞きましたところでは、松浦先生も自分の関係者とい
いますか、こういうところが南会津に病院があいているんだけれども誰か先生いない
かと、そういうお声がけもいただいているということなものですから、そのようなこと
も含めて町として対応していきたいと思っております。

次に、自衛隊からの個人情報提供依頼に関する1点目、中学3年生の情報提供依頼
についてのおただしであります。本町への情報提供の依頼はありませんでした。

次に、2点目ですが、自衛官募集についての情報提供についてのおただし
ありますが、自衛隊からの自衛官募集に係る情報の提供については、自衛隊法
及び自衛隊法施行令の規定により、自衛隊福島地方協力本部より協力依頼
がありました。

町としては、自衛隊法や自衛隊法施行令及び住民基本台帳法並びに町の個人情報保護
条例等の関係法令を踏まえ、情報の提供ができるものと判断して対応いたしました
ので、ご理解をお

願いたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは学習サポート事業についてお答えいたします。

初めに、1点目、個人情報流出事件を起こしたばかりのベネッセが予定業者になることについてのおただしであります。ベネッセの情報流出事件につきましてはきわめて遺憾であり、会社としてセキュリティ対策の改善や保護者、学校等のケアを親切丁寧に対応していただきましたが、不信感は払拭されず、社会的制裁を受けているのも事実であります。

来年度の学習サポート事業については、県教育委員会が南会津郡内の全中学生を対象として新たに計画している事業であり、11月4日に事業計画についての説明会が開催されたものであります。説明会においては、県教育委員会の事業概要の説明とベネッセ及びブリティッシュヒルズの2社から当該事業のプレゼンテーションが行われました。

ベネッセにつきましては、学力向上に取り組む通信教育の最大手であり、ライブ授業のノウハウについて先進的に取り組んでいる会社として、福島県が実績等を考慮されたのではないかと思います。

教育委員会としても、授業内容を含め、学校や子供たちにとってよりよい授業となるよう郡内4町村で協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、来年度のサポート事業は英語のみと聞かれますが、それならなおさらインターネット中心のサポート授業でなく、英語の先生を配置したほうが効果があると思うがどうかのおただしですが、11月4日の説明会において、県教育委員会から説明された事業目的は、コンピューターやインターネットを有効に活用した英語教育や異文化体験活動を通してコミュニケーション能力の基礎を育成するとともに、言語や文化に対する理解を深め、幅広い視野と国際感覚を身につけ、将来を担う子供を育成することを目的として事業を推進していきたいという内容でありました。

なお、来年度の事業内容等につきましては、県では予算要求の段階であり、今後関係機関と協議しながら決定してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か再質問いたします。

まず一つは集落応援交付金であります。これについては、今後は収支報告書を求めていくということがありましたので、少し前進するかと思いますけれども、私は先ほど質問の中でも言いましたけれども、やはりこの町と区との間の事務体制といいますか、そこに改善点があるのではないかと思いますので伺いますが、まず最初は、交付金が振り込まれる通帳のことなんですが、通帳については、個人の、例えば私を例にとりますと大竹幸一という通帳だったのか、それとも例えば下塩江代表の大竹幸一だったのか、その団体名があったのかなかったのかちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 この集落応援交付金の振込先につきましては、個人名は認めておりませんので、全て団体もしくは何々会計〇〇というような形で口座については設けていただいて、振り込ませていただいたところでございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今金融機関では、団体名の通帳をつくるには必ずその団体の設立総会とかその議事録のコピーを必ず添付させるんです。だから、当然議事録には役員名も載るはずなんです。ですから、町ではそれもコピーで本当はもらえばいいんです。そうすると、まさしく団体があるということがわかるんです。その辺そういうことを求めなかったですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

95集落ございまして、今ほどお答え申し上げましたように、区の会計、あるいは区長、区ということが82集落でございます。そのほかについては、坪代表であるとか、あるいは集落応援交付金事業の代表〇〇というようなことでございます。

それで、既にこの区、あるいは区長の口座については、この集落応援交付金のみならず役場、町からの交付名義ということで開設されていることがございましたので、特段今回これに限ってそのような添付書類等については提出は求めておりません。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、コピーは求めなかったということですが、さらに、コピーで役員を把握しなかったということなんですが、この特別メニューをやる場合には実施組織というのを求めています。この実施組織というのは一体どういう、何を求めたんですか。役員名を求めたのではないかと私は思うんですが、何を求めたんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

振込先とは別に議員おただしのおり特別メニューを実施する場合については、実施組織をつくってくださいということで、集落の各区長様を初めとする方々であったり、婦人会であったり、その組織の名簿については、当然のことながらそれとは別に提出をいただいております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、その実施組織の名簿はもらったということなんですが、そこでその内容、先ほど町長の答弁では会計や監査というのがなかったと言っていましたから、実施組織の役員というのはどういう役員だったんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたように、集落の中でのこの交付金事業を実施する実施母体としまして、特別メニューの場合はさまざまな目的に沿う集落の相互扶助であったり、あるいは活性化であったり、そういった意味合いも含めまして組織をつくってくださいということで、その活動の母体となる組織というような位置づけのもとにつくっていただいたところでございます。したがって、会計にかかわる監査、あるいはそういった方々のその位置づけということについては、特に求めてございませんでした。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 しかし、やはりそう言っても実際にお金を振り込んでそれを使ってもらうわけですから、そこには例えば監査まで求めなくとも会計だけは求める必要があったと思います。それは今までの区の会計とはダブってもそれはいいと思うんですが、やはり会計だけ求めなかったら、もう申請者と代表者と会計がイコールになってしまっていないですか。そこに問題があると思うんです。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきますが、町長答弁で申し上げましたとおり、全体の集落応援交付金に係る予算、決算、監査の分については、区全体とあわせて一緒に処理されるものということで町は想定しておりまして、そのように進んでまいりました。今議論になっております例えば集落内で除雪を中心にやりましょう、除雪隊の名簿の提出を求める、あるいは婦人会を中心にして花いっぱい運動の事業を特化する、その部隊の名簿を求めるという事業の問題と予算、決算の問題と切り離して役場としては考えておったということで

ございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それはわかりましたが、最後に一つ、こういったお金の出し入れについて、会計室を通るでしょうから、会計室長としては何か今後の改善のアイデアあったら伺いたいんですが。会計室長はたしか初めての質問だったと思うんですが、よろしく願います。

○芳賀沼順一議長 会計室長。

○芳賀美恵子会計室長 答えをいたします。

こういう団体の債権というか請求者については、会計室で全て通っております。請求の内容のときに必ず通帳のコピーを、指定する通帳のコピーの提示を求めています。なおかつ担当者のほうでも確認をしてから持ってくるように指示しておりますので、先ほど総合政策課長が申し上げたとおり、こういう団体のものについては、指定されれば別ですが、団体をつくっていただいて、ある程度みんなで管理できるような通帳に振り込むように指導はしております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私には求められなかったですが、少し話させていただきたいと思います。

先ほども私第一答弁の中で申し上げましたが、本当に今地区の地域活性化をどうするんだと、元気がない中でどうするんだと、そのような中でのこの事業を進めさせていただいているところであります。

そうした中で、役員の人たち本当にいろいろな負担があつて大変だと、役員にもなり手がないうような中での役員ですので、役員の責任ばかり問うつもりは全くありませんが、でも、やはり区長さんは区長さんの役割、会計は会計の役割、監査は監査の役割あると思うんです。その地域として、もちろん地域の町民として、住民としてそれぞれの役割があるわけですから、役員になった人に全部お任せではなくて、やはりそれぞれの地域での機能といいますか、役割をしっかりと果たせるようなそういう機能をもう1回地域の皆さんにも確認してほしいと思います。

ですから、でないと町はどんどん厳しくして、最後にはもうこんな厳しいのだめだと言わざるを得なくなりますので、ぜひこれは皆さん方に基本的な部分を理解してほしいです。

確かにいろいろ責任問われれば町のいろいろ落ち度もあったことも確かでございますが、でもやはり皆さん方に本当に利用していただくような、そしてみんなが元気出していただくよう

なそういう事業を町としては進めたい、その本心でありますので、ぜひその意味も酌んでいただいてご理解いただきたい、協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の町長の話の中で、いろいろ余り厳しくするとうまくないのではないかというような話もありましたが、私余り厳しく言っているつもりはないんですが、というのは、例えば質問の中で監査なんかも求めましたが、監査というのは普通の地区ですと大概監査いるんです。だから、その人もいる、監査の人に一目見てもらって判こを押してもらった書類をもらえばいいわけであって、そんなにあえてこの事業だけの監査をつくれと言っているのではないですから、大概の地区では監査いるんです。

私の塩江地区でも、今から10年ほど前にちょっと監査がない時期があったんです。あったらやはりちょっとそこで問題が発生したものですから、私のほうから提案して、監査をここ10年くらい置くようにしています。それも区長と副区長が次の監査やるというふうにしてあるんです。そういう話ししてあって、そうすると今までどういうふうに行ったかというのわかりますから、ですから監査するにも目のつけどころがわかるわけです。

そういうことで、大した新しい手間をかけるものではないので、その辺問題とか質問を通じてこの事業がやりにくくなるようなことがあっては困りますので、その点はそういうつもりではありませんので、ひとつご了承願います。

それについては答弁はいいですが、次は宮本地区のアパートへの進入路についてであります。これについては、冬そういうふうに入りにくくはしないというようなことで、雪を常時きれいにしてもらおうというふうにそういう答弁でしたので、それでいいと思います。

あと、感応機につきましても、警察のほうにも行ってもらっていますけれども、これについて、なかなかこれも時間がかかって進まないものですから、これは口頭で言ってもらったんだろうと思いますけれども、その見通しについては何か言っていましたか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

実は、先ほど町長のほうから話ありましたとおり、要望書が出ましてからうちの職員が直接田島警察署のほうに出向きまして、協議をさせていただきました。その結果、先ほどから出ていますように検討中ですということの回答ではございましたが、前向きな考え方で検討する場合に停止線の位置の変更も必要になると、そういった経費については、町のほうでお願いできないかというところまで話が進んでございますので、新年度に向けてまた協議をしながら実施

する方向で協議を進めてまいるといふふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思
います。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 これ新年度ではなくても雪が降るわけですから、ことし中に雪降
る前にといいますか、すぐにでもやるように言ってください。これはだめです。事故起きたら
本当に困りますから、急ぐように求めたいと思います。

それから、あと眼科のことなんですが、眼科につきましては、私も去年お邪魔しまして行っ
てきたんですが、そのときにはまだ建物を人に貸すとか売るとかそんなこと、そういうこと
についてはまだ決めてないということだったんですが、最近も行ってきましたら、もし借りる人
がいれば貸しますと、あるいは売ってほしい人がいればそれも可能ですというようなことを言
っていましたので、ぜひ早めに求めてほしいと思うんですが、やはり何といたっても今現在では
南会津病院で週2回とか縦割りになっていますけれども、手術です。手術の要する町長も言い
ましたけれども白内障、そういったものがあつた場合にはここでは診れないというようなこと
で、若松に行くしかないということですので、一刻も早く仮に南会津病院にもっと充実する方
向であつたとしても、やはり手術もできるような体制をぜひ求めたいと思います。これにつ
いては取り組んでいると思いますので、これでいいです。

次に、自衛隊の情報提供のことなんですが、中学3年生の情報提供につきましては、要請が
なかったということでありますが、これもし要請があつた場合、自衛隊のほうでも学校の生徒
を募集する目的で情報を求めるのは、求めた後それは間違いだつたというのがわかつて、求め
た町村に謝りを入れているそうでありますので、もし今後来た場合、今後は来ないと思いま
すけれども、そういうふうな誤つたことだということが明らかになっております。

しかし、自衛官につきましては、先ほどの答弁の中では、いろいろな法律の中で提供できる
ものということで対応しているということでありますが、対応している場合といたしましても、
自治体によって閲覧をしてもらっている場合とペーパーとかなんかで提供している場合と両方
あるようですが、本町ではどちらでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

今ほど情報提供のご質問をいただきましたが、自衛隊法並びにその施行令の中で、自衛官も
しくはその候補生については提供を求めることができるということで、今回のケースは生徒と
いう部分で大きな違いがあつたわけでございます。

まず1点目の生徒の中身についてでございますが、これについてはやはり越権行為だったのかということで、本町にもし今後求められたとしてもこれは対応すべきものではないと考えております。

それから、2つ目の自衛官の募集に対する情報提供でございますが、こちらについては合併以降ずっと同じスタイルでこれまでも情報提供を求められて、情報提供に応じてきたという経過がございます。本町の場合は紙ベースでの提供でございます。

それで、会津管内でもちょっと調べてみたんですが、全ての町村で対応はしております。ただし、閲覧でやっているところが5つの市町、それから残り12の町村が紙ベースでの提供ということになっておりますので、事務担当の中でもやはり統一すべきではないかというような話があって今後検討組織の中で協議をしていくというようなことで今動いているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 閲覧で対応する場合と紙ベースで対応する場合と言いましたが、それは閲覧で対応する場合については、住民基本台帳法の第11条で閲覧というのがあります。ペーパーでやるというのは、法的根拠はどこでしょうか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 ご指摘のとおり住民基本台帳法の中で閲覧、国の事業として法令で定める事務遂行のために必要なものは市町村に閲覧を求めることができるという規定があります。本町では、個人情報保護条例の中で法令の規定に基づくときは提供できるという町の個人情報保護条例の規定がありますので、これらを総合的に鑑み、これまでも紙での情報提供に依拠していたということでございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 住民基本台帳法に基づいて閲覧をしてもらった場合には、閲覧してもらったことを年に1回町は公表する必要があるんです。それは広報みなみあいづでもいいでしょうし、インターネットでもいいんでしょうけれども、広報する必要があるんですが、今の方法ですと公表していないと思っておりますが、公表していますか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

住民基本台帳法の取り扱いの中で、国、関係機関から閲覧の申請があって、それに依拠した場合は年1回程度広報するよという規定がございます、これについては本町で、例

えば25年度の例で申し上げますと、26年4月の広報紙のほうに閲覧の記事を上げております。ただ、今回自衛隊関係の自衛官の募集に関する中身については、紙ベースでの提供でございますので、閲覧には当たらないことからその情報を広報への情報開示というのはしておりません。

以上です。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 法律が違ふと公表しなくともいい場合としなくてはならない場合があるということなのですが、やはり私たちの知らない、私たちというか、若い人の情報が知らない間に漏れているというのは、非常にまずいと思いますので、ぜひ閲覧というのか、した場合にはそれを公開すると、そういう方向にして今後検討してほしいと思います。

次は、学習サポート事業について伺いますが、サポート事業につきましては、先ほどの答弁の中で、今後4町村で検討していくということだったんですけれども、ベネッセかブリティッシュヒルズかに今後どっちかに決まると思うんですけれども、その場合、町のほうの意見、そういうのを述べる場があるのではないかと思うんですが、その辺どういうふうに述べる予定ですか。あるいはまたいつごろ決まる予定ですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

それで、事業につきましては、今県のほうは予算要求の段階であり、南会津教育事務所を通して4町村の意見とか各学校長さんの意見をお聞きしながら取りまとめしている段階なんですけれども、事業内容につきましては、今までの補助事業ですと、予算要求の段階で県のほうから意見を聞いていただけたというような機会はほとんどなくて、今回11月4日に先ほど申し上げましたようにブリティッシュヒルズさんとベネッセさんが来て、あと県のほうで事業概要等の説明をしていただきました。

そういう中で、やはり県では塾も少なく学習機会に恵まれない山間地の教育に力を入れたいというようなことで、一生懸命取り組んでおられますし、私たちも学校や4町村の教育長さん、あと学校と協議しながら進めていきたいと思っておりますけれども、恐らく今年中には方向性が出ると思っておりますので、その辺は教育事務所等に確認しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、ちょこっと時間がありましたので、最初の集落応援交付金の話しさせていただきますが、話と言ひますか、ちゃんと質問いたしますが、この集落応援

交付金について、きょうは新聞に載ったことの範囲の中で質問したわけですが、実はこれ以外に町でやっている事業としましては、集落維持発展支援事業というのがあります。これについても、平成16年から4年分一遍にだつとことしの総会に出てきたと、それから、例えばあと田島ダム周辺の管理事業についても、平成18年から25年までの分が一遍にことしの総会に収支決算報告が出てきたと、こういうことで、町のほうには毎年収支決算を出しているんでしょうけれども、地区のほうに全然出されていなかったとこういう背景があるわけです。

ですから、やはり私はきょうの質問を通して、何とかして町のほうにもきちんと出すけれども、地区のほうにもちゃんと出していくという、この両方のシステムが何かチェックでうまくならないのかという、その仕組みをみんなして考える必要があると思うんです。そのためにも先ほど言いましたが、やはりそこは収支報告書を今度つけてもらおうと言ったけれども、それもやはり1人でできないこともないんです。1人でそれもできるんです。ですから、やはり監査委員は大概の地区にいますから、その人に見てもらえばそこでもう全てがぱっとわかるわけですが、1人でやれない仕組み、これをぜひつくる必要がいろいろな事業においてもできると思うんです。そこはそんなに難しいことではないというふうに思いますので、その辺町の事業の中でそういう仕組みが全部ないのか、何かある事業があったらちょっと伺いたいんですが、ないでしょうか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

集落応援交付金については、各行政区が事業主体としてお願いをしておりますので、先ほど私が述べましたとおり、基本的な考え方からいけば区の一般会計であり、区の特別会計、いずれにしても区の総会を経て、あるいは区の監査を経て事業計画がなされ、事業完了報告がなされるものというふうにまず想定しております。

それ以外の今大竹議員が示された各種補助事業につきましては、その補助事業の成果があるかないかの確認で町のほうは事業の支出といいますか、計画及び支出の書類を求めていますので、そこはイコールにはならないということで、まずご理解をいただきたいと思います。

今問題最後に、そういったいわゆる一部の人たちだけで事業が完了するのではなくて、開かれた中で事業完了がされるシステムについては、るる総合政策課で改善策を示しましたが、今後もこの反省点を踏まえて町としても検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、町の事業が絡んだことでこのような今課題というか、問題が出てきたということは非常に遺憾であります。町としてそれをどのようにしたらいいのか、改善策をしっかりとらした中で地域の皆さんにも協力を求めていきたいと思いますが、そもそもやはり地域の会計といいますか、そういう事業を進める中で、これは基本だと思うんです。周りからどうのこうの言われるのではなくて、区長さんが会計から監査から全部全て一緒にやってしまうとこういう問題が私は起こると思うんです。

ですから、区長は区長、会計は会計、監査は監査、その地域の住民は住民と、それぞれの役割をきちっと責任を果たすことがこういうことを阻止するというか、お互いが守れるものだと思いますので、それはやはり町としてもその辺も含めた中で、町の役割はちゃんと責任転嫁せずやりますが、地域の皆さんにも自覚をしていただきたいということを皆さん方といろいろお話しさせていただきたいと思います。

そういう中で、本当に地域で頑張っている皆さん方に迷惑かからないように町としても一緒に頑張りたいと思いますので、皆さん方にもこれからも引き続きご協力をお願いしたい、そして、この改善に向かって頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○16番 大竹幸一議員 以上で質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、2番、星光久君の登壇を許します。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 どうもこんにちは。

まんま食って大分時間もたつとちょうど眠たいころの時間ではありますが、なるべく眠らないような質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうは町の老人クラブの皆さん、ご苦労さまです。中身については、この前6月と9月に老人クラブのほうからラジオ体操、長生きしただけではやっぱりだめだと、健康があってこそ長生きして、健康の体だからやはりラジオ体操何とかしてくださいという形で町に要望したら早く言えばだめだという形で戻ってきたものですから、今回はそういう形でラジオ体操は上げ

ないで、そうしたら荒海中学校の問題が抜けていると電話が来たわけ。荒海中学校何で抜けているんだという、毎回同じようなこと言ったって発展ないからだめだという形でやったものだから、だって30年間も発展ないから、同じことやってもしょうがないと、ないがしろにしてしまうよとそういう言葉も聞いたんですが、これから年に2回ぐらい、なるかならないかわからないですが、質問の題に上げていっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、きょうの本題に入りますが、太陽光メガソーラーとって、メガというのは1,000キロ以上のものがメガと言うんだけど、そういう形で館岩地区に11メガという、1万1,000キロという、そういう太陽発電についてひとつ伺いたいんですが、今普通家庭で一般的に太陽光発電やっているのは、大体50キロ未満とって、少ない50キロ未満で家族、家庭だの何だのやっているんですが、それはその分については東北電力で買いますと、それでも1メガ、1,000キロ以上になるとなかなか買いませんというのは、館岩地区で町長の説明なんだけれども、これ南会津かと思っていたら、全会津含めて満杯だと、うまいところ俺の考えとしては、やっぱりいいところあったら俺のほう全部よこせと、これではやはり何ぼこれから1,000キロ以上の、50キロ以上の発電を地域で地区でしたいと思っても受付にならないという、そういう形で、東北電力の電線がいっぱい、満杯ですのでだめですと結果的にはそうなる。それだったら、普通日本の会社だと、俺らほうばかりもうけたって仕方ないと、やはり平等に扱って11あるんだったら、では館岩で2つか3つやってみるかというようなのだったら、日本の会社だとこれ本物、ところが、グリーンキャピタルとかというのはアメリカの会社、アメリカの会社はこれ人情も何もないから、もうかるところは全部押しえちまえと、そういう俺は中身でないのかと思います。

そういう形で、各これから地区でも何か地域で興したい、電気を起こしたい、太陽光したいなんて言っても、細かいのは大丈夫なんだけれども、大きくなるとだめだと、制限ありますからだめだと断られてしまう、そういう形で、全体として何とかならないのかと思って質問するわけなんです、そういう形でひとつそういう問題がございます。

あと、2番目の東京オリンピック、細かいことなんですが、レスリング競技場の合宿所をこっちへ持ってこられないかということで、俺ら高校のときちょうど38年に旧田島町その人が県の会長になって、福島県にレスリング部というのを田島高へつくったと。それで、39年に東京オリンピックあったんですが、多分そのとき40年新潟地震、そのころ大体違っても1年ぐらいだけれども、そういう形にあったものだから、順を追っていくと、国体もふくしま国体、田

島でレスリング競技場が小学校で母体にしてあったと。

そういう形で、せっかく吉田沙保里さん、田島の交流館で講演と実技は高校の体育館でやっていたけれども、そのときに来て、世界的に一番有名な人だから、何とかこの南会津の一部、レスリングの強化合宿になっても世界から来るわけだから、夏は涼しいし、冬は暖かく整備すればいいわけだから、あとぐるっと回って競技やったり、いろいろな施設いっぱいあるから、ペンションから何からあいている場所、そういうところで何とかできないか。

また、来たからにはまんまもけんなんねし、それだから野菜づくりに、ある地区ではそれを望んで一等野菜含めて冬も夏もつくる今下準備しているわけです。希望を持って、何とかならないかという形で、外国の選手はどういう菜っ葉食うべとかそういうのを含めて、一応研究しながらそういうことをやっているもので、これ町で何とか一つになって、競技の合宿所、レスリング大会を持ってこいと言っているのではないから、競技の合宿所を何とかこっちに持ってこられないかという願いがあるもので、こういう質問になりました。

それから、鳥獣防止見守り実施隊なんていう、皆さん初めて聞いたと思うんですが、お前ら自衛隊つくっているのかなんて言われたけれども、猿だの鹿だのイノシシだのそういうところの見守り隊なんだと言ったら、よく見ると字は自衛隊とは違うなんて言われてしまうんだけど、そういう形で、ことしの4月から国の機関で、南会津的には去年檜枝岐しかやっていなかったと、ことしそうしたら南会津も何とか毎日2人ずつだからなかなか大変だけれども、100%消化できないかわからないけれども、できるだけやってみるかとなってこういう形になったものですから、効果だの今後の課題もいろいろあると思うんですが、町でやっていてどのような効果、これ皆さんの意見があるんだべなんていう聞きたい反面、こういう問題に上げてみたんですが、そういう形でございますので、あとは質問席から質問しますので、よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 2番議員に申し上げますが、説明はよく聞いていますが、字に書いてあるのは、これを見ない人はわかりませんので、インターネットで見たり後ろの傍聴席、ちゃんとこの字に書いた質問をしてください。

○2番 星 光久議員 はい。

そういう形で、議席からは……。

○芳賀沼順一議長 いやいやそこで質問してください。これ書いてある1、2、3、4。

○2番 星 光久議員 ずらっと質問事項言ってしまったんですが、中身については、メガソーラーの50キロ以上の場合、どういう売電だの何だのの問題にこれからならないのかという形

一つ。

それから、発電の施設箇所や売電に関する南会津管内の会津全体における具体的な調整や連携などの対応は、ほかのところからも含めて大丈夫ですかという中身でございます。

それから、レスリング会場については大体はしゃべったんですが、その後の国体なりいろいろなところで田島出身者が活躍しているものですから、そういう形でぜひレスリング会場を南会津町に持ってきてほしいというような中身でございます。

それから、鳥獣対策の実施隊については、一つについては、活動内容及び効果についてどうなるのか、それから、課題と今後の方針についてはどうなんだと、それから、主に出没する鳥獣類のその傾向はどうなんだと、それから、捕獲、処理頭数は全体で何百あったとか、そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、館岩地域におけるメガソーラー施設に関する1点目ではありますが、施設の整備により、売電制限など送電網に関する問題は発生しないのかのおただしであります。今回のメガソーラー施設につきましては、既に業者と東北電力株式会社との系統連携の手続が済んでいるものとそのように理解しております。

各送電網には送電可能な上限があることから、今後新たに計画される50キロワット以上の売電事業については、その建設場所によっては、電力会社との系統、連携協議が一層困難になるものとそのように考えております。

次に、2点目ではありますが、発電施設の整備箇所や売電量に関し、南会津管内や会津全体における具体的な調整や連携などの対応はとのおただしであります。広域的に計画されている事業やその発電容量、各地域における送電網の許容量などがどの程度なのかなどを町で把握することは困難であります。送電網への系統連携の手続は、全てを一括して管理する電力会社の指導によりさまざまな調整がなされているのが現状であります。したがいまして、おただしのような広域的な協議の場を設けることは難しいものと考えております。

しかしながら、再生可能エネルギー施策は、復興対策を含め国の重要施策として推進されるものであり、福島県としても国や電力会社に対して、回答保留の早期解除と受け入れ容量拡大のための抜本的な対策について働きかけを行っておりますので、今後のさまざまな再生可能エネルギー推進策について、注視してまいりたいと考えているところであります。

また、議員の質問の中で、町長はという話がありまして、11メガが南会津町でひとり占めす

ることないだろうというようなお話もありました。私は、この計画に関しまして、町として、私として一切かかわっておりません。誤解ないようにお願いしたいと思います。これは東北電力と業者の間の取り決めでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、東京オリンピックに向けたレスリング競技選手強化合宿の誘致活動についてのおただしであります。福島県主催の12月2日の2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業連絡会議の中で、競技団体に対する関連事業に関するアンケート実施の結果、事前合宿誘致を県内29競技団体中11競技団体が希望意向を示しているとの報告がありました。この合宿誘致は、本町の魅力を発信する機会であり、また地元選手の強化支援にもつながるものと考えております。今後レスリング協会や関係機関との連携、情報共有を図りながら、事業実現に向けた課題について検討してまいります。

また、町では合宿誘致に限らず、さきに田島高校で行いました吉田沙保里選手のレスリング講習会など今後もトップアスリートを招致する事業やこれからのオリンピック選手を輩出するためのアスリート交流事業などを積極的に推進してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、鳥獣被害対策実施隊の活動に関する1点目ではありますが、活動内容及び効果についてのおただしであります。星議員にも大変協力いただいております。この内容そのものも星議員が一番ご存じではないかと私は思うんですが、質問ですのでお答えさせていただきます。

本年4月に南会津町有害鳥獣捕獲隊を母体とした南会津町鳥獣被害対策実施隊を組織し、11月の狩猟期間前まで活動をいただきました。本当にご苦労さまでございました。

具体的な活動といたしましては、1班2名体制をとりまして、田島地域、館岩地域、伊南・南郷地域の3班体制により、月曜日から金曜日までの朝9時から午後4時までのパトロールを行っていただきました。わなの設置や点検、鳥獣の捕獲や追い払いを行っていただきました。

その効果といたしましては、多くの鳥獣が捕獲されたことはもとより、町民から鳥獣の出没情報が入ると現場に急行していただいて捕獲や追い払いを行っていただき、わなにかかった鳥獣を迅速に処理していただくなど多くの効果、ご貢献いただきました。本当にご苦労さまでございました。

やはり皆さん方が一生懸命つくった作物が皆さん方の手に戻ってこない、手に届かないと本当に1年苦労したものが何にもなりませんし、そしてやはり安全を守らなければなりませんので、そういう意味では本当に皆さん方にはお骨折りいただきました。

最近の傾向として、鹿の害等も非常に尾瀬もそうですけれども、駒止湿原であったり、田代

であったりとそういう自然保護の地域も、国立公園内もやられていますので、これはそういう中で非常に私どものこの地域にとって大きな課題でもあります。

次に、2点目であります。課題と今後の方針についてのおたただしであります。課題といたしましては、狩猟銃所持許可者の減少と高齢化に伴い、実施隊への参加者の数が限られております。編成に苦慮することが多かったとそのように見受けております。

今後の方針といたしましては、実施隊の出動について、時期によっては出動を見合わせたり、出動日数の調整を行うなど実施隊員の負担軽減を検討していかなければならないのかと、そのようにも考えております。

また、新規に狩猟銃所持許可免許を取得される方に対しまして、費用負担軽減の補助制度等を検討し、狩猟免許者と実施隊への参加増を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。主に出没する鳥獣とその傾向とはのおたただしであります。ニホンザルにつきましては、年間を通して出没が確認されておりますが、個体数調整を実施してからは、全体として出没が減少傾向にあるものと思われま。

ツキノワグマにつきましては、隔年で大量出没の傾向があります。本年は大量出没の年に当たりまして、人的被害も発生いたしました。ニホンジカにつきましては、田島、館岩地域を中心に出没件数、捕獲頭数ともに増加傾向にあります。イノシシにつきましては、町内全体で出没が確認されており、被害も発生しております。

次に、最後になります。4点目であります。捕獲処理頭数はのおたただしであります。本年4月から11月までの南会津町全域での有害鳥獣の捕獲処理頭数は、ニホンザル86頭、ツキノワグマ29頭、ニホンジカ46頭、イノシシ1頭、カワウ9羽、カラス21羽となっております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 それでは、細かいことについて質問したいと思います。

さっきは喜んでしまって題目言わないと言ったんですが、先ほど町長、東北電力とグリーンキャピタル、そういう中でもう契約が整っているのでしょうかという中身でいいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

どうすることもできないでなくて、私の入る余地はないということです。東北電力とその業者のお互いの話し合いの中だということでもあります。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 それでは、町としてこの会社にもう契約というか、貸すとか売るとかというような契約も既に済んでいるんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

さきの議員懇談会で、今回の館岩メガソーラーの概要につきましては、議員各位にご説明をしたとおりでございます。その際も申し上げましたが、事業者は町に町有地の売買を求めておりますが、町といたしましては、その段階ではないという判断で、当面賃貸借契約で進めるべきであろうという考え方を示しております。

その経緯につきましては、6番議員からも一般質問の中で質問求められておりますが、本年の事業の準備期間の契約と実際に着工からの契約という二段構えの考え方をしております、現段階は事業の準備段階の契約ということで、賃貸借契約を結ばせてもらったということでございます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ちょっと議員のほうで誤解のほうがあるようですので、懇談会でも説明しましたことを改めてご説明を申し上げたいと思いますが、先ほど来出ておりますグリーンパワーキャピタルは、懇談会でも説明しましたように、資本投資と設計、施工を予定している業者でありまして、町が町有地を貸す相手方は、南会津リアルエステートという会社でございます、さらにそこが南会津太陽光発電所合同会社という会社に土地を転貸してそこが基本的な事業会社になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そうしますと、中身の契約は南会津太陽光発電合同会社という、そしてここと契約して、グリーンキャピタルさんはここから借りるというか、そういうような理解でいいですか。

それと含めて、答え一緒に言ったほうがいいから、既に副町長さっき言った向こうでは買いたいと言ったけれども、俺のほうでは貸すような方向でいるんですというような今答え出たようだけれども、それでいいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

改めて申し上げますが、土地の町との賃貸借契約はリアルエステートでございます。そのリアルエステートがいわゆる南会津太陽光発電所合同会社というのがありますが、ここが経済産業省から1キロワット当たり36円で許可をいただいて、承認をいただいて、ここがいわゆる事業会社となるわけでございます。

さらに、こちらからグリーンパワーキャピタルとの関係になりますが、先ほど申し上げたように、グリーンパワーキャピタルは資本投資、設計、施工を予定されておまして、ですから、そういう協業体制の中でこの事業が推進されるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう説明はそういう形、それで、11メガというと、かなりの面積なんだけれども、11メガで4万2,000平方メートルというと42ヘクタール、そういう形でそれほど使うんですか。11メガぐらいで42ヘクタールも必要なんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

懇談会でも説明いたしましたが、町としては、この土地を貸し付けするに当たりさまざまな条件を相手方につけております。一番大きな問題はいわゆる防災対策でございます。さらには景観の問題、そのためにはなるべく敷地内にある森林を残しながら、さらにはセキュリティも含めるということの中で、パネルを張る以上に敷地が必要になる、例えば防災の中では調整池をつくる必要があるとか、さまざまな理由からこれだけの42町歩の面積が必要というふうになるということでございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう防災対策からいろいろな事情があつて、俺ら考えるには大体倍近い反別を要することになっているんですが、この11メガというのは、あらゆる角度から俺らも経験しているものですから、11メガ一遍に電力と契約した場合、太陽が当たっているときだけ電気が起きているときだけが11メガ満杯起きるのであつて、これは1日通して、年間も通しても同じなんだけれども、多くても15%なんです。どこのデータを見てもわかるんです。

そして、先ほど生涯学習課長言ったように、交流館にくっつけた縦のパネル、あれは非常時にバッテリー等で調整したりそういうことで理解したけれども、そういう形になると、太陽の

かんかん暖かいとき、11メガ起きるとして線はいっぱいなんだけれども、そのとき15%ぐらいしか働かないものだから、それをこういうバッテリーと言うんだか何と言うんだかわからないけれども、電気をためておいて常時暇なとき送ったりなんかする調整ができています。

それで、11メガなんでかんでとらなくたって2つか3つ設置するとして、11メガ分の電気量分の売電というか、そういう価格というのが起きると。ただ、流すとき東北電力に11メガ天気いいときばっと送られると消化できないものだから、暇なとき夜とか朝とか雨の降っているとき、電気起きないとき平均に流せば11メガぐらいの容量はとれるわけ。

何を目的に町で中心にするのか、売電を中心にするのか、それとも固定資産とかいろいろあるそういう形が中心なるのか中身はわからないけれども、そういうように素人の考えか何だかわからないけれども、実質ある地区に50キロ、そういう形で今50キロ以上だめなものですから、A地区ということで今現在150キロすぐそばでやっている、今度はまた100キロぐらいやるんだけれども、細かいやつはできるんだけれども、地区としてもどこかの地区でも、いやちょっと見てみたら共有財産がいっぱいあるから、ここにちょっとほしいなんて言う声があったもので、どんななんだという紹介きたんだけれども、いや、今はちょっと11メガで館岩にくっつけるので目いっぱい、それ以上のやつはだめでないかとは言ってきたと。

そういう形で、11メガの電気量が本当に町で必要だったら、11メガはいらなくて二、三メガでこういう機械を備えれば、平均に一番多い時も含めて調節しながら、それこそダムの放水と同じく、一遍にやるとすれば飲みきれない、消化できないものだから、調整をしながら安全にやるにはそういうことも今可能なの。そういう形で、そういうところはどうなんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

再三再四にわたってお答えしましっているとおり、この事業については町が事業主体ではありません。町が計画をしているわけではありませんので、そこをまずご理解をいただきたいと思っています。

今町に求められているのは、館岩地域の町有地の活用策について求められておりますので、その点についてお答えをしておりますので、今の質問には当たらないと思いますので、その点だけ誤解ないようにお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお話しさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、この再生可能エネルギーいろいろ性質がありまして、太陽光は日が当

たらないとだめだとか、風力は風が吹かないとだめだとかいろいろあるわけです。ですけれども、ある程度採算ベースとといいますか、11メガがいいのか、1メガがいいのか、それは私はわかりませんが、いずれにしても業者が考えるもの、そういう中で計画されてきたものはまず今副町長が答弁したとおりです。

いずれにしても、再生可能エネルギーいろいろ問題あるんです。だけれども、電力はつくらなければならないということがあるものですから、町としては環境にやさしくて、町として受け入れられるものはそれは受け入れていこうと、そういう考え方でありますし、皆さん方からも再三再四何でやらないんだ、何でやらないんだと言われているわけです。

ですから、そういう中でやはり町としては、今総務課長のほうからも話ありましたようにいろんな懸念がある、これをクリアしたら町としては断るものは何もない、そういうものでございますので、これは私たちの町がたまたまその事業の拠点になったということではありますが、どこでやっても確かに議員のおっしゃられるようなことがあるかもしれませんが、町としてはそこは冷静に受けとめて、そしてできることはやっていきたいという考えでありますので、それはご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 事業主体は町ではない、それはわかった。それで、まだ契約は既に済んではないかと、町と合同会社で契約は済んでいないと思う。この前の21日の説明では、これからこういう考えはあると、契約はまだしていないというような中身で説明受けたんですが、これに対しては間違いはないですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

再三再四申し上げておりますが、これはあくまでも民設民営ですので、町がその事業に対しての契約とかそういうものは一切ございません。あるのは土地の契約だけでございます。これは6番議員の質問の中でも答弁申し上げますが、議員懇談会が11月21日ございました。その後土地の契約は済んでおります。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 土地の契約は済んでいると、そうしたら、これから町でも何とも手出せないというのか、そういう形になったと、そういう理解でいいですか。

そういう形で、普通ならこの前の説明の中では、これから売れと言われたり貸せと言われた

りしているんだという形で、俺らはそこまでは説明受けたけれども、契約はしていますなんていう説明どこでやったんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

21日の段階では契約はしておりません。21日以降の契約でございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

星光久君。

○2番 星光久議員 それで、民友新聞見ると21日が説明会だったと、そういう形で、来年の5月に建設に入って、再来年の4月には建設を完了するというような計画だということで民友に出ているんだけど、これで間違いはないですか。21日の段階で説明受けたのは、それまで説明していませんという形になって、22日の民友新聞の中には、来年の5月から着工始まって、再来年の4月には完了するんだというような形に出ているんだけど、これは何ですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

21日の議員懇談会で皆様に資料をお配りして全てそこまでは説明しております。多分議員はそのときいなかったのではないのでしょうか。

ですから、資料をごらんいただければおわかりのように、スケジュールの内容は全議員に説明してございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう形で説明受けない部分も多少あったからこれはわからないけれども、21日の説明の資料の中で、既に契約は結びました、貸すことに対して結びましたと、こういう理解でいいのですか。

○芳賀沼順一議長 21日にはまだ契約結んでいないんです。

総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

何度も申し上げますが、21のときは契約はしてございません。それ以降の契約でございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 契約はいつしたんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 11月28日契約でございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 ちょっとしつこいと言われるかわからないけれども、南会津だけでなく、町長説明したのは全会津だと、その路線が全部埋まったという形で説明を俺受けたものだからそこでやるんだけれども、南会津だけでこういう形、例えば南会津だけでないと言うけれども、舘岩地区だけでこういうやつ契約してしまってこれからどうしようもないんだという話は、俺はないと思う。

この合同会社こういうこともあったものですから、まだまだこういうところがあるから、回すと調整によってはダウン、二、三のメガソーラーで十分11ぐらいの価値出るんだから、そういうことでできないですかということもできないか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういうことで、福島県ももっと受け入れできないかということのを要望していますし、私どももそのようなことを申し上げているということでもありますので、今の送電線の設備、設置状況を考えると、もういっぱいいっぱい受けられませんという状況なものですから、ですから、あとは本当にその地域で需要があるならばそれはそれでいいんですが、私どものほうはそれ需要がない、電力が必要とするところに供給するためには、電線を張りかえたり、いろいろな変電所とかそういうものが必要になる、それにはもっともっと太い電線を張ったり、変電所を設けたりしなければならぬから、それをもっと許容量のあるものにしてほしいと要望しているのが今の現状であります。

ですから、今でも全部これがずうっとだめだということではないと私はそう理解していますので、お話ししたところ、今の状況は十分県もわかっていますし、東北電力もわかっています。ですから、そのようなことで、町としてももっとできないのかと、そんなことも要望してまいりたいと思います。

実は、きのう東北電力の所長さん来られまして、田島、東北電力の所長さんでありますけれども、我々のところよりももっとも大きな青森県と秋田県では90万キロワットで買って、もう一つ、どっちが90万でどっちが60万だったかちょっと今あれですけども、いずれにしても90万と60万の風力発電をやるということです。これも先ほど議員がおっしゃられていましたように、風があるときは発電するかもしれないけれども、風がとまれば発電できない、同じような状況なんです。ですから、再生可能エネルギーというのは、そのような発電の性格があるわけですので、それを踏まえた中でのエネルギーの計画、国なり県なり我々もそれを理解

しなければならないということでもありますので、その改善に向かって町も、それは県にも要望しますし、東北電力にもお話ししています。ですから、そのようなことで今後また進めてまいりたいと考えております。

それで、町はそういう意味で、今の事業そのものはいろいろな課題あった中で話し合いをずっと1年かけてやってまいりました。そして、いろいろな合意の話でありますので、この11月28日には土地の貸借の契約を結ばせていただいたところでもあります。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 東北電力だの県などに容量を多くしてくれとか何だとかと言っていると、それは確かに町としての努力、これは当たりだと思っただけけれども、容量をそう言うんだったら、11メガの容量は11メガの容量、これを容量が多くなったときまたふやすようにして、それであつたら皆さんの要望に、地域の要望に応えるために5つか6つあけておけるかとかそういうことはできないんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私に対してはそのような要望はいただいておりません。東北電力にはあるかもしれませんが、ですけれども、東北電力と最初の契約の中で、いろいろ手続していったらそのような状況になっているということでもありますので、それはご理解いただきたいと思います。私どもは全くそこに口出すものは何もありません。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからお答えしますが、今回最終的には11メガですが、途中で13メガで東北電力のほうと話し合いは実はついておった時期はありましたが、ただいま議員おっしゃるように、若松地方のいわゆる会津地方から2メガワット譲ってくれないかということが打診があつて、そこでほかの会社に2メガワットを譲って、最終的に東北電力との間では11メガになったということ聞いてございます。

さらに、申し上げれば、この太陽光の売電事業につきましては、あくまでも自由競争の世界でございますので、こういう業者、売電業者は全国に数かなりございますので、その中で業者同士で調整をするということは、基本的にはないというふうに私は考えております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 13から11に減らした、これよそから譲ってくれないかと言われて2つ譲ったというような中身の説明なんだけれども、繰り返すようだけれども、21日の1回の説

明会でどこに何も説明もしないで、28日に契約というのはできるんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 再三再四にわたってお答えいたしますが、この事業は町が事業主体ではございません。いわゆるメガソーラーを売電業者とする会社が経済産業省との事前協議、あるいは東北電力との協議の中で決定を受けた事項を町側に説明を受けて、町に求められているのはあくまでも土地に対する要請でございますので、その計画が適正であるか適正でないか、安全管理ができるかできないか、その視点を重点に検討した結果を21日に議員懇談会の中でご説明させていただいておりますので、それを踏まえて町は賃貸借契約にスタートしたと、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 副町長、星議員のあれは21日に説明してその後何もなくて28日には賃貸できるのかと、その部分ですので、できるとかできないとかその辺を教えてください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 大変失礼いたしました。そういった21日の段階でもご説明しましたが、それぞれの地域の説明会、あるいは議員の皆さんの説明会を経て、大きな障害になる意見がございませんでしたので、町としては賃貸借契約にスタートしたということでございますので、契約は成り立っているというふうに判断をいたしております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 今説明受けたけれども、21日に説明して、説明を求められなかったから28日に契約して問題ないと、本当に問題ないのですか。これから町と金額的にか細かいこととか、いろんなものについては、これからまだ何もできていないから、金額も何も出ていないときに契約できるのですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 先ほどもご答弁申し上げましたが、私が答弁いたしました、いわゆる事業着工までの準備期間の賃貸借と来年度以降事業を実施するときの事業開始の賃貸借と二段構えで町としては賃貸借契約を考えて結びましたということをお答えいたしました。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 頭悪いから何度も聞くようなんだけど、そこらが理解できないものだから、21日の段階では28日に契約結ぶなんて言っていない、金額も何も出ていませんから、ただ貸すような方向でいますというような説明で我々としたわけです。28日に契約したなんて誰もわからないのではないのですか。中身我々だけで、42ヘクタールもある部分、俺らは

土地はそういうところに貸してしまったから何とも言えないと、そういう形ではうまくないんだ。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

懇談会の中ではその部分は説明したんですが、とりあえず当面は貸し付けする方向でということでも申しあげました。売電事業がスタートするころにはまた貸し付け、あるいは売買についてはまた再度検討するというでも申しあげました。

今回の物件につきましては、当初売買ではございませんので、議決案件ではございません。その中で、私のほうとしては、全て先ほど来ご説明申し上げておりますように、あくまでも民設民営であると、町としては、その事業の内容が十分町として許容できる内容だと、安全性もあると、それから、町に対する貢献度も高い、雇用の問題であったり、地域に対する貢献度もあるということから判断させていただいて、町の土地については、貸し付けすることが妥当だという判断から決裁の中で28日に契約を締結したということでございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 いろいろな中身はいいんだけど、数字も何も出ていないところで契約、固定資産税何ぼだ、売電電気は何ぼ入ると、そういう形も含めて中身、説明か何かあったんですか。それもしないで、ただ良かんべとなって契約したのですか。そういう説明はなかった、21日の段階では。数字的には全然おりてこないから。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 懇談会の中では、業者のほうから大体売り上げはどのくらいだと、収入はと、それは年間約7億くらいは見込めるんじゃないかという説明はさせていただきました。ただ、町に対する固定資産税、例えば貸し付けですので、土地に係るいわゆる固定資産税の収入は当然ありません。ただ、上物を、くい打ち方式ですからくいを打って、そこに架台をつかってその上にパネルを張る、この構造分については、減価償却の中で収入はあるというふうには申しあげましたが、ただ具体的な計算はしておりませんので、幾ら幾らということでは申しあげておりません。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星 光久議員 何回も言うようだけれども、銭何ぼ入るんだかも何もわからない、資料も何も持たないで口約束で7億ぐらい入るのではないかという形で、土地勝手にそんなに町は簡単に貸すわけですか。

普通なら契約はいろんな条件を結んで、俺らだって太陽光のところに貸すには、いいや何ぼ何ぼだと、1反歩15万だと、何ぼでそして今36円だから20年間こういう形で契約結びますと、普通ではみんなそういう形で、金額も出ていない、何も出ていないところには貸しますで、そうしたら後になってから、これくらい打ちに相当かかったから1億ぐらいでまけてくれと言ったらどうするのか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員には後であるときの懇談会の説明書をよく読んでもらいたいと思います。あそこの設置費は約40億かかるような説明もありました。そして、実際に雪国で発電した、今までそのようなことがないから明確なことは言えないけれども、約7億ぐらいの年間の収入は計画していますとそのような中であります。

総務課長も答弁しましたけれども、やはり我々がそこを受け入れるに当たっては、本当に防災であったり、景観であったり、あるいは地域に与える影響はどうなんだと、そのようなこともある程度考慮した中で説明も我々との議論もさせていただきました。そうした中であってこの事業を進めさせて、話し合いを進めてきたところであります。

そして、11月21日に皆さんに説明して、資料もいただいて、そういうふうになったわけありますので、地域の懇談会も開かせていただきました。そういう中での推移でありますので、全く企業の生産ラインみたいにぴたっとわかるものではないと思います。性格上、天気が日が当たったり当たらなかったりすれば、当然発電量だって落ちればそれはそれなりの収入が影響すると思いますし、雪が降れば今度経費もかかるかもしれません。ですけれども、そういうのは町がどうのこうのではなくて、それは業者が全て責任の中でやるものだと私は思っています。

そして、賃貸借の件も、いろいろ事業の内容によって勘案もあるかもしれませんが、町としてはその固定資産がどのくらいだとか、そういうものを基準にして決めているわけありますから、そんなぼったくりのような話ではないです。ですから、全然基準も何もなくて決めたわけではなくて、そういうものをもろもろ協議した中での話し合いを今まで進めてきて今現在に至っているということでございますので、なお、議員さんには、きょう言わんとしていることもいろいろあるんでしょうが、よくごらんいただいて、そして判断またしていただければありがたいと思います。私たちはそういう判断の中でこの事業を進めているということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 別に疑っているとかそういう問題ではなくて、今行政だから我々とは個人とは違うんです。議員に説明したのはそういう細かいことは一切なしで、誰も知らない、28日契約結んだなんて誰も知らないと思う。

そういう形で、いろいろ言うけれども、そんな簡単なあれで土地貸す契約なんて結べるわけですか。普通では考えられないことですので、そういうことを含めて、うまいものあるから、俺1人で食ってしまって、あと困っているのはみんなで食えと同じだから、そういう形で、合同会社と契約したから俺らは関係ありませんと言って逃げてしまうけれども、もう1回言うけれども、自分の町の土地だからこれからまだまだ余裕あると、こういう要望あったからこうしてはどうかとか、こういう要望あったけれどもどうですかとか言えないということはないあの土地、我がほうの土地そんな簡単に契約しておいて、俺らは手つけられないからと逃げないでください。ちゃんと最後までどうなるかわからないだから、貸してこの人が契約したら売り飛ばすか何かわからないと。

米国だ米国、アメリカだよ、会社。沖縄返せと言ったって沖縄のほうは返します、返します、一つも返ってないの。

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 それとは違うから静かにしてください。今質問中だから。

副町長。

○渡部龍一副町長 同じ答弁で大変恐縮でございますが、売電単価、あるいは容量については、業者さんが事前協議、認可の中でそれぞれ経済産業省、東北電力さんと協議をしてその単価が決定されるべきものであって、町がその数値には入れないんだということをまずご理解をいただかないとこの議論は進まないものというふうに理解をいたしております。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

質問をまとめてわかりやすく。

○2番 星光久議員 契約内容、どういう契約か内容のきちんとした契約、議会に提出してください。何ぼやったってこれしようがないから。

そういう形で、オリンピックについて、最後町と一緒にってはどうかと思って、こういうまたばかなこと言ったななんて思うかわからないけれども、そこらは町長はどうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町としてはやれるだけのことはやります。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 なかなか投げやりだな。丁寧な親切ないのか。余り投げやりなことやらないで。

それから、鳥獣対策について、俺らも一生懸命やっていたけれども、随分不足分もあったし、いろいろな皆さんの理解も得られない部分もあったし、そういうことで、まだことしだけで終わらないけれども、来年も含めて、駒止湿原もいろいろあってなかなか厳しいので、今後どういう方向でいったらいいか、町長。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ことしから実施隊編成していただきました。ありがとうございました。

また、今現在実施隊の隊員が猟友会本体が93人いる中で、そのほかで実施隊をやってもいいという希望の方が73名います。その中で、猟友会そのものが93人今いますが、その方が今後5年後と10年後の傾向を見ますと、5年後の高齢化に伴いまして93名が79名になります。10年後が64名に減ってしまいますので、今後は新たに若い隊員が銃の所持を持って隊員になっていただくような方策を27年度の予算に向けて支援したいという、そういう考えでいまして、なるべく若い人に猟友会に入ってもらいまして、捕獲隊に入ってもらいまして実施隊に入っていくと、そういうふうな仕組みづくりをしていますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 光久議員に申し上げます。時間です。

以上で、2番、星光久君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

では、4時5分から少ししかないんですが、あの時計で再開したいと思います。後ろに傍聴の皆さんもいらっしゃるのです。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時05分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 大 桃 英 樹 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、1番、大桃英樹君の登壇を許します。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 議席番号1番、大桃英樹、質問させていただきます。

私がお聞きしたいのは2点です。

1つ目は、子供たちの運動不足の現状はどうか、2点目は、人口減少叫ばれておりますが、移住者、定住者をふやすための施策はということで、2点お聞きしたいと思っております。

1点目、子供たちの運動不足の現状は。

県教育委員会がまとめた2013年度の児童生徒の体力・運動能力の調査結果では、子供たちの運動能力の低下をあらわすデータが示されました。その調査におきましては、子供たちの体力低下は、肥満や健康度にも影響しているとされております。

そうしたことから、以下についてお聞きします。

1番目、本町児童生徒の運動能力の現状、福島県平均との比較、そして全国平均との比較いかがでしょうかということ。また、本町児童生徒の運動時間を示すデータどうなっているでしょうかということ。

2番目、スポーツ少年団加入者数、加入率の合併以降の推移と傾向は。そして、子供たちの運動能力との相関関係について、教育委員会としてどのように考えているか伺います。

3番目、少子化によりスポーツ少年団の運営や維持も困難な状況となっているという現状をお聞きします。町として現状と認識を伺います。

4番目、子供たちの運動不足解消を普及させるために、啓蒙活動をどのようなことを行っていますかということ。

2つ目に入ります。移住・定住者をふやすための施策は。

総務委員会では、今年度の行政視察の主題を移住・定住とし、先進的な取り組みを行っている岐阜県恵那市で研修を行いました。視察で得た知見と情報をもとに、我が町の移住・定住策の現状を明らかにするとともに、人口減少ストップ策の一助とするために以下について伺います。

1つ目、人口減少に対する我が町の位置づけと全庁的各課共通の課題としての認識を伺いま

す。

2番目、また、移住や定住を促進するためには民間との協力体制や協働が必要と考えますが、現状と認識はいかがでしょうか。

3番目、移住・定住に特化した情報を得るためのホームページや紙媒体のパンフレットなど作成についてお考えはいかがでしょうか。

4番目、町外の方が我が町を訪れ、まずは体験していただくために、安価で宿泊可能かつ移住・定住に関する情報を得ることができる滞在施設、いわゆるゲストハウスのようなもの、そのようなものの設置が有効と考えますが、町の考えは。

最後になります。定住対策プロジェクトを昨年度から発足させましたが、その進捗状況についてお聞かせください。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

私からは2番目の移住・定住者をふやすための施策はということで、この質問にお答えをさせていただきます。

移住・定住者をふやすための施策に関する1点目ではありますが、人口減少に対する本町の位置づけと全庁的共通の課題としての認識についてのおただしではありますが、全国的にも課題となっている少子高齢化及び人口減少は、本町におきましても喫緊の課題であります。

本年度に引き続き平成27年度当初予算編成においても「少子高齢化・人口減少に歯どめを！」これを統一スローガンとして、南会津町総合振興計画に基づく5つの柱を重点施策として定住対策に取り組むことといたしました。各課においてこのことを念頭に予算編成及び事業に取り組んでいるところであります。

次に、2点目ではありますが、民間との協力体制の現状と認識、これについてのおただしではありますが、定住対策はさまざまな事業をつなぐことが必要であると考えております。その一つに住居に関連し、空き家対策があるものと考えております。

この空き家対策においては、現在町内NPO法人との協働により空き家バンク事業の運用に向けた取り組みを進めておりまして、この事業をきっかけとして、取り組む内容によって今後町内外さまざまな団体との連携協力は必要であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、移住・定住に特化したホームページやパンフレット等の作成の計画、4点目

の移住・定住のための体験や情報が得られる滞在施設の設置の考え、5点目の定住対策プロジェクトチームの進捗状況については、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

定住対策プロジェクトチームは、現在毎月1回会議を開催し、地域おこし協力隊を初めとする移住者の受け入れに関する事項、町内へ若者が定住するための事項、ガイドブックの作成等による効果的な情報発信に関する事項、移住者の支援に関する事項等を検討している状況であります。

議員おただしの移住・定住に特化した情報発信、体験滞在施設の設置については、プロジェクトチームの中で総合的に検討中であります。必要性は認識しておりますので、事業内容の熟度を高めながら可能な対策から進めてまいりたい、できることから進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、子供たちの運動不足の現状についてお答えいたします。

初めに、1点目、本町児童生徒の運動能力の現状と分析についてのおただしであります。全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が小学校5年、中学校2年の男子女子について公表されております。

本町の平成25年度調査の結果につきましては、体力合計点が小学校5年男子女子、中学校2年男子は全国平均、県平均ともに上回っており、中学校2年女子につきましては、県平均は上回っておりますが、全国平均をわずかに下回っておりました。しかし、平成26年度の調査結果につきましては、体力合計点がいずれも全国平均、県平均を上回っており、平成25年度の体力合計点よりも高いことから、運動能力の低下は少ないと考えております。

また、本町児童生徒の運動時間を示すデータはとのおただしであります。平成26年度1週間の総運動平均時間は、小学校5年男子が10時間22分、小学校5年女子が7時間33分、中学校2年男子が17時間18分、中学校2年女子が15時間55分となっており、いずれも全国平均、県平均を上回っております。

次に、2点目、スポーツ少年団の加入者数及び加入率の合併以降の推移と傾向についてのおただしですが、本町では平成18年度のスポーツ少年団加入者数809人に対し、平成26年度の加入者数は638人と171人減少しております。加入率であります。平成18年度の加入率は

46.4%、平成26年度は53.1%であり、平成18年度と比較しますと6.7%ふえています。

また、子供たちの運動能力との相関関係についてであります。全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果からも、本町の子供たちは全国平均値及び県平均値をほぼ上回る結果となっております。本町の児童生徒のうち半数以上がスポーツ少年団活動に参加し、学校での体育活動に加え積極的なスポーツ活動に参加している状況にあり、体力・運動能力の向上につながっているものと考えております。

次に、3点目、少子化によりスポーツ少年団の運営や維持も困難な状況を迎え、その現状と認識についてのおたただしですが、平成26年の町のスポーツ少年団の登録団体は24団体39種目あり、平成18年度は25団体49種目でありましたが、1団体10種目の減少となっております。学校の統廃合によるチーム数の減少や加入者数の減少が主な原因となっております。特に、少子化の進行が著しい地区におきましては、団員の確保等に苦慮している状況にあるとお聞きしております。

こうした状況は、県内の中山間地が共通して抱える課題であり、福島県スポーツ少年団本部では、10名に満たない単位団については、隣接する市町村や学区の枠を超えた合併を認めることといたしました。このことにより昨年度から舘岩小学校ソフトボールチームと檜枝岐村小学校スポーツ少年団が合併し、本年8月に開催された福島県児童ソフトボール大会において3位という素晴らしい成績をおさめております。

今後ともこうした合併や統合が予想されますが、スポーツを中心とする幅広い体験活動を通して、青少年の心と体の調和のとれた健全育成にとってスポーツ少年団活動は欠かすことのできないものと認識し、子供たちがスポーツのできる環境整備を支援してまいりますので、ご理解願います。

次に、4点目、子供たちの運動不足解消を普及させるための啓蒙活動の現状についてのおたただしですが、各学校において、体力向上推進計画において体力づくり重点目標を定め、教科体育、学校行事、クラブ活動等における指導計画を策定し、体力向上に努めているところであります。また、社会体育事業として各地区単位で参加できるスポーツイベントやスポーツ教室など、児童生徒がスポーツに親しむ機会を提供しております。

運動不足の解消のためには、児童生徒の実態に応じた適切な運動量を確保するとともに、運動の特性を知り、運動することの楽しさを感じさせながら体力向上させることが必要であることから、教育活動全体を通して指導の充実を図ることが重要であると考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 子供たちの運動不足についてから進めたいと思います。

それで、今ほど本町の児童生徒の運動能力の現状は全国平均、そして県平均と比較しても上回っている、したがって、維持しているというか、体力低下はしていないというような判断をされているようなんですけども、もう一つの指標があるかと思います。平成18年に合併しました。それ以降の現状というのはどうなんでしょうか。

つまりは、同じデータですけども、文科省で実施している体力・運動能力調査は、平成では1985年をピークに低下が続いているというような判断をされています。そうした観点から言いますと、今ほどは全国平均と県平均は上回っているという話なんですけれども、南会津町として、この地域として、我々の世代から比べたときにどうなのかということ伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

先ほど教育長が答弁いたしました内容につきましては、議員おただしのように、単年度における全国、県、当該町村との比較の数字であります。平成18年度から現在までの年度別の低下の率については、数値、手持ち資料がないためポイントの低下数についてはお答えできませんが、ソフトボール投げであったり、50メートル走のポイント、そういった部分につきましては、平成18年度当時と比べまして間違いなく数値的にはポイントが低くなっているというような実態もありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今お示しがあつたとおり、やはり子供の体力は低下しているんじゃないかという懸念を持っています。つまり学校における事故が非常に多いような気がしています。例えば高いところから落ちるとか、転んだときに顔までけがする子が多い、あとは手を骨折する子も多いんです。これについて非常に憂慮してございまして、そこに関してはやはり体力と大きな影響あるんじゃないかということで、質問させていただいております。

つまり以前と比べて体は大きくなっているんです。例えば小学校5年生で平均身長は2.6センチ、体重は2.8キロ伸びている、しかしながら、体力はソフトボール投げで大体5メートルぐらい、それと立ち幅跳びでも15センチぐらい下回っているということで、やはり同じ時間を

経て過ごしていますので、社会的全体としては体力は低下している、その懸念について教育長の認識伺います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの質問についてお答えいたします。

学校のほうでも各学校ごとに体力向上推進計画を策定しながら取り組んでおりますけれども、やはり今現代の子供はテレビゲームとかそういう時間がふえてきているというのも現実で、そういう問題もありますので、学校等においてはスポ少活動とか、あと中学校に入ったら部活動等に入るように勧めているんですけども、実際には保護者の方からは、小規模校で少子化が進んでいる現状にもかかわらずやはり文化活動ができないかというような要請があったり、あとスポ少活動におきましては、スポ少活動が激し過ぎるので、もう少し時間を制限してもらえないかというような要望が来ていますけれども、ある程度学校行事の中で、体育の授業を推進しながら少しずつ体力強化を図っていくとともに、やはり外で遊ぶ時間がふえてこないとなかなか難しいのかというような現実は感じております。

そういう意味では、各学校と連携しながら体力向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まさにそのような状況かと思えます。いわゆる保護者であったり、地域の皆さんからのオーダーが教育委員会であるとか学校教育に一方的に押しつけられているような状況が憂慮されると思っています。子供も少子化になっていますので、例えばスポ少では取り合いになってしまったりというような現状もあって、では誰がこれを整理するんだということだと思えます。私はこれは町がするべきだと思っています。なぜかと言いますと、やはり我々もそうです、皆さんもそうだと思いますけれども、やはりスポーツを通して幼少のころ行ったスポーツ体験、これが人生の礎になっていると思えます。

また、南会津町は、例えばソフトボール、昨年全国中学校の体育大会、田島中が全国大会に進出しました。また、りんどうスポ少も東日本大会行ったとか、先ほど言った館岩スポ少もそのとおりです。そのようなこともありまして、非常にスポーツ熱の高い地域だと思っています。そして、そのスポーツが我々に与えてくれた恩恵が非常に高かった地域だと思っています。

また、旧伊南村では、剣道の里ということで、大変優秀な成績を上げて、それが村の是だったわけです。剣道を通して人を育てるんだという気概があった、その意味からもこの伝統は引き継ぐべきではないか、そのような視点で私は質問させていただいているわけですがけれども、

町長、教育委員会のあれだったですけれども、私は町としてという意味でスポーツ捉えるべきではないか、例えばある自治体では町長部局にスポーツ局を持ってきて、町全体の例えば健康との関連も持たせてスポーツ振興ということを図っていることはありますけれども、そのことも含め、町長の今ほどありました体力の低下を含め、まちづくりとつながるのではないかということに対する見解を教えてください。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

子供の教育はスポーツばかりでなくて、学校の教育、学校といいますか、いろいろな学習があります。そしてまた、いろいろな環境であったり、それから趣味とか文学とかいろいろあります。習字もそうですけれども、それぞれ多種多様だと私は思います。

そういう意味で、一つ町が何か推奨しようと、それは一つの考え方かもしれませんが、でもとは言いながらも、今現在町で行われているそれぞれの活動をしっかり支援していくことが町の大きな役割だと私は思っています。

実際、高校まで行けばレスリングは顕著でありますけれども、やはりことしなんかはソフトボール田島中学校が全国大会に行きました。ですから、そのようなことがあって、その年代とかそういうところでそれぞれの人たちが努力をして、そして頑張っってそういう成果を上げてきているところでもありますから、そういう意味で、町としてはこの地域は本当にいろいろなスポーツで皆さん頑張っているという、実績を上げてきているわけでありまして、どれか特化してどうのこうのというよりも、私は確かにレスリングのオリンピックの種目に選んでいただくために1万人以上の署名活動もしました。町ができること、それから皆さんに本当に頑張ってもらわなければならない部分というのものもあるわけでありまして、余り町が特化するというよりも、生涯学習、生涯スポーツといいますか、そういう中での町の推進の仕方がいいのかと私は思います。

正直私は町に結構この地域といいますか、県にも全国大会にも行っている人もいますから、そういう意味では誇れる地域であると思います。そうした中で、町がバックアップすべきもの、教育としてやるべきものを町としてはやっていければいいのかというふうには思っています。

合併前は、伊南村は剣道であったり、田島町はレスリングであったりとかいろいろあったわけですけれども、今南郷地区ではスキーも盛んです。ですから、なかなか特化してどうのこうのというよりもその地域地域、その人が一生懸命頑張る部分、そこで町としては支援し

ていくのが一番いいのではないのか、皆さんの連携もしながら、関係者、コーチの皆さんとそういうふうな考え方でいるところであります。

あと、先ほどちょっと私感じたのは、体力テストのいろいろな種目があるんですが、幅跳びとか走力とか、そういうのはほとんど基本的な部分だと思うんですが、ソフトボール投げに関して特に感じているんですが、今サッカーがだんだん主力になってきて、ソフトボール投げ余り投げられない人、キャッチボールできない人がふえているそうです。ですから、そういうことも基準として、体力の測定の中に入っているそのものが正直どうかと個人的には思うんですが、片やソフトボール投げできないけれども、サッカーだったらもう何でもできるというような人もいますから、これは極端な例かもしれませんが、ですからこの測定するといいますか、調査をするその種目によってかなりそれが影響を受けるようなものが今ちょっとあるのかとも思いますし、そういう意味でスポーツの振興、町としては生涯スポーツであったり健康づくりであったり、そのことも含めて、何もアスリートばかりでなくてそのようなことを進めてまいりたい、そして、アスリートに対しては、町としてもしっかりそれはフォローアップできるようなそういう体制をとっていかれたらと思います。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今ほどソフトボール投げの例で町長からお示しいただきましたが、実はよくわからないんです。なので何を言いたいかということ、データが大事だということです。客観的なデータが必要だということです。こうした新聞とかで問題になると云々ということになるんですけれども、実際に誰がどのようにとっているかということになると、割と学校任せなんです。学校でとっているものですから、社会体育のほうに関しては余り関係ないというようなスタンスになってしまうような弊害を縦割りの中で感じるわけですけれども、いかにそれを社会的に醸成させていって人づくりまでつなげていくかということが実は大事なのではないかということを考えております。

その客観的なデータ、どうやってとるかということです。先ほど年度の比較に関してデータがないというような今ほどなんでしょうけれども、多分データ化というか、見える化はなっていないような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

合併してからのことと言いますと、平成18年度から同じように、全国の調査のように、南会津町でいうと5年生の体力はこうなっているというような例えばグラフであるとか、可視化したものはございますかということです。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり単年度の比較、そういったことについては資料としてありますが、議員おただしのように10年間の5年生の体力・運動能力の比較、そういった部分を公表しながら協議するという資料は持ち合わせておりません。今後そういったことを比較しながら実態把握に努めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 一方、社会教育においてはいかがでしょうか。スポ少の加入率云々がございますけれども、例えば今管理がスポ少になりますと振興公社にいつているわけですが、それと社会教育係としての連携という部分で、そのような例えば加入率とかというのは非常に出すの難しいかと思うんですけれども、私、指標の一つとして、しっかりとしたデータとして考えられるものとして考えたことがございます。それは、要はなぜ難しいかという、1つ入っている、2つ入っている、3つ入っている、できる子に限っていっぱいやっていたり、四季通していろんなスポ少に入ったりするので、単純に何%ということになりにくいんですけれども、例えば1つ以上のスポ少もしくはスポーツクラブに入っている者と換算すると、割と見えてくるような気がします。

しかしながら、やはり社会教育と学校教育と隔たりありますので、学校名簿に照らし合せて、この子は何に入っているというような調査はされていないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

確かに26と18を比較いたしました数字、例えばスポーツ少年団の数とか種目の数については、今ほど教育長が答弁したとおりでございます。

スポーツの中身を見ますと、やはりスキーであったりソフトであったりと、要するに今議員ご指摘の夏場に集中してやるものとやはりダブリというものがあるかと思います。そのデータについては、申しわけございませんが、今持ち合わせておりません。

ただ、全体的な例えば小学生、中学生がスポ少なりそういう体育をどの程度やるのかというデータからいいますと、南会津町、小学校、中学校、これ全国平均、スポーツ少年団の状況などを見ますと加入率は非常に高いのかと、つまり先ほど答弁いたしましたとおり50%以上が何らかの形でスポーツに子供たちは携わっているということなものですから、逆に言いますと、それが意味では過熱するといえますか、特に夜遅くまで大会が近づきますと、やり過ぎる

というか、9時過ぎころまでやっていた時期もございますので、スポーツ少年団の会議の中では、幾ら遅くても8時までに終わるといようなデータで今指導をして、指導者の育成も含めて、それから先ほど来お話に出ております重複の登録、それも含めて今後はそういうものを調査をしながら実施していくということが必要ではないかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 先ほどから申しているとおりはやはり客観的なデータが僕は必要だと思っています。それはなぜかというと、やはりスポーツを通して本来人間形成されるべきところが例えば燃え尽き症候群であったり、いじめであったり、そういったものを誘発していないかということなんです。実際に私も子供いますので携わってみますと、やはりそういった傾向が見られるのではないかということなんです。それは今に始まったことではないのかもしれませんが、これを何年繰り返すんでしょうかという話なんです。

特にスポ少に関しましては、親が指導者となる場合が非常に多いと、そのときにその弊害を考えると、もちろん熱が入って非常に一生懸命やるということに対してはいいんですけども、まず一つは加熱し過ぎること、もう一つは、例えば3年間監督なり指導者やった後に終わってしまうと、そうするとまた新しい人が始める、一から始める、また終わる、また一から始める、この繰り返しなんです。

したがって、例えば競技として強いというのは維持されるのかもしれないんですけども、スポーツ少年団としての熟度に関しては、非常に低いような気がします。そのときにいる人によって大きく左右されるというのは、子供にとっては少し寂しい話だと思っております。

先ほど生涯学習課長のほうから指導者の教育というか、育成という部分ございましたが、私はそこが非常に大事だと思っております。

それで、町のほうでは、指導者の育成という部分で実践されていること、スポ少に限らず体育協会の中でも結構ですけども、実践されていることについてお知らせください。

○芳賀沼順一議長 どなたですか。

生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 今ほどからスポーツ少年団の指導者の話が出ております。スポーツ少年団の連絡会議、つまり団体が集まって年に何回か定期的に会議を開く中では、そういうようなお話は議題として上がっております。ではどういうふうにして、マナーの問題も含めて、それから指導力そのものをどういうふうにするのか、そういうものについてはなかなか結論が

出ないといえますか、ただ、先ほど来出ている余り加熱してやらないとか、そういうようなものも含めて、スポーツ少年団の連絡会の中では意見交換をしたり、そういうものを行っているところがございます。

ただ、なかなか本物のアスリートといえますか、そういうものと接する機会が正直言いました少ない、ただ、先ほど来出ておりますとおり、吉田沙保里を初め昨年、その前の年もそうでしたけれども、トップアスリートの派遣事業なり、そういうものに積極的に参加をしたりすることによって指導力そのものも含めて指導者の能力アップにもつながるのかというふうに考えておりますので、そういうものについては今後とも何らかの機会を捉えたり、それから例えば指導者、専門の人を呼んだりする、招致しながらやっていく必要があるんだろうというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 今概念的なお話でしたんですけれども、具体的に例えば体育協会として、もしくはスポーツ少年団本部として、年間例えば何回の連絡協議会を行っている、指導者育成の機会を何回設けているということをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 全体的な会議については春先、それから中間、年に3回程度ではございますけれども、例えば体育協会を通じてスポーツ少年団のほうに呼びかけをしたり、それから……。

○1番 大桃英樹議員 事実だけ。

○湯田順一生涯学習課長 例えばスポーツ少年団本部のほうの本部長が招集をして、その都度そういう問題が発生した場合、あるいは先ほど来出ております館岩と檜枝岐村が合同になるなんていうのについてもそういうふうな情報提供をしたりということで、年に3回程度は実施しているということでございます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 その3回は連絡協議会ですか。そしてあと講習会的なものは何回行っているのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 3回と申し上げましたのはスポーツ少年団の連絡協議会でございます。それから、指導につきましては、その都度といえますか、実施せざるを得ないのかと、定期的なことではございません。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 状況としては余り活発ではないということがわかったんですけども、それはなぜ起っているのかということなんです。この体育行政、スポーツ行政に関してリーダーシップとれるところがないという状況があらうかと思えます。

以前にも一般質問させていただいたとおりなんですが、総合振興計画のほうには、来年度には新たに総合型スポーツクラブが2つできるような計画になっていようかと思えますが、今のところはひのきスポーツクラブといな夢クラブという2つであり、それ以外の地域でその動きがあるというようなことを私は存じていないんですけども、そういった動きはあるんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えいたします。

確かに総合型スポーツクラブということで、振興計画の中では4団体を目標にということで実施をしております、計画をしております、今現在2つであるということでございます。ただ、やはりこれも各地域、できている地域以外のところに今まで何回かお話を持っていきますけれども、なかなかその地域の特性といいますか、そういうものが抜け切れないといいますか、そういうお話が出てまいります。

したがって、総合型スポーツクラブを正式に立ち上げるためには、そこを引っ張っていく人がどうしても複数人必要になってまいります。その人材も含めて、なかなか地域性と絡めてその実現には至っていないというような状況でございます。

総合型スポーツクラブの運営そのものについても、t o t oからの助成金をいただいているという中身もございまして、この2つの団体、あと2年程度の助成しか受けられないというようなこともございますので、それらについても、やはりそちらのほうが話題になりつつあるのかと、新たな総合型スポーツクラブをつくるには、どうしても人を雇用するといいますか、そういうものが専門的なコーディネーター、あるいはその指導者が必要になってまいりますのでなかなか難しいのかと、町のほうでつくれと言ってもなかなか難しい部分が出てきますので、その辺については各地域のある意味自主性といいますか、そういうものを大事にして、そういう動きがあった際にはフォローするといいますか、受け身で大変申しわけないんですけども、そういうような形、自主性がないとなかなかできない、そんなふうに捉えております。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長、ひのきといな以外に計画があるのかと伺ったんですが、そ

れはあるんですか、ないんですか。

○湯田順一生涯学習課長　そういう動きはなかなかない。

○芳賀沼順一議長　大桃英樹君。

○1番　大桃英樹議員　合併から8年が経過しまして、そういう目標で社会もそういうふうに来てきましたが、南会津町だけでなく、あの時期に取りかかれなかったところというのは、総合型スポーツクラブの実現というのは至っていないというのが現状だと思います。恐らく全国的にも同じだと思います。課題はやはり人件費の捻出であったり、体制をどうするんだと、親方どうするんだと、そういったことになってくるんだと思います。

　　したがって、私は、しかしながら、やはりスポーツ行政というのは子供たちの育成に非常に大事だ、さらに大きく言うと、町民どれぐらいの人がスポーツをやっていますかということに対しても、なかなか答えられる状況にないかと思います。やはりスポーツ大事ですよということを広げていきながらまちづくりしていくことも必要ではないでしょうかというような視点からいうと、やはりその組織であったり、体制を整えるのは非常に大切です。

　　したがって、やはりどこかがリーダーシップをとって総合型スポーツクラブはひのきといふクラブで一定の成果をみたと、これは評価すべきであると思います。非常に地域づくりにも貢献していると思います。しかしながら、それ以外の地域づくり型以外の純粋なスポーツクラブというのは、なかなかこの地域ではなじまないのではないかとこのことをしっかり判断をして、そうであれば違う体制を早くとらないと、ますます少子化進む中で、子供の奪い合いであったりスポ少の過熱だつたりというのを生むのではないかとこの懸念を持っていますが、どうお考えでしょうか。

○芳賀沼順一議長　どなたが答えますか。

　　生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長　総合型スポーツクラブが2団体のままでということで、確かに今お話に出ました人件費の捻出、運営するにはどうしても人が必要だと、つまりそこから抜け切らない、これは全国的に、南会津町は2つの総合型スポーツクラブを持っていますけれども、ほかまだ持っていないところがいっぱいございます。そのクリアとやはりその地域性といひますか、例えば町村合併して旧体育協会といひますか、そういう組織の中で動いてしまっているといひますか、ただ、今議員おただしのおり少子化になってきて、そういう活動自体も全体的な広域的な形をとらなければできなくなったような事実を考えますと、やはりそういったような総合型のスポーツクラブに移行する、そういうような理想は、そこに進めるべきではない

のかと、何回も言いますが、本当に地域性と人の問題です。ここがなかなかうまくいかなくて今に至っているという現状でございます。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 非常に現場の難しさというのは理解いたしました。しかしながら、それは大人の問題であり、これからスポーツを实践する子供たちにとっては関係ないことですので、我々が時期を決めてしっかりやらなくてはならないと思っています。そのところをぜひ、やはり体育協会主体になります。したがって、ぜひそこでお声かけいただいて、まず行政からリーダーシップをとっていただきたいと思います。これは要望です。

それとデータに関しましては、例えばさいたま市ではスポーツ振興まちづくり条例というものをつくっております。そこでの指標というのは5つございます。1つ目は成人の週1回以上のスポーツ実施率、1週間に成人が何回スポーツをしているかということ、2番目は、同じように児童生徒について、週に何回スポーツをしていますかという実施率、そして、3番目、市民のスポーツボランティア参加率、4番目がさいたま市はいろいろな体育施設ございます。大きなワールドカップやるような施設もございますので、そういったときにやるのが観戦を含む来訪者が何人いるかということ、要はスポーツを通じた地域活性という部分かと思えます。それと、最後が5番目に住みやすいと感じる割合ということでしっかり調査をしているところなんです。

したがって、やはり指導者の問題にしても、子供たちの問題にしても、明らかにしないとみんなで共有化できないということです。みんなそれぞれ当事者は非常に悩んでいます。保護者も非常に苦しい思いをしている方もいらっしゃいます。

したがって、これをそのときの保護者、そういうものだというものにするのではなく、町としてはこういう方針でやっていきたい、ぜひ皆さんここに向かってやっていきましょうというようなリーダーシップをとっていただきたいということをこちらも要望として上げさせていただきます。

それと、次に移りたいと思います。移住と定住に関することです。

移住・定住にはやはり段階をもって接しないとなかなかそこまで興味を持っていただけないということがございます。移住・定住していただいた方に聞くと、やはりサポートがあったことが非常に地元の住民の方からどれくらいサポートいただいたかによって、定住するまでの率が変わってくるというようなことがあります。したがって、やはりそのような機会をつくるべきだと思っています。

先ほど町長からは、プロジェクトチームのほうで今進めているのでということでしたが、我々総務委員会としてはしっかり研修してきました。さらに議論も行ってきましたので、それについて見解を伺いたいと思います。

まず、1つ目というのは、まず恵那市でびっくりしたのは、なぜそれを始めたんですかという問いに対しまして、やはり人口減少というのが大きなポイントだったということです。平成22年プロジェクトチームをつくって、人口対策どうするかと議論したそうです。一つではないです、柱ございまして、少子化対策、健康寿命延伸対策、雇用対策、魅力づくり対策、そして移住・定住対策、これを総合して人口減少対策プロジェクトと位置づけてやったということです。

したがって、我が町は定住対策のプロジェクトチームということで、定住に関することに特化をしているんですけれども、それはそれで必要な取り組みではあるけれども、もう一方で、大きな枠が必要ではないですかということで、我が町も平成26年、27年度においても人口減少ストップということを掲げているんですけれども、なかなかそれがこちらに興味を持った方に伝わっていないというのが現状ではないでしょうか。

恵那市におきましては、そういったことを一貫して、これらの少子化対策なども含めまして、空き家対策も含めて、ホームページを作成して窓口にしております。先ほどプロジェクトチームのいかんによってということでしたが、そのような考え方が町としてあるかないか伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

町長答弁にございましたようにホームページでの情報発信、さらにはガイドブックも含めて現在いろんなところの情報も収集しつつ検討しております。基本的には町のホームページの中にメインとなる窓をつくるというような現在方法で協議をしているというところでございます。

◇

◎会議時間の延長

○芳賀沼順一議長 議長から通告いたします。

本日の会議時間は議事日程の都合により会議時間をあらかじめ延長いたします。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 その局面によってサポートの仕方が必要でしょうということなんです。まずは知ってもらおうということ、次に来てもらおう、そして来てもらったら定住までつなげるということです。したがって、そのときに応じたサポートが必要だということで、その場所が必要でしょうというような考え方からサポートセンターというのを設置しているというようなことですが、その場所づくりということに関してはどんなお考えでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 おただしのとおり定住をしていただくのにはここの受け入れ体制側の共有といいますか、その目的の共有が必要だというふうに思っております。そのサポートを含めた体制については、今の現段階で検討中ですが、イメージとしては、行政は行政の持ち味といいますか、強みがあるかと思えます。また、民間は民間ならではの今ほど議員おっしゃられたようなことに対応する強みがあるかと思えますので、この辺を相互に助成し合うような検討ができないかということで協議を進めているという段階で、具体的にこういうイメージというところまでには至っておりません。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 しかしながら、やはり切迫しているんです。やはり頼みの綱は、団塊の世代がどんどん引退している今だと思うので、その意味では、スタートを早くしなくてはならないということ一つあるかと思えます。住民も多分それを期待しているんだと思えます。方向性を出してほしいということ。

そこで1つ質問します。恵那市では、平成22年から26年の間に90数人超の方が移住してきているという実績ございました。しかしながら、どんどん競争になってきていて、やはり伸び率は下がってきているということなんです。あちらでいうと名古屋が近いですので、名古屋の方が移住してくるというケースが多いんですけども、想定される南会津町に移住してくる方、想定されている場所というのはどこなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

場所ということ、後で特定部分のほうはいろいろあるろうかと思えますけれども、考え方、この人口減少、これ私たちの町ばかりでなくて本当に全国的に日本全体が減少になっているということが一つあります。

なぜ減少しているか、私たちのこの地域、雇用だ、人口減少どうするんだ、少子高齢化だと言っていますけれども、これ本当に何とかしないとならないと、そういう気持ちで十分입니다。

町は、これまでも雇用だったり、あるいは本当に若者が、特に若い人たちがここに住める状況というものはどういうものなのか、それから、結婚できる状況とか子供さん育てられる状況とかそういうこと、トータルの話がやはりこの人口減少の歯どめになるものと思います。どれか一つが決め手になるのではなくて、そういうトータルの話だと私は思っています。

そういう意味で、町としてこれまでもいろいろ対策はしてきているところがございますけれども、数値が間違ったらごめんなさいの部分あるんですが、実際に亡くなられる方が年間この南会津町でも400人から500人くらいいられるのかと、そして、生まれる人が100人前後なんです。そうすると自然減で300は減るわけです。そして、今度高校までは大体ここにいられるんですけれども、今度専門学校だったり大学だったり、そしてまた就職だったりすると、ほとんどの方が出ていってしまうというようなことがあったものですから、町としてはこれはとりあえずできることからやろうということで、職業紹介であったり、そういうことをいろいろやっているわけです。そして、またIターン、Uターンに対しての支援であったり、そういう事業を一つ一つ組み合わせながらやるのがやはり今現在一番大事なことかと思ひます。

恵那市でそれをされてきたと言われましたが、私は恵那市がそれをやって人口がふえているのかどうかわかりませんが、そういうような、例えばさいたま市あたりだったら、埼玉の私は伊奈町に行ったんですけれども、あそこはほうっておいてもふえると言うんです。ベットタウンだから、住宅対策だけしていればよいというような話です。

ですから、地域差がかなり今は起こっているということでもありますし、私たちのようなこういう中山間地では、かなり人口減少が進んでいる地域がほとんどだと思ひます。だからと言って、私たちは、別に私らがこの町を放置するわけではありませんが、そういうような手だてをしながら今いろいろなIターン、Uターンに対しての対応をしているところでもあります。

先ほど私が答弁申し上げましたが、やはりその方たちが来られたときに住宅問題がまず大事だろうということもありまして、これを何とかしたいということで、今いろいろ空き家の調査したり、そしてあっせんしたり、そしてトマトハウスをつくったりというようなことをやっていますけれども、いろいろこれから一つ一つそれを今の現状を踏まえた中でやっていきたいと思ひます。

そして、若者定住プロジェクト今町始めましたが、来られた方には、就職された方には新しい人、10万円といただきますか、振興券になりますけれども、そういうことをやっていますが、今

まで21名、今年度最終には31名ですか、そこまでの人が南会津町に来られるというような状況になっています。

実際にやはり職場どうするんだということもあって、職員紹介の中で、この町内の職場に就職された方もいらっしゃいますし、来られた方もいらっしゃいます。そして、また優雅もあそこも50人程度の町民の方が雇用されました。ですから、一つ一つそういうことを積み重ねることによって、少しずつそれを抑えていくというか、なかなか増にはならないかもしれませんが、減少率をだんだん抑えていって安定させていくと、そのような対応を今町がやるべきことなのかと私は思います。

ですから、どのポイントでやるかでなくて、やはりそれぞれ来られる方、その人が求めるところにきちんとした対応をするかということが今町が一番求められていることかと思えますし、そういうことも含めた中で、これからしっかり検討してその対応をできるようにしていきたいと考えているところであります。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 町長、土台を固めようと、まずは足元をしっかり固めてそこから始めていきたいと思います。

しかしながら、僕はもったいないと思っているんです。例えば先ほどあった商工観光課でやっていらっしゃる奨励金に関しましても、知っている方が非常に少ないのではないかと思います。せっかくそのように地元に着した若者がいるんですけれども、それを知らない町民、さらには外にも広まらないわけです。だから、当事者しか知らないではなかなか広がらないので、その広報をうまくやりませんかというお話しです。その意味で、やはりホームページを例えば立ち上げるとか、チラシをつくるということに関しては、単純にもうコンテンツはあるわけです。それぞれ町長おっしゃるようにやっているわけです。それをうまくマネジメントして見せましょうということです。なので、これはすぐできるのではないかと、平成27年度4月からもうすぐ始められるのではないかと思うんですけれども、取り組むことはないでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

町長答弁にもガイドブックの作成や情報発信ということをさっき申し上げましたけれども、ガイドブックの作成等については、議員おただしのおり今事務担当のほうでは進めております。ですので、町長申し上げましたように、できることからまずスタートするというので、

それは来年度頭というよりも今から形づくりをしながら情報発信をしていかなければ、議員もおっしゃられましたけれども、全国で今そういう動きをされておりますので、これおくれればなかなかまた苦しい現状も生まれてくるということで、今から取り組みは進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それと、具体的にお伺いしますが、移住者・定住者に関して数値目標は置きますか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 定住対策プロジェクトの中では、数値目標というものについて定めながらその対策を検討しておりますが、それはまだプロジェクトの内部の段階でございますので、それを町の一つの方針という確認はとっておりません。

具体的には、これから出ていくであろう人口を住民基本台帳の登録者から推計いたしまして、それを10年後に例えば何%にするというところを目標にまず置きましょうと、さらには、20代から40代の割合について、現在住基でいいますと26.1%なんですが、それを具体的に5年後、同水準で目標設定をしながら、減らない対策というところについて考えてみます。そのような検討はしておりますが、町として正式に目標としての設定はまだしてありません。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 繰り返しになりますが、やはり先ほど町長おっしゃったように、亡くなる方である自然減の部分に関しては、大体もう予想がつく、この数は明らかになってきているわけです。それに対して、ふえる見込みがないということになると、やはり希望が持てないということになります。非常に難しいところではあるんですけども、やはり希望を持てるように、これを柱にさせていただいて、これで南会津町やっていくんだと、確かに南郷地域においてはトマト、あとスキー場ということを確認して移住されている方がいらっしゃいます。長年ずっといてくださっています。そういった実績がございます。したがって、南会津町は定住・移住に非常にすばらしい地域だと胸を張って言えようかと思っておりますので、ぜひその形を定住・移住プロジェクトの中でお示しいただきたい。そして、行動に関しては早く進めていただきたい。

もう1点は、今プロジェクトチームにかかわっている若い職員たち、彼らがやっていること一つ一つ話し合うこと自体が恐らくこの町の希望となっていくはずですので、ぜひそれを実のあるものに、形になるようにご支援いただきますようお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当にこの人口減少、悩ましい問題でありまして、本当にしっかり対応しないといけないな
と思っております。しかし、避けられないものとしてできるものとあります。そうした中であって、
基本はたとえ人口が減っても、ここに住んでよかったと、そう言われるような町にすることが
人口がふえるまず第一の基本だと私は思いますから、そういうことを含めて、やはりまずそ
ういうまちづくりをしていく必要があるだろうと思っております。

ですから、ここに誰も住みたくないという町には誰も来ないわけですから、そのようなまち
づくり、しっかりそれを信念に置いて頑張っていきたい、皆さんにも協力をお願いしたいと思
います。

○1番 大桃英樹議員 よろしくお祈りします。終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で1番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明11日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時06分

平成26年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成26年12月11日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 3番 湯田良一 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 9番 高野精一 議員
- 12番 湯田秀春 議員
- 6番 湯田 哲 議員
- 10番 山内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 大桃英樹 議員 | 2番 星 光久 議員 |
| 3番 湯田良一 議員 | 5番 室井 実 議員 |
| 6番 湯田 哲 議員 | 7番 渡部 優 議員 |
| 8番 楠 正次 議員 | 9番 高野精一 議員 |
| 10番 山内 政 議員 | 11番 渡部 忠雄 議員 |
| 12番 湯田秀春 議員 | 13番 星 登志一 議員 |
| 14番 阿久津梅夫 議員 | 15番 五十嵐 司 議員 |
| 16番 大竹幸一 議員 | 17番 菅家幸弘 議員 |
| 18番 芳賀沼 順一 議員 | |

欠席議員 (1名)

- 4番 室井嘉吉 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は4番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、総務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 おはようございます。

昨日の2番議員の一般質問の中で、太陽光発電建設のための町有地の賃貸借関係の契約の内容についてのご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、契約の相手方ではありますが、契約の相手方はジャパンソーラーパワー・リアルエステート合同会社でございます。契約日につきましては……

〔「もう少しゆっくりお願いします、書きますので」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 はい。

もう一度申し上げます。契約相手方、ジャパンソーラーパワー・リアルエステート合同会社であります。契約日につきましては、昨日も申し上げましたが、平成26年11月28日であります。契約面積ですが、41万9,453.46平方メートルであります。契約期間それから契約金額につきましては、契約書が2本となっております。1本が契約締結日から建設準備期間の期間、こちらが1本、それから、もう一つが建設から売電開始をする操業が始まりましての20年間、

こちらの2種類の契約期間で契約をしております。

契約金額につきましては、まず、建設準備期間、建設が始まる前です。建設準備期間については月額10万円であります。年額120万円となっております。それから、建設期間並びに操業期間につきましては、年額420万円であります。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 なお、質問はお受けしませんのでお願いします。

次に、税務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

税務課長。

○星 不二夫税務課長 昨日一般質問がありました、8番、楠正次議員の質問事項1点目、来年度予算編成についての中で、私の答弁の中で復興特別所得税を50年というふうに申し上げました。大変申しわけございませんでした。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税ということで、税率2.1%で課税をされております。これについてはあくまでも国税でございます。住民税につきましては、震災復興財源確保法によりまして、平成26年度、今年度から10年間均等割ということで、町が500円、県が500円、合計1,000円が上乘せされまして、昨年度までは均等割5,000円だったものが平成26年度から6,000円という形になってございます。

あわせて、税収の町民税の変動の中で、平成23年度から24年度にかけてかなり大きな金額がふえてございます。この中身につきまして、昨日の質問の中で楠議員から、年少扶養控除という言葉が出まして、確かに税法改正がございまして、子ども手当が支給されたことによりまして、税の上での16歳以下の年少扶養控除がなくなりました。それによって住民税がふえてございます。その割合が大きな金額を示しているというご説明が漏れましたので、あわせて訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ご了承願います。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 湯 田 良 一 議 員

○芳賀沼順一議長 3番、湯田良一君の登壇を許します。

3番、湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 おはようございます。議席番号3番、湯田良一でございます。

通告に従い質問いたします。大きく分けて2点の質問になります。

まず1点目であります。会津縦貫南道路と県道黒磯田島線の要望活動の進捗状況です。

今までも何回か質問してきたところですが、会津縦貫南道路に対していまだ不安を感じている町民が見受けられます。5工区のルートがまだ面のままで線の姿にはなっていないからでございます。本年度も、町としてもまた期成同盟会としての要望活動をしてきた中で、町民の不安解消のためにも、どのような進捗があったのか伺います。

また、同じく県道黒磯田島線についても、全体的なルートの要望と栗生沢までの部分的な要望もお願いしてきたところですが、その辺の進捗はどのようになっているのか伺います。

次に、2点目であります。

先日、雇用と企業誘致に関する特別委員会最終報告書が委員長より提出されました。その特別委員会を代表しまして、まず、町民、行政、議会が一体となり、今すぐにでもできるではないかと思うことを1点質問いたします。来年度の予算に向けて検討していただければと思います。

漢方薬草です。漢方薬草は、中国の輸出規制により、数年後原料危機が予想され、国でも予算措置を行い、熊本県や奈良県などでは県を挙げて新たな地場産業育成として動いております。当町においても、昨年3月の国立がんセンターの上園教授による交流館の講演では、約80名の町民が関心を持ち熱心に聞いていました。

我が南会津町も環境的に、1つ、会津地方は御薬園に見られるように歴史的にも漢方とのかかわりが深い。2つ、会津医療センターには漢方内科があり、漢方医の第一人者三瀧忠道氏が常駐しています。3つ、県の漢方薬草栽培の窓口にも、南会津出身の県の出納長も務めました室井勝氏が現在県立医科大学副理事兼会津医療センター副センター長でおり、漢方薬草栽培の地質調査、栽培方法、出口、これは販売ルートですね、のチームをつくり、普及に力を入れています。4つ、南会津町も今後遊休農地が多くなる可能性が高い。5つ、地域団体の共同作業や定年後の受け入れ事業としての魅力があると思われる。6つ、目安が立てば、今後、若い人た

ちの雇用の場にもなり得るのではないか。以上、6項目から検討していただければ、地場産業としての可能性大だと思います。また、まちおこしにもつながることではないでしょうか。町の考えを伺います。

あとは、再質問席から質問いたしますので。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

3番、湯田良一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、会津縦貫南道路と県道黒磯田島線の要望活動のその後の進捗状況に関する1点目ですが、会津縦貫南道路の進捗状況はどのようになっているかとおたがいでありますが、これまでの要望活動の成果が実り、平成24年度には4工区、湯野上バイパス区間約8.3キロメートルが国直轄権限代行事業として採択をいただき、さらには今年度4工区、小沼崎バイパス区間約1.5キロメートルにつきましても県において工事着工に至るなど、着実に整備促進が図られているところであります。また、現在調査区間として位置づけされております下郷町から南会津町の5工区約9キロメートルのルートに関しましては、今年度、ルート検討のための概略設計や猛禽類の調査を実施し、現在県と関係機関で協議を重ねているところであります。また、ルートの公表にはもう少し時間を要するとお聞きしておりますが、目に見える形で前進していると、私はそのように認識しております。これからも、早期に整備区間へ格上げされまして、そして計画的な事業促進が図られるよう要望を続けてまいりたいと思います。

いろいろ、この縦貫南のことで要望活動をしている中で、実はトンネルの出入り口というのか、その区間に共有地がありまして1,500人の権利者がいるそうです。それで、そのときの説明ですと、この事務手続というのか、そういうことに大体3年ぐらい要するだろうと聞きました。それを何とかできないかということで、そのときの話で、前進できないかということでいろいろ話をさせていただきましたが、今のところそのようなことがあるということなので、なかなか、前に一歩進めようとするとそのような課題が出てくるのかなと、いずれわかっていたことだと思うんですが。

そしてもう一つ。トンネル工事が始まったときに、その残土をどうするんだというような話もいろいろさせていただいているところであります。これも、私たちの下郷町から南会津町のほうに向かう道路の路線を早く決めてもらって、そこに残土を出してもらってそれを工事にあわせてやっていくと、そのようなことをしてもらえないかというようなことも要望してい

るところであります。要望というか、口頭ですけれども。そうした中で、県のほうの皆さんも、やっぱりそれはそのような気持ちでいますというような返事はされるんですが、いずれ国直轄権限代行でなるかどうかは、ちょっとその部分は私らのほうはわかりませんが、そのようなことも含めて、この活動を続けていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。県道黒磯田島線の要望活動は、その後どのくらい進んでいるのかのおただしであります。昨年度はこれまでの現道整備19.5キロメートルの要望から、トンネル化による10.5キロメートルの要望に切りかえたところではありますが、今年度の同盟会総会におきまして、国道昇格を目指す要望活動が事業計画として承認されましたので、国道昇格も視野に入れながら、トンネル並びにバイパス化及び現道整備について要望活動を行ってまいりたいと、そのように運動を進めてまいりたいと考えています。

先般、栗山館岩線の、このときも栃木県の道路土木整備部というのかな、ちょっと正式な課はど忘れしましたが、その説明の中でこの黒磯田島線の話もされました。そして、県のほう、福島県の土木部とも栃木県のほうともそういう黒磯田島線の話が少しずつ出ているということは確かであります。ですから、これからもしっかりとその実情を説明しながら、今申し上げましたようなトンネル化、そして国道に昇格させてもらう運動というのか、このようなことを皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

この線の認識はなかなか、まだまだされないところでもありますけれども、実際に黒磯インターかな、あそこまで、高崎田島線の起点から私は大体30キロちょっとじゃないかなと思うんです。ですから、かなり甲子道路程度の改良が加えられれば、私たちのこの地域にとってはかなり有望な道路だと、そのように認識しておりますので、これからも精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地場産業としての漢方薬草栽培の取り組みについてのおただしであります。近年、漢方診療の拡大や、全国の多くの医科大学においてカリキュラムに漢方医学の講義が組み込まれるなど、国内においても漢方への関心と生薬の供給需要が高まっているものと、そのように認識しております。一方、漢方生薬剤などの原料となる薬草作物の8割以上が海外からの輸入に依存する現状でもあります。安定的に原料を供給できる国内での生産体制がより一層求められるものと、そのように考えています。

議員おただしのとおり、会津医療センターの漢方医学研究室では、生薬の品質向上と安定供

給のためのさまざまな研究が進められておりますので、町といたしましても、情報収集と町における遊休農地の活用を含めた薬用作物の栽培についての可能性、課題等を研究してまいりたいと思います。

確かにことし、米の値段が異常に、私は異常と思いますが、本当に下がりました。私たちのこの地域、米作を含め農業はどうなるんだろうという、大変不安に思っています。そうした中で、なかなか新しい作物といってもすぐに開発というのは難しいと思いますし、しかし、何らか対応していかなければならないと思います。議員から6項目にわたってのいろいろな視点をいただきましたので、そのようなことも含めて町として対応できるものは対応していきたいと、そのように考えております。

また、一番、以前も、今からもう二、三十年前でありますけれども、薬草のことにちょっと興味がありまして皆さんと研究した経緯がありますが、あのときとは全然状況は違いますが、そのときもこういう特別な流通経路を持つものというのはやはり販路から、栽培はもちろんでありますが、販路からやっぱりしっかりしたものをやっていないと、つくったときに売れないと、そのようなことがあるものですから、規格がどうだこうだとなりますから、その辺も含めた中で、町としてもその辺はしっかり調査しながら、今後どうしたらいいのかということ町として対応していきたいと思います。いずれ、確かにこのような状況であるということは、報道等でも私も知っていますので、そのようなこと、町として対応できるものはしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 南道路の進捗状況は大分わかったんですが、南会津道路、端的な問題ではないと思うんですよ。やはり、南道路に関係してくる5工区の中では、やはり県道2路線ありますね、高隣田島線、あと黒磯田島線。そのアクセスと、また町道のアクセス、いろんなそういった点からも非常に重要な道路、そして、やはり町民の方も今のところまだどこを通るのかわからないと。やはりそういった心配のほうに不安につながっているのではないのかなというふうに考えます。これから南会津町の発展のためにも、この会津縦貫南道路の重要性、そういったものを考えて、やはりまだ線になっていないのであれば、町独自の要望なども、何回か質問したことがありますが、そういったことも踏まえながらの今後の要望の仕方に生かせないのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

湯野上バイパス、それが塩生の289のあそこにぶつかる。あそこまではみんなわかっているんです。そこから急に曲がるわけではないですから、そこら辺のあと延長上はわかるんですが、やはり、これはなかなか、私も本当、道路の一番の欠点というか、本当だったら最初に道路をばんこう入れるよと、全線提示してしまえば一番いいと思うんですが、なかなかそれがならない。そこでやめて、またそこから先、新たな交渉みたいになるから、今度その次の用地買収とか交渉のときにまた妙な勘ぐりとか何かが入って、そこでつまづくというようなケースが今までも結構あったケースなんです。

これは、私が言うのは理想だとは思いますが、でも、やっぱりそういう中で町としての考えは当然、話を通させてもらいますけれども、いずれにしても、どこを通るにしても、この路線の中でやっぱり所有者といいますか、地権者の理解が得られないといずれ厳しい状況になると。ですから、これはいいかげんな、だろぐらいの話ではやっぱりできない部分があるものですから、それはしっかりいろいろな調査をしながら、そして協議をしながらやっぱり決めていくべきだろうと私は思います。

これだけ重要な道路ですから、それは町としても一日も早く開通を目指したいし、そして、町としての本当にこれからの、道路ができたときのことも考えた中での路線の計画を、しっかり意見を言いながら、県のほう、国のほうと進めていかなければならないと思っています。そういうことで、まず整備区間に格上げされること、これをしないとその次に、先ほど申し上げました残土をそこに出していくということがなかなか厳しいのかなと、そのようなこともあるものですから、ですからそのことも含めて、町としていろいろ話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 その要望の仕方はわかるんですが、町独自の要望ということは考えていないですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町独自の要望はどうだと言われますけれども、ある程度、水無までの区間というのは決まっています、大体一体ということになるわけでありまして、そういう中でのルートというのは、大方の想像はつくのかなと思いますけれども、いずれにしても微妙なものになると、

具体的にここに入れてくださいということは、なかなかその状況を踏まえないと厳しいのかなと、今現実にそう思っています。ですから、湯野上地区でも現実にちょっといろいろ聞いていますので、そこは慎重に町としてはやっていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 はい、わかりました。

それと、やはり今後格上げされながら、そしてできれば県・国、国の直轄になれば一番いいんでしょうが、そういったとき、やはり、今、下郷のトンネルの出入り口の土地の問題、そういったものも出てきております。我が町についてもそういった問題が出たときに、行政側としてそういった土地取得に対する協力というのは、どういうふうに考えていますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

国直轄権限代行になろうが、県の事業になろうが、そういう場合町は、私は関係ありませんよということは全くできないと思えますので、町としてもやはり、それはできる限りの積極的な対応といたしますか、事務であったり、いろんな交渉であったり、そのようなことは当然町として、していかなければならないと、そのように考えています。ですから、そういう意味でしっかり、地域の人たちともある程度、そういう意味では話をしていかなければ、全く状況がわからないではその話ができませんので、そういうことも含めた中で、これから地域の皆さんと話をしていきたいと、その必要が出てくるだろうと、そのようには思っています。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 はい、わかりました。

あと、県道黒磯田島線、これの今に至る、やはり要望活動のそういった記録が、私の手元の中に入れてまいりましたので。

県道黒磯田島線の要望活動の始まり、これは昭和30年10月だと思います。当時の田島町連合青年会と栃木県黒磯町青年団協議会により、福島県南の、この南会津ですね、膨大な林業資源と栃木県北山間部に眠る林産物を、最短距離の田島黒磯間を産業道路で結ぼうと現地踏査をし、この我が田島町の丸山館において交流会を持ったという記録があります。その年の12月に、福島・栃木両県知事、両県議会に産業道路としての陳情をしております。このことが、要望活動の始まりではないでしょうかと私は感じております。そして、平成4年10月10日にも、もとの両町青年団の交流会が行われ、そのとき、県道昇格促進期成同盟会会長の黒磯市長が、この両青年団の今までやってきた要望活動に敬意を表しながらのメッセージを寄せ、11日にこの

両青年団の共同声明文などが出されております。そうした歴史ある要望活動、そして先人たちの先見の明を持った、そういった長い歴史ある要望活動が今の県道に昇格してきたのかと思うと、やはり心打たれるものがあります。

現在、私たちも今後の南会津町のことを思えば、非常に期間はかかるとは思いますが、早期実現に向けた力強い要望活動を続けたり、また、町独自の要望の仕方も考えながらやっていかなくちやならないのかなというふうに思いますが、こういった先人たちの努力と今後の町の要望の仕方もあわせて、もう一度町長の考えを伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、この県道黒磯田島線の歴史は余りよくわからなかったんですけども、合併して、そしてこの県道黒磯田島線があるということを初めて知った次第であります。それ以来、これは何とかならないかとずっと議員時代からも思っていましたし、実際に県道になった途端に通行止めになったと、平成10年かな、あの那須のほうの洪水であったり、そういうことで通行止めになったというような話も聞いていますけれども、でも、やっぱりこのルートとしては、前も、道路が県道になる前とか、町道になる前とか、本当に歩いて黒磯のほうとのいろんな交流があったという話も聞いていますし、ですから、そういう意味では昔からその道路があって使われている。そして文化の交流もあり、経済交流もあり、いろんな大きな役割を果たしてきたルートであるということを改めて認識したところであります。

そんな中で、本当にこれを何とかやりたいと自分自身も思っているんですが、甲子道路があれだけ開通して、車の流れも変わったということで、やはり私たちとしてはこの121号、400号というか、塩原に抜ける道路と、尾頭に抜ける道路と、それから甲子道路と、そのちょうど中間に位置するのがこの黒磯田島線でありますので、何とかこの道路を国道といいますか、開通できないかと。その思いは本当に強く思っているところであります。しかし、道路というのは、町単独の運動も大事だとは思いますが、やっぱり地域、この周囲の人にも認めてもらわないとなかなか町だけではできないと、私はそう思いますので、289の、今、只見の三条市に向けての工事が進められておりますけれども、この開通がなれば、またこの私たちの289の交通量も変わってくるのかなとも思います。そうした中で、もう一つのルートとして、やはりこの県道黒磯田島線ができれば、また違ったいろんな交流であったり、そういう道路網の流れというか、そういうことが変わってくるのかなと想像しています。

ですから、そういう意味で、私のこの南会津町ばかりでなくて、南会津郡、そして黒磯、栃

木県的那須塩原市のほうとしっかりした連携の中でやっていかないと、道路はなかなか前に進めないと私は思っています。ですから、そういう意味で、これまでより以上にそういうことをPRしながら実現に向けるように、地域の理解も深めながら、周囲の町村とも連携しながらやっていくのが、私は一番いい方法じゃないかなと思っています。ですから、そういうことで、もっともっとそういうことを説明しながらこの理解を深めて、そしてこの実現に向けて頑張っていきたいなど、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 全体的なルートの要望はわかりました。前も、田島から栗生沢までの間の道路の部分的な改良の要望ということもお願いしていたんですが、その部分的な改良のほうはどのように進んでいるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

今ほど町長が申し上げましたのは、バイパス的ルートの考え方でございますが、現在使用している生活道路、これも黒磯田島線という形になってございます。ここにつきましても栗生沢地区、水無地区からの要望が出ておりますので、一気にとはいきませんが要望活動が続けながら、局部改良等を実施していただくということで進めさせていただいております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 はい、わかりました。

そうですね、田島の横町から栗生沢までの間ね、部分的な改良の姿は見られますが、まだまだ……部分的によくなれば、また別なところが非常に違和感のある道路になってきますので、そういったところも徐々に解消していくように、町としても県のほうに要望していただきたいと思います。それと、やはりこの南道路との接点の関係もございますので、できれば早くそういったことが実現できるような要望にしていきたいと思います。

あと、2点目なんですけど、漢方薬、薬草栽培となりますと、元気な健康高齢者を育てるためにも、やはり高齢者の方が孫や曾孫に少しでもお小遣いを上げられると、現金収入が入ってお小遣いが上げられるというような目標ができれば、やはり少しの方でも、じゃ、孫、曾孫のために少しでも栽培してみようかと、そういった目標が出れば、元気な高齢者が多くなるのではないのかなというふうに感じますが、その辺のところはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

漢方薬の栽培の関係、これまでの国内生産の特徴を調べてみたんですが、薬用作物は他の農作物と違いまして、一般的には取引市場がないと。それで、漢方薬メーカーと直接契約栽培をしているのがほとんどだというようなことがありまして、我々も、高齢者の方が小規模に栽培して取り扱っていただければ一番理想的なものかなと思っていたんですが、なかなか、今言ったように、漢方薬メーカーと直接契約栽培しているのが主流だといったことでありますので、ただ、先ほど町長が言いましたように、会津医療センターのほうの漢方薬の研究室で品質向上と安定供給のためにさまざまな研究がされているというようなこともありますので、その辺もよく、十分内容をお聞きしながら、小規模でもできるかどうか、その辺も考えていきたいと思っていますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 そうですね、やはり一番のネックは販売、出口の問題ではないのかなというふうには思っております。そういったところも含めて、今後検討して、やはり明るい姿になるような、そんな姿ができれば高齢者の方も家の周りのあいている畑で栽培ができるのではないのかなというふうに思いますので、そういったところもあわせて検討してみてください。これは要望でございます。

あと、企業誘致の関係で質問していますので、企業誘致支援員のその後の成果はどのようになっているのか、あるのか、ないのか、1点だけ伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

支援員の制度、平成24年につくったわけですが、25年度につきましては1企業者の企業誘致が図られたということでございます。現在もふるさと南会津の会員とか、あといろんな、東京にいる方にも、そういった制度のいろんな周知等々は行っていますが、26年度については今のところそういった申し合わせ、問い合わせがございません。今後も、町としても企業誘致ということを前面に進めたいものですので、これらの制度の周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田良一君。

○3番 湯田良一議員 そうですね、やはり、幾らいい支援制度があっても周知されていなければ、活用化にならないというふうに考えますので、これからも一生懸命周知徹底していただいて、我が南会津町にいろんな企業が来ることを願います。

以上で私の質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、3番、湯田良一君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○芳賀沼順一議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一。通告に従い一般質問を行います。

きのう、老人会の方が傍聴に来て、登志一さんちょっとマイク近づけてしゃべってよと、あとは語尾が何か聞きづらいから語尾もはっきりしゃべってよと、それとなるべくゆっくりしゃべってくださいというようなご要望がありましたので、留意しながら一般質問を行いたいと思います。

今回、3点ございます。1つは、町勢調査と民意の幸福度調査、2つ目に、南会津町の格差解消策について、3つ目に、田島高校演習林の利活用について、以上3点であります。

1つ目の町勢調査と民意の幸福度調査についてであります。これは、10年後あるいは20年後を考えたときに、町独自の町勢調査や民意調査が必要と思われるのでご提案を申し上げます。

実は、私が退院をした後に12年ぶりくらいで我々、当時私が総務委員会の際にニセコ町の議会の研修に行っていました。逆に、今回そのニセコ町の議会とそれから倶知安町の議会の議員の方が、南会津町の議会の研修をしたいということでいらっしゃいました。そのときに申し上げたのが、実は、ニセコ町さんに研修に行ったときに、町部局が10月から11月ごろ、各集落を回って町民の意見を聞いた上で予算をつくっているんだということを当時知りました。もう十二、三年前です。随分早くからそういったことをやっているんだなど。それに気づかされて、実は南会津町議会も、そのころから町民とやっぱり懇親会なり、懇談会なりを持った議会説明会が必要だなど思っていたんですよというお話をしたところ、逆にニセコの議員から、うちのほうが参考になっているんですかと、こんなふうな言葉をいただきました。結局、やはり議会あるいは行政というのは、そのときで担当者なりあるいは議員の構成が変わりますので、昔を考えながら、今後後輩たちに何を残していくかということ考えたときには、町独自のやっぱり町勢、うちの町は、例えばよその町からはどのくらいの品物を買っているんだと。

逆にうちからはどんな品物がよそに行っているんだと、そういったことも調整をしながら政策に生かしていくということが必要なのかなと、こんなふうに思います。

それと、やはり、これは2番の格差の解消とも関係がしてきますけれども、予算に向けてはできるだけ町民のじかの声を予算に反映できるようなことが必要なんじゃないかなと。ですから、今年度はちょっと無理でしょうけれども、今から1年間かけて来年度に向けて、町民の本当のじかの声を聞くような体制づくりも町には必要じゃないかなと、こんなふうに思い、まず1番目の質問に至ったわけであります。

2番目に、南会津町の格差解消。これは、昨今テレビでも放映されていますけれども、消費税を上げたということは、もうみんなが承知の上で、一番所得の低い人にしわ寄せが行くよと、そういったことは承知の上で消費税を上げているわけです。そしてなおさら、フランスの経済学者によると、景気が悪いときの成長率と、それから投資的金額が全世界的に動いている金額等を考えたときに、低成長のときには必ず格差が生まれるんだと。それはなぜかという、資本がどこにも行かなくなってしまうということがあるために、日本でいえば国内に投資が向かないで、よそに、例えば工場ごと行ってしまふよと。海外に投資をすれば、当然国内の低所得者の待遇が悪くなると。それを解消するためにはじかに、国税を直接所得の少ない人に対応する方法をやらないと格差の解消にならないよと。格差はどんどん広がるということになります。

そこで、アベノミクスで自民党は今、大成功だと言っていますけれども、じゃ、我々の町にいつごろその恩恵が到着するのかということ考えたときには、これは、町独自でその解消法を探っていく必要があるんじゃないかと思います。そういう意味から、格差の拡大を町は低所得者の現状と考えると、どのような政策をとっていくのかと。

8%から10%に消費税をするために2年以上の猶予期間があります。この期間は、多分低所得者の方が非常に苦勞する時期じゃないかなと。今回の当町の福祉灯油についても、そういったことを一考した上での対策とは思いますが、トータル的に、当時の灯油代が上がったときと今回の消費税が上がったことによる相乗的なダブルパンチを食っている低所得者層の現状をどのように捉えて、今後政策をしていくかお伺いをしたいと思います。

3つ目に、田島高校演習林の利活用であります。これは、前回も私が質問したときに町長の答弁は、県の動向を踏まえて対応していきたいと、こういった質問がありました。ただし、県のほうでは自分のほうから多分、今こういう状態だからこういう手を打ってこうという話が出てこないと思います。というのは、15年、20年くらい前ですかね、水無地区の演習林に田島高校で植林したことがあります。それは町民のほうで、田島高校の演習林というのは使う

ということを目的で寄附をしたが、全然使っていないんじゃないかという批判が出た時期が一時期ありました。そのときにその批判をかわすために植林をしたという過程があります。

現在、じゃ、田島高校の演習林はどうなっているかということを考えたときに、利用されているような節は、私はないと思います。そうであれば、返してくれという運動をすることによって、初めて県のほうで動いてくるというようなことが、私はなされるんじゃないかと思いませんので、まずは、町のほうから、この演習林を県はどんなふうに考えているんだという要望、あるいは意見書を出すなりして、それから県の動向を引き出すべきじゃないかと、私はこんなふうを考えますけれども、町の考えをお伺いいたします。

以上、再質問については再質問席から再度ご質問をしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町勢調査と民意の幸福度調査について。

次年度の予算に向け、町は町勢調査や民意調査をしたのか、予算化に向け、何を重点施策とするのかとのおただしであります。次年度の予算に向けての町勢調査や民意調査は実施しておりませんが、一部事業に係る集落調査は実施いたしました。また、集落からの要望等も随時いただいて、そのような地域の課題等を町としてしっかり把握しようと、そういう努力はしているところでございます。

また、新年度予算の重点施策については、8番議員へお答えしましたとおり、少子高齢化や人口現象に歯どめをかけ、「U・Iターンしやすい町づくり」をスローガンとし、子育て支援や定住促進、雇用対策等、未来への投資につながる施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、南会津町の格差解消策に関して、町は低所得者の現状をどう捉え、どのような政策を講じていくのかとのおただしであります。アベノミクス効果による経済政策の恩恵が受けられない年金生活者等の低所得者世帯では、消費税増税の影響等もあり、生活に欠かせない日用品や電気料金等の価格も上昇し、日常生活の負担が特に大きくなっていると、そのように認識しております。

物価上昇の大きな要因となった消費税の引き上げに際し、国では住民税の非課税者及び児童手当の受給者に対し臨時福祉給付金等を支給し、負担軽減策を講じたところであります。本町でも本議会へ提案させていただきましたが、福祉灯油緊急支援事業を実施し、約1,500世帯の住民税非課税の高齢者世帯に対し、灯油代として1世帯当たり1万円を支給し、冬期間の暖房

にかかる負担軽減策を講じる考えであります。今後、アベノミクス効果による年金改定率の動向や、現在公示期間中であります衆議院議員総選挙でそれぞれの政党が消費税の増税に対する軽減策等を訴えておりますので、選挙結果による国の対策を注視しながら、町民に寄り添った施策を引き続き講じてまいりたいと考えています。

いろいろこのことに関しまして、町もこれまで、地方創生とかそういうことを国のほうも言っていますけれども、それぞれの自治体が、市町村が本当に今の現状をしっかりと踏まえた中でそれぞれの対策はしてきていると私は思います。国のほうが地方創生に対してどのような考えを示すか、よくはわかりませんが、いずれ、今の現状をしっかりとどう打開するんだという課題の提起だろうと思いますし、そうした中で町がやっている雇用であったり、少子高齢化であったりと、それぞれの課題がありますし、町としても、この地域活性化、いろいろな施策もやっているところがございます。少しずつ、私は目に見えて雇用であったり、その部分は少しずつ改善されつつあるのかなと、そのようにも思っていますが、しかし、8%また上がったということで、大変厳しい状況にあることは変わりないです。

そうした中を考慮しまして、町としても国に言うべきものはしっかり言って、やっぱり財政が余裕のあるところはある程度、地域の自治体でもできるかと思いますが、本当にぎりぎりのところは本当に大変だ、大変だでできないような状況もあろうかと思えます。しかし、私もこの南会津町としてできる限りのことを、財政の見合いもありますが、そのようなことも含めて、町としてできることはしっかり対応していきたいと、そのように思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、田島高等学校演習林の活用に関して、町は現状をどう捉えているかのおただしであります。本件につきましては、平成24年第2回定例会におきまして、13番議員より同じ一般質問がなされております。その際、田島高校として当該演習林の今後の利用計画はないことから、県の動向を見ながら町として対処してまいりますとご答弁申し上げました。

今回、再度田島高校に確認しましたところ、現在も利用計画はないとのことでありまして、その後も、私も県のほうにもこの演習林のことを申し上げましたし、そうした中で、ちょっと経緯、ブランクはありますけれども、町としてやはりこれだけ森林を抱えているこの町、私たちの特徴あるこの森林を活用しない手はないことでありますので、そういうことも含めた中で、町の森林状況、それから田島高校の演習林も含めた中で、今後の町としての活用を具体的に県のほうに申し上げていこうかなと、そのような考えであります。

今後は、町としてその演習林の活用、可能かどうか、これを検討しなきゃならないと思いま

すし、また、可能であれば、利活用計画を立てた上で、そして町に返還してもらえないかと、そのようなことも県のほうに話をさせていただければと、いきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思えます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、再質問で一番簡単な問題から、田島高校の演習林のほうからやって、あとは時間を見ながら再質問したいと思えます。

田島高校の演習林については、多分県から来ないと思えますので、これは前から言っていますけれども、田島高校を例えば林業関係、地場産業として育成していこうとするのであれば、私は田島高校、今3年制の、前は林科でしたけれども、あれではだめだと思えますよね。もう完全に林業関係というのは機械化でないと対応できなくなっていると思えます。ですから、工業関係ではいわき市のほうに平高専でしたっけ、専門の学校がありますから、全国的にもこの近くでは多分茨城県の太子町、あの辺じゃないかと思えます、林業関係の学校に力を入れているのは。そこでも合宿制はとっているけれども、やっぱり3年制でやっていると。そこから福島県の林業関係の職についている人が多いというような、これはもう農林課長はよく知っていると思えますけれども、うんうんとうなずいています、そういった意味からいってもやっぱり、あそこに全国にない初めてのケースとして、5年制の専門的な林業、農業の高校をつくれというような活動を、私は町としてしていくべきじゃないかと、こんなふうを考えているんです。

この前も京都に行ってきました、乾杯条例で。京都ではやっぱり、京都市、府じゃない、市ですよ。やっぱり林業関係の大学を持っているんですよ。やはり、その地域でもって必要だと思えるときはその地域で資本を出して、そういった者を育成するような活動をしていかないと。なかなか今、林業関係の現状を見ると、県からいろんなことを町村に提案してやっていこうという雰囲気には、私はなっていないと思えます。ですから、そういったプロジェクト関係、特に林業においては、木を植えて見せてそこからまた実を取ったり樹液を搾ったり、いろんなトータル的な産業としてやっていかないと、林業は成り立たないと思えますよ。ただ原材料を売るだけでは成り立たないと。そういったことを考えてみても、総合的な5年制の学校をあそこに持ってくるんだというようなプロジェクトでもつくって働きかけていかないと、なかなかちが明かないのではないかなと、私はこんなふうには思えますけれども、町長の考えをお

伺いたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

実は、きのう内堀知事との懇談会、1時間、30分くらいかな、話し合いさせていただきましたけれども、やっぱりこの地域、南会津郡内に田島高校あり、南会津高校あり、そして只見高校ありと、我々これだけ広範囲なところで、高校をなくすという、統合するという事はやっぱり大変地域にとって痛手だということで、何とかその維持をしてほしいということも話をさせていただきましたし、そうした中で、じゃ、生き残るためにはどのようなことをしなければならぬかということ、これは大きな課題だと思います。なかなか、今の状況ですと生徒の数がもう本当にどんどん減っていますから、よそから来ないと、今の考え方であるならばどこかの高校がなくなるというような方向性ははっきりしていると思いますので、そうじゃなくて、やっぱり今のようないろんな高校の役割、新しい役割を持った、そういう高校のあり方というか、そういうことも検討の一つかなと思います。

そうした中で、どれだけの希望があるかということも、またどういう方向になるのかということも大きな要因になると思いますので、そういうことも含めて町としても何とかここでそういう高校の教育が受けられるような、そういう手立てを、県のほうとも協議し、町の意見も言いながら、やっぱりやっていく必要があるだろうと思います。

一つのそれは議員の案として、前から、林科あったり、農科あったりするわけでありますから、そうした中で、先ほども申し上げましたけれども、この南会津、90%以上もある森林、あるいは農地であったり、そういうことを活用する雪国のそのまたあり方という、そういうものも大事なこれからの将来を示唆するものになるのかなと思いますし、ですから、そんなことを含めて少し県のほうとも話し合いをさせていただきたいなと、そう思っておりますので。すぐになかなか実現は難しいかもしれませんが、そのような話を提案させてもらいながら、この田島高校のあり方、今後の将来、そしてこの地域の教育のあり方を含めて、町として提案していきたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ぜひ、来年からチーム、それこそプロジェクトつくってやっていただきたいと。検討、検討で終わっちゃうことが結構ありますから、とりあえずチームをつくれれば、そのチームに対して我々もこんな意見があるよということが言えますので、とりあえずはチームを立ち上げてほしいなと、こんなふうに思います。

それで、いろいろ私も、前回県の教育関係の方ともお話ししましたがけれども、多少やっぱり県は後悔しているところがあるみたいなんです。というのは、前回の学校編成のときに余りにも実業関係の学校を絞り過ぎちゃったと。それで、絞り過ぎたために普通科だけがやたら多くなって、その道の人が極端に少なくなっちゃったという、こういう後悔の念はあるみたいです。大ざっぱに新聞発表とかそういうわけには、県のメンツもあるでしょうから。ただ、県の教育関係者から言わせると、そういったところが星さんあるんだよと。今回もそういったことを見直そうとしているけれども、なかなかいい案が出てこないんだというのが現状みたいです。

ですから、こちらのほうから、こういう方向ではどうだということを提案していくと、特に町長もおわかりのように、内堀知事というのは、意外と計画性をびしっと持っていくと喜んで話を聞いてくれるような知事ですから、その知事に合わせた計画を持っていくと多分話に乗ってくれるんじゃないかと。

全国的にも非常に、この5年制の農林関係というのは珍しいと思います。多分ないと思います。ましてや、人が少なかったら全国の合宿制にしようなんていう、そういった提案というのは非常に目新しい提案だし、どこにもない提案だと思いますので、せめてチームを立ち上げるまで、町長、何とか来年度、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

町も、本当にこの高校をどうするかということは大きな課題でありますので、町としてもしっかり対応していきたいと思いますが、田島高校の同窓生の皆さんといいますか、やっぱりそういう人たちの力も大きいと思いますので、ぜひ、いろんな意見をいただいて、そして一緒になってやっていければ一番いいのかなと、私はそう思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。町のほうからも呼びかけたいと思いますし、同窓会の中でもこの話題を出していただければ非常にありがたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私も同窓会長を務めさせていただいていますので、積極的に町のほうにこんなことでお願いしたいという活動を来期に向けてしていきたいと思います。ちょっと公私混同なのか、こんがらがっちゃったんですけども。

それで、一応田島高校の関係についてはこれで終わりますけれども、1番と2番が関係あるのでちょっと行ったり来たりになるかもしれませんけれども、1番と2番について再質問をしたいと思います。

実は、きのう町長答弁があったように、当町においても新しく生まれてくる子供さんの数と、それから亡くなっていく人の数を考えると、やはりこれは人口はどうしても縮小せざるを得ないんだと、その差を毎年毎年企業誘致だとか新しい職種で何とかやろうと思うと、これはなかなか至難のわざであるというのは、これはもう皆さん現実的に考えてもそうだなと思うんです。

それで、震災が終わった後にブータンの国王が来て、幸福度ということが一時話題になったことがあると思うんです。そういう意味でいうと、あのころはまだ極端に人口が減少するとか、そういった話はありませんでしたから、我々町民もそんなに、人ごとかなという感じで聞いていましたけれども、ここに来て、やはり経済の成長率が高まらないときには、格差が、今までの歴史から見ても広がるんだろうと、広がるよというような論評も出ています。

この本は、現在のフランスの人が書いた本なんですけれども、翻訳して100万部くらい売れているらしいんです、つい最近。そのくらい、やはり経済成長率と資本主義における格差の拡大というのは大きいみたいです。どう考えたって、金利がゼロと同じようなことがもう何十年も続いているわけですから、これは成長率を高くしようと思っても国内では無理なわけなんです。

だから、そういう意味でいえば、我々の町は、ほかの町はやっていなくても、じゃ、うちの町は何を幸せの基本にするんだということを町民と話し合いながら、そこに私はお金をつぎ込んでいくべきじゃないかなと、こんなふうに私は思うんです。

〔「議長、マイクうるさい」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 スピーカー、何かぶーっという音がするな。ちょっと消してもらったらいい。

暫時休議します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○芳賀沼順一議長 再開いたします。

○13番 星 登志一議員 再質問いたします。

それで、やっぱり町独自の幸せ度というのを導き出すために、ブータンに行っている日本人の女の子が、何か特別大使で行って2年くらいやっていたらしいんです。その方が今、気仙沼

でブータンの幸せ度の調査、要するに見える化ですね。私たちはこんなふうな幸せでいいですよという項目が2,000項目くらいあるらしいんですね。実際にとるのは300項目くらいらしいんです。ですから、町として、じゃ、うちの町の町民はどんなのを幸せだと思っているのかというような調査を、やっぱり二、三年かけてじっくりやるのも一つの手なのかなと思うんです。

これ、御手洗さんという女の子が、今は宮城県のほうで働いているみたいですが、実際にブータンの国王の下でそういった、ブータンの場合には各国民がどういったことを求めているのかということの数値化して、要するに見える化しているみたいなんです。まず、その作業をやってから、ブータンはこういう方向に行くよということを決めているみたいなんです。そういう意味からいうと、御手洗さんあたりと連絡をとって、じゃ、これからうちの町は人口が減少していくんだけど、うちの町の幸せというのはどんなふうなことを目標に行政をやっていったらいいか進めたいので、ちょっと手を貸してくれないかというような声をかけて、まず現状を、町民が今後町に対して何を望んでいるかというのを調べてから、いろんな施策をやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

幸福度って、一人一人の幸福に対する考え方というのは哲学まで行くのかなと私は思います。ですから、今の日本の状況、それから我々のこの地域における状況、それを踏まえた中で幸せを感じるのは何なのかというのは、やっぱりそれは一人一人、大まかな類別はできるかもしれませんが、なかなか難しい話かなと、私は正直思います。

しかし、いろいろ特別にそういうものを調査してきたわけではありませんけれども、皆さんが感じることはどうですかとか、私も、ようこそ町長室も毎月、各月で地域を回らせてもらっていますけれども、特別、それを特化した話でしているわけではないですけれども、こうだったらいいのにとか、そういった提案はいただいていることであります。要は、そういうことを一つ一つクリアすることが、この町が住みやすいといえますか、一人が幸福といえますか、よかったと感じるまちづくりになるのかなと、こう思っていますし、そして、先ほどもお話ししましたが、やはりこの町の課題、そういうことも含めた中で、それを一つ一つ解決することが、この町の住みやすさ、安全・安心であったり、そういうものだと私は思っています。ですから、一人一人の調査を考えれば、いろんなものが出てくるかと思えますけれども、そういうことをしっかり受けとめながら、町はやっていくべきだろうと、それは常々思っています。

そうした中で、とりあえず、とりあえずと言ったら言葉があれですけれども、そういう中で

大事なものは何なのかといえば、雇用だとか、子育てだとか、高齢者に対する福祉だとか、そういうものをどうするんだというようなことで、今、やっているわけでありませけれども、そして、また本当に喫緊の課題と、それから将来、これから5年、10年先のこの町の姿をどのようにしていくのかということは、また一つの大きな方向性だろうと私は思っています。

ですから、そういう中で、今、この町のいろんな施策をやらせてもらっていますけれども、なかなか町の施策がわからないということも、これも一つの、なかなか皆さんが、町がちゃんとやっているのかとか、そういうことを感じてもらえない部分かなと思いますので、ガイドブック、町の事業のガイドブック等も区長さんにやったんだけど、これだけでは不十分だと思いますものですから、今度は全世帯にやらせてもらいました。そして、その中で自分たちが疑問に思っていることを町に直接ぶつけてもらって、そして、それで全て説明はできませんが、そういうことを、自分に関係あるものをいろいろお話し合いをさせてもらう、そして、少しでも前に進めるような事業をしたいということでもあります。

ですから、幸福度を調べるというよりもむしろ、今現在感じている町の状況、あるいはその状況を町がしっかり捉えて、そして、それを町政の中に生かしていく、それが一つの町民の皆さんの幸福だな、住んでよかったなど、そう思えるようなまちづくりにつながっていくものと思います。

これは、絶えずローリングの中でやっていかなきゃならないと思いますし、みんながこれでよかったからこれでいいんだということじゃなくて、そういうことをずっと続けていかなければならないと思っています。ですから、そういうことを一つ一つ、今やっていますが、不足であるものはこれからもしっかりと対応していかなければならないと思います。

消費税も8%に上がりました。アベノミクスと言われますけれども、実際はごく一部の資産家であったり、投資家であったり、大会社であったりというような現状でありますから、本当に私たちのこの町が楽になったといいますか、暮らしやすくなったなど、そのように感じるような施策を、やっぱり国の責任の中でもやってほしいし、町ができることは、そういう意味では町の施策の中で進めていかなければならないと思っています。また、そうしたことを中心に来年度の予算の中にも組んでいきたいと考えているところであります。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 町長の言わんとすることは大体わかるんです。

私も、初め、いろんな放送関係を見て感じたんですけれども、随分かた苦しいことをやっているなということだったんですけれども、どうも我々南会津の町民というのは、真面目の内に

くそがつくくらい本当に真面目な町民だと思うんです。これをやろうと思ったら一生懸命それをやらなきゃいけないと。それで、私もきのうもう一回ビデオを見直しました、きょうの質問のために。そうしたらやっぱり遊び心がないとだめなんだよね。これをやらなきゃいけないと思ってやっているとだめだということです。

荒川区でも、実は幸福度というのをやっているんです。荒川区の場合にはGAHというような頭文字で、何かみんなで話し合いながらやっているみたいなんです。それは、半分は遊び心というか、うちの区民はどんなふうに思っているのかなくらいの調子で、政策云々なんていうのは後からついてくるような感覚で、荒川区ではやっているみたいなんです。結構和気あいあいとしたような雰囲気の中で、町民と職員だとかいろんな人が、いや、こんな区であつたらいいなとか。

ですから、どうも私も真面目の上になんかつかうようなタイプだから、どうもかた苦しく聞こえちゃうかもしれないんですけども、みんなで和気あいあいと未来の南会津町はどんなのがいいとか、優先順位、どんなのが満足すれば幸せと感ずるとか、そういった座談会形式みたいなことでも私はいいいんじゃないかと思うんです。ただ、それを知っているのは多分、そのやり方とか何か知っているのは、御手洗さんあたりは知っているんじゃないかなと、こんなふう思うんです。

ひとつその辺、声かけをしたり、あるいは荒川区と、必要があれば我々議員団がちょっと研修に行って、荒川区ではこういうことをどんなふうに行っているんだよと聞きに行ってもいいと思いますので、その辺、そういった運動的なことかな、町全体をそういったことで盛り上げていくような運動でもいいですけども、もしそういったことをやろうということであれば、私なんかも一生懸命それはお手伝いしたいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。運動とか組織でこうやるんじゃなくて、遊び心を持ったこういう、南会津町の幸せ度発見運動とか、何かそんなやわらかい名前で、遊び心を入れたような運動をしていくというような活動ができないかどうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も、本当に、何ていうか、がちがちに見られていると思うんですが……

〔「いや、本当だ、それは本当だ」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 それだったら、ちょっと誤解されている部分があるので、ちょっとこれからもう少し考え直そうかなと思うんですが。

やっぱり私も実際この町長に就任させてもらってから、本当に、アポイントをとらないとだめだとか、そういう形で町長に会えないよというようなことじゃなくて、いつでもどうぞというような感じなんです、私。でも、これはなかなか、皆さんのほうが逆に、町長は忙しいからなかなか会ってもらえないんじゃないとか、そんな感覚がまずあるということをよく聞くので、そんなことはないですよとは言うんだけど、なかなかこれが通じない。ですが、やっぱり、いろんな雑談とかそういう中で、本当にひょうたんから駒じゃないですけども、いろんなアイデアが出てくると私は思っています。がちがちの中ではやっぱりがちがちのものしか出ないとは言いませんが、そうなりがちということなんで。

ですから、そういう意味では、言葉は遊び心と言いますけれども、やっぱりフリーな状況の中で、いろんな制約のない中での話し合いということは、私は必要だと思います。そうした中で、議員の皆さんも議員懇談会をやっていらっしゃるし、そういう中で、町民の皆さんと色々な話をされていると思います。ですから、皆さん方にも逆の意味で、私も同じような立場で、ようこそ町長室ですけども、やっぱりそういう中で、もう少しいろんな、もっとフランクに話せるような位置、お互い住民といいますか、町民としての話し合いとか、活動というのかな、そういうようなことができればなどは正直思っています。

私も、PR不足だとも思いますが、そんなことも、全体的にどういう人たちがどういうようなグループを組んで、どうやるかということは、いろいろ課題はあろうかと思いますがけれども、そのようなことをどのようにしたら、本当に、より皆さんに親しみあってそのようなことが話し合えるような場がつかれるのかということ、ちょっと検討してまいりたいと考えました。よろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、アベノミクス関連で、第1の矢、第2の矢、第3の矢ということがよく話題になっていますけれども、実際は、消費税上げた云々ということは、第3の矢の成長というのは、我々のところでは急に成長するようなことは考えられないですから、逆に言うと、南会津町独自の第4の矢、要するに、町の持っている資産をどんなふうに町民に分配するかというのが多分、私は格差を解消する南会津町独自のやり方じゃないかと思うんです。ですから、そういったためにはやはり、現状どんなふうに、貧困と言っちゃそれこそおかしいけれども、困っている人がいるのかなということ調べるのもまず第一かと思うんです。

今回、多分、文教厚生委員会では、健康福祉課のほうから今回の灯油に関して、1,500万円の内訳を聞きましたけれども、あれはあれで今回やったからしょうがないかなと私は思ってい

るんですけれども、ただ、その計算の仕方ね。住民税を免除されている方に対してと言うから、私はこれ、1,500万円だから何軒分くらいあるんだろうなと思って聞いたら、1軒1万円で1,500世帯と。相当の広い層なんですよ。実際に年金で、じゃ、5万円くらいしかもらっていない人とそれと一番上、その1万円をいただける資格のある人、例えば年金でも10万円くらいもらっているとか、そういった格差の大きい中で同じ金額というのは、私は、今後やる場合には少し考えなきゃいけないと思うんです。その辺、これは健康福祉課の課長に聞いてもわからないと思ったから聞かなかったんですけれども、実際に非課税になる人がいろいろ、住民税の非課税というのはいろんな、例えばこういう人は非課税になるよとか、控除の要素があると思うんです。その控除の要素を引いた場合に、大体一番年収の多い人と少ない人の格差はどのくらいあるのか。その中でも、例えば年収、年金だけで60万円くらいにしかならないというのは全体でどのくらいの人がいるのか、ちょっと、これは町長にお願いします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

ただいま町長にということですが、若干資料の手持ちがございましたので、わかる範囲の中でお答えをさせていただきたいと思います。

現在、公的年金を受給されている方は7,000人ほどございます。そのうちで、今ほど出ました、いわゆる収入の少ない65歳、いわゆる高齢者で年金収入が月5万円ですから年間で60万円という方が、26年、今年度の住民税課税の資料の中で1,321名いらっしゃいます。この方々は、当然旦那さんの扶養になっている奥さんですとか、お子さんの扶養になっている親の方とかも入ってございますので、この60万円だけで生活しているということではないと思われま。まして、さらに遺族年金ですとか、障害年金は非課税所得ですので、税務課の中では把握できない収入という形になりますので、あくまでも住民税の課税、非課税という部分であれば、その部分は入りませんので、いわゆる公的年金の収入のみになります。

それから、格差ということで、いわゆる住民税の非課税基準で申し上げますと、障害の認定を受けた方で国民年金だけですと、65歳以上であれば、年金の特別控除等を含めて年金の収入額が旦那さん245万円がアッパー、上限です。奥さんも148万円であれば、65歳を超えていると奥さんも120万円の特別控除がありますので、28万の非課税ということで旦那さんの扶養に入れますから、そうしますと、390万円近い年金収入、旦那さんと奥さんの2人の収入がある方も住民税の非課税という形になるのが現状の制度の上でございます。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私は本当に、サラリーマンでいえば可処分所得ですよ。本当にもう年間で五、六十万円しか年金収入がないんだというような方には少し厚くやるような制度をつくったらいんじゃないのかなと思うんです。例えば、今の話で言うと、今のは障害者の方ですけれども、ほかで言うと家庭の中でやっぱり年収250万円くらいあっても1万円いただきますよと、非課税であれば、その枠に入れば。かといって、片や年間60万円くらいのあれしなくても1万円だよということであれば、例えば150万円以上の、これは例えばですよ、年収の方は少し我慢していただきましょうと。そこで浮いたお金を、下のほうでやっぱり60万円くらいの人にもうちょっと金額が多いようなシステムにしてあげましょうというようなやり方が、本当に生きたお金の使い方じゃないかな。

これは、私失敗したと思ったのは、この前出たときもちょっと言ったんですよ、そのことは。ただ、言ったんだけど同じことが繰り返されちゃったということだったものですから、町長に、今回のことは直せるのであれば直してもらいたいのは大いに結構なんですけれども、もし直せないのであれば次年度の予算に何かの形でやっぱり、福祉応援費とか、何か新しい直接応援できるような、これからまだ来年度の予算に時間があると思いますので、何かの方策をとっていただけないかなと、こんなふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

実は、この話があって、私も検討しますと答弁しました。そして、実際にやるときに、そのようなことも頭の中にいろいろよぎるわけですけれども、私も多分、議員の立場だったらそのようなことを言ったと思うんです。しかし、執行する側からするとやっぱり非常に難しいです。どこで線を引くか。一人一人がみんな違うんです。ですから、ある程度のところではっきりした線を引かないと分けられない。やる、やらない。

ですから、これは本当に、今言われるとおりで私は思いますが、これはいろいろな、この福祉灯油のものじゃなくていろいろな補助事業でもそうなんです。実は、扶養すべき人間がすぐそばにいても、世帯が別だからといってその人は扶養が受けられる。ところが、同じような条件で扶養、面倒を見てもらえる人がそばにいても、受けられない人もいます。ところが、そこで線を引かなきゃならない。そういう不条理というのか、もう本当にこれは何とかしなきゃと思うんですけども、どうしてもそこにそういう問題が出てくるということで、今回いろいろ説明して、健康福祉課長ともやったんですが、やっぱりある程度の線で引かざるを得ないと、そのような判断をさせてもらいました。気持ち的には私もそうなんです。何とも、執行

する上ではやっぱりそのような現実がどこかの線で、例えば、上げてても下げてもどこかの線でそういう人たちが出てくるということをご理解いただきたいなと思います。

できるだけそういうことのないような方法は何かということはいくらも検討していきたいと思いますが、そういうことで今回判断しましたので、いろいろ課題といいますか、問題はあろうかと思いますが、町がやれる範囲、そして今の財政規模から考えて、そして今の皆さんの状況を踏まえた中でやれることはやりたいということの、一つの決断だったということでご理解願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 その辺は私も、これは質問者と答弁者がお互いにわかっているんだと言いながらやり取りするのもおかしいものですが、確かに同じ金額でもアパートに入って月3万円家賃を払っているんだという人と、自宅で固定資産税1万円だからという、そこにもう2万円のギャップが出てきますし、本当に厳密にやろうと思うとそれは不公平感がないようにというのは大変だと思いますけれども、何らかの、このままで行くと、私が一番心配しているのはやっぱり年金収入だけで非常に少ない人、これはいると思うんです。中には、前日もテレビでやっているし、この辺の人もそうでしょうけれども、意地でも生活保護は受けないんだという人もいらっしゃいますから、そういう人には何らかの形でやっぱり手を差し伸べなきゃいけないと思うんです。今回の1万円がその大もと当たるかという、なかなか私はそれでは済まないかなと思うんです。

それともう一つは、これは非常に頭が痛い問題なんですけれども、今回の議会に職員の手当のコンマ5でしたっけ、0.15ですか、乗っかっていますよね、これを今度議会で我々決断しなきゃいけないわけですよ。こんなにアベノミクスなんて、あんなのは中央の話だけだと。こんな南会津町でそんなことは上げるだけの雰囲気ねえべと言われると、これもまた。だからそのかわり、本当に苦しい人には来年度予算、こんなふうな町独自の手当ををするので、それはそちらのほうで町独自にやりますよ、ただ、職員も今まで苦勞してきたからこのくらい上げますよということであれば、賛成と我々も挙げられるんですけども、今回私は、もう今回の議会で一番頭が痛いのはそこです。見えないと。ただ単に、じゃ、職員だから上げるからといって、賛成と手を挙げたらいいのかというと、今度は困っている人が、我々のところにはそんなのは来ないよと、何だあの町会議員はと。それは、行政のほうとしては国のほうでやっているから出さざるを得ないと思うんです、こういうのは。じゃ、あんたたちはそのための抑制として議員になっているんだろと言われるときに、今のままでは賛成と挙げられるかどうかと、

私は非常に今、いろんなことを考えているんですけれども。

ですから、ぜひ、町長にお願いしたいのは、来年度の予算に、そういった所得の低い人に何らかの手だてをできるような予算ができないかなど。これから十分時間があると思うんですけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、今の状況を踏まえた中での予算の計画をしていきたいと思っています。それは、一つ一つこう検討されれば、これはまずいよね、これはまあしようがないかとか、こういろいろあるかと思えますけれども、やっぱり総体的な判断の中で町の全体が動くということでもありますので、部分的なものでどうのこうのもあるでしょうけれども、それは総体的の中でも判断していただく必要があるだろうと思えます。

議員の皆さんも、町民のアンケートをとられたりいろいろやられているようですから、それは十分町民の意見を議員の皆さんも生かせると思えますから、私はそれはそれで、いろいろな状況の中で、私たちもそういう意味で、この予算に関しても、事業に関しても、町民の皆さんと意見を交換しながらやっています。ですから、今のような話を十分に気持ちの中に置きながら、来年度予算あるいは今回の福祉灯油にしても、そういうことを組み入れた中での町の事業だということをご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、南会津町独自の第4の矢が次年度に反映されることを期待して、私の一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 高野精一議員

○芳賀沼順一議長 9番、高野精一君の登壇を許します。

9番、高野精一君。

○9番 高野精一議員 それでは、午後一番ということで、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

きょうは不思議な縁で、朝一番から今度の秀春君まで、24年生まれが続けて登壇ということになりましたので、ちょっと私も変なところでプレッシャーがかかっているのかなと、こういう感じがいたします。

1点目に、子供の貧困についてという質問について伺いたいと思います。

我が町は、子供に対する環境、支援が大変よく整った町だと思いますが、保育料や子供医療費の無料化等、手厚い子育て支援がなされていると思われませんが、そのような中において、子供たちに貧困の格差が生じていないのか、生じているとすれば具体的にどのような状況や家庭環境なのか、また、各地域住民や民生委員の方々との連携はなされているのか伺いたいと思います。

2点目に対して、駒止湿原についてお伺いしたいと思います。

当町には有数の湿原があり、貴重な観光資源でもあります。特に駒止湿原においては、報道等で取り上げられておりますとおり、大変危機的な状況にあると把握しております。獣害や人的被害への対策の状況並びに今後の対策とあわせて、自然保護区や環境保護区の制定についてどのような考えであるか伺いたいと思います。

また、再質については質問席でお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、子供の貧困について、子供たちに貧困の格差が生じていないのかのおただしであります。国では子供の貧困率を公表しておりますが、町においては同じ調査を実施していないため、その数や率については把握していない状況にあります。ただし、主に保護者の収入による世帯間の格差は存在するものと考えております。また、生じているとすれば具体的にどのような状況や家庭環境なのかということにつきましては、母子家庭などのひとり親世帯が増加しつつあると考えております。

次に、地域住民や民生委員の方などと連携はという点については、地域住民の方から情報が寄せられた際に対応できるよう、町では毎年民生委員、児童委員の方に対して担当地区の小・中学生の名簿を提供し、子育て世帯において虐待や生活困窮などの問題が発生した場合には、相談を受けたり関係機関へ連絡をとっていただける体制をとっております。今後も民生委員、児童委員の方や関係機関と連携しながら、子供が健やかに成長できる社会の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、駒止湿原についてのおただしにお答えいたします。

獣害や人的被害への対策の現状並びに今後の対策につきましては、まず、獣害被害対策であります。駒止湿原へのニホンジカの侵入が確認されたため、本年度からセンサーカメラを設置し、生息状況の調査を行ってまいりました。本年7月には、湿原全体においてニッコウキスゲが食害に遭うなど被害を確認し、今後も個体数の増加が予測されるため、去る10月16日に、国・県などの関係行政機関、地域住民、研究者による駒止湿原ニホンジカ対策会議を設立し、今後の対策方針について協議したところであります。今後の対策といたしましては、湿原内における個体数や食害状況の調査を実施するとともに、湿原内及び周辺部における個体数の減少を目指し、ニホンジカ対策の専門家の指導を仰ぎながら、南会津町、昭和村猟友会と連携し、捕獲を進めてまいります。

次に、人的被害対策であります。来訪者によるごみの投げ捨てや、湿原内への踏み込み、植物の盗掘などにより湿原の荒廃が危惧されておりましたが、地元の住民団体である駒止湿原案内の会に委託し、監視活動を実施し、来訪者に対する保護意識やマナーの向上啓発に努めてまいりました。今後も引き続き監視活動とあわせ、マナーの向上啓発活動を実施していくことにより、人的な被害軽減に努めてまいります。

また、自然保護区や環境保護区の制定についてのおただしであります。駒止湿原は国の天然記念物に指定されており、文化財保護法の規定により現状変更や保存に影響を与える行為については厳しく制限されており、自然環境の保全が図られております。しかし、より効果的な駒止湿原の保護、活用を図ることができる制度の導入が可能かどうか、今後、県などの指導を仰ぎながら調査、研究を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よ

ろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 この子供の貧困ということで、私もこの質問を出した経過で大変悩んだことがあります、どうしても個人情報との関係がこの中には多く含まれているものもあるのかなと思って、質問の仕方が大変これは難しいと私も一つ感じているところがありますので。

1点として、要保護と準要保護は大体どのくらいの人数いるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

平成26年度要保護・準要保護の生徒数であります、小学校においては77名、中学校においては65名、合計で142名の児童・生徒が認定を受けている状況であります。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 今の答弁ですと、これは総体ですね。そうすると、これは要保護の部分に対しては何人というのは、ちょっとなかなか難しいことではありますか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答え申し上げます。

要保護の人数については少ないということで、合わせた数字で答弁したところでありますが、小学校における要保護児童数は2名、準要保護が75名、小学校においては要保護1名、準要保護が64名ということになっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 議長から申し上げますが、後のは中学校じゃないんですか。後のは小学校ですか。

学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 大変失礼しました。中学校は要保護1名、準要保護が64名ということで、65名となっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 なかなか、これは学校名、地区名、これを聞くというのもなかなかこれは難しい質問なんだと私も思いますが、都市部においては、給食に関しては、自分の子供はアレルギーを持っているので学校の給食は受けることはしなくてもいいですと、給食は自分の

うちで子供に持たせませすという、都市部のほうではそういう話もあるようですが、実質的には、給食費が払えないためにやっぱり子供が給食を持っていくことが出来ないということで、ある学校では、先生方が当番で毎朝その子たちに給食を持って行って配っているという実情もあるものですから、その辺でこの質問をしたんですが、要保護であったり、この準要保護に対しては給食費は一応は免除という捉え方でよろしいでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました、要保護・準要保護の児童・生徒に対しましては、就学援助費というようなことで学校給食費にかかる経費を援助している状況であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 そのくらい微妙に、やっぱり学校教育というのは子供たちに対して、先生方、また教育課でありながら微妙に神経を使って、教育行政をしているところのその苦労は大変わかるなという感じはいたしますが、ただ、私もこの間、特別委員会の中で住民説明会があって、南郷地区ですが、そこで気になる老人宅にちょっと寄ってまいりました。その老人宅で、地区名は南郷といっても木伏あたりなんです、その老人が大変喜んで、今まで健康だったときは自分が社会に参加して皆さんに自分ができるところを施してきたつもりだけれども、自分がその立場になって、このほど地区の人また民生委員の人に声をかけてもらうということが、こんなにうれしいことはなかったということを涙ながらに語っていました。そういう、我が町においての地力が、地区によっては大変根ざしているんだと、そうであれば、そういう子供たちもこの地区に任せておければ、何とかみんな健康な体と健康な心で物事は育っていくのかなという、そういう希望を持って私もその家を後にしてきましたが、今、この議会でも大変定住、移住の問題がなされております。

目標的にはどのような形でというのは、なかなか難しい話ではありますが、ただ、一つ私は、鳥取県智頭町で森のようちえんというのがあって、それが一つの中でメディアで紹介されたということで、全国的に、そこは毎年約20名くらいずつ子供を預けられる、そういう環境であるがゆえに人口がふえているということでありますので、私の口からこういうことを言うのは何ですが、町長、やっぱりこの南会津町においては、子供を育てるという環境をひとつ、もう一つ踏み込んで、この学校給食費、これをひとつ来年度の予算の中で無料化するというふうに検討していただければ、そういうもので一つ、子供たちがこの南会津町に来て育つということで、

定住の確保ができるかと私個人は思うんですが、そういう観点で町長、ひとつ答弁お願いしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

今、議員から、いろいろな子育て環境を整えて人口増につなげたらどうだと。そういう中で、給食費を無料にする考えはどうかということでもありますけれども、私も給食費、そういう意味では先ほども申し上げましたし、議員もおっしゃられましたけれども、保育料の5歳児の無料化をやったり、いろいろな子育て支援をやっているところでございます。一つに給食の問題もありませんが、給食費が払えなくて大変だから無料にするという考え方、そういういろいろな考え方があろうかと思えますけれども、やっぱり町としても給食をどのように運営するかと。私も以前給食委員もやらせてもらったこともあります。そういう中で、本当に1食1円2円のそういういろいろ検討を加えるわけでもありますけれども、そうした中で、地産地消も含めて考えられないかということも思ったこともあります。今も思っていますけれども。

それで、やはり地産地消をやると、安定供給であったり、価格の面がどうかとか、品質がきちんとそろえるのかとか、いろいろまたそれはそれなりに課題は出てくるんですが、そうした中であって、単純に給食費を無料化すれば、じゃ、皆さんがまた子育てがどうなのかという、やっぱりいろいろ話を聞くと、結局その浮いた分をまた別なほうに使って、何ていうか、きちんとそれが反映されてくるならいいけれども、保育料を無料にしても何にしても、本当にそういうふうになっているのかと。ちょっといろいろその実情を見ますと、やはりもう少し検討する必要があるだろうと私は今思っているんです。

ですから、いずれそのようなことは検討しなくてはならないと思うんですが、そういう中で、ただいま要保護・準要保護のそういう家庭に対しては、そういうこともしっかりやっていかなきゃならないと思えますし、また、それ以上にできることは何なのかということも検討しなければならないと思えますが、ただ単純に全部無料化ということをもう少し、これからずっと継続していく中で、町として財政が実際できるのかと、そこまで踏み込んでやはり検討を加えていかないと、1年だけということではいけない課題だと思いますので、その辺は私ももう一回、慎重な中に検討して、そして判断していきたいなど、そのように今現在思っているところであります。

ですから、そういう意味で、あと地産地消の件では差額とかそういうものは、また、地産地消はまたは別な意味で大きく、今度は地域の活性化だったり雇用だったり、そういうものも生

むものもあるから、それはそれとして、給食の中で生かせないかということも考えながら、そうした中で全体にどうできるかということ、私としてはもう少し時間をいただいた中で検討していきたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 やっぱりいろんな捉え方が一つ、人口の増減につなげるためにはどういうやり方があったなということは、みんな個々それぞれに思っているものは皆さんあると思うんです。ただ、やっぱり子育てをする環境においては南会津が一番だと言われるような環境づくりの中には、子供に対する手厚い施策が一つあれば、それも一つはこの町のスローガンとして売りになるのかなと思ったものですから、その辺で給食費の無料化もどうですかということをお伺いしたわけでございますので、その辺もあわせて今後検討していただければ、それはいいのかなと、こう思います。

2点目におきましては、これは全国的にはやっぱりこの獣害被害というのはふえておる中で、なかなかこれ、どうするんだ、どうするんだという話ばかりあってもなかなか難しいものは多々あると思いますが、さっきの中でも、もうニホンジカだけの話は出ましたが、一つイノシシの関係も話をちょっと聞いているんですが、その辺は町としては把握しているのかどうか、ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

イノシシについては、具体的にカメラに映ったとか、そういう確認はまだできていません。ただ、湿原内を歩いて監視いたしますと、イノシシではないかなというような痕跡、そういうものは見受けられておまして、定かではないんですけれども、全くないということではないのかなと。ただ、ニホンジカは既にもうセンサーカメラに映っておりますので、それについての保護といいますか、捕獲について取り組んでいきたいということでございます。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 まだ、さっきの答弁では調査の段階だということでもありますから、今後具体的に、じゃ、その侵入を防ぐためにはこうするんだとか、ああするんだとかいうのはまだ計画的にも何も上がっていないのかな。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

尾瀬国立公園では柵ですとずっと囲んでいるという状況がございますけれども、駒止湿原におい

ては、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、いわゆる文化財保護法の規制を受けて、さらに天然記念物でございますので、例えばそういうような柵を周りに張りめぐらせる際には全て文化庁長官の許可が必要になります。それと同時に、果たしてそういうものを、地形的な制限もあるかと思えますけれども、どこにどういう形で設置したい、その意向、そこの生態系に影響はあるのかないのかの調査、これは動植物含め全てでございます。そういったようなものの調査をして報告をして影響がないとなってから、初めて文化庁長官の許可が出るというお話で、県のほうから指導をいただいておりますので、それをするには非常に期間もかかるということなものですから、具体的には、とりあえず今、ニホンジカを捕獲するというところで考えております。特に、駒止湿原とはいいましても、昭和村と南会津町との連携が必要でございますので、昭和村の猟友会、あるいは南会津町の猟友会の協力を得ながら実施してまいりたいと。

さらには、今、現状変更の中で囲いわなというものを考えております。これは、福島大学の専門家の奥田先生の指導をいただきまして、昨年からくくりわなは実施していたんですが、なかなかかからないということで、27年度春からは囲いわなを設置するというので、今、計画をしているところでございます。なお、これについては、今、県のほうとそのやり方あるいは現状変更の申請について協議をして、文化庁から許可を得てからという形になります。そういうものを計画しているということでご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 高野精一君。

○9番 高野精一議員 これ以上いろいろ言っても、なかなか許可関係が大変ありますので、大変苦悩しているところがわかりますので、これ以上は申しませんが、これで私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で、9番、高野精一君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今回の質問は4点ほどです。

今まで、私はどちらかというと政策の提言を主にやってまいりました。今回は、主に町民の方から、あれどうなっているんだと、そういうようなご意見をいただいた、それをもとに一般

質問という形で当局のお考えをお聞きしたいと、こんなふうに思っています。

まず1点目、横町折橋間の踏切対策についてであります。

平成21年6月議会で、田島地区の横町折橋間、これは町道北下原5号線にある会津鉄道との踏切が危険であり、対策を指摘したところ、会津鉄道はもちろんですが、福島県とも協議、対応するとの答弁でございました。あれから5年以上たっているわけですが、その後、踏切はそのまま、その目の前に今月から新しい特別養護老人ホーム優雅が開所したわけでございます。当然、そこに勤められる方が50名近くいるということから、交通量の増加が考えられ、今まで以上に事故の心配がされるわけでございます。

1点目、その後、どのような協議をされたのか。2番目、町は危険な踏切として認識しているのか。3番目、今後の安全対策を示していただきたいということでございます。

2番目、学習サポート事業の対応は。これも前に16番議員が質問したのと同じことなんですが、所感といえば所感ですが、こういう、やめるのか、続けるのかといった場合は教育長の判断が非常に重要だということで挙げさせていただきました。

我が町が行っていました学習サポート事業の相手先、株式会社ベネッセコーポレーションにことしの7月ごろですか、個人情報の漏えい事件がございました。平成27年度は、来年は継続するのか廃止するのか、これが重要な判断だと思います。

1番目、事業を継続するのか廃止するのか。それから2番目、そもそもこの事業をずっとやってきて、学力が上がったのかどうか。学力テストの公表がされていけませんので、その辺どうなのか。3番目、生徒や保護者や学校側、そういった考えを聞いているのかということでございます。

3番目、「あらかい健康キャンプ村」の現状と対応について。これも、かなりの地域のリーダーの人に聞かれまして、そういうことで質問したいと思います。

平成21年4月からあらかい健康キャンプ村条例によって、主に県外の化学物質過敏症患者を旧八総鉦山小学校校舎を使って療養するとのことで運営されてまいりました。

1、運営の現状はどうなっているか。2番目、目的に町を訪れる者の健康意識の高揚と定住、二地域居住人口の増加による地域の活性化を図ると、そういう目的があったわけですが、その成果を示していただきたい。

4番目、人口減少対策についてということで、これは1番議員も同じような質問をしたと思いますが、全国の多くの町村が消滅しないまちづくりのために、人口減少対策に乗り出していると。我が町も、やってはいるんですけども、何もしなければ人口が減少し消滅へと向かい

ます。既に先行して実績を出している町村には視察が相次いでおり、総務委員会もあれは恵那市かな、に行ったようでございますが、私は全国の中でも大分県豊後高田市、ここの定住対策というのは非常に豊富で群を抜いているような感じがするんですけども、我が町のUターンやIターン等の定住対策と内容を示していただきたいということでございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、横町折橋間の踏切対策に関する1点目ではありますが、その後どのような協議をされたかとのおただしであります。仮に折橋踏切の拡幅改良を実施した場合、どのような状況になるのかということで協議をした経過があります。

まず、現道の北下原5号線においては、県道高隣田島線と折橋踏切との区間において、すれ違いのできない狭小な幅員や踏切に進入する際の目視確認ができにくいという状況にあります。そうしたことから、折橋踏切の拡幅改良を実施した場合、車両のすれ違いにつきましては解消されますが、県道と踏切間の延長が30メートル程度である上、高低差が約1.5メートルと急勾配の道路となり、冬期間においては凍結により踏切内へのスリップ事故が想定されます。また、県道から右折して踏切までの区間は3台程度の停車スペースしか確保できないことから、右折を待つ車両が県道で一時停止をすることが想定されますが、県道の高山重商店から横町公民館までの区間は下り坂で、冬期間の凍結により追突事故の危険性があることなどから現状のまま今日に至ったところであります。

現場の状況として、なかなか道路をつけかえるということが非常に厳しい状況であるということです。以前もそのようにお答えしたことがありますが、そのようなことは、現場の状況は変わらないということでもあります。

次に、2点目であります。町は危険な踏切として認識しているのかとのおただしですが、幅員の狭小により、すれ違いのできない状況や、踏切前後の急勾配、見通しの悪さなどから危険な状況であると、そのように認識しております。先ほど答弁いたしました。現在は冬期間を通行止めに行っているところでございます。これ、夏場でも何とかいいますか、アップダウンというか、踏切が下がっていて、また上ると。夏場でも危険だと思っておりますし、冬期間はなおさら危険な踏切であると、そのように認識しております。また、非常に狭いですから、両方から見通しがきくから出会い頭ということはないでしょうけれども、いずれ、場合によってはそのようなことも想定されると、非常に私は危険な踏切の道路であると、そのように認識しておるところでございます。

次に、3点目であります。今後の安全対策についてのおただしであります。特に、特別養護老人ホームの開所に伴う利用者につきましては、国道121号側の町道利用についての案内や表示板の設置により対応していきたい。また、そのようなことを呼びかけていきたいと考えているところであります。これは本当に通行止めにしていいのか非常に悩ましいところであります。本当に究極の決断となれば、そのようなこともあり得る場所かなど、私はそのように思っています。

次に、「あらかい健康キャンプ村」の現状と対応に関する1点目、運営の現状はどうなっているかのおただしであります。あらかい健康キャンプ村は、化学物質等により健康被害を受けた方の療養の場として、平成21年4月から正規運営を行っていることは周知のとおりであります。平成25年度末までの施設利用者は延べ1万2,048名であります。平成26年度の施設利用については、4月下旬から利用者の受け入れを開始しましたが、入居者に低血糖や精神疾患などの療養が必要な方もおり、利用者同士やスタッフとのトラブル、さらには医療機関への救急搬送などが発生しました。このため、転地療養の利用条件の見直しのため、8月末をもって一旦施設を閉鎖しました。その後、10月上旬から利用者受け入れの再開を行ったところであり、これまでの営業期間の利用者数は、延べ843名となっているのが現在であります。現在の健康キャンプ村は、冬期間中の利用は休止しておりますが、休んでおりますが、転地療養の受付は行っており、平成27年5月上旬から療養準備が整った方から利用者の受け入れを開始する運びとなっております。

次に、2点目であります。目的には町を訪れる者の健康意識と定住、二地域居住人口の増加による地域活性化を図るとあるが、その成果はどうかのおただしであります。あらかい健康キャンプ村の開設以降の施設利用実人数は133名であり、環境病の体調改善が図られ社会復帰した方は全体の6割を超えているという状況です。そのうち5名が本町に定住していると、そのような状況であります。環境病に苦しむ方にとっては、穀物菜食での体調改善の方法は転地療養受け入れ施設として、今利用されているところであります。この成果としては、今申し上げた数字であります。実際にその成果が上がっているかどうか、その評価をどのように判断していいのかということは、私は今どのように判断したらいいのかということをしかねている状況であります。さらに、環境病を克服した施設利用者などに対して、地元農業者との契約栽培により生産された有機米や無農薬野菜を定期的に発送しており、食生活や生活習慣の改善について支援活動を行っているところであります。

この健康キャンプ村は、環境病療養施設であり、観光施設とは異なる特殊な事情を持ち合わ

せておりますので、もう少し様子を見るのも必要かなと思いますし、また、地域の方にもっと理解してもらえような指定管理者の努力というものもしていただきたいというのが、今の状況かなと、私はそう思います。そういう意味で、施設利用者が住みやすく健康に結びつく施設運営となるよう、働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、人口減少対策に関して、本町の定住対策と内容についてのおたただしであります、1番議員の質問でもお答えいたしました、定住対策は本町の喫緊の課題と認識しております。平成27年度当初予算編成においても、最重点課題として位置づけたところであります。

これまでの取り組みにつきましては、若者定住応援プログラムや、新規就農者就農促進住宅の整備等の生活支援対策、企業誘致や合同企業説明会の開催、新規就農者支援、看護師奨学金制度の創設等の就労支援対策、保育料の5歳児の無料化、それから子育て環境づくり事業や不妊・不育治療費助成事業等の子育て支援対策等を実施しているところであります。本年9月には、職員による定住対策プロジェクトチームを立ち上げ、対策の充実に向け検討を進めているところであります。空き家の活用や定住に関する情報を一元化したガイドブックの作成、相談窓口の設置等、関係機関や団体と連携しながら対策の充実に図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、学習サポート事業の対応についてお答えいたします。

初めに、1点目、事業を継続するのか廃止するのかについてのおたただしであります、学習サポート事業については継続の方向で検討しております。事業の確定につきましては、現在、県教育委員会で事業内容等について検討中であり、県教育委員会、郡内各町村教育委員会と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

次に、2点目、そもそもこの事業で学力が上がったかどうかについてのおたただしであります、学力向上については、今年度の全国学力・学習状況調査の結果で、国語は知識、活用ともに全国、県平均を上回っており、数学の知識、活用については全国平均を若干下回っておりますが、県平均を上回っております。これは、先生方及び生徒の学力向上への努力が一番であります、学習サポート事業における学習教材の活用による成果であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目、生徒や保護者や学校側の考えを聞いているのかとのおただしであります。11月4日のプレゼンテーションの後に、校長、英語担当の先生と協議を行い、その後、11月27日に公聴会を開催し、事業が確定する前に学校側の要望も取り入れていただくよう、県教育委員会と協議しながら進めてまいります。保護者、生徒、学校側の意見については、毎年学習サポート事業の中でアンケート調査を実施しておりますが、学習サポート事業は文部省で定める学習指導要領に基づく事業の一環として実施するものでありますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今、1番目ですけれども、私も、これ3回目なんですよね、聞くのが。全然進んでいないということで、この踏切に対しては議会報告会で横町に行ったときに、横町の多分区長さんだっただけだと思いますが、そういう問題を提起されて、それで議会で質問してまいりました。それで、先ほどの町長の答弁であるように、冬場は通れなくしてありますから、夏場もよくわかっているなど。例えば、一旦停止しても、右、左を見てもわからないとか、それからすれ違いが非常に難しいとかと。

私が一つお聞きしたいのは、特に高崎線側の横町のほうが本当に狭い町道なので、やはりあそこを少しでも広くなならないのかなと。ということは、左側に民家があるから、どうしてもその反対側に納屋があるんですけれども、そちらのほうを買収してでも何でも、少しでもいいから広くなならないのかなと。ということで、そういう対応策、それはやったのかやらないのか、それをお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁の中にもありましたが、改良を前提とした協議の中で、そういったものは協議してございます。協議と申しますか、道路を改良する際、国道タッチあるいは県道タッチという部分では、タッチ部分の県の協議は必要になってまいります。そうした場合、改良しますと、数値的に申し上げます。接続部の勾配、車1台分がとまれる区間、約5メートル程度ですが、これを2.4%程度に抑えなさいという指示が出ます。そうしますと、鉄道側も同じく形になろうかと思っておりますが、今の段階で、先ほど町長も申し上げましたように、30メートルで1.5メートルの落差がある。いわゆる今の現況で申しますと、道路勾配5%でございます。これを改良しますと、5メートル、5メートルの平らな部分を取らなくちゃならないということで、今度20メートルで

1.5メートルをカバーしなくてはならないと、こういった勾配になってしまいます。そうしますと、その勾配が約7.5%、非常に、冬期間車が停車しますと滑って踏切のほうに行ってしまうと、今以上に危険な踏切になってしまうという状況でございます。

したがいまして、改良しますと、その通行車両がもっとふえるという可能性もございますし、区間内で3台ほどしかとまれるスペースがないということで、県道のほうに右折する車が渋滞するということも考えられますので、非常に厳しい改良になってしまうということで、現在は冬期間通行どめという形をとらせていただいて、現道のまま使用していただいているのが現状でございます。非常に危険な踏切としてはうちのほうも認識しております。

ただ、これをこのままということではなかなか、今の道路を利用する方にご迷惑をかけますので、先ほど3番議員から会津縦貫の話が出ましたけれども、会津縦貫道路が今、整備区間に格上げされ、面から線という路線発表、これも間近に迫っているという状況でございますので、その発表を待って、会津縦貫と国道289バイパスの接続も今後出てくる問題でございますので、それにあわせてこの踏切問題については考えていきたいという思いでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ということは、結局、縦貫南道路の方向性が示されて、それがどこかわからないわけだ。ちょっとさっき町長は水無と言ったんだけど、それはもう決まっているのか。誰だっけか、3番議員だったか、何かあのときに、ちらっと水無と言ったんですけども、これはちらっと水無と聞いて、だから、これは水無に決まったのかなと思ったんですが、それは決まったわけでも何でもないので、町長の想像でしゃべったのか、その辺ちょっとお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

言葉足らずですみませんでした。今の塩生の289の、今度湯野上バイパス、来ますよね。そこから水無の区間ということなので、あのエリアのずっとどこだかまだはつきりしていない。ですから、そこまでのエリアということなので、そこをスポット的に言ったわけじゃなくて、その沿線という、そのような捉え方をしていただければいいのかなと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 町長だから、事前にこう話したのかなと思ったんですが。ということは、建設課長が言うのは、南縦貫道路の発表があるから、そうすると多分289号線のバイパ

スとの連絡道路がそのときになるでしょうから、それが今の優雅の田部原寄りだかわからないけれども、こっちのほうをやったときにこの問題は解決するからそれまで待つてけるやと、こういうことでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、建設課長からそういうお話がありましたけれども、先ほども私、答弁申し上げましたが、本当にあそこは状況としてつけかえ道路というか、進入路をつけにくいところなんです。それでやっぱり今、いろんな国道、県道につながる接点の部分で、きちんととまれるように確保しなさいという部分があって、今度残りのメーター数である1.5メーターの勾配を下りたり上ったりするには、もっと今よりも厳しい傾斜になってくると。ですから、そのような場所ですので、あれ以上改良ができませんので。高隣線をずらせば別ですけれども、それもなかなか厳しい状況ですので、今現状としては改善を本当に非常にしにくいと、改善したほうがいいのはわかっているんですが、そのような状況であるということです。

ですから、今のような建設課長の答弁になったんですが、本当にこれ、事故が起こったらどうするんだと問われれば、やっぱりこれはちょっと住民の人と話をして、ここは通行しないでくださいと、そういう決断もやむを得ないのかなというような思いも正直あります。ですから、これはやっぱりもう少し地元の皆さんと、逆にいろいろお話する必要があるのかなと、そして、現在は、今あのような状況でありますから、あそこを通行する人、どなたが通行するのかわからないのがちょっと悩ましい点でもあるんですが、優雅であったり、あの近所の人たちにはできるだけ別なほうを迂回してくださいと、そのようなお願いをしながら、そしてここを通行するときにはこういうことですよとしっかり理解された上で通行してもらおうような、そういうようなお願いといいますか、皆さんにお願いをしていく必要があるのかなと、そのように思っています。

これは、そんなにいろいろ3年前にもやったと言われましたが、そんなような状況でありますので、事故が起こってからでは間に合わないと考えておりますので、これは進めていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 私も、1回、2回質問しているものですから、町民の方から、お前質問したぞな、一向によくならないじゃないかと、こういうお叱りを受けたので、今回そういったことで質問しております。

いずれにしても、一番人口密度というか、それが多いのが多分、田部原のいわゆるアパートがあったり、一軒家があったり、町営住宅があったりと、非常にあそこに人口が集中していると。そして、今、国道289のあそこが延長になって、この前も1店舗開設しましたし、恐らくうわさでは、何かラーメン屋さんも来るとか、いろいろ計画が大分あるようなので。そうすると、田部原のほうから来たときは、やっぱりどうしてもあそこが近いからふいっと通っちゃうんだね。そして、今のところを危険な思いをしながら通って、そして今度は289のバイパスに出ていくという、そういったことなので、ますます、冬場は無理にしても、夏場はやっぱりあそこを通っている。

私も一回、ある程度1時間どのくらいか。結構通るんですね。思った以上に通りますので、やはり、できるだけ早く南縦貫道路の発表、先ほど3番議員も質問したとおり、早めに情報を仕入れて、できるだけ、それが、本当のことを言うと、289のバイパスにつながれば非常にいいんですけども、それがわからないという段階ではどうしようもないわけですけども、ぜひ、認識しているということだけはわかりましたので、縦貫道路がわかり次第、できるだけ急いでその対応策をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから、2番目、これは事業を継続するのかなのか、今はっきり継続すると、こんなふうに聞こえたわけですけども、たしか16番議員がやったときには、何かいまいはっきりしなかったようなんですけども、これはベネッセコーポレーションの今までやっているやつを継続するというふうに理解しているのかどうか、再度お願いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

今、継続する方向で検討しておりますというようなお答えをしました。それで、今現在やっている事業については、今、見直し作業に県のほうで入っております。だから、今までの学習サポート事業につきましてはベネッセさんと契約してきたわけなんですけれども、前回のプレゼンテーションにおいては、11月4日においては、ベネッセさんとブリティッシュヒルズさんの2社が来ていただいて、どちらがよいかというような選択の方向で検討されましたので、それらを含めて今、県のほうで検討されておりますので、それらが今、県のほうも予算要求の段階なので、はっきりこういうふうにしますというようなことはまだ言えない段階なので、4町村としてはやっていただくようお願いしたいというようなことで、事業が決定しているわけではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうすると、決定はしていないけれども、4町村の教育長は継続してほしいと、こういうふうに理解していいですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

11月4日のプレゼンテーションにおいて、その後、各学校の校長先生並びに教育長さん方に集まっただいて協議して、みんなで取り組みましょうというような話にはなったんですけども、まだ、県の教育委員会の義務教育課のほうで具体的なたたき台は示されておられませんので、それに基づいて取り組んでいきたいと思いますというようなことで。ただ、今回は語学に力を入れていきたいというようなことでお話しされておりましたので、その方向で今、調整に入っています。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 何かこう、わかったようなわからないようなことだけれども。結局、県の指示待ちと、こんなふうに理解していいのかな。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

一応、4町村の教育委員会と県の話し合いはしましたけれども、まだ、実際に県の予算査定等を行っていませんので、県の指示待ちと言っても大丈夫だと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 はい、わかりました。じゃ、いずれにしても、継続するのか、ブリティッシュヒルズになるのか、ちょっとわからないけれども、それは県の教育委員会の指示待ちと。

それで、学力が上がったのかどうかということで、何か国語が上がって、算数はちょっとあれかな。いずれにしても、私どもにも、こういう事業を実施しているというわけだから、学力テストをやりました、全国平均とこうです、県平均とこうですというようなことは、やっぱり教えてもらいたいなという気はあるね。あれが好評なんだか、好評でないのかわからないけれども、少なくともそのくらいはいいんじゃないかなと。そうしないと、こういうときに大体判断がつかないわけですよ。先ほど教わったからいいですけども、やっぱり、今後はせめてそのくらい議会にくらいは、町のお金も出しているわけですから、ぜひともそういう結果、細かくは要らないですから、学校ごととかそういうのは要らないですから、このベネッセコーポレーションをずっとやっていてこういう効果がありましたと、だから、来年もぜひお願いします

と、こういうような考え方も必要ではないかなと思うんですが、教育長の考えをお聞きします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、南会津町全体のやつについては今後、教育委員会内部で協議しながら、その方向性を検討していきたいと思います。

学力テストの結果については、各学校ごとになってしまいますので、うちのほうは小規模校が多いものですから、特定されやすいというような問題も多々抱えておりますし、あと、そういう問題を整理しながら、教育委員会内部で協議して方向性を出していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 何かこれもわかったような、わからないような。だって、先ほど、国語はよかったけれども数学がよくないと、あのくらいでもいいですよ。要は、効果があったのか、なかったのか、それをやっぱり示していただきたいなど、こんなふうに思います。それは、今後の要望ということで。

3番目、あらかい健康キャンプ村なんですけれども、実は、これは結論から言うと、ここの指定管理をしているところと滝原区、地域との理解というかな、そういうのがうまくいっているのか、いっていないのかということを知りたいわけですよ。私は、リーダーであるような人からその辺を疑問に聞かれたものですから、それで質問しているわけなんですけれども、その辺はどうなっていますか。区とのコミュニケーションだな。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

21年4月から正規営業が始まったころについては、何度か裏山の出入り口の確保等々の打ち合わせはやった経過を確認しております。その後、四、五年たつわけですが、この間、滝原区とのかかわりはほとんどなかったというのが実態でございます。先ほどの町長の答弁にもありましたように、今後、そういったかかわりを持って地域にも貢献していただくということを、これからは強く、キャンプ村の代表であります池谷さんには今後働きかけていきたいなと思っております。

EWMファクトリー、きょうの議員のおただしの件とはちょっと違いますが、ことしの8月に事務所を開設したところでございます。既に社員のほうが地域に取り込みたいということがありまして、藤生区と古今区との関係を密にして、両方の収穫祭にも参加しておりますし、先日行われました会社のクリスマスパーティには区長さんと役員さんを招待して、いろんな意味でやって

おるのが実態でございますので、私が言いたいのは、こういった取り組みを池谷さんも取り入れていただいて、やっていただきたいということで、働きかけは強力に進めていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 結局、そのこの地区に個人もそうですけれども、法人であっても、やはりその地域と関係がうまくいかないのではまずいなと思っております。やはり、あそこへ行くと立ち入り禁止、関係者以外だめだとかと、何となく閉鎖的なんです。確かに、過敏症だから誰でも入ってはまずいというのはわかってはいるんですけども、ですけども少なくともそれを指定管理されているトゥエンティワンセンス、この少なくとも会社は、やはりそのこの地域にお邪魔しているということで、その辺の良好な関係というのはぜひとも必要だと思う。ですから、その辺の関係をやはり今後どのような感じで、少なくとも町もあの施設を預かっているとなれば、俺は構わないではなくて、やっぱりある程度指導を發揮してもいいんじゃないかなと、こんなふうを考えているんですが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 はい、お答えいたします。

私も、先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、やはり、この間何回か私もトラブルといいますか、不信感というか、そういう声も聞いています。皆さん方も行かれて、ここで終わりだよと言われたような経過もあるかと思っております。私も議員のときにそうでした。ですから、そんなこと、私は一度入っていますが、やっぱり何となく私たちの理解不足なのか、そこら辺もあるかもしれませんけれども、確かにそういう人がいるということ、そして、その人たちが大変悩んでいるということ、これは実際のところでありますから、それは本当に何らかの対応が必要だと思っておりますから。

正直私は、ああいう課題、問題というのは国がやっぱりやるべきなんですよ。一自治体に任せるべきでないですよ。ですから、そういう意味で、そういうことを言っても私たちの町にある施設ですので、町として指定管理している以上は責任がありますから、それはきちんと町としての役割、そしてその指定管理者の役割を果たしていかなければならないと、そのような認識でありますので、少なくとも地域の人たちの不信感といいますか、一体何をやっているんだ、どうなっているんだと、そのようなことがないような指導は町としてもしていかなければならないと思っております。

正直、池谷さんと今までそんなに幾度も会ったわけではないんですが、そのようなこともいろいろ話をさせてもらったこともあります。いずれ、確かに皆さんが行かれても、この橋で終わりだよと、そのような状況があるものですから、ですから、そのこともしっかり理解された中であればいいんだけど、ただそこでみんなシャットアウトされちゃうと、やっぱりお互いが何かこう理解不足というか、消化不良みたいになってうまく意思疎通ができないというような状況が続きますので、私としても、池谷さんといいますか、指定管理者と、その話を、こういうことだよと事情を言ってもう少しきちんと地域に、その地区に理解してもらえるような、やっぱり指定管理者としての説明責任があるんじゃないですかと、そのような指導をしていきたいと思います。

そういうことで、トラブルもいろいろ聞いています。ですから、先ほども申し上げましたが、実際に化学物質過敏症じゃなくて、何て言いますか、精神疾患の方とか、そういう人が来てトラブルが起こったとか、実際診療に行った人がそこでストップされて、中には入らないでくださいと、薬だけくださいと言われたとか、それはやっぱり、何かちょっと常識では考えられないようなことがあったことは事実であります。ですから、その辺も踏まえた中でしっかりした、やはりああいふ治外法権の部分ではないですから、やっぱりそれはきちんとした対応をしてもらえるような、そして説明してもらえるような、そして信頼といいますか、お互い信頼できるような関係を築いてもらえるような指導、あるいは町も一緒になってそれをやる必要があるだろうと、このように町も対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですね、町の施設なのでやはりなおさら、そうでなくたって私のほうの集落にも企業がありますよ。それはやっぱり区費というわけにはいかないですけども、法人として申しわけないからとか、区費にかわるような形で、区で請求しているわけではないんだけど、そういったものを支払って区と良好な関係というのかな、そういう努力はやっぱりすべきだろうと。まさか、ここが区のほうからそういうような問題が出されるとはちょっと思っていなかったものですから、やはりこれは町としても指導してほしいなど、こんなふうに思います。

それから、8月から休んだというんだけど、これは指定管理者のほうの判断で休めるのですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 先ほどの町長の答弁にありましたように、そういった、本来化学物質過敏症での療養の場だったんですが、心臓に病を抱えた方も入ってきたということで、いろんなトラブルが発生してしまったものですから、それらを一度整理しないといろんな方にも迷惑がかかって、自分らもそういった管理もできないということがありましたものですから、8月いっぱい患者さんに一回帰っていただきまして、9月中にそういった整理をして、10月から再度受け入れをしたということで、池谷さんのほうからそういった整理をしたいと申し入れがありましたものですから、そういった事情を踏まえて、一度休業するもやむなしという判断をしまして、9月を休業したというのが現状でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 今聞いたのは、多分条例では勝手に休めないことになっていると思うんだよね。町長の許可を得ないとそういう、できないと思うので、その辺もよく見ていただきたいなど、こんなふうに思います。

そもそも、例えば、観光施設でないとかいろいろ言うんだけれども、最初のころは、古い校舎があったときに明らかにあそこの中に人がいて、そして、あと、その条例の中にも1泊2食で6,000円とかと書いてあるんでしょう。誰が見ても、これは宿泊施設にも見られるんですよ、多分。だから、それが、いや、勝手に来てキャンプしているんだと言うのはちょっと。私らだってここにもいますよ、やっぱり。そういう宿泊業をやっている人。保健所とか広域消防署とかが来て、いろいろ見ていくわけだ。そういうのは関係ないということですか。そういう、保健所とか広域消防のそういう立ち入り調査とか何かは全く関係ないというふうに理解していいんですか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えします。

議員おただしの件につきましては、消防の立ち入り関係については未確認という状況ではございます。ですが、先ほど施設療養についての値段の提供がありましたが、これも条例で定めている枠内での営業ということでございますので、それで、町は療養6,000円というふうになっておりますが、その範囲内での営業でございますので、指定管理の協定上は問題ないということで判断して、営業を許可しております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 だから、その辺を私からすると、何かうまく法律には触れないよ

うな、何かそういう感じにしか見られないのね。やっぱり、常識的にあそこに1泊2食で6,000円と書いてあるわけだから、そして呼びかけてもいると思うんだよね。そうすると、やはり不特定多数の人の宿泊施設とも見られないこともないわけです、幾ら療養だっても。その辺はきちんと、やっぱりどっちがどうなんだということをきちんとしておいたほうがいいんじゃないかなと、そんなふうに思います。

それから、保健所くらいの立ち会いはやっぱりあるべきではないかと思うんです。水にしても、それからいろんな菌類、そういったもので食中毒だって考えられるわけですから、その辺のことをやっぱりもう少し厳しくしないと、もし何かがあったときにはやっぱり町も責任を問われるわけですから。その辺についても一度答弁をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

この施設につきましては、条例の制定であったり、その施設を認めるか認めないか、この議会で大変議論した事業でありますので、そういう課題があった、その中での事業を今行っているということを踏まえた中で、今、指摘されたこと、それも町としての責任の部分も含めて、指定管理者の責任も含めて、しっかり対応できるように、そして、今後どのようにするのかということも含めて、町として協議していきたいと、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですね。何かいろんな、救急車で搬送されたとか、ちょっと化学物質過敏症ばかりでないような、そんな話もこう聞きましたので、やはり、その辺を注視して、条例に沿ったような形で運営していただきたいのと、こんなふうに要望しておきます。

それから、4番目、これは当町も一生懸命やっていると私も認めます。特に、先ほど子育て関係は町長も力を入れて、こうやって、その辺は私も認めておりますが、やはり、きのう町長が言ったように、亡くなる方と生まれる方の差はどうしても埋まらないと。先ほど町長のほうからいろんなメニューを考えているんだというようなこと、それはそれで非常にいいと思います。

ただ、人の問題、きのうだったか、1番議員のときにちらっと町長が地域おこし協力隊という名前、これは募集するのかどうか。募集するとすれば何名募集するのか。これは恐らく交付金で350万円だか何ぼだか、ちょっと忘れてしまったけれども、全部国でやると思うので、地域おこし協力隊のことについて、もう少し説明と今後の方針をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 地域おこし協力隊の今後の町の取り扱いについては、南会津町として募集をしていくということで、ただいま、それにかかわる内部の要項等について検討を進めているところでございます。人数につきましては、当課としまして予算要求しておりますが、これはまだ町長、副町長の査定というところまでには至っておりませんので、何人ということについては控えさせていただきたいというふうに思います。

あと、ここの財源的なお話もございましたが、特別交付税措置で隊員1人当たり今400万円を上限に、これは報酬と活動費を合わせてでございますが、交付税措置がございます。さらに、募集にかかる経費といたしまして、1団体200万円の特別交付税措置ということと、あと、新たに12月になりまして国のほうで地域おこし協力隊員の、その後の就業支援というようなことで、来年から1人100万円を措置したいというような情報も入っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 そうですね、この地域おこし協力隊に今、全国の自治体がばっとう、言葉は悪いけれども群がっているというか、名乗りを上げているというか。それで、ぜひとも早めに手を挙げてもらって、大体これが大概3年間なんですよ。3年間終わると、統計的には6割が残っているというんですよ、今まで。国でも、1,000人から3倍くらいに引き上げるという、そういう情報なので。ただ、これも全国的にやれば3倍といっても、今1,000人ですから3,000人くらいか、あつという間にあれですから、できるだけ、課長、早めに名乗りを上げて、そして財源措置もそんなに手厚くやってくれるわけですから、今、そうでなくても役場の職員がどんどん減っている状況ですから、それで募集をかけて来てくれれば非常にいいのかなと。

さらに、この前、私は行かなかったんですが、総務委員会で行ったところは、地域おこし協力隊というのも外部、町外というか、県外というか、そちらに呼びかけるんですけども、内部に対してもやっぱり呼びかけて、ふるさと活性化協力隊、これは名前はどうでもいいと思うんですけども、ふるさと活性化協力隊みたいな、こういった形で、この財源は何もないかもしれないけれども、この町内からと、それから町外からと、そういう形で呼びかけて地域おこしにこういった人たちをやって、町の人口減少が少しでも緩和すればいいのかなと、こんなふうに思っています。

これについて、再度、町長にご意見をお聞きしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

地域おこし協力隊、そのことは新しい事業としてあるわけですが、今まで緑の協力隊というものもやっていました。これは、伊南地区限定みたいな感じだったんですけれども、実際に今まで4人、5人……4人かな、来られた。そのうちの2人はもう永住、結婚されたから。ですから、館岩地区と伊南に住まわれていますけれども。そういう意味では私ども、なかなか緑の協力隊というのはそこに定着しなかったというんですけれども、私どものほうは定着したということなので、それはそれでかなりの成果だったと思いますし、地域の人たちとの交流もありましたし、そしてこの……ああ、橋本隊員いるから5人か。それで今でも交流が、戻られても交流が続いている状況にあります。ですから、正直、緑の協力隊の皆さんにも本当に、もうずっとこの地区に来ていただいてもそのような交流が続いている。非常に効果のある事業だと私は思っていました。

そうした中で、今ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、この地域おこし協力隊というのは、大体60%ぐらいの定着率があるんだというような数字も上がっていますので、町としても、やはり外部の人の考えというか、そういうのもしっかり受けとめて、そしてここに定着してもらおうと、そのようなことも進めていきたいと、そのように思っています。内部ももちろんそういう意味で、若い人たちが住めるような町、そして、それは当然高齢者も、町民全体を巻き込んだ運動にしていかなないと、なかなか続かないと私も思いますので、そのことも含めてどのようにしたらいいのかということ具体的に検討していきたいと思えます。

そして、やはり企業誘致であったり何にしても、やっぱり今の状況ですと、なかなか求人しても応募がないと、そのような状況にありますから、例えば企業誘致にしても、EWMみたいに、本当は地元の人を雇用してくださいよと言ったら、結果よそから来た人になっているんですが、でも、やっぱり企業さんが人材を連れてくると、そのような企業誘致も私は必要だと思います。

ですから、そのようなことも含めて、いろいろなことを考慮しながらやっぱり若者が定住できる、そして人口の減少を少しでも緩和できるような、そのような対策をそれぞれの中で、いろんな事業の中でやっていければと思っています。そういう意味で、若者定住プロジェクトでも、今度31名の方が今年度で南会津に来て新しく職を求めてもらったと、そういう実績も上がっていますから、そのようなことも含めて、若い人たちの住めるまちづくり、そうすれば、自然とその波及効果は高齢者のほうに行くということなので、そんなことを総体的に考えながら

町として進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「じゃ、よろしくお願ひしまして、一般質問を終わります」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 以上で、12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。45分から再開したいと思います。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○芳賀沼順一議長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 次に、6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 議席番号6番、通告に従ひまして一般質問を開始いたします。

大きく3つあります。

1、「自然エネルギー推進の町」宣言を。

本町は、今後、エネルギーを供給する重要な役割を担う時代に向かつて既に動き出していると思ひます。それをさらに強く感じさせたのが、館岩地区での町所有地42ヘクタール利用の大規模なメガソーラーが実現に向けてスタートしたからです。11メガワット、つまり1万1,000キロワット、家庭用太陽光発電が4キロワットとすれば、2,750戸分の太陽光発電が普及したことになると思ひます。現在の一般家庭での太陽光発電設置が70戸から80戸であるので、約40倍になったことになると思ひます。

そこで、以下の点を伺う。

1、先月11月21日、議員懇談会にて詳しい説明を受けたが、次の日の新聞にあった、南会

津太陽光発電所と具体的会社名が示されていたが、会社名からすると会社は本町に置かれるのか、さらに町所有地42ヘクタールの使用内容、建設及び完成後を含めた正式契約はいつごろになるのか。

2、産業建設委員会の8月の視察で富山県魚津市の990キロワット規模のアルプス発電の小早月発電所を視察し、建設、完成までの苦労話やアルプス発電の地元への貢献など貴重な話を聞くことができました。

下郷町では2つの水力発電所の建設が計画され、そのうち大沢地区での発電所は既に夏から建設が進行中である。

3年前、平成23年12月の針生発電所の水力発電所の復活の質問からちょうど3年経過した今、取水口の所有問題で県と東北電力との交渉調整が本年度春から夏にかけてあったことは認識しているが、一般町民、住民にはそれが見えない。現在までの経緯と今後の見通しについて伺う。

3、これほど一つの町で公共施設での太陽光発電、家庭用太陽光発電の普及、館岩のメガソーラー、本町での自然エネルギー発電量は膨大なものとなります。そこで、自然エネルギー推進の町宣言をしてはと思うが、町長の考えは。

大きな2番目、健康維持に取り組む人を賞賛するヘルスポイントの導入を。

最近、ウォーキングやランニングをする住民の姿が見られます。60代以上の方々を中心に多く見受けられ、健康維持に取り組む努力している姿です。それは、もしかすると自分が介護した親のことやいつか自分が介護される立場のことなど、老いに立ち向かう一つの姿勢ではないでしょうか。そこで、以下の点を伺います。

1、町の健康診断の受診率ほどの程度か、それによるメタボ予防など健康指導ほどの程度の人が受けるのか。そして、指導どおり達成できる人はどの程度いるのか伺います。

2、ウォーキング、ヨガ、エアロビ、フラ、太極拳など、健康維持に取り組む人を賞賛するヘルスポイントを導入し、何キロ走ったら3ポイントなど、ヨガ、エアロビなどの種類によって運動量、体力エネルギーに応じたポイントをためることで、達成ポイントによってメダルやトロフィーなどによって賞賛できれば、さらに楽しく生きがいとして健康維持に取り組むと考えますが、町長の考えは。

3、冬季は雪道などでウォーキングは危険でできません。仕事が終わってからの夜のウォーキングも危険です。びわのかげ運動公園の高齢者センター、伊南保健センターにはフィットネスマシンやランニングマシンなど健康維持増進器具が設置されています。そこで設置状況と町

内のほかの地区での設置状況と、どの程度利用されているのか伺います。

4、ランニングマシンなど健康維持増進器具は不足していると感じます。増設して、健康維持に取り組む人を一人でもふやせば医療費の削減になると思うが、町長の考えは。

3、非耐震の町有建物の今後の管理は。

1、学校など、町有建物の耐震診断がされ、調査結果によって耐震対策工事がなされてきた。そこで、本町における非耐震と判断された建物の、今後の解体及び耐震対策工事などが計画されている建物はどの程度あり、そして、その費用はどの程度になるのか。

2、旧針生小学校の利活用については、以前一般質問での町の答弁では、耐震診断によって利用は不可能である結論が出たと認識していた。しかし、このたび森林組合で利用されるとの話がほぼ決定と聞いている。耐震に問題ありと判断され、地区の集会場として使用をあきらめていた住民にとっては何か複雑な思いであり、理解できない話である。どのような考えか伺う。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、自然エネルギー推進の町宣言に関する1点目ではありますが、南会津太陽光発電所合同会社は本町に置かれるのかとおただしですが、会社の所在については現在東京都中央区内に事務所を構えておりますが、建設、着工までには本町に移転したい旨のお話を、そのように聞いております。

次に、正式契約はいつごろになるのかとおただしですが、きょうの冒頭、けさ皆さん方にご説明申し上げました、きのうの質問の中でも答弁させていただきましたけれども、土地の賃貸借契約については去る11月28日に締結いたしました。なお、契約内容につきましては、契約相手方がジャパンソーラーパワー・リアルエステート合同会社、契約面積は41万9,453.46平方メートルであります。また、契約期間は契約締結日から電力受給開始日以降20年間であり、契約金額については建設準備期間が月額10万円、建設期間及び操業期間が年額420万円ということで契約をいたしました。

次に、2点目であります。針生地区における小水力発電事業の取り組みについてのおただしですが、平成24年以降、国や県の各機関や東北電力株式会社などに対する事業計画の説明や事前協議等の実施、また、旧針生発電所の取水堰堤及び護岸設備等の、東北電力から福島県への所有権移転に関する協議を進めているところであり、針生地区の皆様には、本年6月に地区役員会で大まかな事業概要を説明させていただきました。これまでで最も時間を要してい

る取水施設の取り扱いについては、福島県と電力会社との協議となりますが、町といたしましては、土地の境界確認作業に積極的に協力するなどの体制をとっているところであります。

現在、福島県と電力会社との間で、取水施設のより具体的な改修方法等について協議が進められているところであり、町といたしましても協議が円滑に進展するよう引き続き協力し、速やかな事業化が図られるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。自然エネルギー推進の町宣言をしてはどうかのおただしですが、本町の自然エネルギー施策に関しましては、総合振興計画や環境基本計画にも重要施策と位置づけており、太陽光発電設備設置補助制度や公共施設への再生可能エネルギー設備の導入、また、民間企業が中心となって進められる取り組みへの支援など、現在までさまざまな取り組みを進めており、着実に前進しているものと捉えております。なお、おただしの宣言につきましては、今後の状況を見ながらより具体的な導入目標値の設定や、実績値等も含めた上で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、大きな2つ目でありますけれども、健康維持に取り組む人を賞賛するヘルスポイントの導入に関する1点目ですが、町の健康診断の受診率ほどの程度か、それによるメタボ予防など健康指導ほどの程度の人を受けられるのか、指導どおり達成できる人はどの程度いるのかのおただしですが、町が実施すべき特定健診の対象者は40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者ですが、平成25年度の受診者は1,911人です。受診率は49.9%でした。また、健診結果により、保健師により特定保健指導が必要な方は253人、そのうち指導を開始された方は200人でしたが、全過程を終了された方は179人となっています。

次に、2点目であります。

ウォーキングなど健康維持に取り組む人を賞賛するヘルスポイントの導入についてのおただしですが、本町では町民の健康寿命延伸のため、健康増進事業等さまざまな取り組みを行っておりますが、町民みずからの健康に対する意識を高め、生活習慣病の予防、改善につながるものが何よりも重要であると考えております。そのため、保健師による家庭訪問等における健康指導や健康教室、健康講演会等を実施しているところであります。ヘルスポイントの導入につきましては、健康づくりへの積極的な参加を推進する施策として有効な手段の一つでもあると、そのようにも思いますが、健康維持に資するスポーツにつきましても多岐にわたり、事業内容や効果、経費などの検討課題も多くあることから、今後、調査研究してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、3つ目ではありますが、フィットネスマシンやランニングマシンなど健康維持増進器具の設置状況と、どの程度利用されているのかとのおただしではありますが、現在、高齢者センターにはランニングマシン1台、ベンチプレス1台、エアロバイク2台、マルチトレーニングマシン1台、スクワット補助具が1台、そして、南会津町保健センターにはエアロバイク1台、館岩老人福祉センターことぶき荘にはエアロバイク2台、伊南保健センターにはエアロバイク3台、ランニングマシン2台、マルチトレーニングマシン1台、乗馬型フィットネスマシン3台が設置されております。南郷地域の町有施設には設置されておられません。

また、各施設の器具の利用実績ですが、平成25年度の利用延べ人数は高齢者センターが618人、伊南保健センターが842人であり、利用者は少ない状況であります。南会津町保健センター、館岩老人福祉センターことぶき荘のエアロバイクにつきましては、自由に利用できる状況となっているため、利用者数の実績は把握しておりませんのでご理解願います。

次に、4点目ではありますが、ランニングマシンなど健康維持増進器具を増設して、健康維持に取り組む人を一人でもふやせば医療費の削減になると思うがとのおただしではありますが、健康維持増進器具を利用することにより、みずからの健康維持に取り組む方もいらっしゃいますが、各施設での利用につきましては利用者が限定的で少ない状況であります。町では医療費の削減につなげる施策として、町民の健康寿命延伸のため、生活習慣病の発症予防を目的とした、からだ改善塾やいきいき運動塾、一般町民等を対象とした健康太極拳、膝らくらく教室などの取り組みを行っているところであります。今後も、多くの方が手軽に取り組める施策として食生活改善指導や体操、ストレッチ等を絡めた健康教室を継続して実施することにより、医療費の削減を図っていきいたいと考えております。

現時点では、健康維持増進器具の増設は、設置場所及びトレーナーの確保等の検討課題もあることから考えてはおりませんが、既存の健康維持増進器具をより多くの方に活用していただけるよう周知してまいりたいと考えております。個人でもこういう器具を持っていらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、話を聞くと三日坊主だったり、いろいろ、ずっと続けていらっしゃる方もいるかもしれませんが、そのような話も聞きます。いずれ、町のこの器具に関しましての使用状況は今ほど申し上げたとおりでございます。そして、また、この健康寿命といいますが、生き生き、これに関してはいろんなスポーツを通してやったり、こういう器具を使わなくてもいろいろな活動をされている方もいらっしゃいます、趣味を通してでも。体の本当に肉体的なものばかりでなくて、精神的なもの、総合的なものを含めての生き生き、健康寿命だと私はそう思いますので、そういうことも含めた中で、いろいろな事業を絡めた中で、この

健康増進を町として進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思いません。

次に、非耐震の町有建物の今後の管理に関する1点目ではありますが、今後、耐震化が計画されている建物とその費用はとのおただしであります。これまで耐震診断を実施した町有建物は33棟で、その結果、耐震工事が必要とされた建物は29棟でありましたが、このうち、小・中学校18棟については今年度中に工事が完了いたします。残り11棟のうち、役場本庁舎については建て替えが計画されておりますが、3つの総合支所庁舎、南郷体育館及び南郷総合センターについては現在耐震化を検討しているところであります。

これら検討中の建物の耐震化にかかる費用は、概算であります。館岩支所1,200万円、伊南総合支所7,300万円、南郷総合支所5,800万円、南郷体育館3,500万円、南郷総合センター2,200万円、合計約2億円を見込んでいます。なお、このほか廃校となった小学校など5棟については、今後の利用計画が未定のため、耐震化の計画は今のところしていません。

次に、2点目ではありますが、旧針生小学校の利活用についてどのように考えているのかのおただしであります。森林組合同併推進協議会において、合併後の本所は暫定的に田島地域に設置するとされております。その後、田島地内で条件として駐車スペースが確保されていること、事務室、会議室等が確保されていること、また、4地域からの距離等について検討した結果、旧針生小学校の校舎が本所の候補の一つに挙がったと、そのように承知しております。

合併推進協議会において、町側から旧針生小学校の懸念事項として、耐震診断の結果がDランクであること、体育館は別のNPO法人が委託管理を行っていることの説明がされたところですが、あくまでも暫定的なものであり、不特定多数の人が使うものではなく限られた人のみを使うもので、ふだんは事務職員が数名いるだけで問題はないと、そのように思われることから、また、間取りについても変更することなく使用できるとの結論に至り、9月25日に町内3森林組長連名で、町に対し、旧針生小学校の校舎の一部を新事務所として使用させてほしいという要望が提出されたところであります。

今後の利活用につきましては、暫定的な事務所でもありますので、針生区の意向を確認しながら前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項等につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

先ほど総務課長のほうから数字が出たのはちょっと意外な感じだったので、2段階に分けて契約するというような説明もちょっと、きのうの2番議員とのやり取りであったので、その段階で数字が示されるのかなと一瞬思ったら、先ほど午前中一番で、建設完了まで120万円で、その後が420万円という数字が出たんです。これもちょっと私としては、電力をやっている人間としてはすごくがっかりなような数字だったんです。これはどちらから提示されたか、あるいはそのもととなるものはどんなものだったか、その経緯というか、その数字のもとをちょっと示してほしいんです。42ヘクタールと結構大きい面積なので、その辺の流れをちょっと教えていただければ。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず初めに、約42ヘクタールということで、こちらのほうのいわゆる賃借料の協議をまずやらせていただきました。一般的に地代の計算だと思います。いろんな計算の方法があると思いますがけれども、一般的なやり方として固定資産税プラス、いわゆる地主の報酬をプラスするのが一般的、当然それは必要経費を含めての話だと思います。これの大体相場として2倍から4倍くらいの形になるのですが、私のほうで、当該土地については町有地でございますので、当然固定資産税等々ははじいておりませんので、近隣の土地のいわゆる評価額を調べさせていただきました。そうすると大体3.93円から4.45円くらいの評価額が出ておりました。ですから、先ほど申し上げたように評価額でありまして、固定資産税額そのものではありませんので、一般的に評価額に1.4%を掛けたのが固定資産税になりますから、そういう計算をすると、平米当たりの単価は非常に安くなる計算になります。ただ、面積が広大であること、さらには地域のために貢献をしたいということから、私のほうとしてはその評価額にそのまま約2.5倍を掛けさせていただいて、平米10円ということで向こうに提示したところ、相手方も弁護士等と相談した中で、了解しましたということになりましたので、平米10円で協議が整ったというところでございます。ですから、端数がございしますが41万9,000円になりますものから、端数がありますが、それは切り上げということで、年額420万円ということで協議が整ったという経過でございます。

さらに、これはあくまでも土地を利用するということでの話し合いでしたので、当然建設までのいわゆる準備期間、来年の雪解けくらいまでになりますが、それについては全く土地については利用しないので、使わないので、何とかそれは減額していただきたいと向こうから申し

入れがありました。私のほうでも庁内の中で検討した結果、じゃ、3分の1程度に減免というか、減額することでどうでしょうかという交渉をずっとやっております、それであればそのようにお願いしますということでしたので、420万円の約3分の1ということで、月額10万円ということで相手方と協議が整ったという経過でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 もう一つ質問です。これは評価ですよ。土地の価格が5円とか10円とか、3円でしたっけ、それを2.5倍にして高くしたという努力というか、試算したということなんですが、ちなみに、ほかの例えばメガソーラーで市の市有地の部分とか、ほかの部分を検討されたのでしょうか。ほかでメガソーラーをやっています。それが町有地だったり、市のものであったりするんですが、そのケースの調査はしたでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

全国的にいろいろとメガソーラー建設を現在やっております。いろいろと調べました。その中では、一番多いのはやはりゴルフ場のいわゆる廃止になったところを使っているところが結構ございました。中には当然公有地がありましたが、その場所場所によって全く条件が違っていると、つまり、雑種地であったり、いわゆる宅地であったり、準宅地であったりということでもございましたので、そちらを参考にすることではなくて、あくまでも館岩の大久保地区の現況、そちらで私のほうとしては計算させていただいたというところでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ここで一番重要なのは、やはりその上で商売をするということですよ。それはゴルフ場に使うのか、スキー場に使うのかと考えますね。以前ですと、例えば65ヘクタール、たかつえのスキー場が65ヘクタールみたいです。もっと拡張したから当時よりはふえているかもしれませんが、65ヘクタール、今回42ヘクタール、規模の面積といえば、スキー場の、だいたいと多分40ヘクタールぐらいかもうちょっと少ないかもしれないですが、それを使って、実は地区に賃貸料をスキー場のほうから町半分と公社のほうから半分で、みなみやまさんからもらっていますけれども、それなんかも考えたら多分1,000万円近くになっていると思うんです。

ポイントは、やはりそこで商売をするなら、例えば僕がどこかの土地を借りて商売をするなら、それに見合ったものという考え方を持って当たり前なんです。例えば、最近会津電力さんのほうでやぶというか、林地を借りて、50キロワット程度のやつが何カ所かもう今できました。

あれが15万だそうです。大体15万ちょっとなんだそうです。1反歩とすれば1,000平米です。そうすると、僕にとっては、そこで200万円から160万円ぐらいの値段を上げるのに15万は安いじゃないかと僕は思ったんですね。

この計算で計算するとちょっと大きくなっちゃうんですが、4,200万円になっちゃうんです。これをちょっと平米100円という計算なので、ちょっと行き過ぎだなんて計算をしながら、この問題を書いていたんです。いろんなことをやってみました。例えば50キロワットで上げると15万円を払うというのだったら、11メガワットの規模に換算して計算してもやってみました。いろいろやってみました。そうすると、例えば50キロワットで11メガワットにすると3,300万円という数字が出ます。いかに、どうしてその上で商売していることを考えると、やはりそういう数字も、その売り上げが7億、僕はちょっと7億は大き過ぎだと思うんですが、5億にしてもあるいは4億にしても、420万円というのは、確かに土地という視点で見ていると言っていましたから、ただ、そこで誰かがビジネスをしていく中ではやはりどこかの貸店舗、町うちを想像していただければわかると思うんですが、店舗を借りて5万円を払います。100万円上がりました。その中の5%の賃貸で商売をやるというのが普通商売の考え方なので、土地という考えの着目で算出された420万だったということですが、これについてはちょっと。

あともう一つ。ほかの今言った公有地も調べてみたら、平米単価が200円から300円だろうと。ほかの大きな市、リストが出ていました。どの程度が妥当なのかという質問に対してそういうリストが出ていました。平米100円で4,200万。このネットを見ると200円から300円が妥当でしょう。それは平地ですから確かに換算はできないかもしれない、基準にもならないかもしれないですが、ちょっと極端に考えてみると、どうしてもそこに8億か5億か4億がある中で、420万円というのは0.05%、0.01%、それぐらいの数字なんですけど、それはもっと計算するには土地というのではなくて、そこで考えるビジネスをしている人方に対する考え方というか、算出は浮かばなかったのでしょうか。どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 土地の賃貸借については、さまざまなケースがあるわけですし、当然その借りる土地に建てる建物によっていろいろな職種、業種がございますので、それによって売り上げから地代を計算するというのではなくて、あくまでもその土地の持つ本来の評価額で当然やらせていただいたと。

場所をご存じかどうかわかりませんが、大変山の奥で、周りも建物等はほとんどない山間部の中で、もともと町有地として全く使われていなかったという土地が、長年、悪い言い方をす

れば放置されていたということございまして、全く町にとっては収入のなかった土地でございますので、あくまでもその土地の評価という形で、その上にメガソーラーがたまたまそういう、売り上げが7億とかいうのは今、試算でございますけれども、あるということだけで、私のほうとしては、それはあくまでも土地の評価ということだと思います。全国的にある、今、議員がおっしゃるようなその値段はあくまでもその場所、その場所での違いは当然私はあるというふうには考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ネットの中でも、確かに決定はされていませんと。ほかで調べているとどここの……ちょっとリストを忘れちゃいましたけれども、いろんな平野でやっています。6カ所か7カ所の一覧表の中では平米200円だったり、167円だったりします。意外と100円以上だったりするんですね、細かいことを言わせていただければ。あと、もう一つそこには、売り上げの3%も妥当でしょうなんていう、下の表に書いてありました。だから、決定数字はないけれども、今みたいな土地の評価から算出するという考え方じゃなくて、やはりそこで商売をしている、ビジネスの中で、メガソーラーになれば億単位で40億投資して7億もうけていただけるわけですから、一つの大企業が今そこに参入しているわけですから、その分はやはり計算というか、受けても、その妥当性として多分驚くと思うんですね。これは多分、ほかのメガソーラーをしているところは、すごい値段で交渉できたねというのが、もう茶飲み話じゃないけれども、とてつもなく安い。僕にとっては420万というのは、ただという表現はおかしいのですが、20年間で8,400万円ですから、結構大きな金額かもしれませんが、上がる量から考えれば、ほかの例を見ても、どこから引っ張ってきても、420万にはなり得ないと僕は思うんです。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

一概に今回の売電については金額も全く同じじゃありませんので、当初の場合は1キロワット42円ですね、その後が36円、ことしからは32円ということで、当然利益もどんどん減っているというような段階です。今回は、ほかの相手方に対しては36円というふうに聞いておまして、当然、土地の賃貸借契約の協議の中では、なかなか40億投資した中で、さらに毎年いわゆるメンテナンス等々、なかなかつかめない部分があるということです。さらには、じゃ、純利益は幾らになるかという、そういうところもなかなかつかめないところがありましたので、議員おっしゃるような、いわゆる利益の何%とか売り上げの何%というところまでは、当然今

回計算できなかったということですので、あくまでも土地の評価額に対して、私は、私という町としてはかなり、先ほど冒頭に申し上げたように、その固定資産税等々のいわゆる一般的なやり方からすれば、かなり破格の値段で私はこれは貸し付けているというように思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 破格というのはどういうことでしょうか。格安でということでしょうか。それとも、向こうとしてはどういう価格なんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

今回の相手方とは協議の中で、当然相手方に対しては顧問弁護士もおりました。顧問弁護士のほうとも話をさせていただきましたが、相場はかなり、場所的にも今回私のほうで提示した10円というよりはもっと安いであろうという話でしたが、ただ、その広大な面積ということで全体的にお貸しするということから、先ほど申し上げたように2.5倍ということで、評価額に2.5倍ですので、そういう点からすれば、かなり町としては思った以上の金額で契約できたものと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 もうちょっと質問させてください。

館岩地区って、かなりさいたま市とかほかから町有地を、既にまだ向こうのもので、それは向こうの市議会のほうに上がったという話をちょっと聞いたことがあるんですが、その土地に対してどのぐらいの面積だったのか忘れてしまったけれども、その土地から、当時売ったんですが、どのぐらいの金額だったか覚えていますか。それをちょっと億単位で僕は聞いたんですが、ちょっとわかる範囲でいいです。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 答えします。

現在議員がおただしの部分については、さいたま市の現在の少年自然の家だと思うんですけども、あの土地につきましては、基本的に私有地だったと記憶しております。そういうことで、ちょっと当時、もう昭和50年代初めですので、その部分についての単価についてはちょっと承知しておりません。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 多分10億単位だったと僕は思います。すごい金額で、市議会のほうで

もどうするんだと、今もうバブルもはじけて土地の価値もなくなっている状態で、単価があればですけども。

これは余りやっても平行線なので、ただ一つ思うのは、やはり相場的なことを考えれば、何度も繰り返しますけれども、420万円というのは、契約してしまいましたけれども、ここで地域貢献が、この土地に関してはこれですけども、僕が思ったのは、やはり彼らから引き出すものが本当は、弁護士もいらっしやったというけれども、相場も彼らも研究し尽くしてますから、何カ所もやっています。その単価の割には何かこちらから積極的に数字をはじいたように聞こえたものだから、向こうから数字を出すものはなかったでしょうか。どのぐらいが折り合い、2人で交渉するわけですから、僕だってどこかの土地を借りて商売するのに、これぐらいが妥当じゃないですか、上がりも100万ぐらいしかないんですよ、5万円しか払えないですよと、こういうやり取りしますから。どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

当初、向こうの提示は平米1円で行っていました。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 わかりました。それが彼らの相場であって、1円で幾ら部分か、僕はどう考えても、どんな弁護士をつけても、この部分を再検討して評価して商売するほかのメガソーラーの部分の賃貸にしても、条件が悪いとかじゃないですね、そこで7億という彼らの試算の中で上げるのは事実でしょうから、これに関しては、僕はもう少し練るべきであったと思います。検討できないですよ、これは契約してしまっていますので。じゃ、この賃貸に関しての契約に関してはわかりました。

2番議員がちょうどその契約の部分に関してかなり言っていたんですが、今回のケースは3年前のちょうど日本工営と針生発電所の部分の秘密協定ですか、調査に関する、ちょっと似ているような、日付も12月8日、ここに新聞を持ってきましたけれども、ちょうど2年前の12月8日の新聞に針生水力発電所がどうのこうのというのがありました。秘密協定が結ばれたという。同じ時期なものだからすごく、今回は議員懇談会で説明したりしていますから、準備万端状態でその次の日の新聞に載りましたから、順序立てているし、それで1週間後に契約したというのもこのたび聞いたので、順番は得たかなと思ったんですけども、ただ、金額を聞いたときには、僕の相場からいえば、いわばソーラーをやっている人間にとっては、1反歩貸して15万円でやっていますけれども、これは多分2万円でごめんなさいねというパターンですよ。

2万円じゃなくて5,000円かな。そういうものだと考えれば、やはり、何度も繰り返しますが、そこで上がる部分を考えて、いわき市で公共施設の屋根を貸して5万円というのがありました。多分自慢気に。自慢気と言ったら失礼かな、公共建物の屋根を貸して5万円を1施設から上げますよ、賃貸で。町の中に5万円が入ってくるのが年間ですね。すごくいいようなニュースで、さも自慢気に話していましたけれども、20キロワット以上多分公共ですからつけますね。そうすると売り上げは多分100万円ちょっとですよ。その中で5万円というのはどうかと考えるかもしれないけれども、これも破格だと僕は思っているんですが、それで試算しました。それで試算しても、それで試算してもですね、それでいわき市のケースで試算しても2,750万円です、言わせてもらおうと。いろんな計算の仕方があるんですが、1,000万円を超えるのは間違いない。

この議論のすれ違いは、あくまでも土地という評価でいっていますが、その上で商売をするという考えは絶対このビジネスの中ではあり得る話だし、屋根を借りようが、どんなに標高が高いところを借りようが、どんなに二束三文の土地であろうが、そこを使って42ヘクタール、600メートル掛ける700メートル、ほぼスキー場に匹敵する面積を使って商売する。そこで利用をするならば、スキー場だって商売すれば彼らはリフト料金として1,000万円以上払っていましたね、バブルのころは。そういう意味では、もうちょっとそこの、物は違う、土地そのものの単価じゃなくて、そこで上がれる部分に関してはうんと考えるべきだったと僕は指摘します。

契約したことにに関しては、議会の承認を得なかったらどうなんだと言うけれども、議会の承認もその部分に関しては教えてほしかったと思います。それは必要だと僕は思います。何せ4,000万円入るか420万円入るかの違いだとすれば、それが2,000万円に引っ張っていくか、3,000万円に引っ張っていくことは我々で。それは結局、それはもしA社だから、これも同じなんだよね、ある会社が40億出してここに冒険をするわけだから、何か貴重な存在ですよ。僕は彼らに貸したくない話をしているわけじゃなくて、彼らだってそれが1,000万円でも、ああ、よかった1,000円で、今回折り合いついたという値段だったと僕は思っているので、1円と言ったのもすごく失礼な話、1円で提示してきたなんていうのは、ふざけている話だね。1円で年間50万円はこの42ヘクタールを貸してくれなんて言ったら、これは問題外ですね。門前払いでしょう、普通。ちょっと、相場の研究はすべきでしたと思います。

じゃ、契約に関しては済んだものとして、2番目の部分なんですけど、すみません、2番目に入ります。

2番目の宣言の前の話なんですけど、これに関しては一度確認なんですけど、かなり滞っていた

のが住民はわからなかったということなんですが、具体的に今の状況をもう少し細かくというか、もう少しわかりやすく。町長答弁の中では流れと経緯というか、経緯そのものがわかったんですが、その辺、現在の状態、東北電力と県との部分のその状況、あるいは地区の土地に関しての状況をちょっと教えてほしい。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

これまでの経過は町長が答弁したとおり、結局問題となったのは、事業をしようとする日本工営さんと当然その取水、水利権の取得まで含めて、まずできるかという前段で一つの問題が旧施設、その整理が済んでいなかったということで、やはりそれは東北電力さんと河川管理者となる福島県、こちらの協議が完結していなかったと。この問題につきましては、やはり日本工営にしても、町にしても、この経過の中で直接的な当事者となり得なかったと。もちろん、この2年間の中でその都度その都度、協議はどうなっていますかと、早めに進めてくださいという働きかけはしておりましたけれども、やはり、その協議の場になるとどうしても総論的な話でなかなか細かい点が進まなかったというのが一つございます。

当然、こういった情報については、町のほうでも日本工営のほうでも、地元の方々にどんどん情報を出したいということではございましたが、逆に言えば、出すタイミング、どの段階で出すのかというのが非常に難しかったというものがございます。ただし、この中身につきましては、本年度雪解けから始まりまして、個別的に双方の主張を、やはり工営もそうですけれども、町としても入りまして、細かい点を調整させていただきました。その中身では、最終的に、じゃ、どこまで整理すれば福島県側としては受け取れますよと、それに対して、じゃ、電力としてはどこまでのものをつくり上げますよという、実はその細目細目が今現在は整理づけされております。これに基づいて今後、こちらの現地的な事務手続については、ある程度速度感を持って進むのかなと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 かなり平行線ではあったのもわかっています。了解していました。一つ、ただ、工営としては傍観的というか、水利権の部分が完了しない限り、まとめ、県と東北電力のやりとりが完了しない限り、何かすごく焦っているんじゃないかとそれをぼうっと見ているふうには僕、はたから見ると、感じましたけれども、普通、パシフィックコンサルタンツの2年前の調査の中のタイムスケジュール、ロードマップ、これを見ると普通同時進行ですよ。水利権だってそんなに簡単に取れるものじゃないですからね。書類上の整理、申請しな

がら、設計しながら、下見しながらですけれども、これに関してどこまで把握していますか。あくまでも取水を完了して、さあどうぞ使ってくださいよと言われた瞬間からスタートするというのは、このロードマップには反しますよね。これはもう中間で設計段階と同時に水利権がすうっと進んでいるように、この報告書のパンフィックコンサルタンツのある発電所を実現させるためのスケジュールの中に入っているんですが、これに関してはどういうふうに予想しますか。あるいは、工営としてはそれをどこからスタートなんでしょうか。本当は同時スタートと僕は感じているんですが、その辺は。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

当然、こういったプロジェクト、初期の段階でまず水利権を起こすにしても、では、どれだけの取水量が確保できるかと、まずはそこから入りますので、通常であれば当然、それらは一連の作業として行っていきます。ただし、今回の事案は、それを行ったときに最終的に、じゃ、本当に水利権の申請書提出までできるかどうかと、これは、当然この前段のものがやはり解決するという見込みが立たないうちは、水利権の調査につきましても、現地でこれは一年を通した水量調査、そういったものが必要になってまいります。当然それにつきましては、調査料を含めましてある程度一定の大きな金額がかかってくると。やはりその、工営としてもゴーサインを、じゃ、どこの段階で出せるかというところが、やはりその前段の協議の中では見え切れなかったという点が大きいものと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 それじゃ、今回見えました。土地の区画もちゃんと立ち会いして完了して、電力と県のほうが納得したとなると、もう水利はもらえると、水はもらえるだろうという想定だと、工営はどこからスタートではなくて、ここからスタートは明らかですね。その辺の部分の捉え方はどうですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、整理すべき項目がある程度細やかに調整が済んだということで、まず、今後の動きとしましては、現地的なものを含めまして東北電力さんのほうでのまず現地調査、これは測量を含めまして現況の地形測量、そういった作業が入っております。ただし、現状の話では電力サイドのほうも新年度予算でないと対応できないという話を聞き及んでおります。

当然、これがその話のとおり、現地入りという形で動きが見えてくれば、当然おのずと全体的なスケジュール、これについても事業を着手する工営側でも一定の判断になってくるのかなど、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今回、折り合いがついたというのは、結局、東北電力がそれを昭和43年当時の形というか、そこまでしっかり修繕するという確約というか、やるという方向で、今、決断というか、その方向でなったということをしていましたから、その後、水利権が発生したり、あるいは申請や調査とかが入ってくるので、それが完了したことは本当にほっとしていますし、この後進むということは今の答弁の中にありましたので、ぜひ速やかに、町も本当に立ち会いながら、その測量に立ち会ったりしながらしているわけですから、今後は地元への説明、6月に一度していますが、また、今の中間段階で見えないところもありますので、実はこのたびはこういう状況で長引いていたけれども、電力のほうではこういう工事をして直すことで結論を得たというか、そんなふうになったということ、ぜひ説明してほしいなと思います。

それでは、ここで一つだけ、下郷町の例を僕は質問状で入れておきました。ここは三峰川電力という丸紅の100%の出資の中で、7月10日付、夏場ですね、新聞にも民友のところで星下郷町長が鍬入れしたという写真とともに、多分7月の新聞だったと思うんですが、7月10日に、この新聞自体は丸紅の社報でしょうけれども、福島県の下郷町で2015年、来年4月より175キロワット程度で年間発電量100万キロワットぐらいでやる、ちょっと小規模なんですけど、これにしても具体的にとんとんと進んでいるケースなので、隣でやったから焦っているとかではなくて、そういう意味ではしっかり隣の町でも調査しながら、この南会津の資源を生かしながら進んでいますので、ぜひ、加速もしていますからさらに加速して、今後進めてほしいなと思います。

それでは、この3番目の宣言に関しては、町長の答弁のほうで、目標値が上げるなりということだったので、本当に確かにそうですよね。今の発電量というのは計算すると出ますので、伊南にある内川発電所ですか、あそこもちょっと調べてみたら、300キロワットから多分グレードしたから500キロワットぐらいになっているかもしれませんが、東北電力のものですけれども、南会津でつくり上げられる、今回、館岩ができれば、館岩で11メガワットができ、内川ではもう昭和2年から動いていますから、それでもうずっと動いていて、針生発電所は7年から四十何年間地元でエネルギーを供給してきたわけですから、そういう意味では、今後、この自然のエネルギーを使って、自給できるまでにはなかなか難しいと思うんですが、

ぜひ、そういう方向で努力して。本当に山間部の町村としてはすごく進んでいるところだと思いますので、今後とも再生可能エネルギー、自然エネルギーの利用を進めてほしいなど。

この宣言に関して、数値目標と出ましたけれども、これは、もうちょっと詳しく、宣言、じゃ、やるよとならなかつたのもいいんです。あのよう宣言する、乾杯条例で、というわけでも、何でやらないんですか。やらない。やってもいいんじゃないですか、これだけ加速度的に動いているとすれば。どうなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えいたします。

先ほど町長が答弁したように、決してやらないというわけではなく、当然、今回議員の質問にもありますように、基本としてはエネルギーの供給だという中で、決して、太陽光発電だけに特化したものでなくてもいいだろうと、それはそのように考えております。当然、電力発電もそうですし、場合によっては木質の熱供給、これも一つの地域エネルギーです。こういったもの、当然高杖をステージにしたとすれば、雪室もございます。こういったものを、やはり、今、盛んに動いておりますので、これらの動向を見た中で、当然それに対する今後の増設計画あるいは発展計画、そういったものを確立した段階で、当然こういった作業に動いていくのも流れとしては適正なのかなと、そのように考えている次第でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 これで半分以上過ぎてしまったので、じゃ、次、宣言を、やはり乾杯条例と同じですね。我々は梶原を見て、岡山県の真庭を見て、今回富山県を見て、3回視察していますけれども、そういう意味ではしっかりやってもおかしくない状況ですので、ぜひ推進の町を、再生可能エネルギーの名前を入れるか、自然エネルギー推進の町をするかですが、ぜひ宣言をしてほしい。そういう目標がやっぱり、目標値と言いますけれども、その言葉が目標になったりしますので、ぜひ宣言をしてほしいと思います、一日も早く。

それでは、2番目の健康維持について、先ほど答弁の中で既にやっていますということと、あと利用部分、高齢者センターと伊南保健センターについては数字が出ていたということだったんですが、かなりの、僕は量と思います。618人と。聞くところによると、高齢者センターによく若い人たちも来ているんだという話、要するに、消防士の方が体力増進でしょうか、休日だったのかしれませんけれども、そういう方も常連さんのように来てトレーニングをしている。肉体勝負の職業でもあるんですが。そういう意味では、高齢者センターが618人、伊南はもう840人、ランニングマシンも2台あって本格的なフィットネスクラブのような感じも、伊

南を見たときにしたので、これに関して、ほかの体操でやると言いましたけれども、先ほど、膝らくらく体操とかがありましたけれども、そのいろんな教室があるようですが、その参加人数みたいのがわかれば教えていただきたいんですが。やっている教室的な、健康維持のための部分、現況です。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

25年度の事務報告に実績、状況を掲載してございますけれども、まず、特定保健指導ということで、こちらは国民健康保険、平成20年に国が義務づけた各被保険者にいわゆるメタボ健診を実施して、その方たちを指導することによって医療費を削減して、各医療保険者が、医療費がかさまないようにということとされたわけなんです、それに伴う事業ということで健康福祉課のほうの保健師のほうで取り組んでおります。その事業の内容で、指導の必要があると認められた方を対象としてやっておりますので、昨年場合は、からだ改善塾というのがそれに当たるんですが、延べ158名。それから、その方たちを冬もフォローアップするような形で、いきいき運動教室ということとつないでいる事業が延べ214名ということとございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 きょうはヘルスポイントのところを強調して、じゃ、言いたいんです。ヘルスポイントというのは造語というか、どこかを見て言っているわけじゃないです。ヘルスポイント、何かを受診させたら何ぼなんていうのもあったみたいですが、私の言っているのは、実は僕はメタボ指導を去年受けて、おとしになるのかな、3月にちょうど来たんです、この1年間で何かやりましたかと。やっていなかったです。やっていなくて、これは焦ったなとって、3月末にアンケート回収があったんです。そのときにちょっとランニングマシンの小さなやつを実はやって、今、ウエストが7センチ、体重で7キロ、ある意味じゃ実践して今でもめげずに走っていますけれども、室内で黙々と。先ほど町長が言われた三日坊主にはならなかったんですが、そういう意味では、実践してなっているつもりだし、体も軽いような気がします。7センチのウエストも今、すかすかな状態ですよ。

その意味で、俺を褒めてくれと言っているわけじゃないですよ。この分で、このヘルスポイントというのがしっかり、こんなことがあるんですね。1番議員の子供たちの体力の分がありましたね。平均でどうの。小学5年生の男女、中学2年生の男女がそれぞれ都道府県で何位と。かなりこの辺はうんと福島県自体が低いです。福井県、福井っ子が全国1位ですよと。これを

なぜ引用しなかったかという、子供たちが休み時間で走っているニュースをちょっと見たんです。一生懸命ランニングしているんですね、休み時間の短い間だと思うんですが。それで、どこどこに行ったとそのキロを足し算しているんでしょうね、クラス対抗しているのかしれませんけれども、日本一周をする、しないという話をしていました。そんなニュースで、福井県は学校ぐるみ、県ぐるみでやっているんだと。

問題は、この中で、それを楽しみながら体力づくりをしていますよというようなコンセプトだったので、ヘルスポイントをうたっているわけじゃないんです。みんなでやっているから楽しくて行きたくなる。みんなでポイントを稼ぎながら、何かいつの間にか楯になったり、980円ぐらいから500円ぐらいの楯でいいんですよ。そういうものに換算するような、商品券となるとまたむうっと来る方もいらっしゃるのでは商品券じゃなくて結構です。賞状ぐらいでいいです。200円、30円でもいいですが、そういう意味のヘルスポイントです。

ですから、これもさっきの費用とかいう言葉がありました。あと、事業内容のいろんな、これだけ健康体操をやっている方、本当にこの健康体操をクリアするにはすごい人力が必要なのはわかるんです。だけれども、これぐらいやってあげて、ポイントを上げて、例えば走ったら、3キロ走ったら3ポイントとか、それが50ポイントになったらトロフィー1枚なのか、北海道まで届いたらもうちょっと長いトロフィーかもしれない、そういう考えのことを言っているんですが、その部分の導入して、楽しくみんなで健康になろうよということの考え方なんですが、どう思いますか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 町長の答弁でもお答えしましたがけれども、確かに大変有効な手段であると。テレビでもあちらこちらで、そのキロ数を走ったことによって、何キロ走った、どこどこまで行ったよと、世界中のどこまで行ったよとかという、そういうことで到達点を決めて到達した場合にポイントみたいなことがあるという情報も、私のほうでは知っております。本当に有効な手段の一つだと確かに考えております。

答弁で申し上げましたが、今後、いろんな課題と、どんな方法がいいのかとか、そういったことも含めて先進地等のやっているところの事例等を研究しながら、調査、研究して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 残り3分ですが、最後の部分の前に、ぜひヘルスポイント、僕は悪くないと思います。子供じみていると言われるかもしれませんが、ぜひ電子化して、IDで監視

しながらやるような形にしてください。簡単です。そういうカードを使って電子的にやって、いつの間にかたまっているような形でできますので、ぜひやってほしいです。

最後の質問の分が2分ぐらいあるとすれば、これ、森林組合の部分なんですけど、一つだけ確認しますが、これ、建物が動くということになると、それを使えるということでもあります。地区の住民に関してはどうでしょうか。それ、1回使うかどうかわかりませんが、それに関してはどんな縛りというか、考えがあるんでしょうか。管理棟まで行くのに、割と高齢者が行くは大変なので、その施設を事務員6人だから使える、了解したから使えると言っていましたけれども、それに関してはどういう認識でしょうか。動いている建物をだめだと言うんですよね、地区民だから、安全のために。その辺の考え方はどうでしょうか。捉え方です。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えいたします。

針生小学校のいわゆる跡地利用全体の考え方としては、前にもご質問を受けておまして、その考え方に全く変わりはありません。前に答弁したとおりで、針生地区の人たちが一つの集会場というか、そこで利用計画を持つことによって町が対応するということは全く、前にも答弁したとおりで、変わっておりません。

問題は、いわゆる耐震化の調査をしたんですね、その結果待ちですという前段の情勢があったと思いますが、今Dランクということの結果が出てしまいました。それを、例えば針生地区の集会場として利用する場合には当然耐震化といいますか、何らかの補強の工事が必要になってくる、その費用対効果もあると思います。それについては、当然、針生の皆さんと協議をしながら今の集会場のあり方、今後のあり方、針生小学校の活用のあり方、そういった意味で総合的にお互いに話し合いをしながら進めていくべきものだというふうに理解しております。

〔「以上で質問を終わります」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 以上で、6番、湯田哲君の一般質問を終わります。

◇ 山 内 政 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまから一般質問を行います。

2点について質問をいたします。

1点目、冬期間町道除雪車の2人体制についてであります。

町道の除雪については、これまで1人体制で実施をしてきましたが、今後の除雪体制の維持を考えた場合、2人体制を考えなければならないというふうに思います。次のことについて伺います。

1つ、県道、国道の除雪が2人体制で実施されているのに、町道の除雪が1人体制なのはなぜか、理由は何か。

2つ、仮に財政の問題であるとすれば、1人体制の経費と2人体制の経費ではどのくらいの負担増になるのか。

3つ目、多くの町道除雪を担っている建設業関係者は、今後高齢化が進み後継者を育成しなければならない。1人乗車ではなかなか育てるのが難しいと考えられる。方策は業者任せでいいのか。

4つ目、今後、建設業関係者が人手不足で除雪に参入できない場合、町直営の除雪も考えるのか。

5つ目、除雪車による事故が毎年報告されるようではありますが、安全と乗務員の健康を考慮した場合、2人体制を決断すべきなのではないか。

2点目、職員の綱紀粛正と組織のあり方について。

先般、職員の懲戒処分について説明を受けましたが、その職員の職務怠慢により町民にご迷惑をおかけしたと思います。綱紀粛正と組織のあり方について伺います。

この職員がかかわった公務で町民が不利益をこうむった事実はないか。あったとすれば、それに対してどのような対応をしたのか。

2つ目、補助金、交付金等で数度の書類の提出を求められることがあると聞くが、提出者のミスばかりだったのか。

3、担当者がいなくてわからないということがあると聞くが、組織としての対応は。

4、懲戒処分などを出さない組織のあり方を今後どう進めていくのか。職員の職務の把握と進捗度の確認はどのように行われているのか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、冬期間町道除雪車の2人体制に関する1点目ではありますが、県道、国道の除雪が2人体制で実施されるのに町道の除雪が1人体制なのはなぜか、理由は何かとのおただしであり

ますが、町道においては、国道、県道に比べ交通量が少ないこと、除雪車両83台のうち民間からの借り上げ車両37台については、乗車定員1名の車両であること、助手の確保がままならないこと、経費の負担が非常に増すことなどが理由として今現在挙げられるものであります。

次に、2点目であります。仮に財政の問題であるとすれば、1人体制の経費と2人体制の経費ではどのくらいの負担増になるのかとのおただしであります。平成25年度の委託料及び直営分の賃金をもとに算出しますと、概算であります。委託料で7,120万円、賃金で970万円、合わせて8,090万円ほどの負担増になるものと思われま。

次に、3点目であります。多くの町道除雪を担っている建設業関係者は、今後高齢化が進み後継者を育成しなければならない。1人乗車ではなかなか育てるのが難しいと考えられると。方策は業者任せでいいのかとのおただしであります。高齢化による後継者不足はさまざまな産業、業種において懸念されているところでありまして、除雪業務をお願いしている建設業関係者の後継者不足につきましては、冬期間における交通量の確保、住民生活の安定を考えた場合、非常に重要な問題であると認識しております。町といたしましては、今年度より実施を考えております除雪オペレーターの待機補償料の支出や緊急雇用創出事業における建設業人材育成事業により、後継者の育成や人材確保に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

これは本当にゆゆしき問題でありまして、2人乗車もちろんでありますけれども、それもそうですけれども、やっぱりなかなかオペレーターを1人確保するのが正直厳しい状況です。実際に、今ほども申し上げましたが、経費も今度2人乗車にした場合、これもなかなか、8,000万円という、概算でありますけれども、なると。そうすると、やっぱり私たちのこの町、多少なりその辺は皆さん方にも理解していただきながらお願いするしかないのかなと、そのような状況にもあるわけでありまして、ただ、ことしは、今度皆さん方をお願いしているのは、除雪の賃金の改定でありますけれども、今まで東部と西部の格差がありました。今度一緒に、一律にしたい。でも、まだ、これとて県のレベルにはなっていません。

やっぱりいろいろ考えると、賃金ばかりでない部分もあろうかと思っておりますけれども、やはり、建設業そのものも大変厳しい状況で、オペレーターや従業員が確保できない、そうした中で余力もなくなっている中で、建設業の人が、会社としての社会貢献、その部分が今まで、冬は仕事をしながら除雪作業に当たっていた。ところが、今、冬場の仕事も余り少なくなってきた中で、待機とかそういうことがなかなかそういう中で、オペレーターの確保ができない。除雪が必要となれば除雪優先で仕事もできた建設業者が、それもできなくなっていると、そのような

状況でありますので、本当にそういうことがずっと続いております。

私たちのこの町、冬をどのように安全で安心して快適に過ごせるかというのがこの生命線だと思いますので、これは本当にできるだけ努力はしていきたいと思ひますし、こないだ雪対策の話でも、政務官のほうにも、国のほうにも、国交省のほうにもこの状況を説明してまいりました。政務官といいますか、国交省のほうも全国的にそうだということは承知されているようですが、やっぱり国として解決の方策がなかなか具体的に示されないというような状況でありますので、町としても、引き続き国のほうに要望しながら、そして、町の対応をも考えていく覚悟で、そういうつもりでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

今ほど申し上げましたが、4点目の回答にもなるかと思ひますが、今後、建設業関係者が人手不足で除雪に参入できない場合、直営の除雪も考えているのかとのおただしであります、町直営の除雪オペレーターの確保にも大変苦慮している現状でありますので、建設業関係者と協議しながら現状維持が図れるように、まずは努めてまいりたいと思ひますし、その就労環境にも町としても努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5点目であります。除雪車による事故が毎年報告されるようだが、安全と乗務員の健康を考慮した場合、2人体制を決断すべきではないのかとのおただしであります、除雪業務につきましては、夜間作業、視界不良、特殊車両の運行、冬期にわたる作業であることなどから非常に厳しい環境での業務であると、そのように認識しております。通常の土木工事などでも助手及び交通誘導員の配置による安全管理が行われていることを考慮し、2人体制について今後検討してまいりたいと考えております。

業者の中には1人乗りの除雪車の後に軽トラックとか、そういう手段の中で努力されている業者もあります。そういう中で、企業努力もお願いしながら、町としての手当ても十分考えながら、対応を検討してまいりたいと思ひますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、職員の綱紀肅正と組織のあり方に関する1点目であります。

この職員がかかわった公務で町民が不利益をこうむった事実はないか、あったとすればそれに対しどのような対応をしたのかとのおただしであります、田島地域の防災行政無線戸別受信機等設置委託業務において、受託している4つの業者に対する委託料の支払い遅延がありました。この対応につきましては、事実確認後、速やかに委託料の支払いを行うとともにおわびを申し上げました。さらに、南会津町交通対策協議会の団体事務において、交通安全協会支部等の活動補助金に関し、2つの支部の申請書について未処理の事実が認められました。この対応につきましても、状況説明と謝罪を行い補助金の支払いを済ませたところでもあります。

次に、2点目であります。補助金、交付金等で数度の書類提出を求めることがあるというが、提出者のミスばかりかとのおただしであります。交通安全協会伊南支部の活動補助金については、申請書類が見つからないことから再提出の依頼をしたという報告を聞いております。本来、申請書類を提出された際には速やかに内容を確認し、補助金の交付事務を執行しなければなりません。書類をしまいおくという初歩的なミスにより補助金の交付がおくれ、関係する皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました。心からおわび申し上げたいと思います。

公務においては、職員一人一人の責任と自覚、使命感の醸成が大事であり、不適切な事務処理の再発防止に向けて、一人の職員に任せきりにしないよう、係内の連携と課内のチェック体制の再確認を徹底してまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

これは、常々本当に私も事あるごとにこのようなことを言うんですけども、あってもなくても言うんですが、本当に職場としてそのようなことをきちんと報告できる体制かと、自分の失敗をあくまで責任追及されてしまうと全部隠してしまうんじゃないかと、自分のミスは速やかに認めて、そしてそれを早く改善できると、そのような組織にもしていかなければならないと私は思っています。故意の怠慢か、本当にミスなのか、そのところをしっかりと踏まえた中での組織としての対応の仕方といいますか、あり方というのは、これは本当に大事なことだと思います。人間である以上失敗もするでしょう。ですから、そういう中で、失敗したら二度と失敗しないと、そのようなこと。そして、周りに迷惑がかかると、そういう自分としての職務の責任感というか、これをしっかり持ってもらうということが、やはり町民の皆さんに信頼に足る職員のあるべき姿だろうと私は思います。ですから、そういうことも含めて職員の自覚を再度促しながら、常々その自覚を持った中で執務に当たってもらうと。それが町の職員としての役割だと、最大の役割だということの自覚を促してまいりたいと思います。

二度とこのような、事あるたびにこのようなことは申し上げますが、本当にこのようなことがあってはいけませんので、しっかりその対応をみんなで気をつける、そしてチェックしていく必要があろうと思います。ですから、それぞれの担当、それぞれの一人一人の責任を全うできるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ですが、担当者のいない場合の組織としての対応についてのおただしですが、本町の組織は係制をとっております。業務については、係長を中心として係員誰もが申請等の事務に対応できるように連携をとっているところであります。また、やむを得ずその場で回答ができない場合については、その内容をお聞きして、後日改めて連絡して迅速な対応をするよう指示しているところであります。おただしのよう、担当者がいなくてわから

ないという対応をすることがなくなるように、職員業務マニュアルなどを活用しながら、一層指導徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。懲戒処分などを出さない組織のあり方を今後どう進め、また、職員の職務の把握と進捗度の確認はどのように行われているのかとのおたがしであります。本町では、本年4月から人事評価制度による業績評価及び能力評価を実施しているところであります。人事評価においては、職員一人一人が自己計画表により業務目標等を設定し、所属長が職員との面談を年に3回実施しながら、その内容と達成率等について双方で確認することとしております。

議員おたがしの職員の職務の把握と進捗度の確認については、人事評価制度の運用の中で実施できるものと考えております。また、人事評価制度による職員面談など、コミュニケーションをとる機会をふやすことにより、お互いに理解を深めて、職員の義務違反などによる懲戒処分に該当するような事案を起こさないように、より一層気を引き締めて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ただいまの町長答弁の中で、過去に私が質問をいたしました除雪従事者の待機補償について答弁をいただきました。現実的にどのような形で待機補償をされるのかについて伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

今回から、町長答弁のように待機補償料を支出するという方向で考えておりますが、これを決定する前に南会津建設事務所、それから南会津郡の町村、この実態を調査させていただきました。その結果、南会津建設事務所さんでは過去3年の平均値、これを算出しまして、それより今年度下回った場合、これについて時間数を算出して待機補償料を出すということでございますが、これは除雪終了後に出すという形になります。それから、下郷町につきましても考え方は同じでございます。それから、只見町につきましては雪のひどい1月、2月、この2カ月間に対しまして1カ月当たり100時間の規定を設けて、100時間を下回った場合、算出して待機補償料を出すという形をとっているみたいでございます。もう一つ、檜枝岐村につきましてはこういった制度は今、実施しておりませんという内容でございました。

そうしますと、下郷町さん、只見さんにちょっと確認をした結果、そういった計算をして年ほどのぐらい出ますかという話をしましたら、ここ数年出した経過はございませんと、こういう回答でございました。せっかく待機補償の制度をつくって3月まで待っていただいて、計算したら出ませんでしたと、こういう結果でございますので、南会津町としましては、こういう結果では今ほど話に出ました除雪のオペレーターの確保、こういった部分もなかなか難しくなるという考えで、それから、田島地区で考えますと、月に出勤命令をかけるのが五、六回、これが平均的でございます。そうしますと、1カ月25日間くらいは実際にどこかにお出かけしたいときも出ないで待機しているわけですから、実質はもう既に待機しているという状況でございますので、1カ月25日、1日1,000円という考え方をしましたが、これでも少ないかもしれません。1カ月に2万5,000円、これが4カ月分ですから1年で10万円、これはもう実際に待機をしているという観点からそういったものをもうお支払いしましょうという方向で考えてございます。

こういったことで、先ほど来の除雪のオペレーターが非常に少ないということで、そういった確保も込めた内容と。それで、前金制といたしますか、最初の請求時に一緒に待機補償料の請求をいただいて、前金制でお支払いをしてオペレーターの方に気持ちよく除雪をしていただくと、これも一つの手段かなというふうに思っておりますので、そんな形で今年度から対応していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 今までなかなか、県でやっても後払いというようなことで、なかなかできなかったのを他町村に先駆けて前払いという、これは非常に高く評価したいと思っております。このことによって、半歩でもオペレーターの人たちが吹雪の中でもやる気が少しでも出れば非常にいいなというふうに思います。

それから、先ほどのお話の中で合併時の単価の違いについても徐々に単価を、西部地区といわれる館岩、伊南、南郷と田島地域ということで、整合性をとってきていただいたということ、本当に現場をしっかりと認識された結果だというふうに思っております。

先ほど、町長も本当に大変だという話をされておりました。全くそのとおりだと思います。雪が降る期間は本当に実際少ないですよ。だけれども、その少ない期間の中で私たちは生活をしていきますので、このライフラインが本当に命をつなぐものだと思っています。過日の徳島県の本当に山間部で起きた事故を見ると本当に悲惨ですね。ですから、期間は短いけれどもやっぱり、ライフラインを確保するという事は私たちも本当の政治のテーマだというふうに思

っています。

先ほど、2人体制、努力をしていきたいと、非常に今までとは違う答弁をいただきました。今後、その努力、本当にぜひそうしていただきたいなと思うわけですが、一番の障害というのはどういうものが、先ほど財政的なものがあつたわけですが、委員会で説明をいただいた例の社会交付金でしたっけ、そのことについてちょっと皆さんにも説明をいただきたいなというふうに思います。お願いします。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

先ほど町長答弁の中でも、全国雪対策協議会の中で、除雪経費につきましてはいろいろ要望活動をしてございます。その結果というものが少し加わっているものと認識しておりますが、今年度から社会資本交付金事業、これで除雪費の一部を交付いただくという形になってございます。ちなみに、全額ということではございませんが、その一部について交付されるということでございますが、今年度で南会津町に指令として入っている金額はおよそ5,400万円ほど、これが交付されるということでございます。これは、あくまでも国の補助金として5,400万円でございますので、事業費とすれば除雪関係の3分の2の補助金、66.7%の補助がこの金額に当てはまるという状況でございます。

今までですと、豪雪対策本部というものが設置された場合にはこういった補助が来ていたわけですが、今後、例年そういう対策本部がなくても、要望をした中でこういった補助金が出るという方向になってまいりましたので、そういった意味では除雪費、今までもらえなかった部分が国庫補助いただけるということがありましたので、先ほど答弁いたしましたオペレーターの待機補償、こういったものにもまた関連してくるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 先ほど、財政負担は2人体制にすると約8,000万円と、これは今までですと、総務課長、あれですか、ほとんど一般財源から出すというようなことだったんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

これまで、やはりほとんど一般財源で対応させていただいております。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 その一般財源の負担が5,400万もの中で、ある程度担保できるとい

う流れのようでありますので、そうすると、財政的なものについてはかなりハードルは下がったのかなという気がするわけです。

そして、オペレーターの確保ができないという話をされました。全くそのとおりかなと思うんですが、建設業の経営者と懇談をすると、何とか2人を認めていただけると雇用対策にもなるので、若い人なりを雇用したいという意欲も持っておられるようなので、ぜひ努力、検討していくということについては一歩踏み込んで、27年度からはできるところからでもいいですから、ぜひ実施していただきたいと思うわけですが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお話しさせていただきたいと思います。

私も、何度か除雪に対しての懇談をさせていただきました。2人体制もそうですけれども、一番はとにかく賃金が安すぎて労働がきついと、そういうことで、何とかしてほしいという要望が多かったです。

それで、東部と西部の賃金の差があったということで、これを何とかしたいとずっと思っていたんですが、どのようにしたらいいのかなということはずっと思い、近隣の町村も調査しながらやってまいりました。やっぱりそれぞれの多少の微妙な違いがありまして、全体の話というわけにはいかない部分もあるとは思っているんですが、いずれ、除雪する、町として考える除雪は、労賃もそうですけれども、いろんな除雪に対応するいろんな対策費がかかるし、それから、もちろん除雪車を購入しなければなりませんし、そういう総体の中でのやりくりになって、じゃ、どのくらいその機械に充てられるのか、どのくらい人件費に充てられるのかの話になるわけですが、そうした中であって、少しでも現場の声を聞かれるものというのは、まず、賃金をできるだけ上げることだろうと。それと、一人でも多くのオペレーター志願というか、オペレーターに応募してもらえる、その環境をつくること。それは、今機械の1人乗りとかがありますが、先ほども答弁申し上げましたけれども、業者が独自で2人といいますか、もう1人をつけてやっている業者もいます。ですから、そのようなことも含めた中で、しっかりこれから連携しながら少しずつ一歩先に、少し一歩出たのかなと、そのような状況だと私は思っています。

ですから、そういう意味で町としてできるかぎりのことは、今年度の、確かに5,000万円ぐらいは国から来るにしても、それを全額人件費に充てるわけにもいかないですし、そういう中で、町としての割合を含めた中で、オペレーターへの理解を深めていきたいと思っています。

そして、やっぱりこれ、国のほうにお願いしたのは、どうしても公共事業がもう最盛期の、

最盛期がよかったかどうかは別にしても、本当に一番あったときの40%ぐらいになってしまっている。ですから、もう建設業に将来性がないと。そういう判断の中でこの豪雨災害が起きたって何だっとなかなか、ここ何年かは仕事があると、そういうような判断をされる中であつても、なかなか若い人といいますか、建設業に従事する人が集まらなかった。そしてまた転業してしまっている人がいると。そしてもう一つ、案外言葉に出ないんだけど、除染のほうに行っているという、こういう今の福島県の実情があるわけです。

ですから、そういうもろもろの状況がある中での今の状況ですので、やっぱりこれは、ということがあつても、やっぱり除雪はこの地域にとっても非常に大事な事業であると、そのように考えておりますので、できる限りのことをまず第一弾としてやらせてもらって、そして、また、ことし、これが結果がどのようになるのか、そういうことも含めた中で来年に向かって検討を加えていきたい。そうした中で、どれだけ2人乗り乗車というか、安全確保ができた除雪ができるような体制がとれるのか、それを検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ことしの冬の状況を見ながら、ぜひ検討を加えていただきたいなと思います。

2人乗車というものがソフトということであれば、いわゆる先ほどの話、町長からも出ました機械ですね。高額な機械を買うわけですが、これ、ぜひ、現場からの声をちょっと拾ったんですが、機種によっては非常に故障が多いというようなことがあるらしいんです。ですから、当然修繕費というのは当初から見込んであるわけなんですけれども、ぜひ、数社多分除雪機械があると思うので、機種ごとの修繕のときどこが悪かったと、そういう調査をこれからデータとしてとっていただきたいんです。というのは、Aという会社は安いけれども故障が多いと、夏道なら故障してもすぐに来てもらえるけれども、冬道、除雪しているときに故障されたのでは、もう本当に大変ですので、その辺のところをぜひお願いしたいなと思うんですけれども、どうですか。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 答えいたします。

今、町で所有している除雪機械でございますが、直営で使用している分が12台、貸し付けをしている車両が34台ということで、46台、町所有の重機がございます。これは議員おただしのよう、製造元といいますか、コマツであるとか、そんないろんな会社がございますが、それが全て

同じ機械ではございません。今、言われたように入札を実施して、いろんな会社の重機が入ってございますので、ご指摘のような調査を今までしてございませんでしたので、今年度そういった調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ぜひ実施をされまして、今後の入札等の検討材料にさせていただきたいなというふうに求めておきたいと思っております。

それでは、2点目の綱紀肅正と組織のあり方でございますが、私は、私も含めてみんなそうではけれども、完璧ではありませんので、ミスもありますし、思い違いとか、忘れることもあります。この質問で2つのことについてお尋ねしたいんですが、その1点は、先ほども町長から答弁として細かい説明をいただきました。いわゆる再発を最小限度に抑えられることについてどのようにやっていかれるのかということと、それから、やっぱり不利益をこうむった町民に対してのアフターケア、それと、やはり不利益をこうむった人たちは非常に行政不信、我々に対しても政治不信ということを持っておられると思っております。これについて職員一丸となった名誉挽回、それをしていかなければならないのではないかとすることに尽きるというふうに思うんです。

その辺のことについて、条例でも規則でもしっかり定めて係制度になっておりますけれども、先ほどの説明ですと、係は全てみんなで行っているのでお互いの仕事ができるというふうな説明だったかと思うんですが、先ほどの人事評価のことについても一度ちょっと細かいところで伺いたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

先ほど、町長も答弁で申し上げましたが、去年からこの人事評価制度を導入いたしまして、勤務評価ということでまず先行させていただきました。これは、当然いわゆる職員の勤務状況によつての評価でございますが、病気休暇等々の期間によつて、それによつて評価をするということをやまず先行してやらせていただいたというところでございます。

それから、その後ことし4月から業績評価等による、先ほど町長も答弁で申し上げましたが、そちらを4月からスタートいたしたところでございます。これにつきましては、職員の業績等々によつて評価をするということなんですが、まずは当初面談を所属長が全課員を対象にやるということです。その中で自己計画表というのを、自分の担当する仕事の中で、1年間どう

いう仕事をどのようなスケジュールでやっていくかと、達成率、目標、どういうふうにするかということで、まず自己計画表をつくりまして、それを当初面談で提出いたします。その後、2回目として中間面談を途中でやりまして、秋口くらいになるかと思うんですが、これもことしては既に終わっておりますが、この中で、自分が立てた計画がどの程度達成されているかというのを一人一人面談をして、それを今度所属長が評価するということになりまして、あと最終的には最終面談を、これは2月ころになるかと思いますが、そこで、1年間あなたはどのような目標を立てた中でどのような結果になりましたかということ、所属長が最終面談を行うということでありまして、それに基づいて段階的な評価がされるということでの人事評価でございます。最終評価は副町長にまで上がるということでございます。

当然、その中で所属長は、その職員が担当する業務をどの程度実際にきちんとやっているかということ把握できますし、さらにはその課内でのいわゆる人間関係等々もその中で、ヒアリングの中では当然把握できると、それから、係長も当然その面談の対象になりますから、係長はさらにその監督として係員をどのようにチェックしているか、どのように指導しているかということも当然そこでは確認できますので、そのような中で議員おただしのような再発防止を、今後きちんととっていくということで考えてございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ちょっと細かい話なんです、いわゆる係の中で主務、主立ってやる人。要するに、その仕事と同じ仕事なんだけれども副でやるというような、そういう体制というのはあるんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

各課ごとに事務分掌をつくってございます。それが最終的に総務課まで上がってまいります。それぞれの業務につきまして、主担当それから補助者というふうに分けてございますので、まず主たる、主立ってやる職員と、さらにそれをサポートする職員をきちんと表の中で指定してございますので、そちらで業務を遂行するというところでございます。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 ぜひ、先ほど防災無線の4つの業者委託料をきちんと支払っておわびを申し上げたという。ここで、業者側にすると、何でなかなか銭入ってこないんだべというのなかなか役場に言いづらいんですよ。この辺のところをなぜ言いづらいかということ、余り言うところの次指名してもらえないんじゃないかとか、それは現実的じゃないかもしれませんが、

そういうものは業者の方は往々にしてありますので、その辺のところは職員の皆さんもしっかりとおもんばかっていただきたいと思います。

それと、交付金とか補助金については、それぞれ、補助金のここまでやるという契約のときにわかりますので、その辺のサポートは、交付金でしたらもう8月までにはしっかり必ず出すよとか、そういうことがわかれば、1回目、2回目出てきたときには既に、え、違うだろうと、そういうことが私はチェックできたのではないかというふうに考えるわけです。そういう意味で、そういう今言ったような話をしっかり担保できるような組織のあり方というようなことをぜひ、検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

答弁に入ります前に、自分が担当する課においてこのような支払い遅延という、住民の皆さん、業者の皆さん、団体の皆さんにご迷惑をかけ、また、議員の皆さんにもご心配をかけましたことについて、深くおわび申し上げたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

今ほど、再発防止という面でいろいろ提案いただきましたが、一つは業者さんです。やはり、請求書を出してなかなか振り込まれないという実態はあると思います。今回の問題も当事者ではなくて、別の担当者に話が上がって初めて気がついたという、お恥ずかしい話ですが、そこが発端でございました。ですから、業務を委託した、お願いをしたという事実を確認して、完了したものについてのお支払いがおくれないように、やっぱり、係の中のチェック、課としてのチェックを行っていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、交通安全関係の団体に対する活動補助金でございますが、これについても総合交通対策協議会という交通安全の町の組織がありまして、ここから各支部への活動助成金の支払いでございます。今、議員から提案がありましたように、通常はやはり8月ごろまでに申請書を出していただいて、活動費を払って滞りない活動をしていただくというのが原則だと思いますので、次年度以降は、総会が終わったらば早めに申請書を出していただいて、補助金を交付するというのを徹底していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えいたします。

これは、今ほどの住民生活課だけの問題ではございませんで、全ての課において起こり得る事案だというふうに思っております。この事案が発生した後、課長会議の中で、町長、副町長

からも大変厳しい言葉での指導がございました。先ほど申し上げたように、人事評価制度をフルに活用するとともに、各課内でのチェック体制を厳しく今後進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 どうか職員一丸となって、名誉挽回をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、10番、山内政君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明12日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

平成26年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成26年12月12日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第 6号 専決処分の報告について
専決第 12号 工事請負契約の一部変更について(林道白桑山線開設工事)
専決第 13号 損害賠償の額の決定並びに和解について
専決第 15号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 96号 専決処分について
専決第 14号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議案第 97号 南会津町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例
- 日程第 4 議案第 98号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 99号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第100号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第101号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第102号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第103号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第104号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第105号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第106号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第107号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第108号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第109号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第16 議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告

日程第17 平成26年請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願について

追加日程第1 議案第110号 工事請負契約の一部変更について（平成23年災林道大原線災害復旧工事）

追加日程第2 委員会提出議案第7号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出について

追加日程第3 委員会提出議案第8号 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する決議

追加日程第4 委員会提出議案第9号 JR只見線の早期全線復旧を求める決議

追加日程第5 議員派遣の件について

追加日程第6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大桃英樹	議員	2番	星光久	議員
3番	湯田良一	議員	5番	室井実	議員
6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	13番	星登志一	議員
14番	阿久津梅夫	議員	15番	五十嵐司	議員
16番	大竹幸一	議員	17番	菅家幸弘	議員
18番	芳賀沼順一	議員			

欠席議員（1名）

4番 室井嘉吉 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は4番、室井嘉吉君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡単明瞭に願います。



◎報告第6号の質疑

○芳賀沼順一議長 日程第1、報告第6号 専決処分の報告について、専決第12号 工事請負契約の一部変更について（林道白桑山線開設工事）、専決第13号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第15号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◇

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第96号 専決処分について、専決第14号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第97号 南会津町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第98号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 二、三質問いたしますが、まず、条例改正等の説明書なんですが、説明書の1ページに、議案第99号に関して、「福島県人事委員会勧告による平成26年4月の公務員の給与格差」云々というような文章ありますが、ここに書いてあるこの「格差」というのは、木へんに各々の各という字なんですが、3ページに来ますと、3ページの四角の中で、上の四角で、本年の報告・勧告のポイントというようなことで、「平成26年4月の公務員較差に基づく」と書いてありますが、「較差」というの、こっちは車へんに交わるなものですから、これ、何か意味が違うのかなと思って、意味が違ふとちょっとこれ、審議にちょっと困りますので、これで正解なのか、それともどっちかが違ふのかと確認してからでないちょっと検討に入れないものですから、説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

1ページと3ページのカクサの字が違うということですが、大変申しわけありません。こちら、木へんのほうが正しいということでご訂正をいただきたいと思っております。

〔「議長、聞こえませんが」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 もう一度、総務課長。

○湯田文則総務課長 申しわけありません。もう一度申し上げます。

説明の中の1ページ、こちらのほうは木へんでございます。それから、3ページの「較差」は車へんとなつてございますが、木へんのほうが正しいということで、大変申しわけございま

せんでした。3ページを訂正いただきたいと思います。意味合いは同じでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 ちょっとこれ、私ゆうべ、インターネットで県のほうのあれはどうなっているのかなと見てみたら、県のほうのあれを見ると、インターネット見ると、車へんなんです。車へんの「較差」。車へんに交わるんですよ。これ、差し上げてもいいですが。

○芳賀沼順一議長 暫時休議します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時11分

○芳賀沼順一議長 議会を再開します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 重ねておわび申し上げます。木へんのほうが正しいと申し上げましたが、大変申しわけございません。車へんが正しい表現でございます。使い方でございますが、木へんが、例えば待遇等の格差とかそういう場合の格差でございます、今回の人事委員会のように給与等の関係、例えば税率とかそういう場合が車へんでございますので、正しくは車へんでございました。申しわけありませんでした。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それで意味がわかりましたので伺いますが、今回のこの勧告に基づいて、月例給与が0.16、特別給が0.15上がるということなんですが、これ、平均では大体幾らになるか。町職員の平均でね。それから、全体ではどのくらいの金額になるのかそこを伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、平均でございますが、まず今回の給与改定については0.18%ということで、県の人事委員会を出ておまして、平均についてはちょっと出してございませんので、後ほど提示をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 全体は、全体。

総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

一般補正の給与費明細のほう、ごらんいただきたいと思います。

一般補正の39ページをごらんいただきたいと思います。

39ページでございますが、ここに給与費明細の増減額の明細等がございます。ここの給料の一番上をごらんいただきたいと思いますが、給与改定に伴う増減分ということで、一般会計で申し上げますと175万5,000円の分でございます。こちらがいわゆる給与の、今ほどのご質問のありました改定率0.18%でその4月1日に遡及される部分の金額となっております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 これ、総務委員会あたりで説明しなかったんですか。やはり、給与改定ある場合には、所管委員会にはきちんと平均とか合計くらいはやるべきだと思うんですね。

それで、今この175万円という話ありましたけれども、そのくらいですか。県の資料見ると、平均は書いてあるんですが、これ見ると、県職員の平均が38万2,941円、38万2,000円です。それで民間給与が38万3,000円というようなことで、619円の差ができたところ書いてあります。その619円というのが0.16だというふうに書いてあるんですが、そうすると、合計の175万5,000円はわかって平均がわからないということですか。ちょっとこう、なんか、どのくらい上がるのかと、ちょっとイメージがわかりませんね、この0.何ぼでは。だからそこら辺、後からでもやむを得ませんが、やはりちょっと議員の人にもわかるように、合計と平均くらいの一覧表をちょっと後からお願いします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたのは一般会計でございまして、他会計、特会のほうも人件費がございしますので、会計ごとに後ほど平均の改定率、それから改定した分に係る増額分について後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

なお、今回の改定につきましては、若年層を重点的に上げてございますので、年配の職員については、全く上がらない、率が全然変わらないという職員もございしますので、それもあわせて後ほどご報告をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 所管でございますけれども、法律で来年4月から落ちますよね。その辺もちょっと説明しておかないとよくないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。今の給与引き上げ、今のありますけれども、4月に法律等が通っていて、地方公務員の給与下がりますよね。その辺の、若干説明していただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

ご質問のとおり、人勧ではあわせて来年の4月1日付でのいわゆる給与制度の見直し、抜本的な見直しということで、全体的な引き下げを勧告されてございます。町としましては、国のほうは出ておりましたが、県のほうの人事委員会についてはまだ労使交渉のほうで、新しい知事が誕生いたしまして、遅々として進まないということで、その動向を見ておりますが、概略を申し上げますと、全体的に給料表の引き下げという内容になってございます。

ただ、若年層は引き下げということではありませんで、特に高齢というか、何ていうんでしょう、年齢の高い職員を中心に引き下げというようになってございます。ただ、3カ年だけは現給保障ということで、現在いただいている給料月額を保障するというところでございますので、3年後に実質は引き下げということでございます。

〔「わかりました」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは、今回の改定については民間との較差が生じたということでもありますけれども、実際に民間との較差が生じたというのは、例えば東証の一部上場で非常に業績のいいところとかそういったところとの較差であって、我々のようなこの南会津町のようなこういった、福島県も私、そうだと思うんですけれども、実際のところは較差生じていないんじゃないかと私は思うんです。

逆に、ご存じの、今の情勢見ているとわかるように、消費税が上がって、なおかつ円安が響いてきて、大体円安の為替相場というのは半年後に実際に響いてくるよと。ですから今現在だと4月か5月ごろには、また輸入関係のものの値上がりが続くだろうということで、低所得者は相当困ってくるんじゃないかということは予想されているわけですよ。

ですからそういったところへの気配りをしないで、ただ単に中央の一部上場の会社との較差が大きくなったから今回職員の給与も上げますよというのは、ちょっと私は拙速じゃないかな

とこんなふうに考えるんですけれども、町の状況に鑑みて、その辺は討議をしたのか、検討したのかちょっとお伺いいたします。ただ単に国からそういった文書が来たので検証したよということなのか。その1点、お伺いをいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町のこれまでの給与改定につきましては、まず、国のほうで人事院が勧告を出すと。これは当然、官民の、いわゆる給与の実態等を基準にのっとしてその中で、調査した中で勧告をいたします。それを受けて県が、福島県の人事委員会が精査をした中で、県の人事委員会として勧告を出すということでございます。

これまでも全ての市町村でそういう国の人勧、あるいは県の人事委員会の勧告に沿った内容で改正をしているところでございます。ですから、町として独自に調査をしたかということであれば、調査を一切、それは当然していないということです。町として独自に調査することは県の人事委員会の勧告に委任をしているわけですから、そちらの数字を使うということでやらせていただいているところであります。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分、今までは、大体給料の引き上げということはそういった流れでやってきましたから、当然今回もそうかなという想像はつきますけれども、ただ、世の中が大分変わってきたと。そういうときにおいては、やっぱり町独自で少し考えた施策を出していかなきゃいかんのかなと思うんです。

特に私が思うのは、もう来年3月、4月、5月になると、相当低所得者のほうは困ってくるんじゃないかなということは、これは自民党、公明党の今の政府の方たちが、次回やるときには月々5,000円くらいの、低所得者に対しては5,000円くらいの手当をしなきゃいかんよということで、その案は用意しているわけです。誰でもこれはそうなるんだということは確信していると思います。特に議員の方々は、皆さんそういった世情には詳しい方だと思いますので。

ですからこれ、単独で上げるということは、私はちょっともう一度考え直す必要があるんじゃないかと。とりあえず例えば、職員は国・県の勧告で今回上げますけれども、それ以外の方については、次の予算でこういった施策をしますよと。特に低所得者に対しては、そういった手だてをしますから、格差が生じないような町の政策をしますというようなことをもう一度検討してからでも私は遅くないんじゃないかと思うんですけれども、その辺の議論はいかがでしょうか、町長。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

昨日からの一般質問で、登志一議員のおっしゃっている意味合い、趣旨については認識をしたところでございます。ただ、私ども、いわゆる地方公共団体の一員として、いわゆる税法であれば国が定める地方税法の趣旨に基づいて町の税条例をつくる、給与法についてはただいま総務課長のほうからお話がありましたが、町で独自に人事委員会を持っている、持たなくてはいけないという団体ではなくて、県の人事委員会を準拠して給与法のさまざまなシステムをつくり上げるという一つの地方公共団体の宿命といいますか、そういった意味で国あるいは県の法律に準拠して、税法あるいは給与法が定められるというふうに認識いたしておりますので、その点、今回のいわゆる給与法の改正についてはご理解をいただきたいと思っております。

今、昨日来の一般質問からの、いわゆる国民に対する、弱者に対する手当の制度につきましては、その施策をつくり上げるというふうに捉えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 その制度を、次回の予算に反映させるような準備をしているというところでよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今回の改定そのもの、初任給とかそういう若い人たちに対しての配慮、そしてまた来年の4月に見直すという部分ありますから、その辺の中でいろいろまた調整もあろうかと思っております。町、国もそうですけれども、やっぱり弱者に対しての配慮、なかなか給料が上がらないことは私もわかっていますが、じゃどこでどの区切りをつけるのかというのも、これまた一つの判断だと思います。

そうした中で、いろいろな国からの支援のものであったり、町も今度、低所得者に対しては緊急として燃料費の提案しますが、そういうことも考えた中でやっていきたいと思っておりますし、そして新しく今度雇用される方に対しての町のいろんな支援事業もございますので、総合的な中で、じゃどこにどれだけのものがやったということは明確なことは言えない部分もありますが、そういう中で、今のこの状況踏まえた中で、この町で働きやすい、そして雇用しやすい、そういう環境づくりをやるということが全体に及ぼす影響が出てくると思っておりますので、そういうことも含めた中で今回のこの提案をさせていただいたということでもありますので、これがこ

こで決まりじゃなくて、これからの施策の中でもまたいろいろ対応をすべきものは出てくると
思いますので、そういう点、ご考慮いただいて、私どももそういう判断をしたということであ
りますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 多分、私は、今回のこのような職員に対する給与の改定というの
は全国でやっていると思います。ただし、それにつけ加えて、例えば、当然職員のもやると、
ただ、そのほかに3月の予算において南会津町は弱者に対する施策もやるよということで、ほ
かの市町村では多分やっていないと思うんですよ、そういったことをペアで考えて動いてくる
よと。

ですから私は、多分この後、採決ありますので、そういった、全国に先駆けて職員の給与の
こういった改定とともに、特に弱者に対する施策を3月の予算に反映するという町の期待感を
持って賛成、反対に参加したいと思いますので、ぜひとも弱者に対する厚い手当を全国に先駆
けてやってほしいなとこんなふうに思いますので、町長お願いいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

それぞれの町村でいろんな施策やっている、だからほかの町村でやっていることを南会津町
やっていないからこうだということじゃなくて、私は、この南会津、この町の中でどのような
状況にあるか、そしてどのような手当をしなきゃならないか、このようなことをしっかり判断
した中で施策全体をこう組んでいるわけでありまして、そのポイント的なものは、非常事態が
起これば別ですけれども、そのような、ふだんからのそういう考えで行っています。

ですから、弱者でないかもしれませんが、子育て支援にしても保育所の5歳児無料で
あったり、きのう給食費何とかならないかという話もありましたが、そういうことも含めた中
で、やはり全てに行きわたることはなかなか一つの事業で難しいかもしれませんが、そ
のようないろんな事業を組み合わせただ中で、それぞれの対応をそれぞれにいくような、そのよ
うなことを町として考慮していきたいとそのように考えておりますので、ご理解願いたいと思
います。

〔「了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第100号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

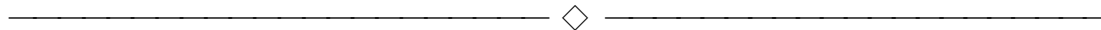
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第101号 南会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

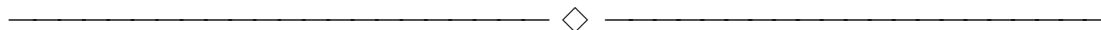
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第102号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か質問いたします。

まず、1点目は、13ページの一番上の財産貸付収入に関連しまして、メガソーラーの件でちょっと質問いたします。

それから、24ページに農林課関係で、これ初めて聞くのかな、下のほうに機構集積協力金交付事業というのがありますので、ちょっとこれの内容を伺います。

それから、26ページで、これも大きなマイナスで、分収造林事業費で1,186万4,000円ほどのマイナスがありますので、これが何かなということで、森林農地整備センター事業委託料ですね。

それからあと、建設課のほうでもちょっと大きいのあるんですね。28ページで、真ん中辺に備品購入費で2,616万9,000円の除雪機購入費の減額が何でかなというのが。

それからあと、29ページの下のほうに工事請負費で区画整理関係で二千八百十何万ほどの減額がありますので、その減額の内容をそれぞれ伺います。

まず、さかのぼりまして、メガソーラーの件でちょっと財産収入と関係伺いますが、きのうの話で、11月28日に工事準備期間中のその契約と、それからあと、20年間の契約を両方やったという話を聞きましたが、この前の11月21日の説明会的时候には、20年間のほうの契約については、売電が始まるころに考えているんだとこういう話だったんですね。たしか副町長が言ったような気がします。

それで、その副町長の話か、あるいはこの前の生内さんか、どっちかだと思いますが、その20年間の契約をするときには、賃貸ばかりじゃなくて、売るほうも、向こうで言うを買うほうですね、生内さんが言ったかちょっとはっきり、忘れましたが、何か売買も考えているということ話していたんですよ。ですから1つは、何で売電するころに20年間の契約をするよという考えだったのが、11月28日に一遍に今契約しちゃったのかというのが1つ。それから、売買についてはどういうメリットがあると考えていたのか、あるいは賃貸のほうにはデメリットのほうが多いと考えていたのか、何かその辺のいろんなあったと思うんですよ。いろんな変化があって最後は賃貸に落ちついたと思うんですが、売買のほうについてはどういう考えがあったのか、その辺ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

今、大竹幸一議員からご質問を受けたとおりに、21日の議員懇談会では私のほうからその関係についてお話ししたと思っております。

当初、いわゆる事業計画の概要の、こんな概要で考えていますよという町に対する提案、そこから具体的に事業者がそれぞれの計算書あるいは東北電力さん、それぞれの中でのいわゆる今、庁舎で例えれば基本計画の段階だと思っておりますが、その中で町に対して、いわゆる売買のオーダー、要請があったところでございます。しかしながら、そのときもお話ししましたが、即座に町が町有地を売買するという判断するにはさまざまな条件が必要だろうということで、事業そのものに対する異論、再生可能エネルギーの推進ということでございますので、その事業推進するためには、当面賃貸で考えましょう、それで具体的に売電事業が開始された時点で売買のテーマをもう一度話し合いたいということになっておりまして、21日にご説明したとおりの内容で今進んでいるというふうに思っています。

そこで、今、実際に基本計画から実施計画する際に、現場に入って測量したり地質調査をしたり、そういった作業が事業者側には必要となるわけでございます。その中で町が、いわゆる準備期間として机上の準備期間の契約のものと、実際に着工してから受電といいますか、操業が開始されるまでの期間というふうに分けて契約したほうが事業のスムーズ化だろうということで、今現在それで進んでいるところでございます。

今後、20年間の契約を結んではおりますが、いわゆる実際には、これからの話でわかりませんが、順調に売電事業が開始された時点で事業者側としては再度町側に土地の売買の要請があるものというふうにまず認識をしております、そのいわゆる説明書みたいなのは配りました9ページに、南会津町太陽光発電所関連各社の役割という中で、概要図の中で、売買した場合には、最終的に20年終われば町に土地はお返ししますという特約条項で契約をさせていただきますみたいな希望的な文字もここに入っておりますが、この9ページの中で私のほうでそういった説明をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃその、もう一回話戻りますが、21日の説明会のときには、20年間の契約については後だという話だったんだけど、何で28日の契約のときに2つ一遍にやるように変化したんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私としては変化をしたというふうに捉えていません、当面賃貸借契約を結んでこの事業を進めてまいりたいという町の考え方をお示したというふうに捉えておりま

す。

相手方は現在でも売買を求めていることには間違いないので、その時点はさっき言った、いわゆる事業の速度、そこを見きわめながら判断すべきものというふうに考えておりますので、当面は賃貸借契約でいきますという方針でいっているものですから、別に私どもの判断として変更したという認識は持っておりません。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 時期の問題はそれでわかりましたが、今度は売買の場合、向こうで何ていうかな、私ら素人考えるには、借りたほうが向こうもいいんじゃないのかなと思うんですが、売ってほしいということのほうが向こうでは今でもメリット感じているようですけども、どういうメリットがあると言っているんですか。あるいは町としては、売ったほうがいいのかなともし考えがあるんだったら、何かメリットがあるんですか。向こうもこっちも、売った場合。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、町のメリットでございますが、町のメリットとすれば当然、売ることによって固定資産税が入るということが大きなメリットであると思います。さらに、相手方のメリットと申しましょか、相手方が最初から売ってほしいとこう申し上げていた内容でございますが、向こうとして別にメリットということではなくて、町に対していろいろと地域振興のためということで、いろんな形で町のお役に立ちたいということでしたので、先ほど申し上げたように、私どもが買えば町に固定資産税が入りますので、買わせていただきたい。

それともう一つは、中で当然これから建設が来年始まるわけでございますが、当然それに合わせて周り、町道に接しておりますので、その辺で水路も当然そこに設置されておるわけですが、その中でいろいろと整備、いわゆる水路の整備であったりとかその施設内のいわゆる整備をやるに当たって、賃貸の場合は普通は貸し主のほうがいろいろと整備をしてきちっとした中でお貸しするのが普通なだけけれども、それだと売っていただけないと、町がやることによって町の負担がふえるでしょうと。であれば買わせていただいて、私どもで全てそういうきちっと整備をした中でやるのが町にとってメリットがあるんじゃないでしょうかということで、まず売買をお願いをしたいということで申し入れがありました。

当然町とすれば、そのような形のほうが固定資産税も入りますし、その敷地内のいろいろな整備をする必要がないというメリットはありますが、ただ、今、副町長ご答弁申し上げたよう

に、やはり当面、それをある程度見きわめながら、その時期を見計らって、やはり売買に移行するのが町として当然の判断ではないかということでございましたので、当面、賃貸借での契約を結ばせていただきました。当然、その契約書の中には、これ、売るとなれば当然ながら議決案件でございますので、そういう売買というのは、表現は一切契約書の中には入れることができないということでございます。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 その売買の話をしたときに、幾らくらいという話、試算もあったのか、あるいは固定資産税が入る場合だったらそれも幾らくらい入るかという試算があったのかどうか伺います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

当初、売買ということで申し入れがございましたが、最初から町としては売るということはその状況を見きわめながら考えさせてほしいということでございましたので、単価的な提示、交渉はございませんでした。

それから、恐れ入ります、もう一点もう一度ご質問いただけませんか。町と相手方のメリットだけでよろしかったでしょうか。

〔「固定資産税と」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 わかりました。固定資産税額でございますが、そちらにつきましては、税務課長のほうで試算。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 固定資産税の試算については、町として共通認識の中で試算はまだしておりません。ただ、きのう来ご説明し、21日も言いましたけれども、あそこの山林の評価額は平米4.5円でございます。その面積でいわゆる内容的に雑種地、山林、その他に想定したときに、私、個人的にやったときにおおむね2,900万から3,900万程度の固定資産税額だというふうに認識しましたが、ただ、事業化になったときは、今の評価額の4.5円として税務課が評価していかどうか、これはちょっと課題がありますし、少し時間をかけてじっくり考えないと、4.5円が正しいのかどうなのかは、いわゆる2年後、3年後、あの場面が開発されたときの評価額を幾らに設定するのかというのは、今後大きな課題だというふうに思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 固定資産税の話で、仮の試算と思いますが、ちょっと数字出ました

けれども、それは1年間という話ですか。年間の話。そこを確認いたします。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 ただいま副町長から答弁のありました2,000万から三千数百万という数字は、私のほうで当該地のいわゆる地代を算出するのに評価額がどういうふうになっているのかということの資料で、評価額総額が3,970万ということで、その数字が副町長、頭に残っていたと想定されますので、現実に町有地ということで課税値ではございません。近傍の、当然林野なり山林なりということで、地目がばらばらでございます。

今、副町長からありましたとおり、その上に設備がされた段階で、どういう評価をするのが適当なのか、これは現実にどういう形である土地が利用されるのか、これらを現状把握して、その上で課税標準額を出して、それから固定資産税というふうにつながりますので、それよりも現実、売買云々ではなくて、上に設備をされるものに対する償却資産の固定資産税がこれは間違いなく上がります。

この部分については、土地の売買云々ではなくて、現実に施設が設置されると、物については、家屋ではございませんので、償却資産という形で10億円が投資されれば1.4%ということで、それで1,400万という形になります。それが現実にでき上がってみないと、何億の投資がされて、当初の説明の中では40億としたいと言っている40億が全て設備になるのか、そのうち半分の20億なのか、それらも現実にでき上がってみて初めて税収としてはね返ってくる形になりますので、これは実際に動き出して課税することができる年になってからでないと具体的な数字は算出するのは不可能かと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の話でちょっとこう、わからない話だということはわかりましたが、ただ、私、もう一つあれなのは、この前の説明資料の9ページで、20年間たった後は、もし売った場合、町に寄附するとなっているんですね。こんなこと、こんなうまい話おかしいじゃないですか。町から、向こうでは買って、固定資産税も払って、いろいろ町にいっぱいお金を、何ていうの、与えて、さらに最後に寄附するなんてそんなうまい話ないと思うんですよ。私はむしろ逆に、どこかに転売されたら困るじゃないですか。

だから私は、今聞いたのはもちろん売ることを勧める質問ではなくて、売ることには反対の質問ですから。貸すのはいいけれどもね。やっぱりこれを転売されるということはあるじゃないですか。向こうの所有権があっちに行けばもう自由でしょう。だから、この、町に寄附するなんていうのはおかしいと思いませんか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かにこの問題、全国でいろいろ問題というか話題になっています。いろいろな経緯をたどりましてけれども、1年間かけてこの業者さんと私どもも話し合いさせていただきました。話し合いが本当にこう、煮詰まってきて、そして、これはもう現実的に実施できる、今の現時点では私どもと一緒にやっていただける業者だという判断の中でこのような判断をしたところがあります。

土地に関しては、本当に先物買いというか、先行投資で全然、目的外に、最後に所有権移転しちゃうともう自由だよとなると、やっぱりそういう不安も正直ある。信頼していないわけではないんですが、やっぱりその可能性もある。事業の成り行きによっては担保に入れられたりしてどうなるかわからないと。そういうようなこともろもろ考えると、やっぱり第一段階としてはこのような判断をしたということは決して私は間違いではないと思います。そのような懸念もあることも重々承知の上で、そしてやっていくうちに信頼関係も出てくるだろうと。そうした中でまた、その段階でいろんな判断が出てくるかもしれませんが、議員の、売買は反対だという考えは、そういうおっしゃられる方当然いろいろいらっしゃると思いますので、その辺も含めた中で、今後はこの推移を見ながら町として判断していきたい。

ただ、この事業は町のためになると判断したものですから、この事業の推進に当たっては、町としては推進して受け入れていきたいとそのような考えでありますので、その売買か貸借かに関しましては、一応の最初の第一段階としては貸すということで進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今の質問についてはそれで了解いたしました。貸すということで進めてもらいたいと思います。

次は、24ページの下のほうに書いてある機構集積協力金交付事業というの、これ、農林課の事業で、これ、文教のほうに全然説明ないものですから、この内容とこの金額のこと、これちょっと説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいまの質問については、平成26年度から農地中間管理機構という組織ができて、農地の貸し借りについてはその機構を通してやると。その機構を通してやった場合については機

構のほうから交付金がされるということありまして、今回は、地域集積協力交付金ということは、これは川島地区が機構を通して農地の貸し付け、借りて耕作する、そういう仲立ちをして、川島の面積が約68町歩ほどあるんですが、川島区のほうで農地を出すほう、借りるほう、まとめた面積が36町歩ほどありまして、1反歩まとめた場合は2万8,000円の交付金が入ると。合計で1,018万4,000円が集落のほうに交付されるという内容であります。

また、経営転換協力交付金という方は、これについては、農地を今まで持っていた方が、向こう10年間、農地をリタイアして農業をやらない、そのかわり地域の担い手の農家の方に貸し付けしますといった、今言った集積交付金に該当しますが、この農地を出す方、リタイアする方が、5反歩未満の方がこれが30万円の交付になります。これが川島区では35名います。あと、5反歩以上2町歩未満の方がこれ、50万円該当になりますが、この方が40名います。合計、農地をリタイアする方が75名の分で3,050万円ほど交付されると、個人の方に。

あと、耕作者集積協力交付金という方は、川島区に、この面積を5人の方が耕作します。その耕作する方に協力金が31万4,000円ほど交付されると。これについては、歳入のページ12ページに、5番の農林水産業県補助金の中に、中段の中に機構集積協力金交付金ということで4,099万8,000円ほど歳入になります。歳入されたものがそっくり今説明した該当者のほうに交付されると、そういうような内容でありますのでご理解ください。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 了解しました。

次は、25ページの15節工事請負費の1,451万5,000円の減額、この内容を伺います。

25ページの15節工事請負費の1,451万5,000円の農業基盤整備促進事業工事請負費の減額の内容です。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

25ページの1,451万5,000円の減額ということで。

これは農業基盤整備促進事業の工事請負金であります。これは農業基盤の水路の素掘り水路、または新設の予定した事業が、当初見込んでいたところなんです。県のほうの交付金がちょっと厳しくなりましたので、この事業を次年度に回したいということで、該当地区は古今と高杖原なんです。この分を27年度に移したいと。それで今回その分について1,400万ほど減額するという内容であります。ご了解ください。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 次は、26ページの13節にある委託料の1,186万4,000円の森林農地整備センター事業請負費の減額の内容です。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいまの森林農地整備センターの事業委託料の減額1,186万4,000円のことだと思いますが、この件については、森林農地整備センターと毎年、26年度の森林整備を実施計画しているところがございますが、今回、ことし予定していた館岩地区の部分が、館岩森林組合が事業計画しているところが、組合のほうでいろんなさまざまな事業取り組んでいまして、いろんな忙しかったこと、あとは、今回降雪期に入ってしまったので、これから事業入っていくのは厳しいというようなことでありましたので、この分について減額し、またこれについては、減額した分についても次年度に計画を上げて実施したいというふうに考えております。この点についても歳入そっくり歳入も上がっていまして、歳入、歳出減額、そういうふうな内容でありますのでよろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 28ページの18節の備品購入費、2,616万9,000円の除雪機購入費の減額の理由、内容。

○芳賀沼順一議長 南郷総合支所長。

○馬場美光南郷総合支所長 お答えいたします。

備品購入費の2,616万9,000円については、当初、南郷地域管内の除雪ドーザの購入を社会資本整備総合交付金の中で更新を計画をしておりましたが、その交付金が満額配分されなかったため、今回予算から減額をして次年度に先送りするものですので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 最後になりますが、29ページの15節の工事請負費のマイナス2,084万9,000円の区画道路等築造工事請負費の減額の内容を伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

この事業につきましても、区画整理事業の国庫補助事業ということで国のほうに要望してまいりましたが、この部分につきましても、先ほどの機械と同じように国庫補助がつかなかったということで、今回減額させていただいております。

場所的に予定したのは、ことし県で実施しています289バイパスを施工している箇所の北側と南側の区画道路1本ずつということで考えておりましたが、これも予算つかなかったということで、来年度実施する方向で調整したいというように考えてございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

2番、星光久君。

○2番 星光久議員 さっきの16番議員の関連あるんですが、これ、12月11日。

〔「どこの場所」と言う者あり〕

○2番 星光久議員 13ページ。

○芳賀沼順一議長 1つでしたらいいですが、幾つもあるときはページ先に言っておいてください。

○2番 星光久議員 わかりました。補正の13ページ。

さっき16番議員と関連あるんですが、11日にこれ、俺も質問した新聞、これ出たもので、メガソーラーのやつで、随分これ、反響大きくて何件か電話来たわけ。そうして、今、一般的に、南会津でやっているメガソーラーの土地貸しについては、一般、今15万ぐらい、一反歩。そうするとこれ大変な金額、1年間に五、六千万ずつ入るんでないかなと反響出たけれども、そのときこれ、金額も何も入っていないものだから、何ぼで貸したよとこうなったわけ。そして、そのあした、金額出たもので、一反歩大体1万円。計算するとね。15分の1で同じ太陽当てて、何でそんなに説明したのと違うだよと。そんなに安くて、どこ見て貸しているんだと。

執行部、全然何ていうか、世間知らずばかりでないのかなんて聞かれて、いや、世間は物すごく知っているんだと言って、言っていたけれども、そういう形、どういう形、だからこれ、総務課長、何で1平方メートル1円から10円に上げたの、いろいろぐずぐずこれは言っていたけれども、本当にきちんとした、調べたり、そこら世間目、一般世間目あれしてみると、15分の1の安さで、町有地だから、我が土地でないから簡単に貸せるのかということ、そういうことでどうなんだべな、金額的に。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

昨日の6番議員の一般質問の中でもるるお答えいたしました。確かにメガソーラーの関係で全国的にかなり民間地を含めて公有地も貸し付けをしている事例はたくさんございます。ただ、きのう申し上げたように、私は個々、具体的にそれは判断すべきものだというふうに思ってお

りますので、画一的に、土地の条件とか当然違いますので、画一的な金額をやるものとして判断すべきではないというふうに町としては考えました。

そのような中で、例えば、今般開所いたしました折橋の特老、同じ施設ではございませんが、あそこ福祉施設ということではございますが、あちらは町の土地8,000平米ほど、あちらは無償で提供してございます。それから、例えば南郷のなかやクリニックについても、町が一旦土地を買って、建物も買って、こちらは無償でということやってございますので、当然、福祉施設であったり、いわゆる僻地医療であったりということから、それはイコールとしては考えられないかもしれませんが、ただ、個々具体的にそちらは地代というものは大所高所から判断すべきというふうに私は思っております。

今回のメガソーラーにつきましては、きのうも申し上げましたけれども、もともと旧館岩村で持っていた村有地をなかなか利活用できないということでの、いわゆる塩漬けになっていた土地をいわゆる有効利用、今回できると、それによつての地代の収入が上がると。さらに申し上げれば、やはり今回のメガソーラーを建設することによつて地代の収入のほかに、先ほど税務課長からも話ありましたように、固定資産税等がかなり入るんでないかということもあります。さらに、懇談会でも若干説明しましたが、周りを全部フェンスで囲むわけでした、それが大体試算で3億程度のフェンスを構築物として設置するというので、一般的にこういう鋼鉄製のフェンスについては固定資産税の10年間の償却資産と、減価償却ということで、こちら多分固定資産税は入るのではないかと。

そういう総合的に大所高所から判断すべきものであつて、それらの中で、私はこれは一つの企業誘致という捉え方をすれば、ある程度町の支援は必要ではないかという、先ほど申し上げたように大所高所からの総合的な判断、狭い考え方での地代を決定したということではございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 そんなに粘るようはないけれども、常識として、半分だったらなんていう、1割ぐらいそれならまけたらなんていう形ならあるだろうけれども、余りにも、15分の1ね、15分の1。どこだつてこれ、林の中、これA地区で切っているんだけれども、やっぱり太陽パネル1基と、林の中、同じくやっているんだ。そういう形で、今の、ここの相場としては、チラシなんか何回も見たことあつてけれども、1反歩15万で借りますよと。そういう中身になっている。

そういう形で反響来たのは、俺はまだ、貸し付けしたり何かしたなんて契約わからなかった

から。この前は、一般質問のときは粘っていたけれども、今度は契約したと言うから、それでは余りにも15分の1なんていう、これは理解できない話だから、やっぱり見直しすべき部分ではないかと思います。何ぼ、総務課長、フェンス回したり何かしたら。

〔「議長、休議。今、2番議員の質問なんですけれども、財産貸付の収入の中に入っているの。今関連だ、関連だと言っているんですけれども、どういうふうになっているかちょっと整理して」と言う者あり〕

○2番 星 光久議員 どうぞ整理してください。

○芳賀沼順一議長 16番も関連でやりましたので、財産貸付。ただ、2番議員も先ほどの説明もしっかりされましたから、しっかりされた説明を理解できるものであれば、何度も同じ質問ではなくて、別の立場からの質問であればよろしいです。

〔「質疑だから」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑ですので、よろしく。自分の政策を、考えを与えるものではないので、質疑、説明がわかればそこで了解願いたいと思います。

○2番 星 光久議員 わかりました。

そういう形で、全然これ、質問から逸脱しているわけでも何でもないし、そういう形で、金額が余りにも格差があるものですから、これは調整するべきではないですかという質問でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういういろいろ意見はあろうかと思いますが、一般質問の中でも、そしてまたきょう質問受けましたけれども、もろもろの諸般の状況を考えた中で、こういう効果があるよということも、後々のことも考えた中でそのような判断をしたということをご理解いただきたい。

いろいろ、それはちょっと言い過ぎじゃないと言われるかもしれませんが、企業誘致にしても何にしても、何億円も補助したり、無償で貸したり、いろんな手当をしながらやっぱり企業誘致する場合があります。今回はたまたま相手方のほうからこちらのほうに話をもらったということでありましてけれども、そういうことも仮にあったとしても、どんな企業誘致であっても、EWMもそうですよ。ですから、もろもろのそういうこと、優雅の話もそうですけれども、やはり今の状況を踏まえた中で町としての判断というのは、それぞれの中で判断すべきだろうと。

ですから、それぞれの事項によって、そして判断していかなければ一向に前に進まなくなり

ますし、そういう中で、今の状況踏まえた中で町としての振興策の一つとして、企業誘致の一つとしても捉えながらこの判断をしているということでもありますので、そしていろいろな問題、これから課題も出てくるかと思えます。先ほど16番議員のほうからも売るべきじゃないとそのような話もありました。ですからそういう経緯を見ながら、町としての今後の判断をまだまだすべきものはあると思えます。そうした中で町としての判断をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 はい。

○12番 湯田秀春議員 申しわけないけれども、いわゆる勘違いしている面もあると思うんだよ。これね、今やっているのは一般補正だよ。一般補正で土地を貸し付けとこの中に、これの説明をまずきちっとやって、そうしないとみんな誤解受けるんだから。みんなこの中にひょっとしたらこのメガソーラーのやつも入っていると思っているわけだから。この5万2,000円をきちんとやって、それから、拡大するか拡大しないかわからないけれども、そういうふうにししないと、整理しないとなんか、全然別なほうにどんどん行っているような感じして仕方ないんだけど。議事整理をひとつお願いします。

○芳賀沼順一議長 12番、わかりました。今それを2番に言おうと思っていたところなんです。ありがとうございます。

2番議員に申し上げますが、今は一般会計補正予算の議論をしているところなので、もしその中で、今の説明でわからないとか何かであれば、その後で今度は補正予算の賛成、反対の議論もありますから、そこにまた参戦していただくか、現在のは、今12番からもありましたが、メガソーラーの予算ではないので、関連だから一部分はいいですが、いつまでもいつまでもやっている、そのことについてはありませんので、今の町長の説明でご了解願いたいと思えます。

〔「議長、簡単に」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 別のところですか。

〔「別なところで」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういうことで、メガソーラーの一部も入っていると言ったものから、そういう形でおりますが、今先ほど言ったように、我々では余りにも格差があつて。違いますので。

○芳賀沼順一議長 星議員、わかりました。それは何度も聞きましたので。

○2番 星 光久議員 わかりました。そういうことです。

○芳賀沼順一議長 気持ちはわかります。質問じゃなくて意見と。

ほかに質疑はございませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一般補正27ページ、商工費の中の観光費の13節委託料、観光施設管理費、15節工事請負費、31ページ、10款1項教育費、19節について質問させていただきます。

まず1点目ですが、よろしいですか、委託料の具体的内容、この説明を聞きたいと思います。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この観光プロモーション事業は、福島県が平成26年に風評被害の払拭と観光誘客を進めるといふ趣旨のもとに、26年7月に制定された事業でございます。町としましても、現在、風評被害等々で震災前と比べますと、観光客も20%ほど戻っていないという状況を踏まえまして、この事業の取り組みを通して、地域づくりと地域活性化につなげていこうということで、今回事業を進めるものでございます。

事業の内容としましては、首都圏のキャラバン、あとイベントで配布します山岳のパンフレット、さらにはゆるキャラグッズの製作、あと北関東、特に埼玉放送と千葉放送等の3社と提携しまして南会津をPRしていくということで、このテレビ放送につきましては、2回ほど実施する計画でございまして、こちらから出向いてスタジオで生放送で南会津を10分間PRしていくという内容でございまして、委託先につきましては観光物産協会を予定しております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。最近、新聞紙上で町の観光施策について非常に大きく載ることがありまして、これらのこと、非常に大事だなというふう感じておりました。

次、15節のほうに移りますが、この内容、工事請負費の説明いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えします。

この工事箇所は、まず館岩地域の松戸原地内にあります広域観光案内所であります。あそこの1階にトイレが7組ありますが、そのうち5組が和式トイレでありますので、この関係につきまして、議員もおただしのように、あの施設にはさいたま市少年自然の家の児童・生徒も寄りますので、非常に生徒たちも使いづらいという要望もありますし、一般観光客からもぜひ洋

式にしてもらいたいということで要望あるものですから、今回、取りかえる、和式トイレから洋式トイレに取りかえるものであります。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。私、前にお聞きしたように、提案したというか、外から入れるような改修、その工事としては金額が少ないなというふうに感じておったわけですが、便器の交換ということで理解いたしました。

あそこの観光情報センターで、やはり前にも申したような観光客からの苦情というか、情報センター、指定管理者があけて、閉めるまでの間は利用できるけれども、それ以外のときには観光情報センターとして大きな看板があったりしていろんな周知を図っているけれども、利用できない。そこに関して、観光客の情報等あるかどうか、町のほうに。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 答えいたします。

議員もおわかりのように、まず、館岩に入ってくる場合、道の駅番屋があります。あのトイレにつきましても24時間トイレが使えるということで、まずあそこで一つ、その部分については解消できるのかと思っております。ただ、そこから今度尾瀬に向かって松戸原地内来ますと、確かに議員おただしのように、あの地域に24時間開放できるトイレがございませんのは事実であります。

それで、私たちも一応、今の現在の広域センターのトイレを外部から入れないかということでいろいろ検討してみたんですが、議員ご存じのように、あれ平成6年に建設したものでありまして、構造上なかなか表から入るには、そばに合併浄化槽がありまして、それが非常に障害になっておりまして、その部分については今後検討してまいりたいと思います。

ただ、その先に前沢曲家集落ですか、あそこに今現在、駐車場にトイレあるんですけども、あのトイレにつきましてもあくまでも4月から11月中旬までしか使えないものですから、今後、指定管理の場へ向けて、あのトイレが24時間使えれば一つの手だてになるのかなと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。今、前沢の話が出たんですけども、この前新聞にも、すばらしい雪化粧をした曲家が出ましたけれども、冬期間に絵を描いたり写真を撮ったりというようなことで、その前沢の部分は、結構利用客、団体客でも来るとは思いますが、やっぱり冬のトイレがない、やっぱり観光地としてトイレ、これは非常に大事な点だと思いますので、

ぜひとも今の方向、検討進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、31ページの19節、54万円の減額についてちょっと説明いただきたいと思いません。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

小学校5年生を対象に、小学生農山漁村の交流事業の委託料、これが事業確定によりまして36万2,000円。さらには中学校2年生を対象にしております中学生海外交流事業の委託料、これが事業の確定によりまして17万8,000円の減額ということで、合計54万円の減額となっておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 この、確定して参加者等の声とか保護者の声とかは出たと思うんですけども、先ほど来出ております低所得者、これを非課税世帯というふうに分類するのかわかりませんが、前回の質問の中で35万円、町で1人当たり負担していますよと、10万円個人負担がある。個人負担については以前申し述べたこともありますし、桧沢の先生がおっしゃったこと等、触れたことがありますけれども、その部分以外に、行くためにはどのくらいかかるか、その保護者の声とかを把握したことがありますか。その負担金のほかに、行くための。なければならないでいいですよ。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

この交流事業に際しまして、パスポートの取得の費用であったり、さらには昨日お話しいただきましたとおり、スーツケース、衣類等々、必要経費があることは認識しております。ただ、具体的に1戸当たりどの程度という詳細な金額までは把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思いません。

〔「議長」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 番号と名前を言ってください。

〔「名前」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ちょっと聞こえなかったの。聞こえるように。

〔「続ける場合は、議長だけでよかったんじゃないですか。その質問の」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質問席の場合は要らないとした気がします。

職員のほうも皆さん言っていますので、申しわけありませんが。

〔「議長、8番」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

今、パスポート、スーツケース、衣類等々とありましたけれども、こういう関係して、まあ小遣いと、これらの限度もあるんですよ。これはどうですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

小遣いについては、保護者さんが、後ほど事業の説明会やった後に保護者さんが残られて、保護者さんが協議されて、ことは聞いていないんですけども、一昨年は10万円以下とするということで決められたそうです。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一昨年は10万円以下。ことし、一保護者の話だと、7万円を換金して行ったということでありまして。そうすると、パスポート、スーツケースそれらもろもろだとのくらいになりますかと言うと、20万超えると言うんですね、10万円負担のほかに。という、低所得者の子供でもこういう夢を持っていて海外交流事業に参加したいという人は参加できないんだなど。

全員にすると5,000万円ほどとこの間出ましたけれども、そういうわけにはいかないと思えますけれども、そういう人たちも参加できれば、本当に思いを持つ人みんな参加させてあげたいんですけども、個人負担10万円のほかにもそれだけの費用が必要だということなので、その辺もぜひ検討して、そういう人たちの中でもやるべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

当然、町の補助金だけで行けないことは承知しておりますし、いろんな人それぞれに経費のかけ方違うと思えます。確かに現金の所持といいますか、それは上限決めてこれまでとこうなるんでしょうけれども、そこまで持っていない人もいるかもしれません。用具、何ていいですか、衣類にしてもいろんな道具といいますか、そういうものにしても人によってあり合わせのもので行く人もいるかもしれません。

ですから、いろいろな人によって差はあると思いますが、やっぱり何事もやるときに、全部

一律というのは私はいかないと思うんですよ。ですからその中で、自分のできる範囲でこの町の事業というか、そういうものに参加できるかできないかということ判断していただきたいし、どうしてもそれが全部一緒にやらなきゃならないことは町として必ず義務化されたものであるならば、それは町としてしっかり対応しなければならないと思っています。ですから、全て町の事業、こういう人がいるから補助で、こういう人がいるからこっちでというようなことは、やっぱりちょっとそこはいろいろ考慮すべきじゃないかなと思います。

どうしてもいろいろな諸条件の中で、厳しいところがあればそれは町として見直しをかけたリ、いろいろな配慮は必要だと思いますが、今の状況の中で、全員行ってもらえれば一番本当はいいんですが、ですけれども、やっぱりそのような状況の中でそれぞれの判断の中で応募していただいて、そして全員でないということなので、ことしちょっと悩ましかった部分もあるんですが、全員行っていただきました。来年がどのような傾向になるか、行きたい人はそれはいると思います。

ですから、今、議員おっしゃられたような経費がかかってちょっとという人もいらっしゃると思いますが、そういう中で、町としてもできる限りのことを精いっぱいやりたいと思いますが、そういう中での利用者の判断をまたしていただければありがたいと思います。町として見聞広めるという意味で、この事業そのものは、町としてできる限りのことはしていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「了解です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 補正35ページお願いいたします。

コンピューター関係の部分になりますが、管理システム、学校給食の管理システムの保守なので、学校に給食センターからの配送の関係で、新しく導入したのか、減額になっています。この2点の部分の、聞く内容は、管理システムの総額的なものと、あと、どのような形で、学校関係でそれぞれ集めるんでしょうから、今までも本当はコンピューターでやっていたと思うんですが、この辺の変更だったのか。その内容についてお聞きしたい。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

学校給食管理システムということで、入金であったり支払であったり、そういったことを給食センターの中にコンピューターを設置して、事務の効率化を図るということで進めておりま

したが、残念なことにシステムの導入ができなかったということで、今回、減額補正となっています。

現実的にシステムは導入ありませんが、既存のパソコンにおいて独自の内容でその業務に当たっているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 いつもですと、リースですからリース始まったと、何か月分減ったので減額になりましたとか、見積もりより下がったから減額になったという想像で今聞いたんですが、結果的には、統一、新しいセンターができたので、新しいグレードアップしたやつを導入しようと思ったけれども、現存のできたというのは、僕はある意味ではよかったと思います。

こういうのに一本化して新しいものにしたから楽になるとかじゃなくて、現存のものでできる、人数が、総人数で三百、四百でしたかね、その人数の給食費の把握であればぜひこういう努力をしてほしい。このままでもし、導入ができなかったことは残念かもしれませんが、今後来年の、次年度でまた見積もりか何かとるかもしれませんが、現存でできれば努力してほしいと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

今後とも経費削減を図りつつ、できるものは自前でやると、こういうような基本姿勢を持って事業の推進に望んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 ぜひそういう努力をしてほしいと思います。

終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 主に一般補正の12と13で、まず要望しておきたいんですけども、先ほどの16番で、5番かな、県支出金かな、その項の農業費県補助金で、機構集積協力金交付金、こういう新しい事業は、やっぱり議員全部にちゃんと説明していただきたいですよ。これ、川島だけのことじゃないですよ。うちのほうも該当するかもしれないとみんな思うわけだから。前にもそう言ったことあると思うんですけども、新しく、ほかにも影響与えるようなときには全議員に説明をしてください。そのために議員懇談会とかいろいろやるわけですから、そのときに説明していただきたい。

それから、その下に森林環境保全直接支援事業補助金、追加とあるんですが、これの説明をお願いしたい。

それから、その下にある観光力づくりというのかな、この辺の説明を求めたいと思います。

それから、一般補正の13の諸収入の弁償金、このことについてちょっと説明をお願いしたい。

それからその下の雑収入の7,188万4,000円、この中の特に森林組合関係、この辺をお願いしたいとこんなふうに思います。

まず一番最初は、今ほど言った機構集積協力金交付金、これの要望ですが、全議員にもし、わかりやすいものを書類、文書でひとつお願いします。これは要望ですから。

それから、先ほど言った森林環境保全直接支援事業補助金の説明をよろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

先ほどの機構集積協力金については、後で詳しい資料、説明、配付したいと思います。これも、26年度に入って国・県のほうの事業がまだはっきり明確にされていまして、実際始まったのが8月からこういうことが始まったものですから、皆さんにこういう説明が不十分だったものでして、おわび申しあげまして後で資料とじて配付したいと思います。

あと、次の森林環境保全直接支援事業補助金についてでございますが、これは補助金の率が、当初40%でありましたやつが、50%にかさ上げになりましたので、かさ上げになった分についての補助が173万3,000円ほどありましたので、予算計上したものでございます。

〔「観光力」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

先ほど、楠議員に一般補正の27ページで観光プロモーション事業の委託料の中で事業の概要を説明させてもらいましたが、それに対する県の補助金でございまして、事業費の5分の4が県の補助金ということで250万を計上させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 補正13ページ、20款の歳入、諸収入の中の弁償金についてご説明いたします。

これは福島第一原発事故に伴います損害賠償金ということで、こちらに計上しております金額につきましては、下水道事業及び農業集落排水事業に係る各処理施設からの汚泥の処理処分

費、これが原発事故以来、停滞しまして、それなりの経費負担があったと。これに対します請求額に伴いまして、今回、合意が形成されて金額が確定したということで計上させていただいております。

なお、この経費につきましては、平成23年度から請求して金額を受けておりますが、今現状、各汚泥の処理施設、全て汚泥、排出される汚泥については放射能の影響が極めて少ないという現状に戻りまして、処理処分体制につきましても通常の委託業務による競争入札での処置処分業務が可能となったということで、この金額で今回の補正をもって、下水道関係につきます賠償金については一応完了という形ということになっております。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 ちょっと待ってください。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 じゃ、そっちから説明。

○芳賀沼順一議長 いや、ちょっと待ってください。

12番議員に申し上げますが、この質疑は一問一答ですので、一問ずつ。

○12番 湯田秀春議員 了解。じゃ、今ほど3件は一応了承いたしました。

最後の雑収入、こっちのほうは質問したいと思います。いいですか。

まず、森林組合関係の合併交付金とこういうふうに2つ書いてあるんですが、2つの森林組合で合併したのはわかるんですが、もう一つあったと思うんですけども、これがないので、これが何なのかというのが1つと、そもそも合併は決まったというあれは聞いているんですけども、名前まで決まったのかどうか。名称、合併した名称。それから、出資金がそれぞれあったと思うんですけども、それが返ってきたのか返ってこないのか、その辺を聞きたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

ただいまの収入の森林組合、館岩森林組合の合併交付金2,262万円2,000円、伊南森林組合合併交付金1,025万5,000円でございますが、これについては実際、交付金となっておりますが、実際は組合の配当金であります。これは当初、旧館岩時代に館岩村に1,131万1,000円ほどの出資金をしています。あと伊南村については1,025万5,000円の出資金をしています。

今回、平成27年3月1日に合併する準備をしているのでございますが、今回、合併準備推進委員会のほうで、準備委員会のほうで4月30日現在の財務調査を行いまして、その中で3つの

森林組合の資産額と負債額を出しまして、その純資産額の割合を出しまして、出資額当たりの純資産の割合を出しますと、田島森林組合が1.06、舘岩村森林組合が6.26、伊南森林組合が4.89ということで、舘岩と伊南森林組合がかなり資産が、出資金当たりの純資産が多いものですから、今回の合併については対等合併で進めておりますので、田島森林組合の1.06を基準にしまして、舘岩と伊南村の6.26と4.89を限りなく田島の1.06に近づける必要があると。そういうようなことから配当金ということになりました。各組合には配当をする準備をしておりますが、町に対しては旧舘岩、伊南村のときの出資金がありまして、その出資金が舘岩については出資金の2倍、伊南村については出資金の1倍というようなことで配当があると。そういうようなことで今回、町に配当金ということで一旦収入する形をとりました。

それに伴いまして、今後合併に当たりまして、またそれぞれの経費がかかりますので、新たに町から同じく金額を増資していきたいとそういうような要望がありましたので、合併に向けた町の出資金ということで、出資金は26ページに、同じく節の24に投資及び出資金ということで同じ金額を掲載しておりますのでよろしくをお願いします。

あと、合併の名称であります、南会津森林組合というような名称に決定されているようです。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 南会津、町は入らない。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 町は入りません。南会津森林組合です。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 よくわかりました。

そうすると、田島の森林組合に出している出資金というやつは消えてなくなったということか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

旧田島町で出資していた田島森林組合の出資金は990万円でありまして、それはそのままでありまして、今言ったように舘岩と伊南については増資できる分がありましたので、町に一旦配当しまして、さらに新たに森林組合に増資し、3月1日にその増資した金額を舘岩、伊南、田島の森林組合の増資分をそっくり合計となって資産という形になります。

田島森林組合のほうの990万円は、そのまま移行になります。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 とするならば、一般補正の26に、もう一回出資金とやったら、これは館岩村森林組合とかでなくて新しい南会津森林組合というふうにすべきじゃないですか。私の言っている意味わかりますかね。

それから、合併交付金とこの一般補正13と書いてあるんだけど、これも、清算に伴う清算金の配当とか、何か合併交付金といったって、これ合併交付金という感じではないと思うんだよな。だから、その辺もう少しわかりやすくすべきじゃないかなと。そして、田島が990万というの全然出てこないわけだから、それはそれでその下に括弧で、それは増減ゼロかもしれない。だけれども出資金先が今度変わるわけだから、田島の出資金が南会津森林組合というところになるわけだから。名称変わるわけだから、それは金額は動かなくても括弧して、990万円だけ、そうするとみんなわかるんじゃないですか。考え方、どうですか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

まず、配当金と交付金の違いではありますが、これ、我々も悩んだんですが、配当金という形をとりますと税対象になりますという話になりましたので、森林組合のほうではそのまま交付金という形をお願いしたいというようなことで、交付金という形で町は歳入をしたわけです。

あと、今現在の旧町村のときの出資金はそのままであります。そのまま持っていていただきまして、配当のあった分を増資するということでありますので、田島森林組合はそのまま配当ができる状態ではありませんのでそのまま持っていて、3月1日にそれぞれ持っていた増資分と田島の分を合体して南会津森林組合になるという、そういうような事務の進め方でありますので、ご理解ください。

〔「名前は、新たな出資金はこの組合であんめ。26は違うでしょう」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在、出資金は3月1日に出资することじゃなくて、今現在の館岩と伊南森林組合に再出资するという。出资した形になって3月1日に南会津森林組合に名前を変えると、そういうような進め方でありますので、ご了解ください。

南会津森林組合はまだできていませんので。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかったようなわからないような。正しくは、合併するから今ある組合はこれ、清算でしょう、清算。清算して、そして新たに1つになってスタートするわけでしょう。だから一つ一つそれは、何ていうかわからないよ。清算というか解散というか、その辺はわからないけれども、組合だから一旦それ、今までのやつはなくなるわけだから。それでなくなって、そして新たにスタートするわけだから、やっぱり私は、新しい組合名で出資金とやるのがこれが正しいと思う。

何かそれ聞いていると、まだ終わらないうちにどーんとお金を、出資金やって、そしてこうやるみたいな形だから、これはやっぱり何かちょっとわかったようなわからないような感じだから、それはもう少しもっとわかりやすくやったほうがいいんじゃないですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

南会津森林組合というのはまだできていないんですよ。これだけの今、配当の割合というものをこう、今説明ありましたけれども、館岩が二千幾らだっけ、一千何がしが伊南村森林組合とあったと。今あるところにこれだけ町が配当を受けるんだけれども、でもこれからの、合併した後のその合併に向かってのいろんな事業の推進の中に、それ以降も直後の話もあって、そしてスムーズに業務ができるようにということで、今現在あるそれぞれの単体の、合併前であるけれども、それぞれの単体の森林組合に配当受けた分をまた町が出資すると、そういう理解でお願いしたいんですよ。それで今度、それが統合されれば当然、これは南会津森林組合に対しての町の出資ということになるわけで、ないものに出資できないから、今あるものの組織に出資するという事。そういうことなんですよ。

だから、確かにもう南会津森林組合でき上がっちゃっているという考え方だとそのような話になるんですが、まだでき上がっていない。ですからそういうことで町としては対応したいということなので、対応するという事なので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 わかりました。

結局早い話が、何ですか、町からしたらこの部分は丸もうけ。丸もうけなんだけれども、また同じように出資金となるよ。だけれども、町からしたら、森林組合の出資金がこのくらいだとすれば、今度ばかっとなつたわけだ。だから、この南会津町からしたら資産がふえたわけだな、早い話が。だから、総務課長のほうで持っている出資金という、今度株券にかわって、そ

れが増額になったと。こういうふうに理解していいですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

おただしのとおり、町で持っている資産の関係の金額が、この金額ふえるということでございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 18ページ、自治振興費、節19の負担金、補助及び交付金の振興公社運営費補助金の△1,138万6,000円の内訳。

次に、21ページ、老人福祉施設関係で、委託料の指定管理がふえていますがこの内容。

それから最後、22ページ、保育所費の委託料の、これも減額されていますが、田島保育園の運営委託料の減額の内容について、質問したいと思います。

まず戻りまして、18ページの自治振興費の△、振興公社運営補助金が1,000万以上にも減額されているんですけども、これは過大見積もりだったのか、それとも経費が要らなくなったのか、あるいはそのほかの事情があるのかどうか。ちょっと、1,000万円というとかかなり大きな△ですので説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

この部分につきましては、内訳といたしまして人件費の増減でございます。当初、見積もりにおきましては、1つは町からの公社への派遣職員、これについては補佐相当職を見込みながら積算をしております。実際、配置については係長相当職ということになっております。

さらに臨時職員、これにつきましても、当初は臨時職員の中でも40歳、要はマックスの年齢の方を想定いたしまして算出しておったところなんですけど、実際は20代からの若い職員になったというようなことで、人件費の実際の採用の過程の中での移動ということがございます。

またあともう一つは、役場からの派遣職員にかかわる人件費の中で、退職手当組合への負担金、通常、役場職員としては長期共済という形でお支払いをするんですけど、これを公社のほうからお支払いをしようというふうに考えておったところなんですけど、実質、公社に支出をしてさらに町にまた返していただくというような事務の事務上のことがございましたので、これは

人件費の内訳として、退職手当の負担金については直接町で納付をするという形のほうが事務の効率化が図られるということで、それらを含めた人件費にかかわる移動でございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 了解をいたしました。3月に向かってこの分でふえるなんていうことはないですね。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 公社のほうと連携を図りながら、今回精算見込みで手続きしてきましたので、ないものと考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 了解しました。

それでは、21ページの老人福祉施設管理運営費、13番委託料。指定管理、あらかじめ決められているわけですが、この2つの施設で増額が追加というふうになってはいますが、内訳を。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○星 善光館岩総合支所長 お答えします。

まず初めに、高齢者生活福祉センターは、湯ノ花にあります高齢者福祉センター高夕の施設でありまして、実はここのデイサービスの利用者の利用が減りまして、まず1つ、介護報酬が約20万3,000円減ったことと、送迎車両がありまして、その送迎車両が故障しまして、その間、車両をリースしたということで約16万8,000円、この部分を一応借りていたものですから、その分減って今回補正するものであります。

次に、老人福祉センターであります、これは老人福祉センターことぶき荘の指定管理料でありまして、これは月曜日から金曜日はいきがいデイサービスセンターということでサービスしているんですけども、ここについても、実はこの施設にインターネットが接続されておりません。今回やっぱり業務に支障があるということで、このインターネットの接続と、あとは光熱費、電気料とガス料がちょっと不足になったものですから、その分の補正追加であります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 了解しました。

それで最後。保育所費、22ページ。

これも委託料で△127万9,000円、かなり高額なものですから内容について説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

委託料につきましては、田島保育所、当初、委託料の算定の場合に、昨年度の実績の平均の人数、保育人数によって試算をしております。それが、現時点でその見込みの保育所の入所者が昨年度より平均では4名ほど減ったというようなことで、入所者が少なかったということで、現時点で少額になるということで補正をさせていただきました。

以上でございます。

〔「了解です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 まだほかにも補正の中で質疑の方が何人かいらっしゃるようですので、ここで昼食休憩にしたいと思います。

午後は1時から再開いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 議会を再開いたします。

健康福祉課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 午前中の一般補正での10番議員からの質疑に対する答弁の中で、数値が誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

当初、田島保育園の入所の児童を142名のところ、今後の見込み人数138名、したがって4名の減少が見込まれるということによる減額だというご説明をしましたが、139名を見込んでおり、3名の減少による減額であるということで、文教厚生委員会での説明と1名食い違っておりましたので、大変申しわけありませんが訂正をお願いします。

なお、この数字につきましても最終的な確定によって変動がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、総務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 午前中の議案第99号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中で、16番議員より、本町の職員の改定率あるいはその平均額等のご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

本町の職員に係る給与改定の改定率でございますが、0.188でございます。

それから、平均の引き上げ額につきましては月額624円となっておりますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 了承願います。

○湯田文則総務課長 合計金額申し上げます。

合計金額で、全会計合わせまして187万9,000円でございます。

○芳賀沼順一議長 先ほど175万5,000円というのは違うの。

〔「一般会計」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ただいま申し上げました数字は、あくまでも給料額ということで申し上げますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 ご了承願います。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答え申し上げます。

今ほどはあくまでも給料で申し上げました。本報ということで。当然、手当は勤勉手当の0.15がございますので、全会計を後ほど表にして、あわせてご提出をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 ご了承願います。

ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 5点について伺います。

13ページ、歳入の諸収入の後期高齢者の返還金ですか、この中身を知りたいと思います。

それから31ページ、スクールバス関係、34ページ、嶋山城委託関係、35ページ、学校給食センター関係、それから前段出ましたいじめ関係の学校での周知について、5点について伺います。

まず初めに13ページ、一般補正13、後期高齢者医療連合構成市町村負担金の返還金3,800万円ほどですけれども、内容を知りたいと思います

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

この補正は、後期高齢者医療制度の県の連合のほうに25年度分の納付金として既に納めてある金額がございます。これが納付済みの金額が2億3,173万6,340円、これに対して医療費の確定に伴う確定額が出ました。その金額が1億9,292万897円。その差額3,881万5,443円について、今年度、町のほうに、余計に納め過ぎたから広域連合のほうから一般会計に戻るといような形でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 一般会計に戻るといふふうに思っていますね。

それから、歳出の31、4のスクールバス運行費ということで、委託料が大分上がっているということで、若干説明、提案時にありましたけれども、バス代が大分上がってくると。来年度に向けてほかの多分、内川線とかそういったこともあるんでしょうけれども、2倍程度なんではないかというふうにちらっと聞いたものですから、その辺のぐあいというか状況をもう一度説明していただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

今回の委託料の補正ということについて、最初にお話しさせていただきます。

今回の補正は、12月から3月まで冬期間運行しています長野、田部、田部原地区のスクールバスの運行によるものです。当初予算として291万8,000円計上しておりましたが、このたびの料金改定に伴いまして562万6,000円ということで、270万8,000円の不足が生じたため、今回補正で追加となったこととありますのでご理解いただきたいと思います。

また、貸し切りバスの運行に係る料金改定の件につきまして説明させていただきたいと思います。

このたび、貸し切りバス事業の経営環境の健全化に鑑みまして、貸し切りバスの料金体系、これが大幅に変わりました。合理的でわかりやすい時間、キロの併用制の運賃方式ということになったわけではありますが、これに関係しまして、教育委員会で運行しておりますスクールバスの運行経費が次年度において大幅に伸びるというような状況が発生いたしました。参考までに申し上げますが、平成26年度のスクールバスの運行委託料が全町において6,999万4,000円、

現在かかっているところではありますが、このままこの料金体系にシフトして計算した場合、1億1,653万7,000円と非常に大きな金額がかかるということでもあります。

教育委員会としては、幾らでもこの経費を圧縮するために、統合できる路線については統合、さらには、スクールバスを購入することによってどの程度圧縮するのか等、いろいろ検討している最中でありまして。今後ともいろいろご指導いただきながら、安全・安心なスクールバスの運行に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 大体2倍近くなるということですね。それで、こういったスクールバス関係の国や県の補助金というのは見込めないのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 スクールバスの運行については、交付税というような形で還元されている状況であります。現在、1台当たり500万というような算定基礎に基づいて交付されているわけですが、この算定単価が上がらない限りにおいては単独費の持ち出しになるというような財源構成となっておりますので、今後そういったことも考えながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ぜひ国・県に働きをかけて、こういった地方の一町でありますけれども、子供たちの足になるスクールバスに関しては、多分、要求していったりすれば少しは上乘せになるのかなと思っておりますので、ぜひ努力をしていただきたいというように思います。

それから、歳出の34の委託料の中で鳴山城環境整備の委託料、毎回出ているわけですがけれども、今回ちょっと減額の補正があったわけですがけれども、鳴山城というの、最近ほとんど話題にならないんですけれども、町における鳴山城の今後の整備の仕方というか、それは何か変わったことあるのでしょうか。どういう位置づけなんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

今回の減額補正については、維持管理の減額だということでご理解をいただきたいと思っておりますけれども、鳴山城でございます、これ県指定の史跡でございます。57年に県指定をいただきまして、文化財法の適用を受けていると。駒止湿原の関係でお話しいたしましたけれども、あそここの場所を何かこう活用したりということ、非常に制限のある区域だというふうに判断していただいて結構でございます。今後、何かをやるということではなくて、町教育委員会といた

しまして、今ある、大変その町の、田島町時代のシンボルでもございますし、そういう非常に地域に親しみのある史跡でもございます。したがって、これを国指定とかそういうふうに持っていくには非常に困難な状況もございますので、当面はこれを地域のシンボリックな住民の城だというような形で、今の現在の状態を保持していくという形に長期的に保管、保存計画をするんだという形しかないのかなと。

それと、やはりそういうシンボリックなものでもございますし、歴史的な、商工観光課長の話にもございました、歴史には人がいるんだということもございますので、そういうものを今後、子供たちの教育なりそういうものに活用もできるだろうと。

それから、ディステーションキャンペーンがいよいよ来年から始まるわけでございますので、その一つの、嶋山城のみならず、久川城、駒寄城も含めた形での何らかの体験コースというような形の活用という形でしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 まさしく、旧田島町時代からのシンボリックな存在であるわけですが、現状維持がメインの施策だというように聞き取りましたけれども、ぜひ、先ほど出ましたようにディステーションキャンペーンも来年度始まりますので、活用、いわゆる観光資源でもずっとあったわけですので、活用、保存と活用、しっかり見きわめながら、ぜひ活用していただきたいと、両方とも。お願いします。

それから、35の学校給食センターの委託費が出ていますけれども、委託料の減額補正が出ていますけれども、当初、開所するときにはいろいろ皆さん議論されたわけですが、現状をちょっとお聞きしたいんですけれども、食材関係の動向、お聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

学校給食につきましては、できるだけ地元の野菜を初めとする産物を使用するというような基本的な考えで当たっているところであります。

25年度の実績値で申し上げます。学校給食の食の材料費、7,530万2,000円ほどかかっております。この金額については、児童・生徒の分、さらには教職員分、これをあわせた金額となっております。

そのうち、町内における産物の購入額であります。合計して2,007万7,000円という金額になっております。内訳として、精米466万3,000円、牛乳1,279万5,000円、野菜関係になりま

すが261万7,000円ということで、合計額で2,000万を超える地元の産物を使用しているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 約3割に満たないんだね、地元供給は。わかりました。

それから、もう一点ですけれども、項目にちょっとなかったものですから、先に戻るよう申しわけないんですけれども、南会津町いじめ問題対策連絡協議会設置条例、先ほど採択されましたけれども、そのいじめ問題対策のほうの条例ができたということで、これから現場でどのような啓発というか、先生方との協議を持つとか、しっかり共有しなくちゃいけないと思うんですけれども、再度ね、そういった対象というか、ありましたら。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

去る11月27日に開催いたしました南会津町立学校経営研究委員会、校長部会、こういうものがありまして、校長先生方12名の集まりであります。この際に、南会津町いじめ防止基本方針、これが制定されたということで、細部について説明を申し上げました。さらに学校においては、この内容等について、職員会議等を通じまして教職員の方々に周知をお願いしたところであります。

ご存じのように、いじめ防止基本方針の中には、今回条例を制定させていただきましたいじめ問題対策連絡協議会の位置づけ、さらにはいじめ問題調査委員会、この流れについても方針のなかに明記されております。そういった中身について、教職員の方々も理解をしていただきながら、実効性のあるいじめ防止対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「了解です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、四、五点質問させていただきます。

1番目が、12ページの農林水産の3,745万円の分について、2番目が同じく12ページの統計調査32万9,000円について、それからページ14、21の町債変更の中身について、ページ27、観光費の委託料、観光プロモーションについて。それから、念のためページ36の利子、一時借入金金の△20万について、以上をご質問したいと思います。

初めに、ページ12の農林水産の3,745万円という、これ非常に大きな金額で、先ほどから聞

いていますと、各集落で積極的にやれば各集落の収入源にもなって、ほかの事業にも使えるのかなというふうに聞いていたんですけども、これのPRの仕方と事業の内容について、ちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

これは、先ほど12番議員様にも説明しましたように、中山間管理機構、農地の貸し借りがこれから機構を通して貸すようになったわけですが、その中で、集落で集積事業等を実施すればその地域に交付するとそういうような事業でありまして、地域の集積協力金というような事業があります。これは集落の農地を担い手の農家に、今まで小さくやっていた方が、もう農業やめるよと、集落の担い手の方に農地を預けて任せますよと。

それを集落でまとめた場合、それらについて、反別、その割合が5割以下と5割以上と、8割までということで単価がそれぞれあるんですが、5割以下の場合は反当たり2万、5割以上8割以下ですと2万8,000円、今回、川島については2万8,000円の反別当たり出まして、先ほど川島については68町歩の農地があるんですが、その中で5割ほど、5割をまとめましたので、約36町歩まとめましたので、その中で反別2万8,000円で交付金が1,018万4,000円ほどの交付金、交付がされると。

これは先ほど皆さんに説明不足だったんじゃないかということありましたが、これも26年度の、まとめたのが6月ごろにまとまりまして、実際、中間管理機構で受け付けを開始したのが8月からです。その間、1つモデルケースで川島のほうでやってみたいということありましたので、そこで今回この事業に取り組みしたところでございます。この事業も、今後も27年度に向けても集落座談会等、春先またありますので、そういうことも地区に説明して、この事業を推進していきたいと考えているところでございます。

あと、先ほどこの経営転換協力金、これも大きい金額なんですけど、これも先ほど言ったように10年間農地を、農業やめるというそういった方に、地区の担い手農家に農地を預けた場合、中間管理機構を通して預けた場合、そういった場合も反別によって交付金が交付される、そういうような事業であります。

それでご理解ください。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ちょっとなかなか、この議場でやるには時間もったいないので、ちょっとこれは議運のほうで議員全員に説明したほうがいいのかどうか、後からちょっと検討

させていただきます。

それと、14ページ町債、いろいろ町債出ているんですけども、大分、合併特例債だとか、それから過疎債とか大分変わっているみたいなんですけれども、全体的にこの変わった理由、委員会でもちらっとは聞きました。過疎債が縮小になったので、それを合併特例債のほうに回すんですよ。当然そうすると率の悪いほうに事業債が動くわけですから、その率が悪くならないように町でも検討、調整していますよというようなお話は聞きましたけれども、これ大分、課全体にわたっているみたいなので、全体像としてなぜこんなふうになったのか、それから、福島県の今年度の過疎債は全体でどのくらいになっていて、うちの町は大体どのくらいになっているのか、それから、合併特例債についてはどのくらいこっちに回したのであとどのくらい残っているよとか、そういった全体像をちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

議員おただしのように、まず理由としては過疎債の全体枠が非常に少なかったと、県配分も減らされていると。全県的な、それから申請件数が大変多かったということから、全市町村で過疎債の圧縮があったというのが大きな理由でございます。

そのような中で今、全体像というおただしでございますが、この一般補正の14ページに書いてあるわけですが、まず1つは伊南保育所、それから農免農道負担金、それからスキー場圧雪車、それから社会資本整備の道路関係、除雪車、それから消防デジタル無線については、こちらは今ほど申し上げた過疎枠が減らされたということから合特に切り替えたということございまして、当初、過疎対策で今申し上げた事業を3億6,440万見込んでございましたが、合特に切り替えたということで1,740万円起債が減ったということでございます。

なお、過疎債については、ご承知のように100%充当ですが、合特については充当率が95%になりますので、当然その5%はいわゆる町が持ち出すというような形になるかと思います。ただ、交付税の見返りはどちらも70%ですので、それは変わらないということでございます。

それから、ただ、先ほど申し上げた消防デジタル無線については、県のほうから今ほどのように過疎債として枠がないので、これは郡内4町村が関係するんですが、緊防債のほうに切りかえてほしいというような話がございました。ただ、緊防債は100%ですので過疎債と変わりません。充当率100%の交付税も7割ということで変わらないんですが、ただ、条件がございまして、補助対象になっている部分、デジタル無線のその事業の中で国庫の補助対象になっている部分がありまして、そちらの部分については緊防債は使えませんよということでしたので、

南会津がその部分を合特に切りかえたということでございます。

それで、消防デジタル無線のその、今ほどの緊防債に切りかえた部分が1億1,530万円、これは過疎債と同じ額でございました。それは消防ポンプ車も4,610万ございましたがこちらのほうに、緊防債のほうに切りかえたということで、全体的に先ほど申し上げたように、過疎から合併債に切りかえたことによる影響額は1,740万ということでございました。

なお、おただしの全県的な、福島県としての全体的な過疎額、それから本町へのいわゆる配分額につきましては、ちょっと資料、後から報告をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私はもう、これ町債見るときに頭から、過疎債だと大体7割で借りると、合併特例債だと0.66、6割6分6厘だよという考え方で見ているんですけども、ですから全体的に見ると、ただ単にこれだよやっぱり5%分は対象外になるわけですから、これは町で言えば損するとか、だからその辺の手当をやっぱり何かの形で県に要望していかないと、ただ言われたからというんではちょっとやっぱり町の財政上、運営としては、その分どこかに回せるのが回せなくなるわけですから。その辺ちょっと、県のほうで、例えばことはだめだけれども、来年はちょっと、移動した金額が多いからちょっと猶予するとか、何かそういう取り組みはあるんですか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

おただしのとおり、当然、充当率が95%になりますので、その5%分は町の全くの持ち出しになるということから、本年も強く県の財政のほうには申し上げましたが、県のほうとしてはいかんせん、国の配分が減らされているということから、何とか合特でやっていただきたいということでございました。当然来年についても申し上げました。ただ、県としては来年もことしと同じように多分厳しい過疎配分にはなるのではないかというようには言われておりますが、引き続き、町としてそれは県のほうに強く要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 じゃ、そういうことを踏まえて、来年度、それこそ各町村からいろんなアイデアを募集しますよということで、国のほうやっていますわけですから、それに向かって、町のほうとしてもいろんなアイデアを出して、その分取り返すという意気込みでやってほしいとこんなふうに思います。

それでは、27ページ、いや36か、36簡単だから。

私も見間違えたのかもしれないですけども、予算のときに一時借入金の利子というのはこれ計上しちゃったのかな。それとも何か、万が一ひょっとしたら町の財政、非常に厳しくなって使わなきゃいけないということで載つけたのか、それとも形式的に載つけたのか、ちょっとその辺、確認の意味でお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

36ページの利子の939万7,000円の内容でございますね。

〔「20万。20万の△、一時の」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 この利子の部分につきましては、一時借り入れも当初から見えておまして、町債の償還、利子も全体的に含めた中で、当初1億7,844万円見込んでございましたが、最終的な年間支払予定額については1億6,904万2,949円ということで、その差額939万7,000円を今回減額したものでありまして、その20万円の内容については後ほど資料提出させていただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 財政が苦しくて万が一と思って載つけたら大変だなと思ったんですけども、そういう感じではないみたいなので。

それでは次に、27ページの観光費の委託料、31万6,000円の観光プロモーションなんですけれども、観光に関して、この前、南会津町に関する事で、新聞では学校の旅行部門ですか、教育旅行、これに大分力を入れるよと。あるいは、内堀さんが南会津郡に来て、今後、南会津郡に対しては使いやすいような事業債を考えるよとかいろいろあって、これは議案を出した後、町長が内堀さんと会ったものですから、これに関連して質問しますけれども、そのときの感じで、内堀さんが今後どのくらい南会津に力入れそうなのかなと、町長の感覚をちょっとお聞きしたいとこんなふうに思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

感覚と言われますから、個人差が出るかもしれませんが、実は10日の日ですか、我々との懇談という時間は約30分ぐらいの中で、4首長さんの懇談をいただきました。私としては、今の観光風評被害、これ1つ、それから農林業の今の状況、それから町でやっていること、バイオマス発電だったり森林の活用とか、そしてもう一つは人材育成のことで、この大きなこの

3つの中で話をさせていただきました。

それで、ちょうど偶然なのか、本当にタイミングがよかったのか、民報新聞に1面に南会津地域の教育旅行とかああいうものが出ましたので、環境学習とか教育旅行の件。実際に本当になかなか厳しい状況が続いているというふうなものですから、引き続き県のほうでもご支援いただきたいと。私たちの町ではスキー場の支援であったり教育旅行、あるいは風評被害の払拭である県の事業等も一緒にやっていただいて、そして大分回復はしてきているけれども、来年は大体9校になるそうですから、見込みは約3,000人ぐらいになるそうですけれども、そういう話をさせていただきました。

農林業についても、町でやっていることも説明いたしました。そしたらやっぱりいろいろ、いろんな地域によって状況が違うから、県としても補助事業そうなんだけれども、いろいろひもつきでない、使い勝手のいい、何とか県としてそういうことを計画できたらいいねというような話がありました。ですから、私どもとしてみれば、南会津町でいえば集落応援交付金事業みたいなそういうものがあればいいなと思っているんですけれども、そこまでいくかどうかわかりませんが、やはり実情をしっかりと捉えた中でそれぞれの使い勝手のいい、そういうことも考える必要があるだろうという話もその懇談の中ではありました。

あともう一つ、人材育成に関しましては、学習サポートのことがありましたが、私も知事さんになられる前、副知事さんのときにもいろいろお話し合いさせていただいたんですけども、そのときにはやっぱり福島県全体の子供たちの学力ということを物すごく内堀さん、知事が心配されていて、福島県どうしても上がらないんだよなど、それに一番ネックというか、ちょっと気をつけなきゃならない、気にしていかなきゃならないというのが、阿武隈と南会津だと。そのようなこと言われまして、特にそういう学習サポートを私としては力を入れていきたいんだと。全体的な底上げが必要なんだとそのような話をされまして、ベネッセコーポレーションのあの事業になってきていたわけでありまして、そういう意味では皆さん方ご存じのように、福島県としては全体的に少しずつ底上げになってきているのかなとは思いますが、状況として。

ただ、総体的評価と絶対評価がありますから、これは何とも言えない部分ありますが、そういう中で、今の、今度なった内堀知事は、それは知事のスタイルでしょうけれども、本当に我々としてしっかり面談をしながら、地域の事情も、自分も行って、そしてしっかり本当に対応していきたいというような雰囲気はあったと思います。

ですから、それぞれの4町村で話し合いましたけれども、観光なんかは主に同じような状況

でしたけれども、それぞれの課題の中で話されたこと、そしてしっかり受けとめてもらったのかなと、そういう意味では、積極的に聞いてもらえるのかなとそういう雰囲気がありました。ただ、それが実行されるかどうかというのはこれからなので、しっかり県のほうにも、気を緩めないで要望活動をしていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今話を聞いていると、私もどちらかというと突拍子もない計画をつくるのが好きなほうですから、逆に言うと、計画をしっかりしていれば、ある程度自由のきいた計画であっても、ひょっとすると福島県の予算に反映できそうな雰囲気でしたんですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

副知事さん長くやられていましたし、ある程度の県全体の把握はされているのかなと、そういう意味で私どもがそういったことは本当によくよくの話だろうという受けとめ方されたのかなとも思います。ですから、そういう意味ではもっともっと今の事情、それからもっとステップアップするためにはそのようなことも自分たちもしっかり計画して、そして説明してやっていけば、それはそれなりの成果が出るのかなとそのようには感じました。

〔「了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど議員からおただしのありました過疎債の配分関係と、一時借入金利子の減額について、ご説明をいたします。

まず本年度ですが、県として過疎対策事業債の要望額は、113億ほどでございましたが、最終的には、同予定額については県内全体で84億7,200万でございました。かなり国のほうからは減らされているというような内容でございました。

それから、先ほどの20万円の一時借入金の利子の減額でございますが、これは当初、つなぎ資金として借りる際に利子が当然発生しますので、その際のために20万、当初予算で計上してございましたが、実質的には借り入れをしなかったということから今回減額したものでございます。

よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第103号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第103号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 国保補正の歳出の2目、1,658万4,000円の補正、この2つ、療養給付費と高額療養費、これの内容説明として、予備費から繰り入れた、この部分の説明を求めたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

国保補正の6ページかと思います。保険給付費の療養諸費、こちらのほうが19番の負担金、補助金及び交付金の項目で2,335万円9,000円の増額になっております。

これは、当初11億4,308万円ほどの予算計上しておりましたが、一月当たりの療養給付費の支払い、これの傾向を見ますと約1カ月9,720万3,000円ほどになります、そういうふうな想定がされました。その結果、年間トータルとしては11億6,643万8,000円ほどの歳出が見込まれると。今回不足する2,335万円9,000円を補正に計上したということでございます。

その下の退職被保険者の医療費、こちらは逆に言いますと、見込み額との差を出してみたところ1,245万円3,000円ほど余りそうだということでございます。この要因としては、退職被保険者の数が当初見込んだよりも減っているというのが1つの要因として考えられます。

それから、高額療養費のほうも、被保険者、一般被保険者のほうが800万の増、これも当初の見込み額と一月当たりの支出額を加味しながら推計したところ、約800万ぐらい不足しそうです。それから、退職関係の高額療養費についても同様の積算をしたところ、こちらやはり人数の減が大きな要因と思われまして、232万円2,000円ほどマイナスでございます。

高額療養費と一般被保険者の分は、両方とも伸びているわけですが、要因としてはやはり医療の高度化というのがあるのかなと思います。例えば血液に関する病だったり、心臓に関する病だったり、またはがん系の病だったり、そういうやつがやっぱり医療の高度化に伴って、1人当たりの医療費がふえつつあるというような傾向がここであかがい知れるところでございます。

それから、予備費かと思いますが、今回、この療養費のプラスマイナスを含めて、予備費で調整をして△1,691万8,000円というような数字でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。

それで、今後もこの形といいますのは、医療の高度化等々が進んでいってきつとふえていく、退職者の部分は今後も減っていくんだらうなというふうに想像しますが、先日、老厚被保険者が3方式に変更したという答弁ありましたが、南会津町の運営協議会のほうでは、制度改正等々、中身、委員の中からそういう3方式にすべきだ、2方式、均等割と所得割2本にすべきだとかという、そういうような議論はあるかどうか、ちょっと聞きたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

6月11日に町の国民健康保険運営協議会が開催されまして、私も出席いたしました。この中では、やはり今後の町の国保の運営というのが非常に危惧されるということを踏まえながら、保険者の一元化、29年度に福島県に一本化しようとする流れがほぼ決まっておりますので、それに向けて国保が今後どういうふうに変化していくのか注意深く見守る必要があるというようなご説明を申し上げたところでございます。

その中で、委員のお一人の方から、今現在町が導入しています国保の課税方式、一般的に4

方式と言われておりますけれども、所得割、資産割、それから均等割、平等割と、この4方式がこのままでいいのか、もしくは基本的に応能割といたしまして、所得割と資産割、能力に応じて払う応能割、それから応益割ということで、均等割、1人当たりの被保険者に該当する金額と1世帯当たりの金額と、これが南会津町としては50%を基本にして、例えば後期高齢者の支援金分、介護保険分はそのようになっております。

ただ、一般の医療保険分については、ここが資産割のほうが入っていることで、応能割のほう55、応益割のほう45ということで、若干50、50になっていないんです。この辺のところを委員さんのほうから、基本は50、50じゃないですかというような話があったり、あとは県の動向として、資産割の動きはどうなっていますかというような話がありました。これについては、国保の県一元化に伴って分賦金方式で今後示されることになると思いますので、そのときまでにきちんと方向性を見定めて、町のあるべき姿を模索していきたいというようなことでお答えした経過がございます。

以上でございます。

〔「了解です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第104号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第104号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第105号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第105号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第106号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第107号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第108号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 補正の6番、簡水補正6番の新設改良費ということで、工事請負費、遠隔監視システム整備工事請負費とこう書いてあるんですが、これはどういうものか説明していただきたい。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

今回補正で委託料と工事請負費、それぞれ組み替えという形で提案させていただいております。

遠隔監視システムにつきましては、これまで各浄水施設、規模の大きいものに限って、当然、専用回線あるいはN T T回線を使用して直接こちらの庁舎で管理できるものということで、言葉的に言いますと非常に大がかりなシステムを持っております。こちらは当然、配水池であれば各機器が正常に動いているか、あとは正常に配水がされているか、それは流量計とかそういうもののデータを拾ってやっているわけでございますけれども、今現在、南会津町では、西部地域含めまして、上水道も含めまして、これらを全てクラウド化した今のインターネット化した中で各こういったデータを、逆に言えば誰でも自分の机の上で見られるという形の整備を進めております。

今回、この事業も当然補助事業として進めているわけなんですけれども、設計費、こちらのほうが額が確定しましたので、今回組み替えをしまして新たな整備の機器のほうに追加をさせていただいて、事業を少しでも進捗を高めるということで、今回提案させていただいたものでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 こういうシステムで、どこかが断水しているなんていうものはこういうのでわかるんですか。ちょっと質問が合っているかどうかわかりませんが。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

特に断水の事前情報、これを確認するには非常に有効なシステムだと思っております。これまでの例を言いますと、例えば、配水池の水位が下がって警報が出ちゃったと。これはどこか漏水しているぞという話で現地に行って、漏水場所を探して、当然、異常が配水池の水位低下ですので、どこかで水が異常に出ていると。

ただこれは、やはりこの配水池の異常低水位の警報を受けてから動くということはタイムラ

グが出て、どうしてもその原因を発見して復旧するまでにはもう十中八九、断水箇所が発生している。ただし、今回整備していますのは、主となる送水管、そういったものである程度異常な送水量、これがあつたときもある程度警報として出そうということで今動いております。ですので、非常にこれは前段の断水に至る直前で、その手前である程度こういった情報は捉えられるのかなど。

当然、今現在は整備を西部地域も含めてやっております、どの数値で警報として発信させるかと、これも全て今動かしております。これは順次整備になった地点から、極論を言えば今持っております携帯とかスマホ、そういうものにも指定した職員のところにはリアルタイムで、ちょっと数値が異常になった場合届くようになっております。なおかつ、現地に出たときでも、今現在この配水池、幾らになっていると、それはやはり現場に出ていった場合は一旦、計装盤が役場にあるときは役場でそこを見てくれと、そのやりとりが必要だと。場合によってはそのシステムがないところは、1回ごとにやはりその現場に行つて確認しないと確認できなかったと。それがこちらのシステムが整備されることによって、その場でタブレットでありスマホであり、そういったもので確認できるということで、非常に今後の管理上、リアルタイムな管理ができるものと、非常に期待しているところでございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 非常にいいシステムでよかったなど。

ただこれ、簡易水道関係なものでこの後の水道のほう、だから私が何を言いたいかという、このシステムを、極端に言えばこの南会津町で全体を100とした場合の水道関係でこういうシステムで、今みたいな感じでわかるというのはどのくらい、割合というのは。100%なら一番いいんだけど、簡易水道だけのあれですからどのくらいカバーしているのか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 基本的には、上水道、田島上水道を含めまして、全ての簡易水道施設に設置したいと考えております。ただし、簡易水道についても、非常に規模の大きいところと、当然規模の小さいところもございます。それは当然設置する内容が変わってまいります。

特に簡易水道については浄水施設を持っているところ、または持っていないところ、配水池を持っているところ、持っていないところ、そういったやっぱり施設ごとの、施設の内容の違いもありますけれども、基本的には各簡易水道単位、あとは専用水道、そちらも全て網羅していきたいなどそのように考えております。

〔「今全体、これでどのくらいカバーしているか」と言う者あり〕

○長沼 豊環境水道課長 この事業につきましては昨年度からの継続事業ということで、来年度まで一応事業は継続しております。ですので、今現在の網羅しているエリアとしては5割弱かなと思っております。

〔「半分。了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

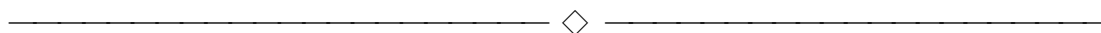
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第109号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告、質疑

○芳賀沼順一議長 日程第16、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を議題とします。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告を求めます。

17番、議員定数と議員報酬に関する特別委員長、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 それでは、議員定数と議員報酬に関する特別委員会の報告をさせていただきます。

平成26年度第1回南会津町議会定例会において設置されました当特別委員会は、二元代表制のもと、議会機能の充実及び議員活動の活性化を前提にさまざまな調査・研究と議論を行い、その結果について次のとおり報告をいたします。

記。

1、議員定数について。

議員定数については、18人とすべきである。

現在、広報委員会を除くと3常任委員会が設置されておりますが、常任委員会では、専門性を確保しながら意思決定のための討議を深めるためには、現状の1委員会6名は最低確保と判断される。また、18名の定数は、人口1,000人に対して議員定数1名という一般的なガイドライン上にあるとともに、広い面積を有する当町の場合、民意を幅広く町議会に反映させるためには適当な定数と考えます。

今後、町の人口の減が進めば、定数及び2常任委員会を検討しなければならないと思います。

2、常任委員会数についてであります。

現在、3常任委員会制（広報委員会を除く）は維持すべきである。

議会としての町政監視機能を保持し、政策提言力を高めるためには、一定の専門性が担保されなければならないと考えております。

3、議員報酬についてであります。

議員報酬については、会津若松市議会議員報酬の考え方を参考といたしまして、本町議員の活動日数等を調査しながら、客観的な積算基準づくりについて調査研究を進めた結果、妥当な議員報酬を別紙のとおり積算いたしました。合併後の地域経済、労働環境、町長等の給与の減額措置、住民意見等々に対し、当面現行報酬額とすることが適当と判断します。

ただし、各常任委員会副委員長の報酬は、所管委員会の連絡調整及び資料作成等の活動業務があるので、その対価として月額2,000円の報酬加算が適当であると考えます。

また、今後の議員報酬改正に当たっては、今回別紙により積算しました額及び積算方法について継承し、最大限尊重されることを当委員会として希望いたします。

4、政務活動費及び会議出席費用弁償（日当）について。

政務活動費は導入しないものとするべきである。

政務活動費は、主に議員の調査研究活動を推進し政策提言を行う上で有効なものであると考えますが、会派制をとっていない町村議会の場合、導入実績が少なく、制度の成熟度も低いことや、これらの活動費は議員報酬額の中で積算検討されるべきであるとの意見もあり、時期尚早であると考えます。

また、政務活動費にかわり、政策提言に資する議員の調査研究を強化するため、先進地視察研修のあり方を検証しながら、新たな研修費用の充実を図るべきと思慮されます。

一方、半数の県内町村議会で支給されている本議会、委員会、議員全員協議会等会議出席時の費用弁償（日当）についても検討した結果、合併時に廃止した経緯や議員報酬との二重性の懸念から、これまでどおり支給しないほうがよいとの意見があり、集約されました。

別紙の2ページ、3ページは別表を見ていただきまして、附帯意見を述べさせていただきます。

当特別委員会は、主に議員定数と議員報酬についての調査検討を進めてまいりましたが、一方、その過程の中で、地方分権一括法以後の地方自治法改正により、地方議会に求められる議会機能の拡充に対応した議会運営のあり方について議論してまいりました。

議会及び議員活動の活性化を図り、可視化された町議会を目指すため、次の点について意見

を付するものです。

記。

1、町民の付託と責務。

二元代表制のもとで町民から付託された議会及び議員の責務は大変重いものがあります。議会基本条例施行から4年を経過し、基本的な理念に基づいた活動の効果、成果を振り返り、今後、議員一人一人がさらなる研さんに励み、町民の付託と責務を全うしなければならないと思います。

2、議会基本条例の順守と検証。

議会基本条例は、議員みずから定めた議会の最高規範であり、議員みずからがこれを生きる条例にするために、議会運営委員会を中心として、常に検証、改善を行わなければならない。

3、委員会活動の活性化。

委員会活動において、所管事務調査にとどまらず、第一義的に、議員間討議を深め政策提案に結びつける議論の場であることを認識し、その活性化に向けた方策を考えなければならない。

4、議会広報活動の充実強化。

議会活動が十分に町民に理解されていない現状を重く受けとめ、議会報告会を含めた議会広報活動の充実強化策について、議会広報委員会で検討が必要と考えます。

5、議会倫理条例の制定。

議会基本条例との整合性を考慮しながら、新たに議会倫理条例の制定について、調査検討を進める。

以上、議員定数と報酬に対する特別委員会報告といたします。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 何点か質疑させていただきます。

まず、人口1,000人に1人ということでありますと、これを議論するときに、住基台帳をもとに議論をしたのか、それとも現住人口をもとに議論したのか、その点をまず伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 我々議員定数と議員報酬の委員会では、議員のアンケートの皆さんの意見も踏まえながら、それぞれの意見を聴取しまして、議員の定数、議員の報酬どうしたら

いいのかというアンケートを取りました結果……

○芳賀沼順一議長 人口は何からとったかという、そこだけ説明すればいいですよ。

○17番 菅家幸弘議員 それは人口割としてやってまいりました。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 副委員長の大桃であります、説明させていただきます。

どちらに軸を置くかということではなくて、もちろん合併からこれだけの数が減っているという認識のもと行いましたので、どちらではなくて、一般的な人口としまして、現在は1万7,000人強というような認識で行っております。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 わかりました。現住人口ですと10月現在で1万6,560という数字になっています。そして、今これだけ減少が進んでいる中で、その1,000人に1人という一般的なガイドライン、1万7,200というと、まあ、1捨2入という形だったら18かもしれませんけれども、18人というのはその点からいっても、住民の理解を得るためにもちょっと難しいのかなというふうに思います。

それから、報酬についてであります、せっかく客観的な積算根拠に基づいて25万6,785円というのを出されました、研究されて。そして、この臨時号には、現在の議員、我々だけではなく、多くの方が将来立候補して議員活動をしやすい条件、これというのは定数が多いということではないんだと、私、説明会でも聞きました。南郷の説明会では、〇という方がこのように言っておられます。

住民の声が議会に届くことが重要と思う。志を持った若い議員が立候補して活動するために必要な報酬はあるんじゃないですか。高いか低いか、私は議員活動をやっていないからわかりません。だけれども、生活が守れなくて住民のために奉仕する議員活動ができますか。そういう人たちが、将来を思う人が議員に出て活動できる対価、これが報酬であろうというふうに南郷の方がおっしゃいました。

それらから参酌しましても、きっと江藤先生の影響はかなり大きいんだと思いますけれども、江藤先生も、現在の議員のためではなく、多くの方が立候補しやすい条件、それが議員定数、報酬を考えることである。新しい議会をつくるために必要。現在の議会のためではなくて、多くの住民が将来議員になりやすく、また活動しやすくする条件、持続的な地域民主主義の条件として考える必要があり、住民の声を実現するとして、議員は将来を見据えれば報酬削減等は背信行為になるということも言っておられます。

それらを見ると、報酬アップの根拠を出したのに、この委員会の中では報酬アップを、そして若い議員が議員として活動できる体制、我々が我慢するのではなくて、我々も身を削りながら前回4、身を削りました。そこで報酬をアップして活動しやすい条件を考えるという意見は、特別委員の中にはいらっしゃいませんでしたか。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まず、1,000人に1人というガイドラインについてですけれども、こちらは根拠があるわけではなくて、実際は一般上にあるという概念の問題です。これについては、アンケートもとらせていただきましたが、人によっては2,000人に1人という方もいらっしゃるわけで、ある程度の目安として判断しております。

そしてまた、我々合併以降、議会基本条例を制定しながら、いかに議会活動を活発化していくか、町民に信頼を得られるような議会にしていくかということを行っております。その上では、やはり3常任委員会6人、これが基本であろうと。委員会中心主義の考え方で議論を進めてまいりました。

そうしますと、6人未満になってしまいますと、どうしても一方的な意見に偏ってしまったりするという懸念がございますので、委員会中心主義という考えのもと、18は維持すべきだ。しかしながら、今後人口減少は明らかに予想されますので、その際にはやはり検討が必要であろう。しかしながら、これもまた、そうなった場合は2常任委員会を検討しなくてはならない。それを急激に変化させることが果たして住民の福祉につながるかということ、そうではないでしょうというような考え方から、まずは我々が制定した議会基本条例にのっとりこの路線をしつかり継承する、そして結果の出せる議会にしていきたいと、その旨から18人ということで、現状維持という結論に達させていただきました。

次に、報酬ですけれども、議論の中というか、まず調査研究の中では、江藤先生の考え方もそうですし、会津若松市議会でもそうでした。その上で、上げるべきではないかというしっかりとした根拠づくりを、上げるべきというのが先にあったわけではなく、まず根拠をつくりましょうと。

今まで議員報酬というのは、今現在我々の報酬に関しましても、旧田島町の議員報酬をもとにしております。継承しているものでございます。したがって、地方自治法が改正される以前の決め方というのは、同じ人口規模であったり財政規模であったり、そういったものと横を見ながら我々どうしますかというものを決めてきた。そうではなくて、これでは基準にならないので、まずは基準づくりをしましょうということで、我々特別委員会の中で平成25年度の

活動を全部振り返りました。そうしましたところ、別紙にございますような基準というのが出まして、このような報酬にしてはどうかというようなまず結論が出ました。

しかしながら、我々は住民とともに議会をつくり上げていかななくてはならないという観点から、住民アンケートをとらせていただきました。そうしますと、6割の方が高いというようなご意見をいただきました。ただし、これには注釈が必要でして、実は前回の特別委員会で住民アンケートをとった際には、高いと、同じ報酬なんですけれども、高いと答えた方が8割あった。しかしながら今回は6割だと。これはなぜかという分析をしました。その結果は、我々議会報告会というものを丹念にやってまいりました、丁寧に。そうしたところ議会に対する理解が深まったのではないかとというような考え方もございました。

したがって、このようなことを検証しながら、理解に努めていくことは必要であるが、ただし、今回の住民説明会での声もあったように、なかなか理解されない現状もある中で、上げてしまうことはやはり住民理解につながらないであろうということから、いろんな議論ございました。上げましょう、しかしながら住民の意見も大事にすべきだと。この2つがあった中で、最終的にはまだ時期尚早であろうというような結論に達したということ。意見は2つありました。上げようという意見、しかしながら住民理解が得られないのでしっかりその声を丁寧に聞きましょうと、聞き入れましょうというような2つの意見があったということです。

以上です。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 大変よくわかりました。

そうしますと、住民の声を聞き、特別委員会で議論を重ねてこの現状維持に落ちついたということだと思いますが、あと一点、説明会、私、館岩、伊南、南郷聞きまして、伊南のときに、歳費という形で、議会費を全体の一般会計の中全体で議会費を下げた中で議員個人の報酬を上げるとかそういうことも考えられるのではないかと意見がありました。その方は、壬生町は人口4万人で18人、猪苗代、坂下は16人、これだけ人口が減り続けているんだから、今後の4年間を見たら18人で行くのは多過ぎるのではないかとということでありましたけれども、その人の意見ですと、その議会費、これは事務局員も入っておりますけれども、議会費が今何%を占めている、隣の町は何%だよというとかということは特別委員会の中では議論されましたか。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 報告書の8ページごらんいただきますと、資料のナンバー5、議会費

の決算額の推移ということで、我が町の議会費の推移を示してございます。しかしながら、江藤先生の講演にもございましたように、議会費が総予算の中の1%、一般会計における1%枠みたいなものが通説として流れているんですけれども、果たしてこれについても根拠があるのかという話になりました。そこで我々結論としては、これを考えるべきではないというようなことでした。先ほどの人口1,000人当たり1人というようなガイドラインと似たようなものだと。結果的にそうなっているもので、大体そうなっているものであって、そこを目指すべきではないというようなことから、まずはそこについて考えました。

その次に、他町村との比較についても考えまして、同じ資料の、1ページ、2ページ、3ページでございます。そのような観点で全て拝見させていただきました。

重ねて申すようになりますけれども、我々の今回目指しましたのは、しっかりとした客観的な根拠づくりでございました。周りを見てもなかなか根拠を示してくれるような、実践されているような議会がなかなかなかった。その中で会津若松市議会においてはしっかりと、市民と一緒に作りながら、しかも根拠を示しながらつくったということで、我々はそのモデルを模範にして作り上げたということですので、その人口ベースとかそういったものについては考えなかったということです。答えになっていますでしょうか。

〔「了解です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 さまざまな意見があると思うので、今、特別委員長さんの附帯意見の中の3番で、委員会活動、これも委員会ですよ、これの活性化を図るために議員間討議を深め、政策提言に結びつける議論の場であることを認識して考えなければならぬとこう書いてあるから、議員間討議に、書いて、それぞれの意見を出し合ってはどうか。委員長さんに提案したいと思います。

○芳賀沼順一議長 17番、菅家幸弘君。

○17番 菅家幸弘議員 最初に議員の皆様からのアンケートをいただきまして、報酬と定数に対する意見はもらって、皆さんに添付されていると思います。大体、定数に対しては適当、報酬に対しては適当が11名でしたかね。低いという人が4……。

〔発言する者あり〕

○17番 菅家幸弘議員 だから、本日は報告だけですけれども、この方向性にいろいろ調整が必要であれば、議員間の討議をやっていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 議長より申し上げますが、議員間討議をする場合には、委員長じゃなくて、議長のほうでこれは招集ということになりますので、この後、追加議案も含めて、議運がごございますので、私の意見も含めて別に、きょうではなくて、これについてはきょうは報告ですので、皆さんに報告がわかっていただければこの後、別に議員懇談会でも開いて皆さんの議論という場も設ける場合もございますので、その辺は了願います。

ほかに質疑ございますか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 あとでやるというようなふうなんで、ちょっと、裏のページかな、特別委員会、今報告があった裏のページで下のほうから5行目、政務活動費にかわって新たな研修費用の充実を図るべきと思慮されますと、ここで終わっているわけですけども、具体的にどうすべきだとかとないんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 相談の中でありましたか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まずは、報酬とは何かということ考えた。その中で政務活動費、今大変話題になっていることですのでこれについても考えましょうということ、また議員の皆様からも全員協議会の中でご意見いただいた中で調査行ってほしいということでありましたので、調査を行いました。

ここにあるとおり、なかなか納得性得られるようなモデルケースがないということ、また、会派制をとっていない町村で実施している自治体というのが非常に少ないんですね。したがって、モデルにしようもしようがないということございました。ただし、ご意見いただいたことには賛同しておりまして、調査研究を十分に行うためには、しっかりとした原資がないとできないというのも事実であります。しかしながら、やはりこれも二重報酬ということにつながりかねませんので、二重性を考えたときには、まだ精査が必要であろうということでお話をしました。

しかしながら、一方、我々視察研修、毎年委員会で行っております。ですが、なかなかこれを施策につなげるまでということ、追及できているかということ、それも現時点ではできていないと言うしかないというような結論になりました。

したがって、その個人として動くための原資は必要ではありますが、まずは議会全体として捉えて、委員会ですべての結果出せるような形を模索するべきではないかというような議論はございました。その中で、1つの案としては、例えば事務局費の中において、申請によって

しっかりその妥当性が認められれば支出できるようなシステムをつくってもいいんじゃないか
というような示唆はございましたが、結論までは至らなかったということでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 何だかわかったような、わからない。要するに、その前では、副委員長は2,000円報酬加算が適当であるとはっきりうたっているよね。その次の政務活動費になると、一番最初、導入しないものとするべきであるとぼーんと言って、その後、時期尚早である。だけれども、議員の調査研究には研修費用の充実を図るべきだと。これ、二転三転しているわけよ。何を言いたいんだと。委員会の中ではこうだったという、そういう議論なかったのかと。あって具体的にこうすべきだとかと、そういうのがなかったのかということ。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 繰り返しになるようですけども、その意見はあったということですが、もちろん政務活動費として。ただし、その調査費は必要だけれども、こういった形で出すかということに対しては、やはりもう少し議論深めるべきであろうというのが結論です。

したがいまして、意見としては、我々議員として、個人として必要性は感じているけれども、その制度としてどうするかということに関してはまだなかなかちょっとつかめないというのが我々の現状でありました。したがいまして、はっきりしていないということはそのとおりでございます。これが現状であるということ、そのように認識いただければと思います。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 なんかこう、言うともみんな副委員長が答えているんですけども、今後、きょう今回これは特別委員会の報告と、中間報告なのか最終的な報告かちょっとわからないですが、結局今後、どういうふうな形で結論に持っていこうとされているのか、そこをお伺いしたいと思います。

要は、今12月の議会やっているのと、だからそれを、ほぼ終わりに近いわけですけども、この附帯意見の中では議員間討議を深めなければならないみたいなことを書いてあって、そして、今後どういう経過でいつころやろうとしているのか、その辺の今後のスケジュールと、どこでいつやるのか、それをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まず、副委員長報酬に関しては3月定例会で提案させていただきたいと、条例改正の提案をさせていただきたいとまずもってお知らせしたいと思います。

それ以外のことについて、意見付させていただきました。これについては、どこで議論するかというのは、今のところ議会改革についてとか話し合う機会がなかなか設けられていないというのが現状かと思えます。議運でやるのか、果たして広報でやるのかとか、そこが決まっていない状況でありますので、それについてもこの後皆様と議論重ねていくのが妥当性あるのかなと思っております。

したがいまして、きょうは報告ですので、もう一つ、今回は我々のこれが最終報告です。3月から調査研究進めてまいりまして、一定の調査を行いました。最終的には住民説明会終わった後にもう一度討議させていただきまして、最終報告とするというようなものを決定させていただいておりますので、そのようなこととなります。

これ以外で議論すべきことは、報告させていただいた上で、皆さんと議論していきたいというようなことでございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○17番 菅家幸弘議員 今ございましたが、一応きょうは報告ということで皆さんにさせていただきましたが、この方向性に対して調整が必要ということが判断された場合は、議員懇談会を開催させていただきたい。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。了解願います。

○12番 湯田秀春議員 議員間討議とかそういうのやって、いつころまでにこれをこう、決定させるのかということです。

○芳賀沼順一議長 議長から申し上げますが、きょうが最終報告ということですので、これは報告としては最終報告で、これが決定ということです。

ただ、この内容について、議員の皆さんの中で、ここで質疑ができない部分、全員でという、先ほどありましたので、それについては今後、今年度中になるべく早い段階で全員の懇談会を開いて、またそれはこれが変わる変わらないは別にしてやりたいと思いますが、ただ、この部分についての質疑は今お受けしていますが、日程とか何かというのは。特別委員会の報告はきょうで終わりですのでご了解願います。最終報告となっておりますので。よろしいですか。

今回は、両方とも報酬も定数も現状維持ということですので、議決事項ではありませんので、この文面、言葉がいいの悪いので言う部分とはまた違いますので、ご了解願います。

これで質疑を終わります。

以上で、議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を終わります。



◎平成26年請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、平成26年請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願につきましては、平成26年9月3日付で4番、室井嘉吉議員の紹介により、南会津町田島字後原甲3531番地1、日本労働組合総連合会福島県連合会、南会津地区連合会議長渡部訓正氏より提出されたもので、平成26年第3回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

この請願の趣旨は、解雇の金銭解決制度や、ホワイトカラーエグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者保護の後退が懸念されるルールの導入などを行うべきではないとする意見書の提出を求めるものでございます。

本委員会といたしましては、9月17日、10月30日、そして11月27日には、請願者である渡部訓正氏を参考人として招致し、慎重に審議をいたしました。

審議の結果、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、日本経済、社会の持続的成長のため必要なものと全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第4号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

この後、議会運営委員会を議長室で開催します。

再開の放送は5分前に放送します。

ご苦勞さまでした。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時36分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 先ほど、町長提出議案1件、委員会提出議案3件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第1、議案第110号 工事請負契約の一部変更について（平成23年災林道大原線災害復旧工事）を議題とします。

ここで、提出者、町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第110号 工事請負契約の一部変更についてご説明申し上げます。

本件は、平成24年5月18日付及び平成25年9月30日付で、株式会社新井組との間に契約した平成23年災林道大原線災害復旧工事請負契約について、産業廃棄物処分及び横断工の増工に伴い、工事請負契約金額を111万3,480円を増額し、8,979万1,230円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りましてご同意くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第7号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、委員会提出議案第7号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 ただいまの議案について提案説明を申し上げます。

委員会提出議案第7号。

南会津町議会議長、芳賀沼順一様。

提出者、総務委員長の渡部でございます。

労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書の提出についてでございます。

読み上げまして、提案理由といたします。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

しかし、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論は、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くばかりか、政府が掲げる「経済

の好循環」とは全く逆の動きである。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールのみにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方や、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されているが、雇用・労働施策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

このことから、労働者保護ルールの改悪反対を強く求めるものである。

以上のとおりでございます。

よろしくご審議を賜り、よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第8号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第3、委員会提出議案第8号 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する決議を議題とします。

提出者の議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議題となりました東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する決議のご説明を行います。

福島第一原子力発電所の事故から3年9カ月が経つが、収束どころか放射能汚染水が海に流出するなどなお危機的な状況にあります。

南会津町は、福島第一原子力発電所から114キロ離れているが、新潟県にある柏崎刈羽原子力発電所からは107キロの位置にあり、もし事故が起これば、放射能は偏西風によって本町に迫る可能性が非常に高く、町民はその再稼働に大きな不安を抱いている。

政府は、再稼働の理由に「電力不足」を挙げているが、原発が未稼働でも猛暑の夏を乗り切っており、国民生活に混乱は起きなかったことが証明されている。

よって、柏崎刈羽原子力発電所はもとより、全ての原発の再稼働に反対する。

記。

1、福島第一原子力発電所は、事故処理の方法や安全性も確保されず、また、政府の認識と説明が不十分であることから、国民を不安に陥れている。よって、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は絶対に許されない。

2、一日も早く原発依存の社会から脱却し、「安全・安心なエネルギー社会」への政策転換を行うべきである。

3、使用済み核燃料の最終処分方法が確立されていない現状での再稼働は許されない。

以上、決議する。

平成26年12月12日、福島県南会津郡南会津町議会。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 この内容につきましては、この前の開会日の議員懇談会で私が意見させていただきましたが、内容的には大変よい内容にさらに深めていただきましたが、あのとき私は意見書ということをお願いしたわけですが、ちょっと決議になった理由を伺います。

○芳賀沼順一議長 議会運営委員長、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 委員会の中でも意見書ということが出ましたけれども、これは南会津町議会として出すには少しなじまないんじゃないかと。急に今回に通すためには決議文として出したほうがいいんじゃないかと。意見書として出す分には今後のどのようなところでど

んなふうに出すかという検討の余地があるということで、決議文とこういうことにいたしました。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、今の説明で決議文として出すという話ありましたから、出すんですね。意見書の場合ですと、国とか、国の大臣とかずっとありますけれども、決議文としても出すんだったらいいんです。ただ出さないで南会津町議会だけの意思統一で終わっちゃうのかなと思うものですから、そういうの、違いも含めてちょっと説明をお願いします。

○芳賀沼順一議長 星登志一君。

○13番 星 登志一議員 すみません。出すという言葉で少し文言の足りないところありましたけれども、南会津町議会としてはこういう意思ですよという決定を表明すればいいんじゃないかと。意見書までは必要はないんじゃないかということで決議文として決定いたしました。言葉足らずでまことに申しわけございません。そういうことです。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第9号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第4、委員会提出議案第9号 JR只見線の早期全線復旧を求める決議についてを議題とします。

提出者、議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ただいま議題となりましたJR只見線の早期全線復旧を求める決議についてのご説明を申し上げます。

皆さんご存じのように、只見線は、東京に電力を送るために只見ダムの建設に大いに寄与し、日本の復興に多大なる献身をした立役者であることはもうご存じのことと思います。

もう一つは、袋小路の交通網は何の役にも立たないと。政府も来年度においては、袋小路の道路をなくそうという施策を実行しようとしております。

そして、エコパークの認定も只見町は受け、これからさらに南会津郡全体を周遊するという観光目的においても、この線は袋小路にしたり復旧が遅くなることは、この地域全体にとっても大きなマイナスであります。

さらに昭和の時代に赤字ローカル線廃止の議論が日本では起こりました。ご存じのように会津線は第三セクターに移管されております。しかし、このときも過去の只見線の実績とこれからの福島県、新潟県を結ぶ重要性を鑑みて、当時、昭和の赤字ローカル線廃止の議論でも、経営に困難のある非常に閑散な路線ではありながら廃止対象外となった経過があります。

これをもとにすれば、各種団体に我々が活動をし、鉄道軌道法の改正などを含めた法改正にまで活動を広げて、一日も早い只見線の復旧が会津地方のインフラの確保と、南会津地方の広域的な観光産業振興のため、JR線の完全早期復旧を求めるものであります。

記として、1、国として、JR只見線が早期に全線復旧できるように最大限支援すべきである。

以上、南会津議会として決議をいたします。

平成26年12月12日、福島県南会津郡南会津町議会。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

〔「議長、1点ちょっと」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 確認なんです、この給料改定による合計の187万9,000円、それから勤勉手当のほうで1,320万7,000円、合計で1,586万ということですよね。そして、これ平均が書いていないので、平均は何人で割ったらいいのですか。平均とさっきから言っているんですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 職員全体の平均ということで申し上げますと、257名が対象になってございますが、そのうち、育休とかそういう対象等も引きますと、最終的には251名の平均になってございます。

〔「それで割ったのが平均ですね」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 はい。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

会議を閉じます。

平成26年第4回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員